

人事委員会史

～ 70 周年（復帰 50 年）記念誌～

沖縄県人事委員会

発刊にあたって



沖縄県人事委員会委員長 島袋 秀勝

本年は、本土復帰から50年の節目となる年であり、琉球政府人事委員会発足から通算して70年を迎える年となります。このことを記念して、人事委員会史～70周年（復帰50年）記念誌～を発行することとなりました。

戦後、アメリカ合衆国の施政権下の本県においては、昭和27年4月に公布された琉球公務員法に基づき、同年5月に琉球政府人事委員会が設立されました。また、翌年に制定された琉球政府公務員法においても、琉球政府人事委員会が存置され、本土復帰後は、地方自治法及び地方公務員法に基づく沖縄県人事委員会として再出発を致しました。

琉球政府時代には戦後の混乱期から復帰までの激動期にあって、また、復帰前後には社会全般の仕組みや制度が激変する中にあって、現代的な人事行政の理念に基づく公正・中立な人事行政機関としてその役割を全うし、その後も公務員制度の改革に対応し、多くの成果を挙げてきたものと自負しているところであります。

これも、ひとえに、歴代の人事委員、事務局職員の不断の御尽力と関係各位の深い御理解と御支援の賜であり、ここに改めて感謝申し上げるとともに、深く敬意を表するものであります。

さて、現在、我が国においては、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化や感染症の拡大等の経済社会情勢の中で、社会経済システムの再構築が行われ、行政組織の再編・合理化、規制緩和の推進、行政評価システムの導入等、簡素で効率的な行政の実現に向け、その改革が進められております。

本県においても、県内の厳しい経済状況や激しく変動する社会環境に対応するため、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」が策定され、社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」の実現に取り組んでおります。

また、全国同様に、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大、長期化している現下の状況において、公務が果たすべき役割はこれまで以上に多岐にわたっており、このような状況において、県民生活の安定及び経済の回復のためには、組織のパフォーマンスを最大化し、簡素で効率的な行政体制を構築する必要があります。

そのためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者であるということを改めて自覚し、自らの倫理の保持と公務能率や行政サービスの向上に努めることが重要であるとともに、職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる勤務環境を整えることもまた重要であります。

我々人事委員会は、地方公共団体の職員の任免や給与制度等の人事管理が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的観点から調査研究や勧告などを行うため、独立して設置されている公平・中立な機関であります。

これまでの諸先輩方が築き上げた功績を元に、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等その使命の達成に向け、人事委員及び事務局職員全員で取り組んでいく所存でありますので、今後とも、関係各位の一層の御指導、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます、御挨拶といたします。



70周年を祝して

沖縄県知事 玉城 デニー

はいさい、ぐすーよー、ちゅうーうがなびら。

沖縄県人事委員会が、創立70周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

昭和27(1952)年5月に琉球政府人事委員会として発足して以来、激動する社会経済情勢の変化の中で、公務員制度の確立に努め、職員の任用、給与、服務等公平な人事行政の推進に多大な貢献を果たされました。ここに歴代委員を始め、事務局職員の長年の御尽力に対し心から敬意を表します。

昨年、沖縄県は、本土復帰から50年の節目を迎えました。5次にわたる沖縄振興計画等により、社会資本整備は着実に進み、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の成長など様々な成果を上げてまいりました。

一方で、一人当たり県民所得が全国最低の水準にあるなど、自立型経済の構築はなお道半ばにあるとともに、離島の条件不利性、米軍基地問題等の沖縄の特殊事情から派生する固有課題に加え、子どもの貧困の問題、雇用の質の改善等、重要性を増した課題や新たに生じた課題等も明らかとなっています。

復帰50年の節目の年にスタートした「新たな振興計画」においては、県民が「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を施策展開の基本的指針として掲げるとともに、持続可能な開発に向けて全ての国が取り組む国際社会全体の共通目標であるSDGsを取り入れ、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示しています。

また、今後50年先を見据え、これまでの沖縄のあゆみや発展等を振り返り、先人たちが将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状とを比較し、新たな建議を行ったところです。

社会が大きく変化する過程においては、公務の役割はより重要性を増し、県民が安心して暮らせる社会の実現に向けた有為な公務人材の安定的な確保が重要となります。

この国全体が超高齢社会となった現在、人生100年時代における多様な働き方も求められており、公務においては令和5年度から現在の60歳定年が段階的に65歳に引き上げらることとなる等、時代の要請に応じた公務員制度の確立が求められていきます。

沖縄県人事委員会におかれましては、持てる権能をいかに発揮され、将来を十分に見据えた公務のあり方を引き続き研究いただき、県民の福祉の向上へ繋がる職員の職務能力の向上等に資する公務員制度の整備に御尽力されることを期待しております。

この度の創立70周年を新たな節目とされ、この後なお一層発展されますことを祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

給与勸告
(令和4年10月4日)



副知事手交



議長手交

目 次

発刊にあたって	沖縄県人事委員会委員長 島袋 秀勝
70周年を祝して	沖縄県知事 玉城 デニー
第1章 人事委員会の概要	1
1 琉球政府人事委員会の設立	1
2 沖縄県人事委員会の設置	1
3 人事委員会の権限	1
(1) 行政的権限	
(2) 準司法的権限	
(3) 準立法的権限	
4 人事委員会の委員	2
5 人事委員会の運営	2
6 事務局	3
(1) 事務局の組織の変遷	
(2) 事務分掌	
(3) 事務局職員の定数の推移	
(4) 事務局長	
第2章 業務の概要	7
第1節 任用関係業務	7
1 琉球政府の任用制度と採用試験の状況	7
(1) 琉球政府公務員法制定以前	
(2) 琉球政府公務員法制定後	
(3) 職階法に基づく採用試験	
(4) 上級試験の実施	
2 復帰後の採用試験・選考の状況	8
(1) 上級試験	
(2) 中級試験	
(3) 初級試験	
(4) 警察官採用試験	
(5) 障害者を対象とした選考試験	
(6) 民間企業等職務経験者試験	
(7) 採用選考	
3 昇任試験・選考の状況	13
(1) 昇任試験	
(2) 昇任選考	
4 臨時的任用の承認	14
第2節 分 限	14
第3節 服務関係業務	14
第4節 給与関係業務	14
1 復帰以前の給与	14
(1) 軍政府及び沖縄民政府時代	
(2) 沖縄群島政府及び臨時中央政府時代	

(3) 琉球政府時代	
(4) 戦後から本土復帰までの給与の実施状況	
(5) 給与に関する報告及び勧告の推移	
(6) 復帰以前の諸手当の変遷	
2 復帰後の給与制度	30
(1) 復帰時における給与の切替	
(2) 給与に関する諸原則	
(3) 給与制度の概要	
(4) 復帰後の給与制度の主たる改正の経過	
(5) 給料の調整額等及び諸手当の改正経過	
(6) 給与の勧告及び報告	
3 給与等の条例案に対する意見	69
4 人事委員会規則の制定改廃状況	70
5 給与の支払監理	70
6 給与に関する報告及び勧告	70
第5節 勤務時間及び休暇等	71
1 復帰前の状況	71
(1) 勤務時間	
(2) 休憩時間	
(3) 休息時間	
(4) 休日	
(5) 休暇	
2 復帰後の状況	75
(1) 勤務時間	
(2) 休憩時間及び休息時間	
(3) 休日	
(4) 休暇	
(5) 週休2日制	
(6) 育児休業	
第6節 公平審査関係業務	77
1 勤務条件に関する措置の要求	77
(1) 制度の趣旨	
(2) 処理状況	
2 不利益処分に関する不服申立て・審査請求	78
(1) 制度の趣旨	
(2) 処理状況	
3 公務災害補償に関する審査の請求	79
4 職員の苦情相談	79
5 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議業務	80
6 職員団体関係業務	80
(1) 職員団体の登録	
ア 職員団体	
イ 登録制度	
ウ 規約の認証	

(2) 管理職員等の範囲の指定	
(3) 復帰に伴う経過措置	
第7節 市町村等公平審査関係業務	81
1 復帰時の特別措置	81
2 勤務条件に関する措置の要求	82
3 不利益処分に関する不服申立て・審査請求	82
4 職員の苦情相談	82
5 職員団体関係業務	82
(1) 職員団体の登録	
ア 職員団体	
イ 登録制度	
ウ 規約の認証	
(2) 管理職員等の範囲の指定	
(3) 復帰に伴う経過措置	
第8節 労働基準監督関係業務	83
資料編目次	
(総務関係)	85
(任用関係)	88
(分限関係)	119
(服務関係)	121
(給与関係)	127
(勤務時間及び休暇等関係)	196
(公平審査関係)	203
(市町村等公平審査関係)	215
(労働基準監督関係)	222
あとがき	沖縄県人事委員会事務局長 茂太 強

第 1 章 人事委員会の概要

第1章 人事委員会の概要

1 琉球政府人事委員会の設立

沖縄戦の惨禍の後、長らく米国統治下に置かれた沖縄の行政制度は、日本本土と異なる歴史を歩むこととなる。

本土においては、占領下の1947年（昭和22年）に地方自治法（法律第67号）、1950年（昭和25年）に地方公務員法（法律第261号）がそれぞれ制定され、地方公共団体の人事機関及び人事行政に関する基準が早々に確立されることになった。また、1951年（昭和26年）には、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項に基づき、任命権者から独立した人事行政機関として、各都道府県に人事委員会が設置された。

一方、行政権が分離された沖縄では群島ごとに行政機構が設けられ、人事行政も群島ごとに明確に統一された基準はなく、戦前の慣行等により取扱われていた。

1952年（昭和27年）4月1日、琉球列島米国民政府布令第68号「琉球政府章典」により、それまで群島別に設置されていた統治機構に代わり、琉球一円を統括する琉球政府が設立された。同布令は、琉球政府の組織及び運営、住民の権利義務を定めたもので、第15条において「琉球政府は、公務員法を定めて、公務員の任命、昇進及び退職に関する責任を規制しなければならない。」とされた。同規定に基づき、同日、琉球公務員法（1952年米国民政府布令第76号）が公布され、これにより人事行政の統一された明確な基準が示されるようになった。また、同法第3条により同年5月15日、琉球政府人事委員会が設置され、公務員制度の一応の確立をみた。

しかし、翌1953年（昭和28年）1月には、布令による琉球公務員法は廃止され、民立法による琉球政府公務員法（1953年立法第4号）が制定公布され、民意に基づく新しい公務員制度が確立された。これにより、近代的な人事行政の理念に基づく専門的な人事行政機関の基盤が築かれ、人事委員会は、公務の民主的且つ能率的な運営を図るべく、一般職の職員の給与に関する立法、琉球政府公務員の職階制に関する立法、琉球政府公務員の災害補償に関する立法等の実施の責にあたるこ

とになった。

2 沖縄県人事委員会の設置

1972年（昭和47年）5月15日の本土復帰に伴い、琉球政府人事委員会は解消され、沖縄県人事委員会へと移行することとなった。本土の地方自治法、地方公務員法がそれぞれ適用されることとなったため、これに対応して沖縄県人事委員会設置条例（昭和47年条例第39号）等が制定公布され、本土並みの公務員制度が確立されることとなった。

また、復帰の際、琉球政府人事委員会の委員については、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）に基づき、その選任が行われるまでの間、委員の職にあるものとみなす旨の経過措置がとられることとなった。

このようにして、沖縄県における人事委員会制度は、琉球列島米国民政府の管理のもとに琉球政府人事委員会が設置（1952年5月15日）されて以来、本土とは違う歴史をたどり、2022年（令和4年）には70年の節目を迎えた。

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法第8条第1項各号に規定されており、その性質により分類すれば、行政的権限、準司法的権限及び準立法的権限の三つに分けることができる。

なお、詳細な権限項目に若干相違はあるものの、琉球政府においても琉球政府公務員法第5条の規定により同様の三つの権限に大別されていた。

(1) 行政的権限

人事委員会は、行政機関であることから、各種の行政権限を行使する権限を有する。行政的権限に基づく主な事項は次のとおりである。

ア 職員に関する条例の制定、改廃について議会及び長に意見を申し出ること。

イ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。

ウ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。

エ 人事行政に関する調査、研究などを行うこと。

オ 勤務条件に関する措置要求の審査及び不利

益処分についての審査請求以外の職員の苦情を処理すること。

カ 人事委員会の事務局長その他の事務職員の任免。

キ 競争試験または選考の実施。

ク 採用候補者名簿の作成。

ケ 昇任試験を受けることができる職の指定。

コ 臨時的任用の承認。

サ 人事評価の実施に関する任命権者に対する勧告。

シ 給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告。

ス 給与の支払いの監理。

セ 研修計画の立案等に関する任命権者に対する勧告。

ソ 職員団体の登録。

タ 職員団体の登録の効力の停止及び取消し。

チ 職員団体の解散の届出の受理。

ツ 労働基準監督機関としての職権の行使。

テ 非登録職員団体に法人格を付与する場合の認証。

(2) 準司法的権限

人事委員会は、公平中立の立場にある機関として、任命権者と職員との間に紛議が生じたときは、法律に基づきこれを裁定する準司法的な権限を有する。

ア 勤務条件に関する措置要求の審査。

イ 不利益処分についての審査請求の審査。

ウ 職員団体の登録の取消しに関する口頭審理。

エ 学校医等に関する公務災害補償の異議の申立ての審査。

(3) 準立法的権限

人事委員会は、法律または条例に基づきその権限に属する事項について、人事委員会規則を制定することができる権限を有する。

(資料編 総務関係 1 人事委員会規則制定・改廃状況)

4 人事委員会の委員

琉球政府においては、琉球公務員法で「人事委員は、人格高潔で民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務処理に理解があり、且つ、

人事行政に関し識見を有する年令 30 年以上の者の中から民政官の同意を得て行政主席が任命する」と規定していたが、その後琉球政府公務員法が施行され、「人事委員は、公正にして民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから立法院の同意を得て行政主席が任命する」となり、さらに、政治的中立性を確保するとして、2 人以上が同一の政党に属し、又は同一の大学学部を卒業した者となることとなつてはならないように規定された。

また、人事委員の任期については、1970 年(昭和 45 年) 8 月 2 日までは 3 年で再任は 6 年までとなっていたが、法改正により、8 月 3 日以降は任期は 4 年、再任は 8 年までとなり、退職後一年間は人事委員会事務局職員以外の職員に任命することはできないとする規定は削除された。

復帰後の沖縄県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づく 3 人の委員をもって構成された合議制の執行機関であり、委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任することになっており、任期は 4 年である。ただし、復帰の際の本県の委員については、復帰後最初に選挙された沖縄県知事により 3 人が選任され、その最初の任期は、地方公務員法附則第 5 項の規定によりそれぞれ 4 年、3 年、2 年と決められた。

なお、復帰から平成 10 年までは委員のうち 1 名以上は常勤であったが、平成 11 年以降は全員非常勤となっている。

(資料編 総務関係 2 歴代人事委員と在任期間)

5 人事委員会の運営

琉球公務員法の規定に基づいて 1952 年(昭和 27 年) 5 月人事委員会会議及びその手続きに関する規則が制定され、人事委員会会議は定例と臨時の 2 種に区分し、定例会議は毎週木曜日に開催されたが、琉球政府公務員法の制定による 1954 年(昭和 29 年)の改正、1965 年(昭和 40 年)の一部改正を経て、定例会議は毎週火曜日と金曜日に開催するようになった。

復帰後は、沖縄県人事委員会議事規則(昭和 47

年人事委員会規則第1号)により、定例会は毎週火曜日に人事委員会の庁舎において、臨時会は委員長が必要と認めるときまたは過半数の人事委員から要求があったときに委員長が招集し開催している。

委員会の会議は委員全員の出席によって開催され、その議事は委員の過半数で決せられる。

また、人事委員会を代表する委員長は委員のうちから選任され、委員長に事故があるとき等は委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(資料編 総務関係 3 委員会の開催状況)

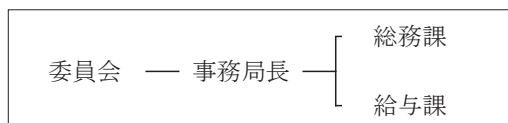
6 事務局

(1) 事務局の組織の変遷

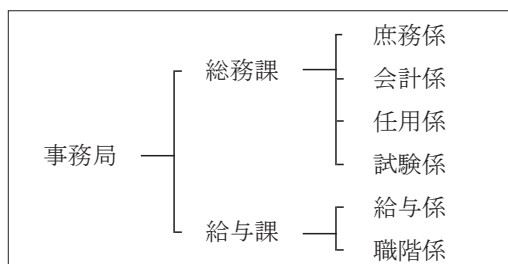
ア 琉球政府

琉球公務員法第4条第4項では「人事委員会は、試験委員及び予算の範囲内においてその職務を適切に行うために必要とするその他の職員を任命する。」という規定があるだけで組織についての明文の規定はなかった。したがって、1952年(昭和27年)5月15日委員会は発足したが職員も僅少ではっきりした組織はなかった。

1953年(昭和28年)1月26日民立法による琉球政府公務員法が制定公布され、同法第12条第5項「事務局の組織及び職員の定数は、立法で定める。」という規定に基づき、1953年(昭和28年)7月20日立法第29号で人事委員会事務局組織法が公布され人事委員会事務局組織が確立された。その組織は次のとおりである。



さらに、1956年(昭和31年)12月11日人事委員会処務規程(人事委員会訓令第1号)で各課に下記のような係を設置しその係に主任をおくようにした。

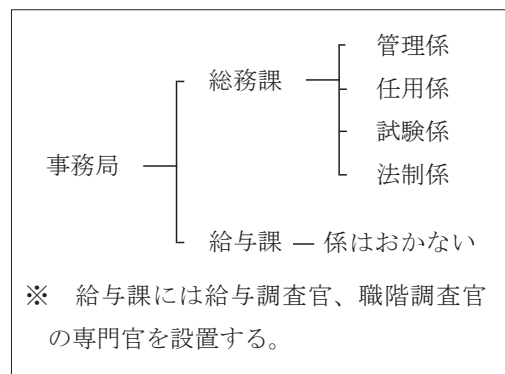


1958年(昭和33年)5月1日人事委員会処務規程の一部改正(人事委員会訓令第1号)で総務課の係中、庶務係、会計係を統合して管理係とし、各係に係長をおくようにした。

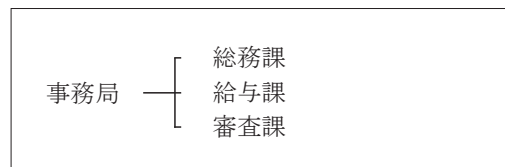
1962年(昭和37年)4月6日業務の進展に伴い管理系の業務の一部を分離して処理させるべく新たに総務課に法制係を設置した。

1963年(昭和38年)7月30日人事委員会処務規程中組織関係の条文を削り、人事委員会事務局組織規則(人事委員会規則第5号)を新たに制定した。

その組織は次のとおりである。



1965年(昭和40年)7月9日立法第54号による人事委員会事務局組織法の一部改正で2課体制から3課体制になった。

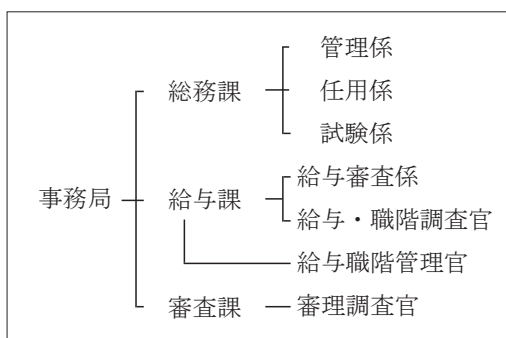


1965年(昭和40年)8月3日人事委員会事務局組織法の改正に基づき人事委員会組織規則の一部を改正し、総務課の法制係を廃止し、審査課には係をおかず新たに審理調査官の専門官を設置した(1965年7月9日から適用する。)

1965年(昭和40年)8月13日人事委員会組織規則の一部改正により、給与課に給与・職階管理官(課長クラス)を新たに設置し、給与調査官、職階調査官を給与・職階調査官に改めた。

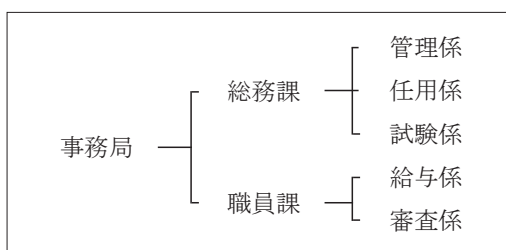
1968年(昭和43年)7月26日人事委員会組織規則の一部改正で、給与課に給与・職階管理官及び給与・職階調査官の専門官の外に給与調査係を設置した。

1970年（昭和45年）11月1日現在の人事委員会の組織は、以下のとおりである。

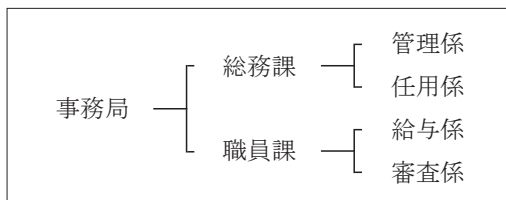


イ 沖縄県

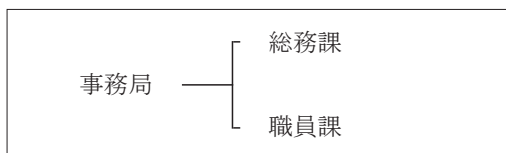
本土復帰した昭和47年5月15日の組織は、以下のとおりとなった。



昭和48年6月15日付で沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を改正し、従来の「試験係」を廃止し、「任用係」に統合した。



平成18年4月1日付で沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正し、係制を廃止した。



(2) 事務分掌

ア 琉球政府（1970年11月1日現在）

<総務課>

管理係

- (7) 公印の管守に関する事。
- (4) 事務局の組織並びに事務局職員の定数及び人事の事務に関する事。
- (7) 文書の接授及び発送に関する事。

(2) 人事委員会の予算決算及び経理に関する事。

(4) 人事委員会の庶務に関する事。

(4) 人事委員会の用度に関する事。

(4) 人事委員会の議事に関する事。

(4) 文書の保存に関する事。

(7) 人事委員会の広報業務に関する事。

(2) 自動車の運転整備及び保管に関する事。

(4) その他他課に属しない事。

任用係

(7) 人事記録の管理に関する事。

(4) 職員の任用（試験を除く）に関する事。

(7) 任用候補者名簿の作成に関する事。

(2) 任用候補者名簿の提示に関する事。

(4) 任用候補者名簿の保管に関する事。

(4) 職員の服務に関する事。

(4) 職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する事。

(7) 職員の研修及び勤務成績の評定に関する総合的企画に関する事。

試験係

(7) 職員の試験に関する事。

<給与課>

給与・職階調査官

(7) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の調査研究及び計画立案に関する事。

(4) 職員の給与格付基準の企画調査及び研究に関する事。

(7) 職員に対する給与の支払の監理に関する事。

(2) 職員の厚生福利制度の研究及び計画に関する事。

(4) 職員の退職金制度の研究及び計画に関する事。

(4) 職員の公務災害補償制度の研究及び計画に関する事。

(4) 職階制に関する計画立案及び実施に関する事。

給与審査係

(7) 給与勧告に関する事。

(4) 給与関係の統計に関する事。

(7) 給与制度の調査研究に関する事。

<審査課>

審理調査官

- (7) 人事行政の法制の調査及び研究に関する
こと。
- (4) 法令その他法制の資料に関すること。
- (7) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に
関する措置の要求の審査及び必要な措置に
関すること。
- (2) 職員に対する不利益処分を審査し及び必
要な措置をとること。
- (7) 職員団体に関すること。
- イ 沖縄県（現在）
＜総務課＞
- (7) 人事委員会の会議及び人事委員に関する
こと。
- (4) 公印に関すること。
- (7) 文書の收受、審査、発送及び保存に関す
ること。
- (2) 予算、決算及び経理に関すること。
- (7) 物品の調達及び管理に関すること。
- (7) 事務局の組織並びに事務局職員の人事、
給与、服務、研修及び厚生福利に関するこ
と。
- (7) 人事行政に関する事項の調査研究及び勸
告に関すること。
- (7) 人事記録の管理及び人事に関する統計報
告に関すること。
- (7) 競争試験、選考その他任用に関すること。
- (2) 分限、懲戒及び服務に関すること。
- (7) 退職管理に関すること。
- (7) 人事評価の実施及び研修についての勸告
に関すること。
- (2) 定年、勤務延長等に関すること。
- (7) 公益的法人等への派遣等に関すること。
- (7) 任期付職員の採用等に関すること。
- (7) 人事委員会規則その他諸規程の審査に関
すること。
- (7) 人事行政の運営等の状況の報告に関する
こと。
- (7) 労働基準監督機関の職権行使に関するこ
と。
- (7) その他他課の所管に属しないこと。
＜職員課＞
- (7) 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚
生福利制度に関すること。
- (4) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し
講ずべき措置についての勸告に関するこ
と。
- (7) 給与の支払の監理に関すること。
- (2) 給料表に関する報告及び勸告に関するこ
と。
- (7) 勤務条件に関する措置の要求の審査に関
すること。
- (7) 不利益処分についての審査請求の審査に
関すること。
- (7) 職員の苦情処理に関すること。
- (7) 公立学校の学校医等の公務災害補償の審
査に関すること。
- (7) 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- (2) 職員団体の登録等に関すること。
- (7) 地方公共団体から委託された公平委員会
の事務（退職管理に関するものを除く。）の
処理に関すること。
- (7) 退職手当の支給制限等の処分についての
調査審議等に関すること。
- (3) 事務局職員の定数の推移
- ア 琉球政府
- | | | |
|-----------------|--|-----|
| 1952年 | 琉球公務員法第4条第4項で予算
の範囲内で任命するように規定され
た8人 | |
| 1953年4月1日～1957年 | | 14人 |
| 1958年9月26日 | | 15人 |
| 1959年7月28日 | | 16人 |
| 1960年8月9日 | | 17人 |
| 1961年8月1日 | | 19人 |
| 1962年8月1日 | | 20人 |
| 1963年8月17日 | | 28人 |
| 1965年7月9日 | | 32人 |
| 1967年8月19日 | | 33人 |
- イ 沖縄県
- | | | |
|------------|--|-----|
| 昭和47年5月15日 | | 14人 |
| 昭和48年4月1日 | | 16人 |
| 昭和54年5月1日 | | 17人 |
- (4) 事務局長
事務局を置く人事委員会には、補助執行の総
括責任者として事務局の局務を掌理する事務局
長が置かれる。
また、事務局長は人事委員会規則の定めると

ころにより人事委員会の権限の委任を受けたときは、自らの名において人事委員会の権限を使用することができる。

(資料編 総務関係 4 歴代事務局長と在職期間)

第 2 章 業務の概要

第2章 業務の概要

第1節 任用関係業務

1 琉球政府の任用制度と採用試験の状況

(1) 琉球政府公務員法制定以前

終戦後の沖縄の公務員の任用制度は、「琉球臨時中央政府職員任用法」（1951年立法第3号）、「琉球臨時中央政府立法院事務局職員任用法」（同年立法第6号）に始まるが、一般職を甲号職、乙号職、丙号職に分け、丙号職について各局長が個別に採用試験を実施することとなっており、試験方法、受験資格等の統一的な試験制度は確立されていなかった。

1952年4月1日の琉球政府設立に際して、日本の国家公務員法に準じた「琉球公務員法」（1952年米国民政府布令第76号）が公布施行された。同法において、職員任免の根本基準として成績主義と平等取扱いの原則及び職階制の採用が規定された。また、関係する人事委員会規則が制定されたことで、人事委員会を試験機関とする試験制度が確立した。

採用試験は、「俸給賃金表」（1952年米国民政府指令第7号）の1～12級の職務を対象として1952年7月から1953年2月まで実施された。

受験資格として、1～8級は旧制中学または新制高等学校の卒業程度の学力を有する者とし、併せて6～9級については職務経験または特殊技能その他（官庁業務の経験、統計事務の知識、英会話、年齢、性別等）の条件を課した。また、9～12級は年齢要件は無く、旧制専門学校、旧制大学、新制大学卒業程度の学識を有する者とし、各職種別に職務経験年数を課した。

対象職種は、一般書記、徴税官、関税官、会計士、法律書記、統計官等であった。

(2) 琉球政府公務員法制定後

1953年1月、「琉球政府公務員法」（1953年立法第4号。以下「公務員法」という。）が施行され、琉球公務員法は廃止された。

この公務員法でも、引き続いて職階制の採用が規定された。また、公務員法は、「職員の任用は、すべてその者の受験成績、勤務成績、またはその他の能力の実証に基づいて行われなければ

ならない。」と規定しており、この成績主義の規定は、任用の根本基準として現在の地方公務員法の規定と共通するものである。

1953年5月に「一般職の職員の給与に関する立法」（1953年立法第22号。以下この節において「給与法」という。）が施行された。また、同法に基づき「初任給、昇格、昇給等の基準」と「初任給、昇格、昇給等の実施細則」が制定され、細則において3級から9級までの「正規の試験採用職員初任給基準」が定められた。

採用試験は、給与法に規定された職務の級と職階制で分類されることが予想される職種を用いて「〇級〇職採用試験」の名称で1953年5月から1954年7月まで実施された。

受験資格として、3級及び4級職は18歳以上（試験実施年度の4月1日における年齢。以下同じ。）で、学歴不問だが新制高等学校卒業程度の学力を有する者であった。

6級職は21歳以上で、短期大学卒業及び卒業見込みの者、または新制高校・旧制中学卒業で卒業3年を経過した者であった。

9級職は25歳以上で、大学卒業及び卒業見込みの者、または新制高校・旧制中学卒業で卒業8年を経過した者であった。

対象職種は、一般事務職、徴税業務職、関税業務職、統計職、法務職、法制職、会計職等であった。

(3) 職階法に基づく採用試験

「琉球政府公務員の職階制に関する立法」（1953年立法第67号。以下「職階法」という。）に基づく職階制が1954年7月1日に全面実施された。採用試験は、職階法に規定された職級に基づき、4級から5級までの新制高等学校卒業程度を対象とする試験と6級から9級までの短期大学卒業程度を対象とする試験を実施した。従来実施されていた大学卒業程度を対象とする試験は、職階制実施時点で職級の分類がなかったため実施されなかった。

高校卒業程度の受験資格は、18歳以上で、学歴不問だが新制高校卒業程度の学力を有する者とし、短大卒業程度の受験資格は、22歳以上で、短期大学卒業（卒業見込みを含む）及び旧制専門学校卒業の者、または新制高校・旧制中学を卒

業して3年以上経過した者とした。

上述のとおり、大学卒業程度を対象とする試験は実施されず、大卒者の初任給決定も短大卒の者と同じ基準で決定された。大卒者の給与ベースは琉球政府よりも民間の方がかなり高かったことから大卒者の採用は困難となっていた。

この状況を打開するため、1955年5月20日に「初任給、昇格、昇給等の基準」が改正され、「規定により難しい事情があると認められるときには、任命権者は人事委員会の承認を得て、初任給を決定することができる」とし、大卒者の初任給を6級1号にすべきところを7級1号とする運用となった。

1960年の短大卒程度の採用試験から受験資格を「短期大学及び大学の卒業生または卒業見込みの者」と改め、この取扱いは1964年実施の試験まで続いた。

(4) 上級試験の実施

行政事務の複雑化、専門化に伴い、職務遂行にあたってより専門的な知識、能力が要求されるようになったこと、短大卒程度の採用試験において受験者の65%から75%、合格者の80%を大卒者（卒業見込み含む）が占める状態となっていたことから、従来の短大卒程度採用試験を大学卒業生を対象とした「上級試験」と改め、1965年11月から実施された。

受験資格は、大学を卒業した者、または試験告知の年度の3月までに卒業する見込みの者とされた。受験年齢は、試験告知の日の属する年度の4月1日において満23歳以上（1971年11月実施の試験から満21歳以上）の者とされた。

高卒程度の採用試験も1965年に名称を「初級試験」に改めた。短大卒程度の採用試験は1974年の「中級試験」まで実施されなかった。

2 復帰後の採用試験・選考の状況

地方公務員法第15条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定し、任用に関する根本基準を定め、成績主義の原則を明確にしている。

本県においては、人事委員会規則として「職員の任用に関する規則」（以下「任用規則」という。）

が昭和47年5月15日に公布施行された。

この規則に基づいて、昭和47年度から令和3年度までに実施した職員の採用、昇任等の状況は、次のとおりである。

(1) 上級試験

大学卒業程度の能力を有する職員を採用するために行う試験で、昭和47年度以降毎年度実施している。

試験区分は、昭和47年度には、行政、土木、建築、農学（昭和51年度に農業と改める。）農業土木の5区分であったが、その後は、行政の複雑化、専門化に伴い年度をおって増加した。すなわち、昭和48年度に化学、農芸化学、畜産、林学（昭和51年度以降は林業）、水産の5区分、昭和50年度に保健衛生（昭和58年度以降は医療保健衛生。平成12年度まで実施）、昭和51年度に電気、機械の2区分がそれぞれ加わり、昭和53年度から56年度までの間は、農業改良普及員及び生活改良普及員についても試験を実施した。更に平成2年度に社会福祉、平成4年度に心理、平成8年度から平成13年度まで行政Ⅱ（英語力に優れた職員）、平成21年度に病院事務、平成22年度に警察事務を追加した。病院心理と病院精神保健福祉は平成21年度と平成23年度の2回のみ、警察建築を令和3年度のみ実施した。令和4年度は行政、心理、社会福祉、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、農芸化学、畜産、林業、水産、病院事務及び警察事務の16区分で試験を実施した。

50年間を振り返ると、復帰後しばらくは農林水産関係の専門性の強化が行われ、平成に入って社会福祉、心理と、福祉行政に関する職が新設され、平成21年度に病院事務が設置されるなど、医療、福祉分野の強化が図られている。

受験資格の年齢要件は、昭和47年度は21歳から30歳まで（翌年4月1日現在の満年齢。以下年齢要件はすべて同じ。）の者であったが、昭和48年度に上限年齢を29歳に引き下げた。昭和62年度に27歳に引き下げたが、平成11年度に再度29歳に引き上げ、更に令和2年度に35歳に引き上げた。下限年齢については、平成13年度から飛び入学制度による者への配慮として22歳未満の大卒者または卒業見込み者の受験を

可とした。

平成10年度から全試験区分において国籍要件を廃止した。令和3年度試験までに外国籍の合格者は1名となっている。なお、平成22年度に新設された警察事務は、日本国籍を有することを受験資格としている。

昭和47年度から令和3年度までの受験者総数は、82,674人、合格者総数6,124人となっている。これを年度別にみると第1図のとおりである。

受験者数については、昭和47年度から54年度までの増加については、受験の年齢要件がちょうど団塊の世代に該当する時期であったことが大きな要因と考えられる。

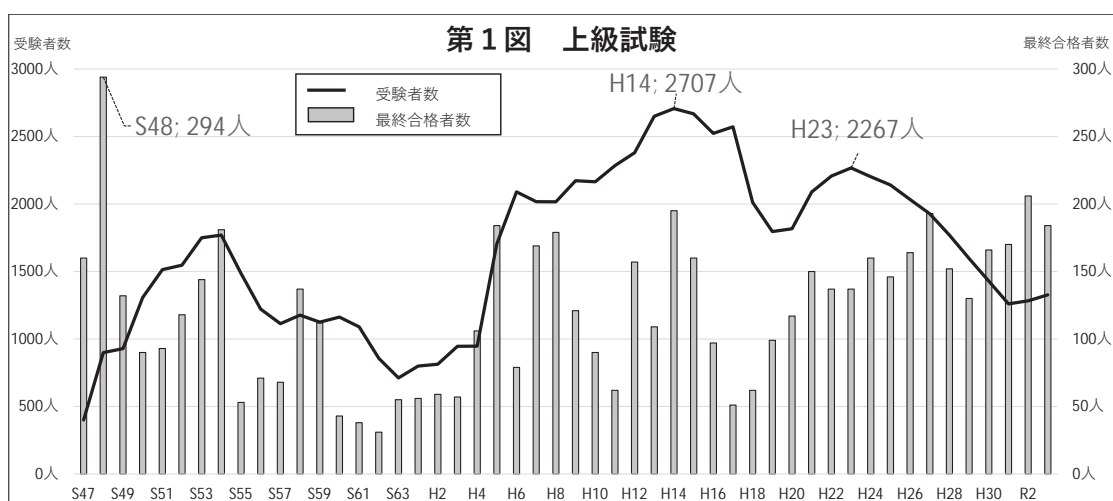
昭和55年度から63年度までは民間の好況、行政改革の推進に伴う採用者数の抑制等の理由で減少傾向にあった。

平成3年のバブル崩壊後から急上昇し平成14年度に最大値(2,707人)を記録した。いわゆる就職氷河期の間、受験者数は高い水準を維持した。長期の不況による民間の採用減少に加えて、この時期の受験対象年齢が団塊ジュニア世

代に当たったことも影響したと考えられる。その後景気回復に伴い受験者数も減少傾向となり、リーマンショック後に一時的に増加傾向となるものの、平成24年度以降は再び減少傾向となった。年齢要件を5歳引上げた令和2年度から減少傾向に歯止めが掛かった形になっているが、総務省の調査によると、令和2年度の地方公務員の受験者数の増加は全国的な動向であることから、コロナ不況も影響しているものと考えられる。

一方、合格者数は任命権者の需要に応じて決定しており、昭和48年度は本土復帰による行政需要の増もあって最大値(294人)を記録している。昭和60年度からの行政改革の推進に伴う採用の抑制や定年退職者の増減、組織の改変等、様々な要因により平成3年度まで30人から60人程度となり、平成4年度から20年度までは50人から200人と変動幅が大きい。平成21年度以降は150人前後となっている。

(資料編 任用関係 1 採用試験の状況(1))



(2) 中級試験

短期大学卒業程度の能力を有する職員を採用するために行う試験で、昭和49年から実施している。

試験区分は、昭和49年度は学校事務のみで、昭和50年度に保母(昭和54年度まで)、昭和55年度に警察事務(平成24年度まで)を追加した。平成24年度に学校事務を、学校事務Ⅰと学校事務Ⅱ(学校図書館事務を含む学校事務)に分割、平成25年度にはこれを県立学校事務Ⅰ、県立学校事務Ⅱ、市町村立学校事務に整理して

現在に至る。

受験資格の年齢要件は、20歳から27歳までの者としていたが、令和2年度から上級試験とともに6歳引き上げて33歳までとしている。

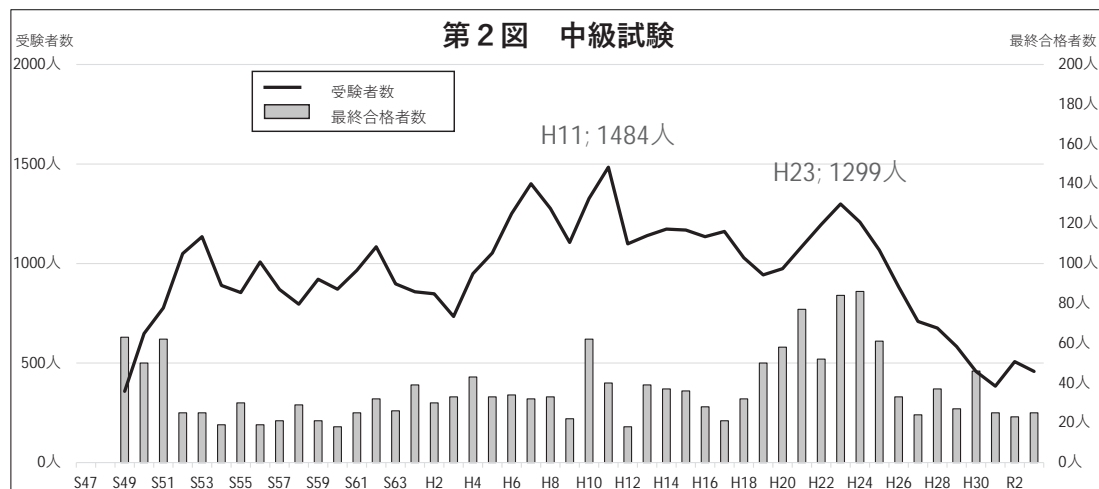
また、平成10年度から国籍要件を見直し、警察事務区分以外は、日本国籍を有しない者も受験できることとした。なお、令和3年度試験まで、外国籍の合格者はいない。

昭和49年度から令和3年度までの受験者総数は45,751人、合格者総数1,785人となっている。これを年度別にみると第2図のとおりである。

受験者数については、平成 11 年度に最大値 (1,484 人) を記録し、平成 12 年度から 22 年度まで 900 ～ 1,200 人台で推移したものの、平成

23 年度の 1,299 人以降、減少傾向にある。

(資料編 任用関係 1 採用試験の状況(2))



(3) 初級試験

高等学校卒業程度の能力を有する職員を採用するために行う試験で、昭和 47 年度以降毎年実施している。

受験資格は、昭和 47 年度から 55 年度までは 17 歳から 23 歳までの者としていたが、昭和 56 年度には上限年齢を 23 歳を 21 歳に引き下げた。また、昭和 49 年度から 56 年度までは 4 年制大学の卒業者及び卒業見込みの者を、昭和 57 年度以降は 4 年制大学の 3 年以上に在学する者をそれぞれ除外した。平成 23 年度に「4 年制大学における在学期間が 2 年を超える者を除く。」に改めた。また、平成 10 年度に国籍要件を廃止した(警察事務を除く)。なお、令和 3 年度まで外国籍の合格者はない。

試験区分は、昭和 47 年度は一般事務 A、一般事務 B、学校事務、土木、農業土木及び建築の 6 区分(学校事務と建築は当該年度限り)で実施された。昭和 53 年度に電気(平成 14 年度まで)、機械(平成 14 年度まで)及び化学(昭和 54 年度まで)を、昭和 54 年度に警察事務を新設した。警察事務は昭和 60 年度までは受験資格を男子に限っていた。昭和 57 年度に一般事務 A、一般事務 B を統合して一般事務とした他、医療事務(平成 8 年度まで)を追加した。土木は平成元年度から 25 年度まで、農業土木は昭和 56 年度から平成 23 年度まで中断していたが再開し、以後、一般事務、警察事務、土木、農林土木の 4 区分で実施している。

ところで、昭和 56 年度試験まで A と B に区分

していた一般事務であるが、当時の試験案内には職務内容として、A は「一般の書記的な事務ですが勤務条件において、特殊な勤務を要するものが含まれるので、男子をあてるのにふさわしいものです。」、B は「一般の書記的な事務ですが、女子をあてるのにふさわしいものです。」と記載していた。昭和 54 年度からは、A は「企画、調整、管理、許認可、徴税など、対外折衝等を含む一般事務に従事します。なお、この勤務には深夜、時間外、交代制などの変則的な勤務を含む職種に配置されることがあります。」、B は「処務、文書、計算、受付などの主として内部管理事務に従事します。」と改められた。職務内容の変更後は、A、B ともに男女がそれぞれ合格している。

昭和 47 年度から令和 3 年度までの受験者総数は 33,489 人、合格者総数 1,389 人であるが、これを年度別にみると第 3 図のとおりである。

受験者数は、平成 6 年度の 1,468 人以降、減少傾向となり、平成 17 年度以降は 500 人を下回る水準で推移した。全国の 18 歳人口は平成 5 年ごろから減少傾向となっていること、その数年前から高等教育機関への進学率が上昇し、就職者の割合が減少するという傾向となっていることの影響が考えられる。

合格者数は、昭和 47 年度及び 48 年度には日本復帰による行政需要の増もあって 100 人を超えたが、以後は少人数にとどまっている。

(資料編 任用関係 1 採用試験の状況(3))



(4) 警察官採用試験

巡査を採用するために行う試験で、昭和47年度以降毎年度実施している。

試験区分は、昭和47年度は「警察官（巡査）」として実施、昭和48年度以降は警察官A、警察官Bに改めた。これらの対象は男性のみであった。昭和48年度、平成3年度、4年度及び6年度に女子警察官を実施、平成7年度から女子警察官A及びBとして以後継続的に実施した。平成10年度に武道指導を追加して、警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導）、警察官B（男性）、警察官B（女性）、警察官B（武道指導）の6区分とした。武道指導は令和元年度まで実施し、以降は選考採用となっている。

昭和47年度から49年度までは各試験区分年2回、昭和59年度、63年度、平成8年度、11年度、14～18年度及び21年度は警察官Aを年2回実施し、他の年度はそれぞれ年1回実施した。

受験資格は、昭和47年度は学歴を問わず年齢によっており、第1回が18歳から30歳までの男子、第2回が17歳から27歳までの男子とした。昭和48年度から平成6年度までは、警察官Aは21歳から27歳までの者で4年制大学を卒業した者又は卒業見込みの者、警察官Bは17歳から27歳までの男子で警察官Aの受験資格の学歴以外の者とした。その後、平成7年度に警察官A、警察官Bとも上限年齢27歳を29歳に引き上げた。平成13年度から飛び入学制度による者への配慮として、警察官Aの下限年齢を18歳に引き下げた。

女子警察官の受験資格については、昭和48年

度は17歳から23歳まで、平成3年度から6年度は17歳から27歳までとし、いずれも学歴は不問とした。平成7年度から女子警察官Aが21歳から27歳までの者で4年制大学を卒業した者又は卒業見込みの者、女子警察官Bが17歳から27歳までの者で警察官Aの受験資格の学歴以外の者とした。平成10年度以降は、警察官A（男性）、警察官B（男性）区分と同様の受験資格で実施した。

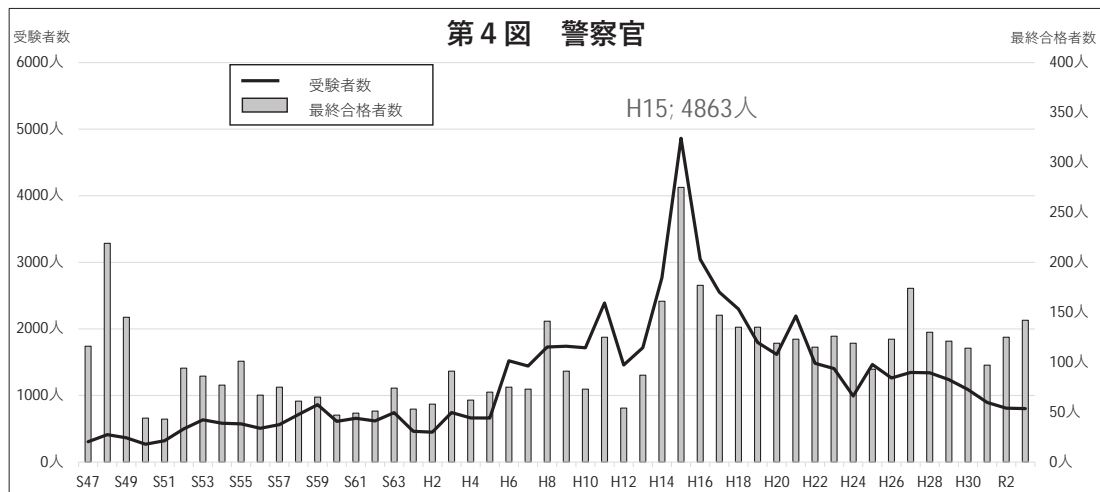
武道指導区分については、警察官A、警察官Bそれぞれの受験資格に加え、警察官Aが柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、かつ全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績を上げた者、警察官Bが柔道又は剣道の段位が2段以上の者で、かつ全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績を上げた者とした。

昭和47年度から令和3年度までの受験者総数は、61,187人、合格者総数5,218人となっている。これを年度別にみると第4図のとおりである。

受験者数は平成15年度の4,863人が最大値であるが、前述のとおり、平成11年度、14年度から18年度及び21年度は警察官Aの試験を年2回実施しており、受験者も合格者も増加している。以後は減少傾向となっている。合格者数は、昭和48年度には海洋博覧会にむけて女子警察官77人を合格させる等200人を超えた。平成中期には全国的な警察官の増員傾向があり、沖縄県でも平成15年度前後に多数の合格者を出してい

る。令和2年の国境離島警備隊の発足に合わせた警察官増員のため、令和2年度から合格者数

が増加している。

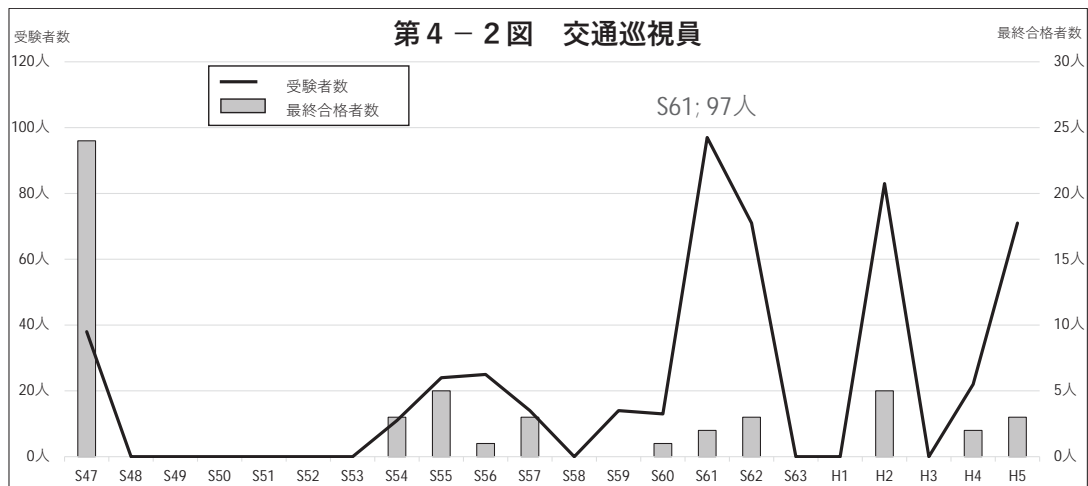


警察官以外の警察職員として、交通巡視員の採用試験を昭和47年度から平成5年度までの間、間欠的に実施していた。受験資格は、昭和47年度は18歳から25歳までの女子（独身）で学歴は不問としたが、昭和54年度から60年度までは警察官Bと同様に17歳から27歳までの男子、昭和61年度以降は17歳から23歳までの者で学歴はいずれも4年制大学の卒業者及び卒

業見込みの者以外のものとしていた。上記の期間に12回実施し、受験者総数は483人、合格者総数52人であった。これを年度別に見ると第4-2図のとおりである。

受験者は、昭和61年度の97人が最大値となっている。

(資料編 任用関係 1 採用試験の状況(4))



(5) 障害者を対象とした選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律（旧身体障害者雇用促進法）の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図るため、まず昭和57年度及び58年度に実施し、平成8年度以降は毎年度実施している。

試験区分は、一般事務、あんまマッサージ指圧師（平成8年度のみ）、学校事務（平成19～21年度）。

当初の受験資格は、自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能であること

が前提であり、身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けた者で且つ県内に居住する者としていたが、令和元年度に身体障害者手帳の等級要件と居住地要件を撤廃し、知的障害者と精神障害者を対象に加えた。それに伴い名称も「身体障害者を対象とした選考試験」から現在のものに改めた。年齢要件は、18歳から32歳までとしていたが、令和2年度に年齢上限を35歳に引き上げた。平成10年度に国籍要件を廃止。

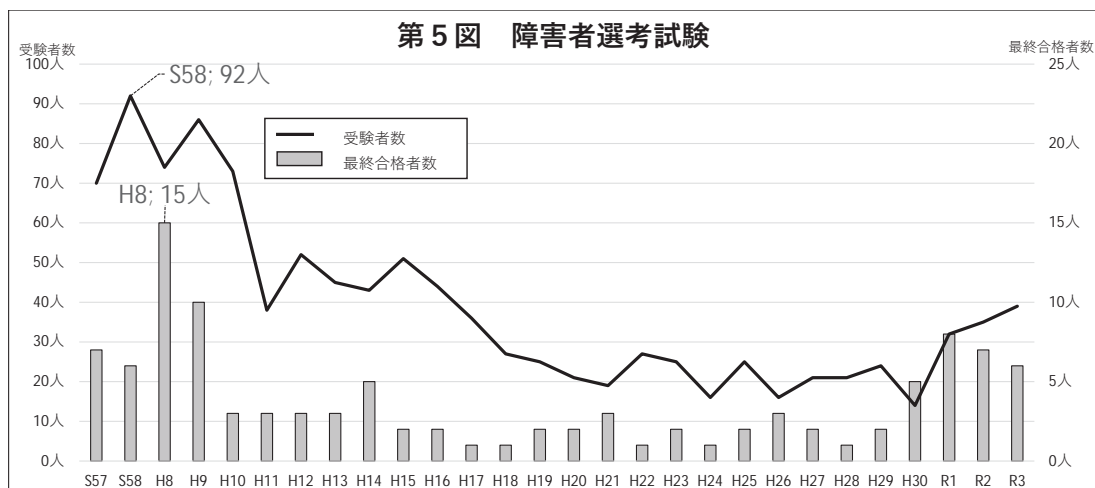
昭和57年度から令和3年度までの受験者総数は1,091人、合格者総数108人となっている。

これを年度別にみると第5図のとおりである。

受験者数は昭和58年度の92人が最大値であり、平成8年度から10年度まで70人から90人程度で推移した後、減少傾向にあったが、令和元年度から上昇傾向にある。合格者は、平成8年度にあんまマッサージ指圧師の10名を含め

15人と最大値。以後、若干名の合格となっていたが、平成30年度以降は5名以上で推移している。

(資料編 任用関係 1 採用試験の状況(5))



(6) 民間企業等職務経験者試験

民間等における多様な経験と高度の専門性を有する人材を確保するため、平成10年度から平成14年度まで実施した。

受験資格は、33歳から38歳までで、民間企業等における職務経験を7年以上有する者とした。

平成10年度から平成14年度までの受験者総数は1,781人、合格者総数26人、採用者総数は26人となっている。

(資料編 任用関係 1 採用試験の状況(6))

になっているが、警察官の階級上の職のうち警部以下の職、現業職員の職、会計年度任用職員の職、育児休業に係る代替職員の職等への採用についての選考の権限は、任命権者に委任している。

昭和47年度から令和3年度までに人事委員会が行った採用選考は、本土復帰による行政需要の増もあって昭和47年度から49年度までは多数行ったが、昭和50年度以降は200人台で推移している。

(資料編 任用関係 2 採用選考状況)

(7) 採用選考

職員の採用は、原則として競争試験によることになっているが、競争試験によって採用することが適当でない職等については、選考によることができることとなっている。任用規則は、選考によることができる場合として、組織上の職が主任級（平成27年度までは主査級）以上の職、医師、看護師等法令に定める資格又は免許を必要とする職、警察官の階級上の職のうち巡查部長以上の職、現業職員の職、と具体的に規定した上で、これらに該当しない職についても人事委員会が競争試験によることが適当でないことを認める職については選考によることができる。

選考は原則として人事委員会が行うことと

3 昇任試験・選考の状況

(1) 昇任試験

職員の昇任は、原則として競争試験によることとなっているが、これまで警察官以外の昇任試験は実施していない。

なお、警察官の昇任試験の実施等については警察本部長に委任している。

(資料編 任用関係 3 警察官昇任試験実施状況)

(2) 昇任選考

組織上の職が主任級（平成27年度までは主査級）以上の職、法令に定める資格又は免許を必要とする職、警察官の階級上の職のうち警視の職、その他人事委員会が試験によることが適当

でないとする職等への昇任については、選考によることができることとしている。

(資料編 任用関係 4 昇任選考状況)

4 臨時的任用の承認

地方公務員法第22条第2項は、「任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」と規定している。

臨時的任用を行う場合は、人事委員会の承認を得なければならないが、災害等の対応のため緊急に任用する必要がある場合、欠員補充に対して適当な採用候補者名簿がない場合、職員の産前産後休暇や病気休暇等に伴う代替業務に従事する職への任用に係るものである場合は、人事委員会の承認があったものとみなしている。

このみなし規定の対象は、当初は災害等の対応のため緊急に任用する必要がある場合のみであったが、平成24年度の規則改正で上述のとおり拡充された。これによりほとんどの臨時的任用がみなし規定の対象となり、人事委員会が実際に承認する件数は大幅に減少した。

(資料編 任用関係 5 臨時的任用承認状況)

第2節 分限

地方公務員法第27条は、分限処分を降任、免職、休職、降給に分類しており、降任、免職となる事由は地方公務員法で、休職となる事由は地方公務員法又は条例で、降給となる事由は条例で定めることとしている。

また、県職員の公益的法人への派遣は、平成13年度まで、「沖縄県職員の分限に関する条例」に基づく休職により対応し、派遣先団体の指定について任命権者は、人事委員会と協議することとなっていた。この規定に基づき、昭和47年度から平成13年度までに人事委員会に協議があり同意した公共的団体は、93団体あった。

職員派遣の適正化、手続きの透明化や職員の身分的取扱いの明確化を図ることを目的として公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50条)が制定され、これを受けて沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(平成13年条例第45号)が制定された。

これらの規定により、県の事務や事業と密接な関連を有する業務を行い、かつ、県の施策の推進のため人的援助を行う必要がある団体に対して、県職員を休職や退職とすることなく派遣できるようにしたものである。

当該条例により派遣することができる団体のうち、人事委員会規則で定めるものは、沖縄県公益的法人への職員の派遣等に関する規則(平成14年人事委員会規則第2号)の別表のとおりである。

(資料編 分限関係 人事委員会が同意した公共的団体)

第3節 服務関係業務

地方公務員法第30条は、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と服務の根本基準を定めているが、「沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」において、(1)研修を受ける場合、(2)厚生に関する計画の実施に参加する場合、(3)人事委員会が定める場合には職務に専念する義務を免除することができる」と規定している。

同条例に基づき職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和47年人事委員会規則第4号)を制定し、職務に専念する義務を免除される場合を定めた。

同規則第2条第14号(平成17年3月31日付け改正前は第13号)及び第15号(平成17年3月31日付け改正前は第14号)の規定に基づく場合には、人事委員会の承認を得なければならないとしている。

(資料編 服務関係 1及び2 承認した公共的行事等)

第4節 給与関係業務

1 復帰以前の給与

(1) 軍政府及び沖縄民政府時代

太平洋戦争の末期の1945年3月26日の慶良間諸島、4月1日沖縄本島へのアメリカ合衆国軍の上陸から100日以上に及ぶ国内唯一の住民を巻き込んだ想像を絶する地上戦(沖縄戦)が行われた。

アメリカ合衆国は、沖縄上陸後、ミニッツ布告(1945年4月1日付け米国海軍政府布告第1号)を発し、沖縄における日本国の行政権を停止し、軍政府の設立、また、政治経済関係の

布告を次々に発布し、軍政府による法定通貨の発行、金融機関の業務停止及び法人・個人財産を軍政府の管理下に置くこと等、占領統治を開始した。

アメリカ合衆国軍は、上陸後、占領と同時に戦禍の中を逃げまどう住民を捕らえ、キャンプ(収容所)に収容していった。住民には、アメリカ軍の指示する港湾労務などの軍作業の義務を負わされていたが、賃金は支給されず、キャンプでの住民の衣食住と医療は、原則としてアメリカ軍から無償配給によって賄われた。このような住民のキャンプ生活は1年程続き、住民の元の居住地への移動がほぼ終えた1946年5月に米軍政府により打ち切られた。

米軍海軍政府は、沖縄の行政を施行するために1945年8月沖縄諮詢会を設立し、1946年1月29日連合軍最高司令官総司令部(GHQ)による日本本土から沖縄の行政分離に伴い、同年4月22日沖縄民政府を創設、同月24日初代沖縄知事を任命し、沖縄を直接統治する体制を確立していった。

1946年4月24日付けの軍政府副長官の依命通達「沖縄に関する軍政府経済政策の方針」において、「賃銀等級」、「勤務時間、休憩時間、超過時間に対する賃銀の支払」及び「賃銀並びに俸給の支払方法」等を列挙し、沖縄人労務者に対して支払われるべき日給並びに月給等級は軍政府が決定し、民間、市町村は勿論のこと沖縄民政府職員の賃金も、この賃銀統制の枠内において支払われることを示した。

この通達における賃銀並びに俸給表の決定の基準は、1944年当時における等級を基礎にして、現在の諸状況を考慮したものとし、賃銀等級については、情勢への適応や適正を欠くことが明らかな場合は、これを是正するために軍政府が調整することとしている。賃銀等級は、日給表は、1種非熟練労務、2種熟練労務に区分され、最低4円80銭から最高10円、月給表は、1級俸から15級俸の職務の段階に応じて最低120円から最高1,000円までの賃金額が示された。

米軍海軍政府は、賃銀制実施に伴う賃銀令及び労働政策の効果等を研究する部門として、同年3月28日付け軍政府指令第143号により沖縄労務部を設置した。沖縄労務部長は、同年4

月25日付け沖労第4号「賃銀実施に伴う各種賃銀制に依る賃金支払諸準備に関する件」により、同年5月1日からの賃金制実施に向けて、俸給者や日給者の賃金決定について諸準備することを各民政府部長、各市町村等に通知している。

米軍海軍政府は、「沖縄に関する軍政府経済政策の方針」に従って1946年5月1日付けの軍政府指令第8号をもって公式にこれを制定し、ここに戦後初めて賃金制度が実施された。同時に沖縄知事も、この同指令に基づき沖縄民政府指令第1号の1で「民需労務雇傭規程」を公布し、賃金の円滑なる運用を図った。この賃銀制により民政府職員に最初の俸給が6月3日に支給された。この当時は、新発行日本銀行券と軍政府発行のB型軍票紙幣(以下、B円)が法定通貨であった。

1948年7月21日付け軍政府指令第26号「主題 市町村制」の公布により、1948年8月15日市町村制が実施された。同指令の第四章給与により市町村の職員に給料及び旅費を支給し、その支給額及び支給方法は、市町村条例で自主的に定められるようになった。

1948年10月26日付け軍特別布告第33号「自由経済の自由取引に関する軍特別布告」により民間の賃金は自由に決められるようになった。

1950年4月12日付け琉球列島米軍政府本部布令第7号「琉球人の雇傭規程並び賃金」及び同年6月16日付け同布令改正の「琉球人の雇傭規程並び賃金並びにその職種、及び俸給賃金表に関する軍布令」により、軍政府、民政府、占領軍及び占領軍軍人の雇用された住民に対する労務関係、給料、休日及び給料制等の労務管理について規定した。俸給表は、従来の月給から時給になり、等級制(1級から15級)に新たに各等級とも号俸制(ステップ1号～5号)が採用され、1号から2号までは3か月、3号から5号までは6か月の期間を経過すれば、別段軍の認可を必要とせず自動的に昇給ができるようになっていた。しかしながら任用の資格基準及び給与制度において、初任給、昇給、昇格等のような細かい規程はなく、これは琉球政府の発足まで続いた。

沖縄民政府職員の俸給の増額改定は、すべて軍の指示、命令、規定に基づいて、軍政府の許

可を得て決定され、自主的にベースアップをしたり、給与制度を変えることは許されなかった。

(2) 沖縄群島政府及び臨時中央政府時代

1950年8月4日付け琉球列島米国民政府本部布令第22号をもって群島組織法が公布され、同年11月4日沖縄群島知事が就任した。沖縄群島政府は、軍布令第7号及び同改正布令に基づいて給与改正を考慮していたが、予算不足のため同規程に定められた賃金額に達する給与改正を行うことができず、1950年8月から同年10月までの間、職員暫定給与が設定された。

その後、沖縄群島政府は政府職員の増俸について琉球列島米国民政府と調整を行い、1951年11月3日付け米国民政府書簡に基づいて「改訂新職種等級表」が設定された。

1951年4月1日琉球列島米国民政府布告第3号に基づき恒久的中央政府機構が樹立されるまで立法、司法及び行政機関を備える琉球臨時中央政府が樹立されることになり、行政主席が任命され、同年6月12日には立法第3号をもって「琉球臨時中央政府行政職員任用法」が公布され、同年4月1日から適用された。この法律では特別職と一般職に分かれ、特別職には行政主席、官房長、局長等とし、その他は一般職となった。

一般職は、職責によって、甲号職、乙号職、丙号職に分類され、その給与については、当分の間1950年4月12日付け軍政府布令第7号、主題「琉球人の雇傭、職種並びに賃金」によることになった。各職種と職務及び給与の関連は、次表のとおりである。

職種	職務	給与
甲号職	上司の命を承け当該部局の所掌事務を統括し又は責任を負い、重要且つ困難な事務を処理し、部下職員を指揮監督する	1950年4月12日付け軍政府布令第7号、主題「琉球人の雇傭、職種並びに賃金」によって定められている等級RG9級以上の給与
乙号職	上司の指揮監督を承け重要且つ困難な事務を処理し上司の職務執行を補佐する。 但し、行政主席の特に指定する職員は、甲号職の職務を行う。	上記布令によって定められているRG6級からRG10級まで又はRWB18級以上の給与を受けるものとし、
丙号職	上司の指揮監督を承け、その職務に従事する。 但し、行政主席の特に指定する職員は、甲号職の職務を行う。	上記布令によって定められているRG1級からRG5級まで又はRWB1級からRWB17級まで

(注) 1 RG (RYUKYUAN GRADED) = 琉球人の(職務の)等級
2 RWB (RYUKYUAN WAGE BOARD) = 琉球人の賃銀表

賃金表は1946年12月1日付け軍政府指令第20号の第1次改正以降、幾度の改正がなされた。沖

縄民政府及び沖縄群島政府職員の給与の改正の経過は、次の表のとおりである。

改正年月日	1946年 5月1日 施行	1947年 4月1日 改正	1948年 7月1日 改正	1949年 4月1日 改正	1950年 8月1日 改正	1951年 4月1日 改正	1952年 8月1日 改正
最高	1,000	1,000	1,500	4,500	6,500	12,500	12,000
最低	120	140	190	450	1,800	2,000	2,100
平均	-	270	355	1,090	2,300	2,789	3,612

(注) 平均給与は、一般職の平均、給与形態は月給で、単位はB円である。

(3) 琉球政府時代

ア 布令公務員法及び指令俸給賃金表

1952年4月1日琉球政府の設立(1952年2

月29日付け米国民政府布令第13号)とともに同日付け米国民政府布令第76号をもって「琉球公務員法」が公布された。公務員法は、

第1条において「公務の根本的基準並に琉球政府の公務員たる職員の福祉及び利益を増進するための適切な方策を確立し、……、公務の民主的且つ能率的な運営を保障すること」を目的として、戦後はじめて民主的な公務員制度の基本理念を取り入れた公務員制度の根本基準を示し、人事機関としての人事委員会の設置、職階制、任用、給与、懲戒、異議申立及び休日等が制定された。

一般職の給与については、第7章「給与」において、職務給の原則が謳われ、給与は、法律により定められる給与準則に基づくこととされ、そのため人事委員会は必要な調査研究を行い職階制に適合した給与準則を立案し、行政主席及び立法院に提出しなければならないとされた。この給与準則には、俸給表、昇格の基準及び特別地域勤務、危険や特殊な勤務に対する手当等に関することを規定することになっていた。俸給表については、生計費、民間における賃金その他の事情を考慮して定め、かつ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならないとされた。

琉球列島米国民政府は、同給与準則が制定されるまでの職員の給与について、同日付けで指令第7号を公布し、俸給賃銀表を制定した。この俸給賃銀表は2種類の表から成り、第1号表には基本俸給賃銀表と第2号表には在沖縄郡島職員用地域手当加算俸給賃銀表となっていた。第1号表、第2号表いずれも労銀委員制職と職階制職とに区分され、機械工、煉瓦工、大工及びその他これに類似の職業等のような労働（熟練、不熟練を問わず）及び特殊の技術と知識を要する職業は労銀委員制職の適用を受け、庶務、財政会計書記、専門職業家、半専門職業家、消防手及び警察官等のような職員は職階制職の適用を受け、かつ、職階制の職員は月俸とし、賃銀委員制職員は時給として支給された。

イ 民立法による一般職給与法

人事委員会は、1952年10月31日付けで第1回目の給与勧告を行った。1953年1月26日付けで「琉球政府公務員法」（1953年立法第4号）が公布され、同法第30条第5項に基づき1953年立法第22号「一般職の職員の給

与に関する立法」が制定され、同年5月1日から戦後初めて民立法による恒久的かつ、合理化された給与制度が実施された。

この給与法で規定する俸給表は、琉球政府公務員法に規定する職階制に適合する俸給表に関する計画が実施するまでの間、効力を有するものとされ、給料の決定方法等については公務員法の意図とする職階給、職務給の原則を十分に反映したものではなく、まだ、従前のように学歴、経験年数に重きがおかれていた。

個々の公務員に対する具体的な俸給決定の基準は、人事委員会規則第2号及び同実施細則第1号の規定に基づき取り扱うことになっていた。すなわち、初任給は、原則として職務の級における俸給の中の最低の号俸とする。ただし、その者がその職務について必要な学歴、経験等その職務の最低の号俸の資格を越えている場合は、上位の号俸とすることができるとなっていた。そして、実施細則には、学歴免許資格区分表、経験年数換算表、級別資格基準表（事務職、技術職員、電話交換手、タイピスト級別資格基準表のように、各職名毎になっている）のほか、初任給基準表（正規の試験採用職員、普通採用職員、特殊資格職員初任給基準表等）があり、これらの表を用いて運用されたのである。例えば、普通採用職員の場合の初任給を例にとってみると旧大卒7級1号俸、新大卒6級2号俸、旧専3卒5級1号俸、新高卒3級4号俸、旧中5卒3級2号俸、旧中4卒2級4号俸、新中4卒2級2号俸、高小卒1級4号俸となっているが、これにより難しい場合は、その者の学歴、経験年数に応じて俸給表における号俸の幅の中途からも号俸を決定し、又は適当な高さに決定され、むしろこの事が常となっていた。いわゆる属人的要素にウェイトをおいた俸給の決定方法であったといっても過言ではなかった。

それから、人事委員会は、当時俸給表の級に沿って4級（高校卒程度）、6級（短大卒程度）、9級（経験者）などの公務員採用競争試験を実施し、これにはその級の初号からすべて号俸が決定されていた。

ウ 職階制の導入

1952年4月1日付け米国民政府布令第76号琉球公務員法は、第4章において「職階制に関する計画は、これを施行する前に行政主席および立法院に提出して、その承認を得なければならない」として、新しい人事管理制度の基礎として、「職階制の導入」を謳っていたが、職階制に関する計画は、調査、研究中で、立案の段階に至らなかった。

1953年1月立法第4号「琉球政府公務員法」が制定されたが、同法第5章の規定によると「政府は、職階制を採用し、立法でこれを定める」と職階制実施を示された。そのため、人事委員会は調査、研究のため担当職員を日本政府人事院へ派遣し、立案に力を注いでいる折、民政府から早期の強い要請がなされ、民政府の協力を得て、日本政府の国家公務員の職階制に関する法律を骨子に琉球政府の実情に沿うべく修正し、1953年7月行政主席に対し、「琉球政府公務員の職階制に関する立法案」を勧告した。行政主席は1953年7月15日立法院あて「琉球政府公務員の職階制に関する立法案」の勧告を行った。立法院では、行政法務委員会で十分なる審議がなされ、本会議

において可決され、1953年10月26日立法第67号「琉球政府公務員の職階制に関する立法」（以下職階法という。）が成立を見たのである。

職階法は、全文が3章14条および附則からなり、第1章でこの立法の目的および効力、職階制の意義、用語の定義および人事委員会の権限について、第2章においては、職階制の根本原則、職位の分類の基礎、職級の決定、職位の格付、職級明細書、職級の名称および職種について、第3章では、職階制の実施、職種または職級の改正および公示文書等が規定され、附則においては、職階制採用にあつての措置等が規定されている。職階制の実施および解釈についての必要な具体的規定は、人事委員会規則、細則および指令等にゆだねられた。

人事委員会規則、細則および指令は、職階法が日本政府の「国家公務員の職階制に関する法律」を骨子にしている関係上、日本政府人事院の規則、細則および指令を琉球政府の実情に沿うべく修正のうえ定められた。職階制の状況は、次のとおりである。

（資料編 給与関係 復帰前の給与関係資料 1）

年	職種			年末における 職種数	年末における 職級種	備考
	新設	改正	廃止			
1954	86	0	0	86	215	
1955	6	26	1	91	230	
1956	1	8	0	92	232	
1957	3	15	1	94	234	
1958	3	23	0	97	238	
1959	4	15	6	95	239	
1960	5	29	3	97	243	
1961	1	35	0	98	251	
1962	2	27	10	90	245	
1963	0	0	0	90	245	
1964	3	6	0	93	252	
1965	7	34	0	100	271	
1966	1	22	0	101	279	
1967	0	10	0	101	282	
1968	1	7	0	102	285	
1969	2	4	0	104	292	
1970	0	22	0	104	293	
1971	0	0	0	104	293	

琉球政府公務員の職階制に関する立法の実施に伴い、職階給（職務給）を中心とした1954年

10月1日「一般職の職員の給与に関する立法」（1954年立法第53号、以下「一般職給与法」と

いう。)が制定公布された。

この一般職給与法は、公務員の給与が職に対する給与であるという考え方に立って給料(俸給)が決定され、職務と責任の度に応じて給与を決定するという原則、すなわち、公務員法の趣旨に沿って近代的給与理念を取り入れて規定化された合理的な給与制度であった。

この給料(俸給)制度の運用にあたっては、まず、最初に職階法による職の分類格付が行われた後、その職に相当する適当な給与とその職にふさわしい人を採用し、その職(職級)に人を当てはめる方法で給料を決定することであった。

そして、給料表は、一般職給与法上通し号給制による一本建給料表であり、その職務の級を15級制とし、号給の幅は7号給までとなっていた。しかし、実際の運用面では人事委員会の規則に基づいて水準号給差で公安職関係職員、教育職関係職員及び現業企業関係職員は、その職務の特殊性による実質上の給料表適用職級表により一般行政職関係職員と比較して、より高い給料が支払われていた。このようにして実質上給料表は職種別の6本建の給料表適用職級表が設けられて運用されていた。

新しい給与体系は、1954年10月1日の一般職給与法の公布とともに同年7月1日に遡って実施されたのであるが、その効用として職階法による職務の分類と職位の格付けを行い、そして、全公務員の職務をこの15の職務の級のいずれかに当てはめた。しかしながら実際的には人事委員会規則でもってこの15級を幾つかの級に級のくくり制度(等級)を設けて運用された。すなわち、1級から3級まで(2級一般作業職等で中学卒程度の者を格付)、4級から5級まで(3級一般事務職等で高校卒程度)、6級から9級まで(2級一般事務職等で短大卒程度以上、すなわち中堅職員)、10級から12級まで(1級一般事務職等で係長級)、13級から14級まで(2級一般行政管理職で課長級)、15級(1級一般行政管理職等で次長級)の6つの等級に区分され、そして給料の決定については、そのくられた級(等級)の最低の号給の額が支給された。従って、3級一般事務職から2級一般事務職に変わる場合は、これを昇任として上位の等級に

決定されていた。

エ 1961年立法第92号

(7) 給料表の種類

1961年7月26日立法第92号で改正された一般職給与法は、1960年12月の人事委員会の給与勧告に基づいて政府案として立法院に上程され、1961年7月1日に遡って適用された。

1954年職階制度の採用という給与制度の大変革をもたらした一般職給与法は、8年にわたって実施されたが職員給制度としては充分とはいえない面があったため抜本的改正で職階給制度の充実が図られた。

その内容は、これまで一本建ての給料表が職務内容に応じて行政、税務、公安、教育、医療、技能及び現業企業関係給料表の7種類10給料表に改められた。

なお、その後、郵政関係職員の給与特別法施行に伴い1962年現業企業関係給料表が削られ、6種9給料表となり、また、1965年研究職給料表の新設により7種10給料表となった。復帰前における給料表の種類及び適用職種の範囲等は、次のとおりである。

給料表	等級	適用範囲
行政職関係給料表 (一) " (二)	5等級制 4 "	他の給料表の適用を受けないすべての職員、速記職、裁判所書記職、家庭裁判所調査職、法制職、法務職、訟務職、行政監察職、植物防疫職、金融管理職、気象職、測量職、港湾業務職、電気通信管理職、電波規制職、無線通信職、通信機械職、通信施設職、農業土木職、農芸化学職、建築職、土木職、電気職、船舶検査職、航路標識管理職
税務職関係給料表 公安職関係給料表 (一) " (二)	5等級制 6 " 5 "	主税業務職、税関業務職、警察職（警察本部長を除く。）きょう正職、少年きょう正職 資質鑑別職、理化学鑑識職、出入管理職、検察補佐職、保護観察職
教育職関係給料表 (一) " (二)	4 " 4 "	高等学校教育職、高等学校教育補佐職、 中学校教育職、教護職、小学校教育職、養護教育職、教育管理職、教育指導職
医療職関係給料表 技能労務職関係給料表 研究職関係給料表	3 " 4 " 5 "	介輔職、薬剤職、看護職、放射線技術職、病理細菌技術職、監護職、 技能労務職 農業研究職、林業研究職、水産研究職、畜産研究職、工業研究職、 衛生研究職、研究補助職

(i) 職務の等級

職務の等級は、1953年立法第22号による一般職給与法、1954年立法第53号による一般職給与法においては15級で、1957年の改正で16級となった。

1961年立法第92号の一般職給与法では、これまでの16級の職務の級を廃止して職務の段階に適合するよう3ないし7の職務の等級に改められた。また、頭打ちを是正するため各等級の号給の幅が延伸された。

職務の等級については、一般職給与法第4条には「給料表に定める職務の等級は職階制に適合した給料の区分であって、同じ幅の給料を支給することを適当と認められる職員の占める職位の属するすべての職級は、いずれも同じ職務の等級に当てはめるものとし、各給料表のそれぞれの職務の等級にいずれの等級を当てはめるかは、人事委員会規則で定める。」と規定され、これに基づき、初任給、昇給、昇任等の基準（1961年規則第9号）別表1から別表10までにおいて各給料表、適用職種、職級表ごとに、職種、職級を掲げ、それぞれの職務の等級に当てはめられた。行政職関係給料表（一）では5等級制がとられ、1級一般行政管理職（次長）は1等級に、2級一般行政管理職（課長）は2等級に、1級一般事務職（係長）は3等級に、2級一般事務職（上級係

員）は4等級に、3級一般事務職（下級職員）は5等級に格付けされた。行政職関係給料表（一）の職務と同等とみなされる他の給料表の職務の等級は同位表（別表12）に定められた。

(ii) 初任給

初任給をいかに決定するかは任命権者が人事委員の定める基準（1961年規則第9号）に基づいて運用された。初任給は、原則としてその者の占めることとなった職務の等級の最低の号給に決定された。ただし、特定職位又は特定資格を有する者は、同規則別表第11及び別表第12に掲げる号給に初任給が決定された。

例えば特定職位である「統計調査事務所長」は、3等級5号給に決定され、また、特定資格を有する「大学卒」は、4等級6号給に、「労働基準監督官」は、4等級16号給に決定された。

なお、これらの規定により難しい事情があると認められるときは、実施細則第2条の定めるところにより別に初任給を決定することができた。

復帰前の行政職の初任給の変遷は、次のとおりである。

給料表	給料表			行政職関係給料表（一）		
職種	新高卒	大学卒		3級一般事務職 (高校卒)	2級一般事務職	
適用年月日		新大卒	旧大卒		(短大卒)	(大学卒)
1953. 5. 1	3-4(B円) 2,450	6-2(B円) 3,010	7-1(B円) 3,150			
1954. 7. 1	3級一般事務職 4-1 3,040	2級一般事務職				
		6-1 (短大卒) 3,780	7-1 (大学卒) 4,320			
1957. 7. 1	3,210	4,000	4,590			
1959. 7. 1	31.00ﾄﾞﾙ	37.40ﾄﾞﾙ	42.30ﾄﾞﾙ			
1961. 7. 1				5-1 (ﾄﾞﾙ) 32.60	4-1 (ﾄﾞﾙ) 39.20	4-6 (ﾄﾞﾙ) 44.30
1962. 7. 1				38.40	46.20	52.50
1963. 7. 1				40.20	48.30	54.90
1964. 2. 1				42.30	50.40	57.00
1965. 4. 1				43.70	52.60	61.00
1966. 1. 1				45.20	55.90	65.50
1966. 7. 1				47.10	57.70	67.60
1966. 12. 1				53.80	64.90	75.10
1967. 7. 1				54.50	65.70	76.10
1967. 12. 1				61.20	75.10	86.20
1968. 7. 1				61.50	75.40	86.60
1968. 12. 1				66.50	80.90	93.00
1969. 7. 1				68.70	83.10	95.20
1969. 12. 1				74.10	90.20	103.70
1970. 7. 1				76.00	90.90	104.20
1971. 1. 1				79.10	96.50	111.40
1971. 12. 1				86.40	104.90	120.70

(イ) 昇給

a 定期昇給

定期昇給は、職員が一定期間（6か月、9か月、12か月又は15か月）良好な成績で勤務したときは、その受けている号給を同一職務の等級内において1号給上位の号給とすることであった。この昇給は、給料表の当該職務の等級について定める給料の幅で行われた。

b 特別昇給

職員が生命の危険を冒して職務を遂行し、そのために危篤となり若しくは不具

廃疾者となったとき、又は職員の功績が極めて顕著であるとき、又は勤務成績が特に優秀であるという事由によって任命権者から表彰を受けた場合は、1号給上位又は2号給上位の号給に昇給させることができることとし、特別昇給制度を設けていた。

(ii) 昇任の場合の号給の決定

同一給料表に属する職員を昇給させる場合におけるその者の号給は、昇任直前に受けていた給料月額が昇任した職務の等級における最低の号給に達しないときは、その

職務の等級における最低の号給（初級）に決定し、昇任直前に受けていた給料月額と同じ額の号給が昇任した職務の等級にあるときは、昇任直前に決めていた給料月額の直近上位（1号給上位）の額の号給に決定された。

(4) 戦後から本土復帰までの給与の実施状況

1946年5月1日から1953年4月までの軍布令、指令賃銀制当時のB円軍票による職員俸給の実施状況は、次のとおりである。

	最低	最高	備考	実施
沖縄民政府時代	単位B円 120円	1,000円	月給制1級俸～15級俸	1946年（昭21年）5月軍政府指令8号 1946年5月1日沖縄民政府令第1号の1 （1946年5月1日施行）
	190円	1,500円	月給制1級～42級	1948年（昭23年）8月6日軍政府指令第27号 （1948年7月1日施行）
	500円	5,000円	月給制1級～42級	1949年（昭24年）軍政府指令第21号 （1949年4月1日施行）
	1,600円	6,500円	級RG 1級～16級 （32段階ステップ制） 「俸給額算定基礎は、1950年4月12日布令7号。月172時間として調整」	1950年（昭和25年）9月21日軍政官覚書第334号 （1950年8月1日施行）
沖縄群島政府時代	1,800円	6,500円	級RG1級～16級 1950年（昭25年）軍政官（32段階ステップ制） 「俸給額算定基礎は、1950年4月12日布令第7号。月192時間として調整」	1950年（昭25年）軍政官 （1950年12月1日施行）
	2,100円	6,800円	級RG 1級～15級 （48段階ステップ制） 「俸給額算定基礎は、1950年4月12日布令第7号。月204時間として調整」	1951年（昭26年）11月3日琉球列島米国民政府書簡（副長官室APO719） （1951年10月1日施行） 知事、副知事の俸給は、1951年4月23日沖縄群島条例第20号で独自の給与体系となり同年4月1日から施行
臨時中央政府時代	8.50円 （時給）	3,350円 （時給） 行政主席 12,000円	特別職（行政主席、官房長、局長） 一般職（甲号職、乙号職、丙号職として1950年4月12日布令第7号を適用） 甲号職等級RG9級以上 乙号職 RG6級～RG10級まで又はRW18級以上 丙号職 RGI級～RG5級まで又はRWB1級～RWB17級まで 一般職は、時給制である。	1951年（昭26年）6月12日立法第3号（琉球臨時中央政府行政職員任用法） （1951年4月1日施行）
一九五三・四まで 琉球政府時代	2,100円	6,530円 行政主席 16,000円	月給制 1級～15級 1号俸～5号俸のステップ制	1952年（昭27年）4月1日琉球列島米国民政府指令第7号即日施行

また、その他民立法一般職給与法に基づく公

務員給与の状況は、次のとおりである。

最低	最高（行（一）基準）	平均給	実施期日
B円 1,800円	B円 7,000円	B円 3,470円	1953年5月5日立法第22号 同年5月1日から適用
2,310円	11,000円	4,426円	1954年10月1日立法第53号 現行一般職給与法 同年7月1日から適用
2,430円	13,130円	4,977円	1957年7月27日立法第33号 同年7月1日から適用
ドル 24.80ドル	120.00ドル	48.13ドル	1959年7月17日立法第131号 同年7月1日から適用
25.80ドル	141.20ドル	56.13ドル	1961年7月26日立法第92号 同年7月1日から適用
30.40ドル	167.00ドル	68.00ドル	1962年8月1日立法第68号 同年7月1日から適用
31.90ドル	174.60ドル	71.79ドル	1963年8月17日立法第86号 同年7月1日から適用
34.00ドル	198.80ドル	75.93ドル	1964年8月4日立法第51号 同年2月1日から適用
35.20ドル	227.00ドル 特 240.00ドル	86.68ドル	1965年6月25日立法第28号 同年4月1日から適用
40.00ドル	239.80ドル 特 253.20ドル	92.84ドル	1966年6月9日立法第29号 同年1月1日から適用
42.30ドル	247.40ドル 特 263.70ドル	96.46ドル	1966年6月9日立法第29号 同年7月1日から適用
48.50ドル	260.70ドル 特 280.00ドル	102.80ドル	1967年6月16日立法第12号 1966年12月1日から適用
49.10ドル	264.10ドル 特 (2)350.00ドル	104.15ドル	1967年8月10日立法第78号 同年7月1日から適用
55.20ドル	331.60ドル 特 (2)370.00ドル	118.36ドル	1968年7月27日立法第79号 1967年12月1日から適用
55.50ドル	332.90ドル 特 (2)372.00ドル	118.90ドル	1968年7月27日立法第79号 1968年7月1日から適用
60.50ドル	343.20ドル 特 (2)383.00ドル	128.76ドル	1969年6月30日立法第46号 1968年12月1日から適用
62.70ドル	345.10ドル 特 (2)385.00ドル	131.06ドル	1969年9月2日立法第133号 1969年7月1日から適用
68.10ドル	373.50ドル 特 (2)416.00ドル	148.52ドル	1970年9月5日立法第154号 1970年1月1日から適用
70.00ドル	373.50ドル 特 (2)416.00ドル	148.81ドル	1970年9月5日立法第154号 1970年7月1日から適用
73.10ドル	402.30ドル 特 (2)448.00ドル	164.78ドル	1971年8月24日立法第85号 1971年1月1日から適用
80.00ドル	429.80ドル 特 (2)476.00ドル	185.03ドル	1972年4月28日立法第4号 1971年12月1日から適用

(5) 給与に関する報告及び勧告の推移

1952年4月1日付け米国民政府布令第76号「琉球公務員法」は、第48条で「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」として職務級の原則をうち立て、第49条で「職員の給与は、法律により定められる給与準則に基づいてなされる。人事委員会は必要な調査研究を行い職務制に適合した給与準則を立案し、これを行政主席及び立法院に提出しなければならない。」とし、また、第53条で「人事委員会は、給与準則に関し、常時、必要な調査研究を行い、給与額を引き上げ、又は引き下げる必要を認めるときは、遅滞なく改訂案を作成して、これを行政主席及び立法院に提出しなければならない。」として、人事委員会に給与制度の調査研究、立案及び勧告の権能を付与していた。人事委員会は、これに基づき1952年10月31日初めての給与勧告を行っている。

また、1953年1月26日付けで公布された琉球政府公務員法においても、布令第76号「琉球公務員法」と同様に、第30条第1項に「職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない。」と職務給の原則を規定し、さらに第5項では、「職員の給与は、生計費、民間事業所従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない。」旨の規定をもうけており、また、同法第5条によれば人事委員会の権限として「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度、公務災害補償その他職員に関する制度について絶えず研究を行ない、その成果を立法院若しくは行政主席又は任命権者に提出すること。」となっており、第32条により「毎年少くとも1回給料表が適当であるかどうかについて、立法院及び行政主席に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額が増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告ができる」と人事委員会に対し給与勧告権を付与している。

このような公務員法の規定に基づいて、人事委員会は、1952年発足以来本土復帰まで20回にわたる報告と勧告を行ってきた。

(資料編 給与関係 復帰前の給与関係資料

2)

(6) 復帰以前の諸手当の変遷

ア 給料の調整額

給料月額が勤務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他勤務条件が同じ職務の等級に属する他の職位に比して著しく特殊な職位に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に応じて給料月額を調整するために給料月額に加えて支給するもので、手当とはその趣旨を異にし、給料の一部として取り扱われ、退職年金等の算定の基礎となっている。

調整額は、給料月額に調整基本率100分2.5を乗じて得た額にその者について、給料の調整額に関する規則第2条別表の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額を支給することになっており、支給される職員の勤務箇所の主なところは、癩療養所、結核療養所、病院、厚生施設等である。

イ 諸手当

(1) 給料の特別調整額

特別調整額は、管理、又は監督の地位にある職員に対して、その占める職の特殊性に基づいて支給されるもので、職務給的性格をもつ手当である。

元来これらの管理職員には勤務時間に応じた割増賃金を支給することが不適当と考えられたので、その職務と責任の特殊性に鑑みこの制度に切換えたものである。従って特別調整額の支給される職員には、超過勤務手当、休日給及び夜間勤務手当は支給されない。

この制度が創設されたのは1967年8月立法第78号により給与法の一部改正が行なわれたときで、適用範囲及び、その率は次のとおりである。

1種(部長級)	:	給料月額の100分の18
2種(課長級)	:	〃 100分の15
3種(規模の大きい付属機関、支分部局の長(2種適用のものを除く))	:	給料月額の100分の12
4種(学校長)	:	〃 100分の10
5種(教頭)	:	〃 100分の8

(i) 通勤手当

通勤手当は、職員の通勤すなわちその住居から勤務場所の往復に要する費用の一部を負担し通勤費による職員の生活に及ぼす影響を緩和しようとする趣旨の手当である。この意味において、扶養手当と同様生活補給金的な性格を有している。

この制度は、1969年9月2日立法第133号で創設され1969年7月1日から実施されたものである。その内容に通勤のため交通機関を利用し、かつその運賃を負担することを常例とする職員に対し支給するようになっているが、行政職関係給料表（一）の特1及び特2の号給を受ける職員と通勤距離2軒未満の職員の場合は支給されない。

a 交通機関が定期券等を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる適用期間1月の定期券の価格、又は通勤25回分に相当する回数券の価格

b 交通機関が定期券等を発行していない場合、当該交通機関の利用区間について通勤25回分の運賃に相当する額。但し、その額が6ドル20セントを超えるときは、その額と6ドル20セントとの差額の2分の1（その差額の2分の1が3ドル10セントを超えるときは、3ドル10セント）を加算した額。通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員については1ドル60セント（原動機付の自転車等の場合は2ドル）

なお、1971年8月24日立法第85号で次のように一部改正された。

通勤のため自転車等その他の交通の用具を使用することを常例とする職員には従来は原動機付と自転車は区別していたが、統一して一律2ドル50セントを支給した。

(ii) 扶養手当

扶養手当は、生活補給金的意味の給与で、本土においては、昭和15年日支事変の拡大に伴う、物価騰貴という変動的な経済状態が生んだ臨時的措置として出発したもので、経済界の安定に伴い減少又は廃止される性質のものであった。

しかし諸般の事情で多少改正され現在に

及んでいる。琉球においては、行政分離後この制度は中断していたが、1970年9月5日立法第154号で給与法を一部改正し、この制度が復活するようになった。支給額は、配偶者月額1ドル50セント、満18歳未満の子及び孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満18歳未満の弟妹、不具廃疾者に対して1人50セントとし、満18歳未満の子のうち1人については1ドルとした。

なお、1971年8月24日立法第85号の給与法の一部改正で支給額の改正が行われた。支給額は、配偶者4ドル70セント、満18歳未満の子及び孫、満60歳以上の父母及び祖父母、満18歳未満の弟妹、不具廃疾者1ドル10セント但し満18歳未満の子のうち1人については1ドル60セントとなった。

(i) 超過勤務手当、休日給、夜間勤務手当及び宿日直手当

超過勤務手当は、いわゆる時間外手当で、職員が早出、残業等で所定の勤務時間を超えて勤務した場合に支給する手当である。

休日給は、琉球政府職員の休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した場合に支給する手当で、超過勤務手当と同じく勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の125が支給される。

夜間勤務手当は、深夜手当ともいわれ、いわゆる深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）の勤務に関して支給する手当である。

宿日直手当は、宿日直勤務に従事した場合に支給する手当である。この勤務も超過勤務と同様所定の勤務時間外の勤務であるが、その勤務の内容は本来の勤務の延長ではなく、施設、備品の保全監視、文書の收受等であるので超過勤務とは区別される。宿日直手当の額の変遷は次のとおりである。宿日直手当支給が明文化された内容として1954年7月1日から勤務1回につき100円を超えない範囲内で定めるようになっていたが、1959年7月1日に100円が1ドルに改正された。

1963年7月1日に手当額は最高1ドルと立法に規定されていたのを、任命権者が人

事委員会の承認を得て定めるように改正された。

(i) 特殊勤務手当

給料は、恒常的な職務と責任に応じ、かつ、これを標準化したものを目途として定められるものであるが、特殊勤務手当は恒常的でない一時的或いは間けつな特殊の勤務又は作業を対象として支給されるものである。すなわち著しく危険、不快又は不健康な勤務その他通常にない著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし且つ、その勤務の特殊性を給料で考慮する事が適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当である。

1953年5月5日立法第22号で制定された一般職の職員の給与に関する立法第16条において、職員が次の各号に規定する特殊の職にある場合は、給料の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額の100分の25の範囲内で特殊勤務手当を支給することができる。

- a 職務の性質により週48時間を超えて勤務することを必要とする職
- b 職員の職に通常含まれている労働の困難又は危険度に比し、著しく困難又は危険を含む職と規定され、特殊勤務手当制度の根拠が定められた。

なお、この手当の支給額・支給される者の範囲、支給方法は任命権者が人事委員会の承認を得て定めるように規定されている。

各任命権者が定めた規則規程を簡単に示すと次のとおりである。

行政主席の任命下にある職員の特殊勤務手当支給規則が1953年9月7日規則第76号で制度化され、3種類に分類された。1955年5月20日中央教育委員会規則第7号で癩療養所の愛楽園、宮古南静園の小・中校に勤務する職員に対する特殊勤務手当として給料月額の100分の25を支給するようにした。

手当の種類	1	交替制勤務手当	: 月額 750 円
	2	危険作業手当	: 月額 300 円
	3	特殊病院手当	: 月額 750 円

警察職員に対する特殊勤務手当が1953年8月24日警察局規則第5号で制定され、4種類である。

手当の種類	1	危険作業手当	: 業務内容により 月額 200 円～ 300 円
	2	輪番制勤務手当	: 月額 750 円
	3	交通勤務手当	: 月額 600 円
	4	刑事手当	: 月額 600 円

1956年2月10日立法院訓令第2号で立法院職員の特殊勤務手当支給規程が定められ、交替制勤務手当として守衛（守衛長を除く）月額570円、電話交換手数料月額の100分の5が支給されるようになった。

1962年10月19日会計検査院規則第2号で会計検査業務に従事する職員に特殊勤務手当として給料月額の100分の5が支給されるようになった。この制度施行後、すなわち1955年5月以降も時代の進展に応じて、行政の細分化、専門化の傾向が強くなるに従って、標準化された給料で考慮することのできない職務内容を有する幾多の勤務ないし作業が発生し、これらの情勢の変化に対応する必要にせまられ数多くの手当の承認を余儀なくされた。

1962年8月1日立法第68号で、従来任命権者が人事委員会の承認を得て定めるようになっていた特殊勤務手当の支給規則は、人事委員会で定めるよう一部改正が行なわれたので任命権者が人事委員会の承認を得て定めた規則、規定のままの内容により、1964年5月1日に人事委員会規則として特殊勤務手当支給に関する規則を制定した。この規則に規定された手当の種類は26種類になっていた。

その後、更に情勢の変化その他によって生じたところの特殊勤務手当の本質的な問題等について、これを合理化し、整備する必要が生じたため、1963年10月3日給料の調整額に関する規則を制定し、その性格

が本来の特殊勤務手当に沿わないもので、給料の調整額として取扱った方が適当なものとは特殊勤務手当の対象から除外する措置を講じたが特殊勤務手当の種類は36種類となっていた。

その額、支給日等は明文化されていなかった。その後、経済事情等の変化により、たびたび改正された。この制度の変遷をみると次のとおりである。

手当の種類

交代勤務手当	脱税犯則取締手当
高所作業手当	無線作業手当
高圧回路取扱手当	会計検査手当
放射線取扱手当	刑事作業等手当
動物用生物学的製剤製造作業手当	
捜査手当	定時制等職員手当
熔接作業手当	実習船、調査船作業手当
塗装作業手当	車両登録手当
水素ガス取扱手当	議会特別手当
伝染病作業手当	種雄牛馬、牝牛取扱手当
民調業務手当	救難艇、警備艇作業手当
保険料滞納処分手当	罰金等取扱手当
暴風雨時手当	しゅんせつ作業手当
機械作業手当	ボイラー作業手当
身柄押送手当	租税滞納処分手当
ボイラー検査手当	ハブ取扱手当
職業訓練手当	特別警備手当
用地交渉業務手当	航空手当
巡回診療手当	

(i) 期末手当

生活の慣習として、盆と暮れには生活費が臨時的に増加し、多額の家計支出を必要とされることからこの一時的な生活費を補給するために支給される手当で、生活補給金としての性格をもつ手当である。

戦後の公務員の給与制度は職務給に改革されたとはいえ、給与制度は完全に生活給的な面を無視しえない状況で平素の蓄積によって生活習慣としての臨時的、季節的な出費に充てることは困難であるという現状から、また、民間における給付の状況等も考慮してこの制度が定められている。

この制度は、1953年5月5日立法第22号で一般職の職員の給与に関する立法が制定されその第17条で「職員には年末手当を支給することができる。」と規定されたが、

支給年月日 実施年月日	区分	8月10日		12月10日		備考
		在職90日以上	在職90日未満	在職90日以上	在職90日未満	
1951	5. 1					年末手当として支給
1954	4. 1			30/100以上 100/100	15/100以上 50/100	支給日は 12月20日
1957	7. 1			50/100以上 100/100以内	15/100以上 50/100	年末手当を期末 手当に改称
1958	8. 10	給料月額 10,000円以上 15/100 8,000円以上 10,000円未満 15/100 8,000円未満 15/100	給料月額 10,000円以上 15/100 8,000円～ 10,000円 15/100 8,000円未満 15/100	給料月額 10,000円以上 75/100 8,000円～ 10,000円未満 100/100 8,000円未満 105/100	給料月額 10,000円以上 15/100 8,000円～ 10,000円未満 20/100 8,000円未満 25/100	8月、12月の2 期に支給するよ う改正 支給日 8月10日 12月10日
1959	7. 1	給料月額 50/100	給料月額 35/100	給料月額 50/100× 200/100	給料月額 35/100× 200/100	給料月額による 区分は改正
1961	12. 9	給料月額 50/100	給料月額 35/100	給料月額 150/100	給料月額 105/100	
1962	7. 1	給料月額 80/100	給料月額 50/100	給料月額 130/100	給料月額 100/100	
1962	12. 1	給料月額 80/100	給料月額 50/100	給料月額 170/100	給料月額 130/100	
1963	7. 1	給料月額 90/100	給料月額 60/100	給料月額 170/100	給料月額 130/100	
1964	2. 1	給料月額 100/100	給料月額 70/100	給料月額 180/100以上 210/100以下	給料月額 140/100以上 170/100以下	12月10日は予算 の範囲内に支給 するようになって いたのを団体 交渉によって定 めると改めた。
1965	4. 1	給料月額 120/100	給料月額 90/100	196/100以上 215/100以内	156/100以上 175/100	
1965	12. 1	給料月額 120/100	給料月額 90/100	給料月額 219/100	給料月額 179/100	団体交渉事項を 削除
1966	7. 1	給料月額 135/100	給料月額 105/100	給料月額 204/100	給料月額 164/100	
1966	12. 1	給料月額 135/100	給料月額 105/100	給料月額 247/100	給料月額 207/100	
1967	7. 1	給料月額 155/100	給料月額 125/100	給料月額 227/100	給料月額 187/100	
1967	12. 1	給料月額 155/100	給料月額 125/100	給料月額 280/100	給料月額 240/100	
1968	7. 1	給料月額 170/100	給料月額 140/100	給料月額 265/100	給料月額 225/100	
1968	12. 1	給料月額 170/100	給料月額 140/100	給料月額 290/100	給料月額 250/100	
1969	12. 1	給料月額 170/100	給料月額 140/100	給料月額 305/100	給料月額 265/100	
1971	7. 1	給料月額 170/100	給料月額 140/100	給料月額 305/100	給料月額 265/100	従来給料月額の みに対する率で あったが、扶養 手当制度が創設 されたので給料 月額と扶養手当 との合計額にし た。
1971	12. 1	給料月額 170/100	給料月額 140/100	給料月額 310/100	給料月額 270/100	

(イ) 管外手当

この手当は、1953年10月立法第66号一般職の職員の給与に関する立法の一部を改正する立法で職員が海外に勤務する場合、俸給月額額の100分の100以内において行政主席の定める額を海外手当として支給すると規定されているのを1954年10月立法第53号の給与法の全部改正により「琉球政府の管轄外地域に勤務する職員には管外勤務手当を支給する。」と改正され、更に1957年7月立法第33号の給与法の一部改正で「管外勤務手当」に改正された。

(ロ) へき地勤務手当

へき地勤務手当は、交通が著しく不便な地に所在する官署に勤務する職員に支給する手当である。この制度は、1956年7月立法第27号の給与法の一部改正によってできたもので支給額、支給方法は任命権者が人事委員会の承認を得て定めるようになっており、その最高額は立法によって定められている。その変遷は次のとおりである。

1956年7月1日適用	1月につき	400円
1959年7月1日	〃	〃 4ドル20セント
1961年7月1日	〃	〃 5ドル
1962年7月1日	〃	〃 6ドル
1963年7月1日	〃	〃 12ドル
1964年2月1日	〃	〃 15ドル
1965年7月1日	〃	〃 20ドル
1967年7月1日	〃	〃 30ドル

なお、この範囲内で1級地から5級地に分けられている。

1級地	9ドル	今帰仁村字古宇利 与那城村字伊計、宮城 勝連村字津堅、浜 伊良部村字国仲、前里添、 佐良浜 平良市字池間 竹富町字小浜
2級地	13ドル	国頭村字安田、安波 奥間、東村字嵩江 具志川村字大田、嘉手苺 仲里村字儀間、比嘉 謝名堂、知念村字久高 下地町字来間

竹富町西表大原

西表大富

3級地 18ドル 国頭村字安田（農林局

肉用牛繁殖センター）

伊平屋村字我喜屋

伊是名村字仲田

渡嘉敷村字渡嘉敷

座間味村字座間味、阿嘉

竹富町西表祖納

西表上原

西表白浜、西表古見

与那国町字祖納

4級地 24ドル 粟国村字東

渡名喜村字渡名喜

多良間村字仲筋

竹富町波照間、西表鳩間

5級地 30ドル 北大東村、南大東村

(ハ) 産業教育手当

この手当は、農業、水産又は工業にかかる産業教育の特殊性に鑑み高等学校において、農業、水産もしくは工業又は各種学校において、工業にかかる産業教育に従事する教員及び実習助手に対して支給する手当である。

この制度は、農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する政府立高等学校及び政府立各種学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する立法（1968年立法第31号）によってできたもので支給額、支給方法は規則で定めており、その支給額、支給方法は、次のとおりである。

a 支給額は、給料月額額の100分の7、ただし、定時制教育及び定時制通信教育を受ける者は給料月額額の100分の3

b 支給方法は、給料の支給方法に準じて支給される。

(ニ) 定時制通信教育手当

この手当は、高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図るために定時制教育に従事する教員に支給される手当である。

この制度は、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（1966年立法第22号）によってできたのであり、その支給額、支給方法は、次のとおりである。

- a 支給額は、給料月額¹の100分の7
 - b 支給方法は、給料の支給方法に準じて支給される。
- (f) 初任給調整手当
- この手当は、高等学校生徒の急増に伴って教員の確保のため新たに採用された工業科職員に支給される手当である。
- この制度は、高等学校生徒の急増に伴う教職員の確保等に関する臨時措置法(1963年立法第77号)によってできたもので支給期間、支給額は任命権者が人事委員会の承認を得て規則で定められ、その支給期間、支給額は、次のとおりである。
- a 採用の日から3年間
 - b 月額7ドル～1.80ドル
- (g) へき地手当
- この手当は、交通が著しく不便な地に所在する学校に勤務する教職員に支給される手当である。
- この制度は、へき地教育振興法の一部改正(1961年立法第45号)によってできたもので、支給率、支給方法は任命権者が人事委員会の承認を得て定められ、その支給率は、次のとおりとなっている。
- 1 級地 給料月額¹の100分の8
 - 2 級地 給料月額¹の100分の12
 - 3 級地 給料月額¹の100分の16
 - 4 級地 給料月額¹の100分の20
 - 5 級地 給料月額¹の100分の25
- (h) 農業改良普及手当
- この手当は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために従事する職に支給する手当である。
- この制度は、農業改良促進法の一部改正(1970年立法第174号)によってできたもので支給額は専門技術員100分の8以内、改良普及員100分の12以内で規則で定められ、支給率、支給方法は次のとおりである。
- a 専門技術員は、給料月額¹の100分の8
 - b 改良普及員は、給料月額¹の100分の12
 - c 支給方法は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 復帰後の給与制度

(1) 復帰時における給与の切替

沖縄の復帰に伴い、琉球政府の常勤の職員は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和46年法律第129号)(以下「特別措置法」という。)第32条により、国(約6,700人)、県(約18,000人「単純労務者を含まない」)等の職員として身分が引き継がれ、これらの職員は復帰の日から国家公務員法、地方公務員法その他の国内法令の適用下におかれることになった。琉球政府の公務員制度の内容及びその運用が国と異なっていたため、復帰の日の給料月額をどのようにして決定するかということが重要な課題であった。そこで関係機関で話し合った結果、職員の給与は国並みに決定するという基本方針のもとに「琉球政府職員の給与仮計算の基準及び要領」が人事院で作成され、給与の仮計算作業が実施された。

この仮計算作業は職員が琉球政府(その前身機関を含む。)の職員として在職していた期間を、そのまま国家公務員として在職していたものとして初任給、昇格、昇給等の基準を適用した場合に、昭和47年4月1日現在における給与がどうなるかを個別的に計算がなされた。仮計算は、職員が国家公務員となる者と県の職員になる者等の区別が未確定であったことと、そのいずれになった場合でも、平等な取扱いをすべきであるとの前提にたって実施された。(政府立高等学校及び公立の中、小学校の教職員約8,000人についても給与の仮計算が実施された。)

給与の仮計算の結果を琉球政府における現給と比較する場合、琉球政府においてドルで表示されている給料月額を円に換算するための換算率をいかにするか問題があった。昭和46年8月28日の円の変動相場制への移行に引き続いて昭和46年11月20日に円の切り上げが行なわれて従来1ドル360円の換算率が1ドル308円に変更されたこともあって、1ドル360円で換算した場合には、医師、琉球大学教員等の特殊な職員を除き大半の者(約52%)が現給を下回り、また、1ドル308円で換算した場合には逆に大部分の者(約98%)が現給を上回ることが判明した。そこで、給料月額を円に換算するための換算率をいかにするかは問題であったが、公

共料金の360円読み替えを日本政府が約束していたこと、民間企業の大半において賃金の360円読み替えが行われたことなどもあって、現給保障に当たっての円の換算は実質360円で取り扱われた。

職員の仮計算により得られる給料月額が復帰前に琉球政府で受けていたその者の給料月額を下回る者には現給保障の配慮が必要となり、勤務年数や給与較差を考慮して3号給の範囲内で調整して決定された。3号給調整してもなお復帰前の給与額に達しない者には特別の手当（差額基本手当、差額加算手当等）として支給することになったが、差額基本手当の支給上の均衡を図るための技術的必要性から、これらの者のうちで仮計算の基準による次期昇給の時期が昭和47年7月、10月又は昭和48年1月となる者の復帰時の給料月額については、仮計算により得られる給料月額の直近上位に決定し、その分次期昇給の時期を調整するという措置が行われた。

特別の手当については、特別措置法第151条第1項により、復帰時の給料の額が復帰前の給料の額に達しない者については、当分の間、特別の手当を支給することとなった。その趣旨は、復帰前の給料の額と比較して復帰後の給料の額が下回ることとなる者については、いわゆる生活の激変を緩和するための措置であり、また同様に同条第2項によって、公署に勤務する医師及び歯科医師についても当分の間、特別の手当を支給されることとされたが、これは県内における医療事情、医師及び歯科医師の需給事情の特殊性等によるものである。

特別措置法の規定による特別の手当に関する規則による特別の手当のうち差額手当については、これを差額基本手当、差額加算手当及び医師差額手当の三つに区分して支給するとともに、医師及び歯科医師の特別手当については、医師暫定手当として、これを支給することになった。

（参考）

琉球政府職員の俸給仮計算実施要綱

1 目的及び趣旨

沖縄の復帰に伴い国家公務員となる職員の俸給の格付については、組織定員及び等級別定数の決

定並びに具体的な該当職員の決定を待って実施することとなるが、当該格付の基礎資料を事務的に整備するとともに、琉球政府自体における復帰準備作業を進める必要があり、このため琉球政府と協議のうえ同政府職員についての俸給の仮計算を実施する。

この仮計算は、各職員ごとに当該職員が仮に復帰時に国家公務員となったならば、どの程度の俸給となるかのめやすを得るためのものとし、琉球政府と協力して実施することとする。

2 実施の対象

一般職の職員の給与に関する立法（1954年立法第53号）琉球大学職員の給与に関する立法（1966年立法第108号）及び医師及び歯科医師の給与等に関する立法（1960年立法第65号）の適用を受ける常勤職員全員とする。ただし、琉球政府において、これらに準ずる職員として必要と認める職員については、これを対象とするものとする。

3 仮計算の基準及び方法

(1) 琉球政府（その前身機関を含む。）の職員として在職していた期間を、そのまま本土の国家公務員として在職していたものとして初任給、昇格、昇給等の基準を適用した場合に、昭和47年4月1日現在における職務の等級、号俸がどうかを各職員ごとに計算する。この場合において、職員の職務の等級については現在の琉球政府における職務を基準として仮に推定するものとし、必要に応じて2つの職務の等級にかかる号俸を計算するものとする。

(2) 仮計算を実施する場合の計算を容易化するため、計算の具体的方法については、別に定める要領により実施する。

なお、仮計算の基礎となる試験、学歴免許等の取扱いについては、別に琉球政府と協議して定めるものとし、協議の整わない分については仮の取扱いにより実施のうえ、仮計算実施後に補正する。

(3) 仮計算の実施の結果につき調整を要するものについては、対象者全員についての計算終了後に琉球政府と協議のうえ個別に調整する。

4 作業の分担

(1) 仮計算の計算方法等についての要領（手引きを含む。）の作成及び琉球政府担当者に対する研修は人事院が担当する。

- (2) 仮計算作業の具体的実施及び計算結果の点検は、琉球政府が担当する。

5 作業日程

次のとおりとする。

- (1) 計算方法等の要領の作成及び作業準備 昭和46年9月
(2) 作業要領等の打合せ及び担当者に対する研修の実施 10月上旬～10月下旬
(3) 仮計算作業の実施 11月～12月
(4) 計算結果の調整 1月

(2) 給与に関する諸原則

公務員に適用された法令は、復帰以前においては、1951年の「琉球臨時中央政府行政職員任用法」(1951年立法第3号)等に始まり、1952年4月1日付け「琉球公務員法」(米国民政府布令第76号)を経て、1953年1月26日付けの「琉球政府公務員法」(1953年立法第4号)と変遷した。1972年5月15日の本土復帰により、琉球政府は解消され、沖縄県となり、公務員も琉球政府公務員から沖縄県公務員となり、地方公務員法が全面的に適用された。

1952年の「琉球公務員法」は、戦後はじめて民主的な公務員制度の基本理念を取り入れた公務員制度の根本基準を示したもので、現在の地方公務員法と同等の内容を持っていた。

ここで、改めて給与に関する原則について、記述する。

地方公務員法においては、職員に適用される基準として「平等取扱いの原則」及び「情勢適応の原則」を定めるとともに、特に給与に関する基準について「職務給の原則」、「均衡の原則」及び「条例主義」を定めている。

「職務給の原則」として、地方公務員法は、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない(地方公務員法第24条第1項)とし、職務給の原則を明らかにしている。この職務給の原則の具体化は給料表でみることができる。現在の公務員の給与制度は異なる職種には異なる給料表を適用し、さらに各給料表において級が設定され、職務の複雑、困難及び責任の度により異なる級を適用することによって、この原則を給与決定に反映させている。

「均衡の原則」として、職員の給与は、生計費

並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない(地方公務員法第24条第2項)とされている。

人事委員会の「給与に関する報告及び勧告」は、このような各種の要素を考慮してなされる。さらに、職員のうち、教育職員及び警察職員の給与は、それぞれ「職務と責任の特殊性に基づき」、「警察庁の職員の例を基準として」定めるものとされている。(教育公務員特例法第13条第1項、警察法第56条第2項)

「条例主義」として、職員の給与は、条例でこれを定めなければならない、法律又は条例に基づかない限り、これを支給することができない(地方公務員法第24条第5項、同第25条第1項、地方自治法第204条第3項、同第204条の2)。職員の給与については、法律上その支給の根拠がなければならないのである。

職員の給与が条例で定めることとされているのは、それが租税によって賄われていること、公益的見地から公務員の団体交渉権や争議権について一定の制約がなされており、職員に一定の給与を保障すること等の趣旨によるものとなっている。

職員の給与は、これらの原則に基づき定められているが、地方公務員法第14条においては、「地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とし、「情勢適応の原則」を定めており、職員の給与決定もこの原則にのっとり措置されている。

(3) 給与制度の概要

沖縄県職員の給与に関する基本的事項は、沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年条例第53号)に定められ、さらに人事委員会規則、通知等で、その実施に関し必要な事項を定め、これを補完している。また、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和47年条例第97号)で教育職員には教職調整額を支給することとなっており、これらを含めた給与制度の概要は次のとおりである。

ア 給料

給料は、正規の勤務時間の勤務に対する報酬で、給料月額と給料の調整額の合計額である。

給料は、月の1日から末日までを計算期間

とし、その支給日は原則として、毎月21日である。

(7) 給料表の種類及び適用範囲

給料表の種類及び適用範囲については、次のとおりとなっている。

給料表の種類	適用範囲
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員（会計年度任用職員を除く。）
公安職給料表	警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査である警察官
海事職給料表	船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士及びその他の職員
教育職給料表(2)	高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員
教育職給料表(3)	中学校、小学校又は幼稚園に勤務する教育職員
研究職給料表	試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員
医療職給料表(1)	本庁、衛生環境研究所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表(2)	本庁、保健所、食肉衛生検査所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師、臨床検査技師等
医療職給料表(3)	本庁、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師

(i) 職務の分類

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいて、給料表に定める職務の級

に分類するものとし、分類された職務の級の基準を行政職給料表適用者で例示すると次のとおりである。

職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務	6級	課長又は副参事の職務
2級	主任の職務	7級	困難な業務を行う課長の職務
3級	主査又は主任技師の職務	8級	統括監又は参事の職務
4級	班長又は主幹の職務	9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務
5級	高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務 困難な業務を行う班長又は主幹の職務		

(7) 初任給

正規の試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級及び号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、初任給基準表の職種欄、試験欄及び学歴免許等欄の区分に応じ決定する。また、学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、初任給基準表に定める号給を調整することができる。

選考により新たに職員となった者のうち、

特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、正規の試験の結果に基づく職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たものについては、「正規の試験」の区分のうち、当該試験に対応する正規の試験欄の区分を適用する。

なお、行政職給料表の初任給基準は次のとおりである。

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	正規の試験	上級	1級 25号給
		中級	1級 15号給
		初級	1級 5号給
	その他	高校卒	1級 1号給

(注) 無線従事者については除いてある。

(イ) 昇格

昇格とは、職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいい、新たな人事評価制度の導入に伴い、平成 29 年 4 月から人事評価の結果が昇格に活用されることとなった。

昇格については、昇格させようとする日以前における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格後の職務の級の職務が遂行可能であると認められることなどが必要であり、職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を 1 級上位の職務の級に決定しようとするときは、在級期間表に定める在級期間により昇格後の職務の級を決定する。

なお、行政職給料表の在級期間表は次のとおりである。

職務の級							
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
3	4	4	2	2	4	3	3

また、職員を昇格させた場合の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給が基礎となる。

職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分は、勤務成績の証明に基づき、次に掲げる昇給区分により決定する。

(ii) 昇給

昇給とは、同一の職務の級において、職員が現に受けている号給の上位の号給に変更することをいい、昇給日（研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給に係るものを除き、毎年 4 月 1 日。）に、昇給の前日以前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

- ①勤務成績が極めて良好である職員 A
- ②勤務成績が特に良好である職員 B
- ③勤務成績が良好である職員 C
- ④勤務成績がやや良好でない職員 D
- ⑤勤務成績が良好でない職員 E

各任命権者において、昇給区分を決定する職員の総数に占める A 又は B の昇給区分に決定する職員の割合は、人事委員会が定める次表の割合におおむね合致していなければならない。

昇給区分	A	B
特定職員	100 分の 10	100 分の 30
特定職員以外	100 分の 5	100 分の 30

職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、決定される昇給区分に応じて次表に定める

とおりである。

【特定職員の昇給号給数表】

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	3	2	0
	2 以上	1	0	0	0

【特定職員以外の昇給号給数表】

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	4	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考 1 上段の号給数は昇給抑制職員（55 歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員）以外の職員に適用され、下段の号給数は昇給抑制職員に適用される。

備考 2 「特定職員」とは、行政職給料表 6 級以上及びこれに相当する職員をいう。

なお、平成 29 年 4 月 1 日以降、当分の間の特定職員以外の昇給号給数については、

次表のとおりである。

【特定職員以外の昇給号給数表】(平成 29 年 4 月 1 日～)

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	7 以上	5	4	2	0
	2 以上	1	0	0	0

(i) 研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給

研修、表彰等による昇給は、勤務成績が良好である職員が、研修に参加し、その成績が特に良好な場合、また、職務上特に功績があったことにより、又は公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合などに、人事委員会の承認を得て、昇給をさせることができる。

特別の場合の昇給は、勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合に、あらかじめ人事委員会の承認を得て、昇給をさせることができる。

(ii) 降給

降給には、降格と降号の 2 種類がある。

降格は、職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することであり、降号は、職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することである。いずれも人事評価の結果又は勤務成績などに基づき、任命権者が必要と認めるときに行う。

(iii) 昇給の時期

昇給の時期について、平成 18 年 3 月 31 日以前は、1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日又は 10 月 1 日の年 4 回であったが、平成 18 年 4 月 1 日以降は 1 月 1 日の年 1 回に改正され、さらに、平成 21 年以降は 4 月 1 日に改正され、現在に至っている。

(4) 復帰後の給与制度の主たる改正の経過

ア 等級の新設(特 1 等級の新設)

行政職給料表の職務の等級については、昭和 48 年 9 月 14 日に行った給与勧告の趣旨に沿って、昭和 48 年 4 月 1 日から特 1 等級が新

設され、従来 1 等級に格付していた部長を特 1 等級に格付し、2 等級の次長を 1 等級へ、課長、課長補佐及び係長についても順次 1 等級ずつ格付けが引き上げられた。

公安職給料表、海事職給料表、医療職給料表(2)、及び医療職給料表(3)の職務の等級については、昭和 49 年 8 月 20 日に行った給与勧告の趣旨に沿って昭和 49 年 4 月 1 日から特 1 等級が新設された。

教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の職務の等級については、昭和 50 年 6 月 21 日に行った給与勧告の趣旨に沿って昭和 50 年 1 月 1 日から特 1 等級が新設された。

特 1 等級及び 1 等級の格付けについては、人事委員会規則の定めるところにより、当面、校長のうち大規模校の校長(職務の複雑、困難及び責任の度においてこれに準ずる校長であるものを含む。)を特 1 等級とし、同じく教頭のうち相当困難な業務を処理するものを 1 等級に格付した。

イ 教員給与の改善

(7) 第 1 次改善

義務教育諸学校の教員に適用される教育職給料表(2)について「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和 49 年法律第 2 号)」(以下「人材確保法」という。)を受け、本委員会が昭和 49 年 3 月 22 日に行った教員給与の第 1 次改善に関する勧告の趣旨に沿って国に準じた特別な措置として給料月額が 9%引き上げられた。また、同給料表との逆転防止及び均衡保持の趣旨から高等学校等の教員に適用される教育職給料表(1)の給料月額についても必要な改善が行われ、昭和 49 年 1 月 1 日から適用された。

(i) 第 2 次改善

教員給与第 1 次改善に引き続き、第 2 次

改善として義務教育諸学校の教員に適用される教育職給料表(2)について、本委員会が昭和50年6月21日に行った給与勧告の趣旨に沿って国に準じた特別な措置として給料表の改善及び第1等級の新設がされた。

小・中学校教員の給与の改善に伴い、これとの逆転防止等必要な措置を講ずる趣旨から、高等学校等の教員に適用される教育職給料表(1)についても所要の改善が行われ、昭和50年1月1日から適用された。

義務教育等教員特別手当については、教員給与と他の職員給与との均衡等を考慮して引き続き検討を続けていたが、昭和51年2月10日に行った給与勧告の趣旨に沿って国に準じて義務教育等教員特別手当の新設が措置され、昭和52年1月1日から適用された。

(7) 第3次改善

教員給与の特別な改善については、第1次及び第2次改善に引き続き、第3次改善について本委員会が昭和56年10月5日に行った報告及び勧告の趣旨に沿って、義務教育等教員特別手当の改定、校長及び教頭に係る等級別標準職務表の改正(校長は特1等級、教頭は1等級)及び特に規模の大きい学校の校長及び教頭についての管理職手当の引き上げが措置され、昭和56年4月1日から適用された。

また、教育業務連絡指導手当の新設及び教員特殊業務手当の改定はそれぞれ昭和57年1月1日及び昭和57年3月15日から適用された。

ウ 看護婦の給与改善

国において医療需要の増大に伴う看護業務の複雑・困難化及び要員確保の必要性等の事情を考慮して、看護婦の給与の改善が行われたのに伴い、本委員会でも国に準じ昭和49年4月12日に給与改善勧告を行い、看護婦等(3等級)で5.8%、全体で4.9%の改善が行われ、昭和49年4月1日から適用された。

また、平成3年の給与改定においても同様の趣旨から給料の調整額の調整数1相当分が給料月額に繰り入れられるとともに給料月額の大幅な改善が平成3年4月1日適用で実施

された。

エ 1号給下位への切下げ

昭和51年の新給料への切替えは、昭和51年11月1日に行った給与勧告の趣旨に沿って行われた。

昭和51年4月1日(以下「切替日」という。)における号給は、切替日の前日における号給の直近下位の号給とし、切替日の前日において職務の等級の最低の号給を受けていた職員の切替日における給料月額は、職務の等級の最低の号給とその直近上位の号給との差額を当該最低の号給から減じて得た額に切替えられた。その結果、昭和51年の給与改善は、国家公務員において6.94%に対し、県職員(行政職)は3.53%の引き上げとなった。

オ 給料の調整額の一部定額化

本委員会は昭和54年11月1日に行った給与報告のむすびの中で「給料の調整額については、公務部内における職種間の給与配分の実情等からして、その一部を国家公務員に準じて定額化する措置を講ずることが適切であると考え」旨の意見を述べた。このような考え方をもとに人事委員会規則の一部改正が行われ、給料の調整額の一部定額化が昭和55年1月1日から実施された。

カ 高齢層職員の昇給停止の実施

本委員会は、昭和55年10月31日に行った給与報告の中で「公民給与較差を年齢階層別にみると、高齢層職員にあっては若年層とは逆に民間の給与を相当上回っている。かかる不均衡を是正し、公務部内における給与配分の適正化を図るため、高齢層職員の昇給制度については、国の措置に準じた措置を講ずる必要がある」旨の意見を述べ、また、給与勧告の中で「国家公務員の高齢層職員の昇給制度の取扱いに準じた措置を講ずること」を勧告した。

その結果、高齢層職員の昇給停止については、給与勧告の趣旨に沿って、給与条例の一部改正が行われ、高齢層職員(58歳(医師及び歯科医師60歳)を超える者)の昇給停止が昭和56年4月1日から実施された。

キ 昭和60年7月の新給料制度への切替

昭和61年3月に給与条例の一部を改正する

条例（以下「改正条例」という。）が公布され、昭和47年以来の等級制から級制へ移行し、全ての職員について昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）に遡って切替が行われた。

この改正の主な内容は、職務の複雑・専門化、職務段階の分化等に対応して給料表の等級構成の再編を行い、呼称を「職務の級」に改め、下位から順に1級、2級、3級・・・としたことである。

(1) 等級の構成の再編整備

a 等級の新設及び統合

行政職給料表は8等級構成から新たに

(～昭和60年6月30日)

給料表	等級制	区分
行政職給料表	7～特1等級	8段階
公安職給料表	6～特1等級	7段階
海事職給料表	5～特1等級	6段階
教育職給料表(1)	3～特1等級	4段階
教育職給料表(2)	3～特1等級	4段階
研究職給料表	5～1等級	5段階
医療職給料表(1)	4～1等級	4段階
医療職給料表(2)	5～特1等級(甲)	7段階
医療職給料表(3)	4～特1等級	5段階

等級が増設され11級構成に再編整備された。公安職給料表は7つの等級から9つの級へ、海事職給料表は6つの等級から7つの級へ、医療職給料表(3)は5つの等級から6つの等級へと増設された。また、研究職給料表及び医療職給料表(2)においては、級構成はそれぞれ5級及び7級制で同じであるが、いずれも下位の等級で統合があり、上位の等級で増設が行われた。

(昭和60年7月1日～)

級制	区分
1～11級	11段階
1～9級	9段階
1～7級	7段階
1～4級	4段階
1～4級	4段階
1～5級	5段階
1～4級	4段階
1～7級	7段階
1～6級	6段階

※昭和60年当時、教育職給料表(1)は高等学校の教育職員に適用される給料表、教育職給料表(2)は小中学校の教育職員に適用される給料表であった。

b 級別標準職務表

職の格付けについては、初任給規則別表第1の級別標準職務表において定めら

れた。行政職給料表級別標準職務表を例示すると次のとおりである。

行政職給料表級別標準職務表（昭和61年4月1日時点）

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う主事補又は技師補の職務
2級	1 主事、技師又は企業診断員の職務 2 相当の知識、経験を必要とする業務を行う主事補又は技師補の職務
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師又は企業診断員の職務
4級	1 本庁の係長、主査、調査員、主任技師、専門技術員、渉外事件調査官又は交通技術専門官の職務 2 出先機関の課長、係長、主査、教務主査、主任技師又は県立学校の事務長の職務 3 特に高度の専門的知識、経験を必要とする主事、技師又は企業診断員の職務
5級	1 本庁の相当困難な業務を所掌する係長、主査、調査員、主任技師、専門技術員、渉外事件調査官又は交通技術専門官の職務 2 相当困難な業務を所掌する出先機関の課長、係長、主査、教務主査、主任技師又は県立学校の事務長の職務
6級	1 本庁の課長補佐、室長補佐、秘書室長、主査、保健主幹、看護主幹又は主任専門技術員の職務

職務の級	標準的な職務
6級	2 出先機関の長、次長、課長、室長、課長補佐、主幹、教務主幹、副校長、事務部長補佐、渉外調整員又は規模の大きい県立学校の事務長の職務 3 本庁の困難な業務を所掌する係長、主査、調査員、主任技師、専門技術員、渉外事件調査官又は交通技術専門官の職務 4 困難な業務を所掌する出先機関の課長、係長、主査、教務主査、主任技師又は県立学校の事務長の職務
7級	1 本庁の困難な業務を所掌する課長補佐、室長補佐、秘書室長、主幹、保健主幹、看護主幹又は主任専門技術員の職務 2 困難な業務を所掌する出先機関の長、次長、課長、室長、課長補佐、主幹、教務主幹、副校長、事務部長補佐、渉外調整員、規模の大きい県立学校の事務長等の職務
8級	1 本庁の課長、室長、副参事、主席専門技術員又は術科指導官の職務 2 規模の大きい出先機関の長、病院の事務部長、東京事務所の課長等の職務
9級	1 本庁の困難な業務を所掌する課長、室長、副参事、主席専門技術員又は術科指導官の職務 2 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の長、病院の事務部長、東京事務所の課長等の職務
10級	1 本庁の次長、教育次長、参事、事務局長、企画調整室長、開発室長、企業立地対策室長又は都市モノレール対策室長の職務 2 支庁長、土地調査事務局長、東京事務所の次長、自治研修所の長、那覇県税務事務所の長、東京物産観光事務所の長、大阪事務所の長、福岡事務所の長、農業大学校長、渉外労働管理事務所の長、教育センターの所長又は博物館の館長の職務
11級	本庁の部長、技監、病院管理局の長、観光・文化局の長、参事監、国体事務局の長、県庁舎建設局の長、議会事務局の長、知事公室長又は東京事務所の長等の職務

(i) 給料の切替

給料の切替えについては、具体的に改正条例附則を受けて給料の切り替え等について(昭和61年人委第968号以下「切替通知」という。)に従って行われた。

a 職務の級への切り替え(改正条例附則第3項、第4項及び第11項関係)

切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の級は、その者が切替日の前日に属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)に応じて別表第1又は別表第2に定める職務の級に決定された。

なお、この場合、旧等級が同表において旧等級に対応する職務の級が2以上ある場合の職務の等級である職員については、そのいずれの職務の級に切り替えるかは人事委員会の定めるところによることとされ、具体的には切替通知で定めた(切替通知第2の第2項及び第3項)。

同通知によれば、旧等級が2の職務の級に対応している場合の職務の級への切り替え(第2項)は、切替日の前日にお

けるその者の職務の内容及び資格要件等が上位の職務の級に格付けするための要件として定められている要件に該当し、かつ、任命権者が定める職員にあつては、該当する上位の職務の級に決定し、その他の職員及び特例職員(研究職1等級の主任研究員等、医療職(2)1等級の技師等及び医療職(3)1等級の看護婦等)にあつては下位の職務の級(研究職主任研究員等4級、医療職(2)技師等4級、医療職(3)看護婦等4級)へそれぞれ切り替えられた。

また、旧等級からの職務の級に対応している場合の職務の級への切り替え(第3項)は、第2項と同じ一定の要件に該当し、かつ、任命権者が定める職員にあつては該当する上位の職務の級に決定(行政職課長9級、課長補佐7級、医療職(3)看護婦長4級)し、特例職員(行政職2等級の課長補佐及び同3等級の主事並びに医療職(3)2等級の准看護婦等)については、それぞれ下位の職務の級(行政職課長補佐7級及び主事5級並びに医療

職(3)准看護婦等2級)に切り替えられ、その他の職員については、それぞれ中位の級に決定された。

なお、特例職員については、改正条例附則第11項の規定に基づき暫定措置が講じられた。(行政職2等級課長補佐及び同3等級主事の級の切り替えは、切替日においてそれぞれ17号給以上の者は8級及び6級に格付けされ、2等級12号給以上の課長補佐、3等級13号給以上の主事についても8級及び6級昇格の経過措置が講じられた。研究職1等級主任研究員等の級の切り替えは、切替日において16号給以上の者は5級に格付けされ、1等級12号給以上の者についても経過措置が講じられた。医療職(2)1等級技師等の級の切り替えは、切替日において14号給以上の者は5級に格付けされ、1等級7号給以上の者についても経過措置が講じられた。医療職(3)1等級看護婦等及び同2等級准看護婦等の級の切り替えは、切替日において22号給以上の看護婦等、19号給以上の准看護婦等については、それぞれ5級及び3級に格付けされ、1等級5号給以上の看護婦等、2等級4号給以上の准看護婦等についても、それぞれ経過措置が講じられた。

b 号給等の切り替え(改正条例附則第5項、第7項及び第11項関係)

改正条例附則第3項又は第4項により切替日における職務の級を定められている職員については号給等の切り替えが行われ、切替日の前日において号給を受けていた場合にあっては、同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて別表第3又は別表第4の新号給欄に定める号給に切り替えられた。同日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた場合にあっては、同日においてその者が受けていた給料月額に応じて最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切り替えに関する規則別表により新号給欄に定める号給又は給料月額に切り替えられた。

なお、特例職員については、旧号給に応じて別表第5の新号給欄に定める号給に切り替えられると同時に、暫定措置が講じられた(例、行政職2等級課長補佐「17号給以上の者」の8級における号給は旧号給に対応号給に決定された。また、同2等級16号給から12号給までの者は一定期間7級格付けとなるため、7級における号給は、これらの者を切替日において8級に切り替えるとした場合における号給(8級における対応号給)の直近下位の号給とされたが、給料月額は、暫定措置として8級の対応号給の額が暫定給料として次期昇給の前日まで保障された)。

なお、経過措置として8級昇格がなされたが8級昇格時の号給決定は、初任給規則第22号の規定は適用せず、昇格時の前日に受けていた号給の対応号給に決定された。

ク 大学教育職員に適用される給料表の新設

昭和61年4月1日に県立芸術大学が新設されたことに伴い同大学の教育職員に適用される給料表として教育職給料表(1)が新設され、従来高等学校等の教職員に適用されていた教育職給料表(1)は教育職給料表(2)に、小・中学校等の教職員に適用されていた教育職給料表(2)は教育職給料表(3)にそれぞれ改められた。

また、平成11年4月1日から看護大学が設立されたことに伴い、同大学の教育職員にも教育職給料表(1)が適用された。

ケ 初任給の改善

昭和61年以降の順調な景気回復や若年労働者の人手不足に伴って、平成元年以降民間において初任給の大幅な引き上げが続いた結果、民間と公務との初任給較差が広がる一方で、公務員志望者が年々減少する傾向にあった。

国においては、平成2年の給与改定で、若年層職員の給料月額的大幅な引き上げや初任給基準の改正を行った。本県においても平成2年4月から国に準じて、全職種の新号給基準の改正(1号引き上げ)及びそれに伴う初任給の経過的特例措置を講じた。

また獣医師の受験資格が、昭和52年5月の獣医師法改正により、昭和53年4月1日入学者から大学院修了者になったことや、昭和58年5月からの学校教育法改正により、昭和59年4月1日入学者から6年制学部の一貫教育卒業者になったことから、平成2年4月1日、獣医師の初任給基準の改正を行い「大学卒、2級1号給」から、「新大4卒、2級2号給、新大6卒、2級5号給」に改正した（全給料表の初任給基準の1号給アップの影響を含める）。

さらに、学卒後間もない層の労働力の移動が増加する傾向にあり、公務における採用の実情も同様の傾向にあること、民間企業においては、学卒後5年程度までの経歴を有する中途採用者の初任給を学卒同期の直採用者が受けている給与水準と同一水準とする企業の割合が相当数あること、公務の活性化のためには、民間経験を有する多様な人材を確保しやすい環境の整備をすることが適当であること、等を考慮し、平成6年4月1日以降に採用される者の初任給決定にあたっては、経験年数のうち5年までは12月につき1号給の割合で給料月額を調整できることとともに、初任給の初号制限を緩和し、5号給まで調整できるよう改正し、それに伴い在職者についても経過措置を設けた。

コ 昇格制度の改善

平成4年4月1日前における初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく昇格制度においては、職員が昇格したときの給料月額は、基本的には昇格直前の給料月額と同額又は直近上位の額（特定号給以上の号給からの昇格の場合は、同額又は直近上位の額の1号給上位の額）に決定されることとなっており、通常の場合、昇格しても実際の給料月額はほとんど変わらない仕組みとなっている。

しかし、職員が上位の職務の級に昇格することは、より複雑困難で責任の度が高い職務に就くことを意味しており、昇格した場合には相応の給与額の引き上げがなされることが適当であること、民間企業においても、昇進、昇格時にはかなりの給与額の上昇が行われる

ことが一般的であることから、国同様に県人事委員会は平成3年の人事委員会勧告を行うにあたり、「職員の昇格時の号給決定方法の改善については、人事院勧告に準じて所要の措置を講ずる必要がある」旨の報告を行ったところである。

よって、昇格の際に相応の給与額を引き上げることが適当であることから、職務と責任の高度化に応じて所要の給与上の処遇改善が図られるよう昇格メリットの改善を図ることとした。

一方、国において、1号上位の昇格制度を適用する昇格を行政職（一）1～3級など初任給基準が設けられている職務の級の間には、それぞれ適正な初任給差が設定されていることから、これらの職務の級への昇格について新しい昇格制度を導入すると、この適正な初任給差が崩れてしまうこととなるため、これらの職務の級については新昇格制度の対象から除外することとした。

ところで、当県の「初任の級以外の級」は、3級（行政職上・中級）以上の級であることから、3級以上を対象級とすべきではないか、との件については、人事委員会報告の「国に準じて」の趣旨は、国同様4級以上の級を対象級とし、県の2級格付職員に対する昇格メリットの適用を国の2級格付の職員に対する昇格メリットの適用を同様に扱うというものである。

当県の初任の級は、上級行政職の場合、2級であるが、国の2級格付けの職員も3級昇格時に昇格メリットを受けることはなく、国の職員と同様の取扱いである。

また、全国的にも国の行政職俸給表（一）に準じている県においては、4級以上を対象としている。

この制度は、平成4年4月1日から漸次的に実施した。すなわち、1号上位昇格制度をいきなり平成4年度から導入すると、昇格対応が急激に変化することとなるため、既に昇格し対象級に在職している職員の号給より、新制度によって遅れてその級へ昇格した職員の方が1号給上回ってしまうなど職員間の給与秩序に大きな変更をもたらすものであるこ

とから、急激な変化を極力緩和する措置が望ましいこと、また、この方式を単年度で実施しようとするれば、在職者調整のため多大の原資を必要とすること等の問題もあることから、4年間かけて段階的に導入することとされたものである。

すなわち、12月で1号給上位に昇給することから、これを4分割し、平成4年度については3月、平成5年度は6月、平成6年度は9月の有利性を持たせ、平成7年度から1号給上位昇格（12月の有利性）としたもので、次の表の通りである。

昇格改善の段階的实施方法

昇格の態様	年月日	調整期間				H 8. 4. 1	～ H14. 3. 31	H14. 4. 1
		H 4. 4. 1～ H 5. 3. 31	H 5. 4. 1～ H 6. 3. 31	H 6. 4. 1～ H 7. 3. 31	H 7. 4. 1～ H 8. 3. 31			
特定級以上の級の在職者	調整期間中、1回昇格	在調がないものとして格3	在3 計6	在3 計9	在3 計12	1号上位昇格		
		在3	在調がないものとして格6 計6	在3 計9	在3 計12	1号上位昇格		
		在3	在3 計6	在調がないものとして格9 計9	在3 計12	1号上位昇格		
		在3	在3 計6	在3 計9	在調がないものとして格12 計12	1号上位昇格		
	調整期間中、2回昇格	在調がないものとして格3	在3 計6	在3 計9	調整期間中の在調昇格メリットがないものとして格12 計12	H 8. 4. 1直前の昇格がないものとして調整期間中の在調・昇格メリットを持たせて再計算し、新制度（1号上位昇格）でやり直し 計2号給	1号上位昇格	
	調整期間中昇格なし	在3	在3 計6	在3 計9	在3 計12	調整期間後の最初の昇格については、在調がないものとして1号上位昇格		1号上位昇格

(注)

- ① 格とは昇格改善、在とは在職者調整のこと
- ② 各年4月1日の在調は、現級への昇格がなかったものとして、当該日にその昇格を新方式による昇格に置き換えて再計算した場合（その時点において、調整期間中の在調及び昇格メリットがないものとして新制度を適用する。）に有利となる者については当該号給等に決定する。
- ③ 調整期間中に3回昇格している者については、H8.4.1時点で直前の昇格がないものとして再計算し、その時点で新昇格制度により昇格のやり直し（調整期間中の在調及び昇格メリットは、はがさない）を行うことができる。
- ④ H8.4.1の調整は、部内の他の職員との均等が著しく欠く場合に限られる。

(在職者調整)

この措置に伴い、平成4年から平成7年までの各4月1日において、対象級に同日前に既に昇格し、引き続きその職務の級に在職している職員が不利にならないよう所要の在職者調整を行っている。

すなわち、調整期間の各4月1日の直前の昇格（同日に属する職務の級の1級下位の職務の級からの昇格に限る。）をないものとして再計算し、同日に上記の昇格が行われたものとした場合に、その者の現に受ける号給又は次期昇給期よりも有利となる場合には、その有利な号給又は次期昇給期に決定できることとするものである。

各任命権者において、当該在職者調整の効果を受けない職員に対しては、3月の調整をととのえる。

サ 公安職給料表の10級新設

平成3年及び平成4年の職員の給与に関する報告及び平成5年の勧告において警察職員の給与に所要の措置を講ずる必要があると言及し、公安職給料表に新たに10級を設ける給与条例が平成5年11月1日から施行された。

シ 新昇格制度調整期間の終了に伴う在職者調整について

平成4年4月1日から実施された新昇格制

度の調整期間が、平成8年3月31日で終了したことに伴い、調整期間中に特定級以上の級へ2回以上昇格した職員及び昇格しなかった職員について、逆転防止のために昇給短縮等の必要な措置を行い、公安職については平成9年4月1日から、それ以外の給料表適用者には、平成8年4月1日から実施した。

在職者調整の実施例

(1) 行政職給料表適用者

ア 平成3年度に4級に昇格し、改正規則附則第7項の適用を受ける者の次期昇給期を下記のとおり短縮する。

4級昇格時期	短縮月数
3年4月1日	3月
3年7月1日	6月
3年10月1日	6月
4年1月1日	9月

イ 平成3年度に5級に昇格し、平成8年4月1日において6級に在級する者に対し、改正規則附則第6項の規定を準用する。

(2) 研究職給料表適用者

平成3年度に3級に昇格し、改正規則附則第7項の適用を受ける者の次期昇給期を下記のとおり短縮する。

3級昇格時期	短縮月数
3年4月1日	3月
3年7月1日	6月
3年10月1日	6月
4年1月1日	9月

(3) 医療職給料表(2)適用者

平成3年度に3級に昇格し、改正規則附則第7項の適用を受ける者の次期昇給期を下記のとおり短縮する。

3級昇格時期	短縮月数
3年4月1日	3月
3年7月1日	6月
3年10月1日	6月
4年1月1日	9月

(4) 医療職給料表(3)適用者

平成3年度に3級に昇格し、平成8年4月1日において、4級に在級する者の次期昇給期を下記のとおり短縮する。

3級昇格時期	短縮月数
3年4月1日	3月
3年7月1日	6月
3年10月1日	6月
4年1月1日	9月

ス 平成 8 年 4 月 1 日実施の教育職給料表等の号給削減

平成 8 年度からの新昇格制度の本格実施に伴い、特定級（行政職給料表では 4 級）以上の級への昇格の機会の少ない給料表（海事職、教育職 (1) (2) (3)、研究職、医療職 (1)）について号給のカットを行い中堅層の昇給額を改善する等の措置を講じた。

セ 公安職給料表初任給基準の改善

平成 12 年度まで、警察官の採用試験は全て初級試験に相当する試験と規定され、初任給は公安職 1 級 2 号給に経験年数によって号給を加算する方法で決定されていた。そのため、

大卒で民間等での経歴がある者を採用する際の号給の上位制限は 1 級 7 号給（1 級 2 号給 + 5 号給）で、採用前の経歴が給与には完全に反映されない場合があった。

平成 13 年度から、初任給、昇格、昇給等に関する規則を改正し、試験区分を警察官 A（大卒程度）と警察官 B（高卒程度）とに区分し、それぞれ公安職 1 級 6 号給、1 級 2 号給を初任給として定め、大卒者の場合、1 級 6 号給に 5 号加えた 1 級 11 号給まで初任給を決定できるようになり、前歴を給与に反映できる幅が広がった（在職者調整も合わせて実施）。

公安職給料表初任給基準

(改正前)

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	初級		1 級 2 号給

→ (改正後)

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	警察官 A		1 級 6 号給
	警察官 B		1 級 2 号給

ソ 新再任用制度の導入に伴う給与条例の改正
本格的な高齢社会の到来に対応し、高齢者の知識・経験を社会において活用するとともに、退職共済年金支給年齢の段階的な引き上げに合わせて、60 歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えるため、平成 11 年 7 月 22 日地方公務員法の一部を改正し、地方公務員の再任用制度が施行された。

本県においても「沖縄県職員の再任用に関する条例」を制定し、それに合わせて給与条例中の給料表に再任用職員の欄が設けられ、級ごとの給料月額が規定され、平成 13 年 4 月 1 日から施行された。

再任用の任期の上限年齢は、平成 13 年度は

61 歳、その後、3 年ごとに 1 歳ずつ引き上げ、平成 25 年度からは 65 歳となった。なお、従前の再任用制度は廃止された。

タ 高齢層職員の昇給停止年齢の引き下げ

平成 13 年度前は、58 歳（医療職給料表 (1) の適用者については 60 歳）を超える職員は昇給しない制度だったが、国や他の都道府県、県内民間企業の状況を踏まえ、平成 10 年の人事委員会の報告において高齢層職員の給与の見直しについて触れ、それに合わせて給与条例を改正したことに伴い、平成 14 年度から昇給停止年齢を 55 歳（医療職 (1) は 57 歳）へ引き下げ、所要の経過措置が設けられた。

55 歳昇給停止年齢引き下げに係る経過措置

経過措置	※基準日 H14. 4. 1	15. 4. 1	16. 4. 1	17. 4. 1	18. 4. 1	19. 4. 1	20. 4. 1	21. 4. 1	22. 4. 1	23. 4. 1
対象外	47 歳	48 歳	49 歳	50 歳	51 歳	52 歳	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳
									昇給停止	
55 歳以降も 1 回昇給	48 歳	49 歳	50 歳	51 歳	52 歳	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳	57 歳
								1 回昇給	昇給停止	
	49 歳	50 歳	51 歳	52 歳	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳
							1 回昇給	昇給停止		

経過措置	※基準日	15. 4. 1	16. 4. 1	17. 4. 1	18. 4. 1	19. 4. 1	20. 4. 1	21. 4. 1	22. 4. 1	23. 4. 1
	H14. 4. 1									
55歳以降も 1回昇給	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
						1回昇給	昇給停止			
55歳以降も 2回昇給	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳
					1回目昇給	2回目昇給	昇給停止			
	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	
				1回目昇給	2回目昇給	昇給停止				
55歳以降も 3回昇給	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳		
			1回目昇給	2回目昇給	3回目昇給	昇給停止				
	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳			
		1回目昇給	2回目昇給	3回目昇給	昇給停止					
	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳				
	1回目昇給	2回目昇給	3回目昇給	昇給停止						

※ 上記は、枠外延伸等がなく12月1号で昇給した場合における昇給経過

チ 給与構造改革

給与構造改革は平成17年10月6日に行った給与勧告の趣旨に沿って、平成18年4月1日から施行された。

この改正は、年功的な給料表構造の是正や勤務実績が給与へ適正に反映する給与システムの構築のため、給与制度の抜本的見直しが行われた。

(7) 給料表の見直し

給与水準の是正、級構成の再編及び号給構成等の見直しが行われた。

a 行政職給料表の見直し

行政職給料表の見直しに係る主な見直しは以下のとおり。

- ・給料表の水準を全体として平均4.8%の

引下げ

- ・若手の係員層については引下げを行わず、中高年齢層について7%引き下げることにより、給与カーブをフラット化
- ・1級・2級及び4級・5級の統合により、11級制から9級制に級構成を再編
- ・きめ細かい勤務実績の反映を行うため号給を4分割

b 行政職給料表以外の給料表の見直し

行政職給料表以外についても、行政職給料表との均衡を基本として、職務の級及び号給構成、水準是正などの見直しが行われた。

各給料表における号給の見直しは次の表のとおりとなっている。

給料表	項目	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
行政職給料表	見直し前	16号給	19号給	32号給	28号給	26号給	24号給	22号給	21号給	18号給	15号給	15号給
	見直し後	93号給	125号給	113号給	93号給	85号給	77号給	61号給	45号給	41号給	-	-
公安職給料表	見直し前	33号給	36号給	35号給	30号給	26号給	24号給	22号給	21号給	18号給	15号給	-
	見直し後	125号給	145号給	141号給	125号給	93号給	85号給	77号給	61号給	45号給	-	-
海事職給料表	見直し前	23号給	19号給	19号給	27号給	25号給	23号給	20号給	-	-	-	-
	見直し後	85号給	69号給	69号給	101号給	89号給	73号給	57号給	-	-	-	-
教育職給料表(1)	見直し前	38号給	34号給	28号給	26号給	23号給 特1~特8	-	-	-	-	-	-
	見直し後	129号給	105号給	89号給	77号給 特1~特5	-	-	-	-	-	-	-

給料表	項目	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
教育職給料表(2)	見直し前	40号給	33号給	23号給	15号給	-	-	-	-	-	-	-
	見直し後	153号給	137号給	77号給	37号給	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(3)	見直し前	33号給	36号給	26号給	15号給	-	-	-	-	-	-	-
	見直し後	125号給	149号給	93号給	37号給	-	-	-	-	-	-	-
研究職給料表	見直し前	32号給	29号給	25号給	23号給	23号給	-	-	-	-	-	-
	見直し後	121号給	121号給	89号給	73号給	73号給	-	-	-	-	-	-
医療職給料表(1)	見直し前	18号給	24号給	24号給	20号給	-	-	-	-	-	-	-
	見直し後	65号給	97号給	89号給	65号給	-	-	-	-	-	-	-
医療職給料表(2)	見直し前	23号給	28号給	30号給	27号給	23号給	20号給	17号給	-	-	-	-
	見直し後	85号給	105号給	113号給	105号給	85号給	65号給	53号給	-	-	-	-
医療職給料表(3)	見直し前	41号給	38号給	31号給	28号給	24号給	22号給	-	-	-	-	-
	見直し後	169号給	153号給	125号給	113号給	93号給	69号給	-	-	-	-	-

c 初任給の見直し

職務の級及び号給の構成の見直しが行われたことにより、各給料表の初任給基準表における初任給も見直しが行われた。

平成18年4月時点の行政職給料表の初任給基準表は次の表のとおりであり、現在に至っている。

職種	試験	学歴免許等	学歴免許等	初任給
一般	正規の試験	上級		1級25号給
		中級		1級15号給
		初級		1級5号給
	その他	高校卒	1級1号給	

(注) 無線従事者については除いてある。

(i) 勤務実績の給与への反映

昇給や勤勉手当に関し、職員の勤務実績が的確に反映される給与制度を導入。

a 特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階(A~E)設けることにより、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入

b 年4回(1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日)の昇給時期を年1回(1月1日(その後4月1日))に統一し、標準の昇給号給数を4号給(行政職給料表6級以上相当は3号給)とした。

c 年功的な給与構造を見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、枠外昇給制度を廃止した。

d 従前の55歳(医療職給料表(1)適用職員については57歳)昇給停止措置に替わる、55歳(医療職給料表(1)適用職員については57歳)昇給抑制措置を導入し、標準昇給号給数を2号給とした。

(j) 経過措置

経過措置として激変緩和の観点から、新

給料月額が旧給料月額に達するまでの間、新旧給料月額の差額が支給された。

また、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間、昇給幅を1号抑制した。
ツ 教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)における新たな級の設置(特2級)

平成20年4月の学校教育法の改正に伴い、沖縄県教育委員会においては平成21年4月から副校長、主幹教諭、指導教諭という新たな職が設置こととなったことから、職務内容の困難及び責任の度の観点から給与面での処遇を図るため、新たな職務の級(特2級)を設置した。

テ 公安職給料表初任給基準の改善

警察官A試験について、行政職として採用される上級試験で採用された者の初任給(1級25号給)と初級試験で採用される者の初任給(1級5号給)の差を考慮し、平成21年4月に1級17号給を1級21号給に改善した。

ト 医療職給料表(2)初任給基準の見直し

(7) 6年制課程を卒業した薬剤師の初任給の新設

薬剤師法の改正による大学の6年制課程修了者を考慮し、平成24年4月に「大学6年」を設け、初任給については、国及び他県との均衡を踏まえ、大学4卒との号給差が14号給となるよう、2級15号給とした。

(イ) 獣医師の初任給の改善

獣医師については、薬剤師と同じ6年制課程であること、大学4卒の初任給基準が同じであることを踏まえ、医療職給料表(2)の適用職種間の均衡を図るため、平成24年4月に2級13号給を2級15号に改善した。

ナ 公安職給料表初任給基準の改善

警察官B試験について、国の公安職給料表(一)の高卒程度の初任給を考慮し、平成25年4月に1級1号給を1級3号給に改善した。

ニ 医療職給料表(2)初任給基準の見直し

歯科衛生士及び歯科技工士の初任給について、平成27年4月に国に準じて「短大3卒」の区分を設け、2級17号給とした。

ヌ 給与制度の総合的見直し

給与制度の総合的見直しは平成26年10月7日に行った給与勧告の趣旨に沿って、平成27年4月1日から施行された。

平成18年の給与構造改革において、地域における公務員給与水準の是正、年功的な給与上昇の抑制等が行われたが、地域間や世代間

の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の課題に対応するため、給与制度の総合的見直しが行われた。

(7) 給料表の見直し

給与水準の是正、級構成の再編及び号給構成等の見直しが行われた。

a 行政職給料表の見直し

給料表の水準を平均2%引き下げることとし、3級以上の級の高位号給については最大で4%程度の引下げを行う一方で、1級の全号給及び2級の初任給に係る号給については引下げが行われなかった。

また、40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の観点から5級及び6級に号給の増設が行われた。

b 行政職給料表以外の給料表の見直し

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本として、引下げが行われた。ただし、医療職給料表(1)については引下げが行われなかった。

(イ) 号給の増設

行政職給料表以外についても号給の増設が行われた。増設された給料表及び級は次のとおりとなっている。

給料表	増設級	改正前	改正後
行政職給料表	5級	85号給	93号給
	6級	77号給	85号給
公安職給料表	6級	85号給	93号給
	7級	77号給	85号給
教育職給料表(2)	2級	137号給	145号給
	特2級	109号給	117号給
教育職給料表(3)	2級	149号給	157号給
	特2級	109号給	117号給

ネ 大学教育職員に適用される教育職給料表(1)の廃止

教育職給料表(1)については、昭和61年4月1日に県立芸術大学が設立されたことに伴い同大学の教育職員に適用される給料表として教育職給料表(1)が新設され、また、平成11年4月1日に設立された県立看護大学の教育職員にも教育職給料表(1)が適用された。

その後、令和3年4月1日に県立芸術大学

が、令和4年4月1日に県立看護大学が、それぞれ公立大学法人となったことから、令和4年3月31日をもって教育職給料表(1)を廃止した。

ノ その他

(7) 特別昇給

特別昇給は、勤務成績が特に良好である場合に行うことができるもので、平成18年3月31日まで下記の特別昇給が実施されて

いた。

a 離島等勤務職員の特別昇給

この基準は、離島等公署への人事異動を円滑に実施するため離島等公署に勤務する職員に対して給与条例の規定に基づき特別昇給を行うもので、昭和48年10月1日から実施されたが、平成18年3月31日をもって廃止された。

その内容は、離島等公署に異動（採用に伴う赴任を含む。）した職員について、当該職員が勤務する離島等公署に応じて定められた月数の期間を異動時において、その者の次期昇給予定の時期から昇給期間を短縮するもので、公署区分は、へき地性を考慮して5区分に分けて、その短縮月数は6月から21月の範囲で定められていた。

この制度は、離島等公署への人事異動の円滑な実施を目的とし、当該離島公署に最低3年間は勤務することを前提としており、その期間勤務することなく、他の級地の低い公署又は平地へ異動した職員については、その短縮月数差又はその者が受けていた短縮月数に相当する月数の昇給延伸が行われた。

なお、いわゆる高度へき地については、小・中学校の高度へき地勤務職員との均衡が考慮され、昭和55年1月以前、2年

以降3年未満で、他の級地の低い公署又は平地公署へ異動した場合には、すでに受けていた短縮月数のうちその一部の月数を延伸するように調整規定が設けられた。

その後、離島特昇を受けていた職員が、定められていた期間勤務することなく平地等へ異動した場合には昇給延伸が行われるが、その職員が、再び離島等公署に異動した場合には、異動した日前10年間の期間において離島等公署に異動した実績があれば、期間を通算することができるよう通知を改正し、平成6年4月1日から適用した。

また、平成9年4月1日から、離島特昇の制度導入時に比べて各公署における交通の利便性が増し、生活水準の向上による生活の困難さも改善され、離島等公署への人事異動の困難さが緩和されたために、離島特昇の短縮月数が12月以上の勤務公署について3月減の見直しを行い、さらに、既に24月の範囲で3回目までの特昇が規定されているへき地特昇との均衡や離島等公署への勤務が複数回に及ぶ職種があることから、離島等公署への再異動等に伴う2回目以降については、通算24月の範囲内で特別昇給を認めた。

(平成9年4月1日の改正前)

公署区分	短縮する月数
別表第1のイ欄に掲げる公署	21月
別表第1のロ欄に掲げる公署	18月
別表第1のハ欄に掲げる公署	15月
別表第1のニ欄に掲げる公署	12月
別表第1のホ欄に掲げる公署	6月

(改正後)

短縮する月数
18月
15月
12月
9月
6月

→

※ 別表第1は、昭和49年1月21日付け、「離島等勤務職員の特別昇給に関する基準について」による。

離島等県立学校勤務職員の特別昇給に関する基準は、県立学校に勤務する職員に適用されるもので、その趣旨は、離島等勤務職員の特別昇給の基準と同じで、短縮月数の調整方法に若干の違いがあるだけである。

へき地小・中学校に勤務する職員の特

別昇給に関する基準は、へき地小・中学校に勤務する職員に適用されるもので、その趣旨は、離島等勤務職員の特別昇給の基準と同じで、短縮月数の調整方法に若干の違いがある。小・中学校職員の場合、地域によっては、へき地学校間での異動が数回にわたること等の理由により、

短縮月数は最高 24 月の範囲内で当初から再度特別昇給の規定が設けられた。

なお、いわゆる高度へき地については、人事異動の困難性に伴い、人事異動方針の変更等もあり、2年以上3年未満勤務する職員には、部分延伸（6月）の規定が設けられ昭和50年4月1日から適用された。また、昭和52年4月頃からへき地学校へ3度異動する実態があることなどから、これらの趣旨及び規定整備の必要性から昭和53年に全面改正された。

また、平成13年4月1日から教育公務員制特例法の一部改正により、大学院修学休業制度が導入されたことに伴い、へき地公署での勤務期間から大学院修学休業の期間を除算する規定を設けた。

なお、短縮月数については、平成18年の給与構造改革における昇給時期の見直しや昇給号給数の見直しに伴い、3月を1号給として換算し運用が行われた。

b 昇任時特別昇給等

特別昇給について、人事委員会は職員

の給与水準の確保のため、昭和63年及び平成2年の給与勧告で、制度の趣旨に沿って実施する必要がある旨言及し、各任命権者は、これを受け、初任給規則第35条第1項第2号の規定に基づき次のとおり実施した。

平成4年4月から現業職を除く一般職員に対し昇任時における「昇任時特別昇給」の運用を図った。また、教育職員には、その職の特殊性から勤務成績の特に良好と認められる職員へ特別昇給を行った（平成4年7月）。

平成6年4月には、昇格時における「昇格時特別昇給」、一定勤続年数に達した職員中勤務成績の特に良好と認められる職員に対する「勤続特別昇給」が導入されが、平成18年3月31日をもって廃止された。

なお、短縮月数については、平成18年の給与構造改革における昇給時期の見直しや昇給号給数の見直しに伴い、3月を1号給として換算し運用が行われた。

代表的な特別昇給及びその効果

1 昇任時特別昇給

適用給料表	特別昇給の対象となる職員	特別昇給の効果
全 給 料 表	本庁の部長、次長、課長及び課長補佐	3月
行政職給料表 医療職給料表(2) 医療職給料表(3)	係 長	6月 (副主査からの昇任の場合は3月)
公安職給料表	警 部 補	12月
教育職給料表(1)	講 師	
教育職給料表(2)	看 護 教 諭	
研究職給料表	主 任 研 究 員	
医療職給料表(1)	医 長	3月
海事職給料表	中型船舶(甲)の機関長及び船長	
行政職給料表	副 主 査	
海事職給料表	航 海 士 等	
公安職給料表	巡 査 長	6月
行政職給料表 海事職給料表 医療職給料表(2) 医療職給料表(3)	主 任	

2 昇格時特別昇給

適用給料表	特別昇給の対象となる職員	特別昇給の効果
行政職給料表	3級に昇格した者	6月
公安職給料表	2級に昇格した者	
海事職給料表	3級に昇格した者	
研究職給料表	3級に昇格した者	
医療職給料表(2)	3級に昇格した者	
医療職給料表(3)	3級に昇格した者	

3 勤続特別昇給

特別昇給の対象となる職員	特別昇給の効果
当該年度で勤続期間が20年を経過する者	6月
当該年度で勤続期間が25年を経過する者	

平成18年3月31日現在

(イ) 給与の口座振込み

平成10年3月31日付けで給与条例が改正され、「給与は、職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支払うことができる」旨の規定(第3条の2)を設け、知事部、警察本部は平成10年11月(教育庁は平成14年6月)支給の給与から口座振り込みを実施した。

(ロ) 給与の抑制措置

a 行財政改革の率先垂範による給与減額

本県の厳しい財政状況から行財政改革の柱のひとつとして、職員給与を中心とした総人件費の抑制を行うとともに、知事等のもとより管理の地位にある者が、行財政改革を率先垂範して推進する姿勢を示すことにより全庁的な推進体制を確立するために、知事等の特別職、大学の学長の期末手当や管理又は監督の地位にある職員に対して支給される管理職手当について、平成10年8月から支給を受けるべき手当額の10%を減額する「知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例」を制定した。この条例は当初、平成12年3月までの期限だったが、平成20年3月まで延長された。

b 財源不足への対応による給与減額

本県の厳しい財政状況のもと、事務事業の改革や組織・定員の見直し、財政の健全化等様々な行政改革の取組を行ってきたところであるが、地方交付税の大幅な総額抑制、社会保障関係費の増、団塊

世代の大量退職による退職金の増等により、財源不足となることから、知事等特別職に属する常勤の職員の給料、期末手当の削減及び一般職に属する常勤の職員の給料、管理職手当、期末手当・勤勉手当の削減、退職手当の調整額上限設定するため、「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例」を制定した。この条例は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間実施することとされた。なお、平成21年度に限り、一般職に属する常勤の職員の給料、期末手当・勤勉手当の減額率を緩和した。また、財政状況が改善されたことを勘案し、一般職に属する常勤の職員の減額措置については、平成22年12月31日で廃止となった。

c 地方交付税等削減に伴う給与減額

東日本大震災を契機とした防災・減災事業に取り組む必要があり、国及び他の都道府県の職員の給与並びに平成25年度の地方交付税の削減の状況を考慮し、知事等特別職に属する常勤の職員の給料の削減及び一般職に属する常勤の職員の給料、管理職手当を削減するため、「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例」を制定した。この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間実施された。なお、平成26年1月1日からは、削減率が緩和された。

(5) 給料の調整額等及び諸手当の改正経過

ア 給料の調整額

給料の調整額は、勤務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対しその特殊性に基づき、給料の一部として支給されるものである。従来給料月額に調整基本率4%を乗じて得た額に調整数を乗じて得た額（その額が給料月額の25%を越えるときは25%に相当する額）で支給されていたが、昭和55年1月1日に調整基本率4%を3%に改め、これを従来どおり定率とし、残り1%については各級の中位号給の給料月額の1%相当額を、その級における定額とする改定を行った。さらに平成3年12月26日に保健婦及び看護婦（士）の調整数1相当分を給料月額に繰り入れ、調整数を1減じる改定（平成3年4月1日適用）を行った。

その後、平成8年1月1日から、調整数1の「調整基本額」を定め、同一の職務の級においては同額（その額は各職務の級における中位号給の3%相当）とし、次の経過措置を設けて実施した。

○平成7年12月31日まで

$(\text{給料月額} \times 3 / 100 + \text{定額}) \times \text{調整数}$

○平成8年1月1日以降

$\text{調整基本額} \times \text{調整数}$

また、平成13年4月1日からは人事委員会の報告を受けて調整数や対象業務等の全体的な見直しが行われた。

なお、調整基本額の設定については、平成8年以降原則として各職務の級の中位号給の給料月額の3%に相当する額が設定されてきたが、平成18年4月以降は給与構造改革による給料表の水準是正との整合性を確保するため、それまで算定基礎とされていた各職務の級の号給に相当する新たな給料表の各職務の級の号給の給料月額の3%に相当する額が設定されている。

イ 管理職手当

管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給するもので、当初の支給額は、その職員

の職務の区分に応じ、部長職にあつては給料月額100分の20、次長職にあつては100分の18、課長職は100分の15、課長補佐職の出先機関の長にあつては100分の12の額が支給されていたが、平成9年4月1日からスタッフ職、ライン職の別による支給となり、部長クラスの場合、ライン職にあつては給料月額100分の20、スタッフ職は100分の18、次長クラスの場合、ライン職にあつては100分の18、スタッフ職は100分の15、課長クラスの場合、ライン職にあつては100分の15、スタッフ職は100分の12、課長補佐クラスの出先機関の長にあつては100分の12が支給されていた。

また、学校職員については、昭和47年7月15日の制定当時は、学校の校長については100分の12、教頭については100分の10の支給率であったが、昭和47年10月の改正により、同年7月15日にさかのぼって、教職調整額が支給されている教頭に対する支給率を100分の10から100分の8に改めた。その後、教員給与の改善に伴い国において規模の大きい学校の校長、教頭に対する手当が2%引き上げられたことにより、本県においても昭和57年3月に大規模校の校長、教頭に対する手当を昭和56年4月1日にさかのぼって、それぞれ2%引き上げ大規模校の校長にあつては100分の14、大規模校の教頭にあつては100分の12に改めた。また、昭和57年の改正の際に校長、教頭の標準職務の等級をそれぞれ特1等級、1等級に格付したことにより、教職調整額が支給される教頭に対する支給区分（100分の8）を削った。

平成19年4月1日には、平成18年に行われた給与構造改革の一環として、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制へ変更された。定額制においては、職員の区分（1種～5種）に応じた月額を支給することとされ、知事の事務局における管理職手当の月額は次のとおり。

(令和4年4月1日現在)

区分	職	管理職手当月額
1種	部長級(参事監、医療技監を除く)	104,200円
2種	参事監又は医療技監	93,800円
	統括監級(参事を除く)	84,600円
3種	参事	70,500円
	課長級(副参事などのスタッフ職を除く)	66,400円
4種	課長級のうち副参事などのスタッフ職 班長級のうち水産海洋技術センター支所の支所長	49,900円

ウ 初任給調整手当

初任給調整手当は、民間企業との初任給の差から生じる職員の採用の困難性を考慮して設けられた手当で、公務に必要な人材を確保することを目的とし、その支給対象職員は、医師、歯科医師及び科学技術の専門的知識を必要とする職に採用された職員で、医師等にあつては35年、獣医師にあつては15年、1年毎にてい減する方法(医師等にあつては16年経過後、獣医師にあつては10年経過後)で、月額の手当を支給することとなっている。

当初は、医師等については30年、理工系職員については5年、法文系職員については3年の期間支給することとされていたが、昭和47年の改正により、医師等については35年に支給期間を延長し、法文系職員については、その支給対象外とし、必要な経過措置を設けた。

そして、昭和48年の改正により獣医師を理工系職員の範囲に加え、支給期間を8年とした。その後、昭和53年の改正により、理工系職員の支給期間を3年に縮減し、必要な経過措置を設け、さらに、医師等について、勤務公署により3区分(宮古・八重山及び本島周辺離島、本島北部、本島中南部)あつた初任給調整手当の額を、平成13年より同一区分で支給するよう通知の改正が行われた。

また、平成16年12月の改正により、理工系職員については、平成17年4月1日からその支給対象外とし、必要な経過措置を設けた。

獣医師については、平成24年3月の改正により、平成24年4月1日から支給期間を10年間とし、また、平成28年12月の改正により、平成29年4月1日から支給期間を15年間(10年経過後てい減)とした。

手当額については、給料表の改定等に伴って、随時見直しを行っている。

(資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(1))

エ 扶養手当

現行の扶養手当の制度は、昭和47年から導入され、その支給区分は、配偶者(2,400円)、子のうち1人目(配偶者がある場合800円、配偶者がいない場合1,600円)、子のうち2人目(800円)、その他(子の3人目以下、父母等)(400円)に分かれていた。その実際の支給に際しては、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき支給される児童手当と調整が行われていたが、この調整は平成4年1月1日に廃止された。

また、昭和49年度から扶養順位制が導入され、「子のうち1人目」、「子のうち2人目」、「その他(子の3人目以下、父母等)」の支給区分が、「子、父母等」の支給区分に改正された。

さらに、子、孫、弟妹に係る扶養手当の支給年齢の上限は、当初は満18歳未満であったが、民間での実態等から平成元年4月1日以降は満18歳の年度末まで支給時期を延ばし、また、高卒後の進学者の一般化や40歳代後半から50歳代の家計支出に占める教育費の割合が高まったことから、平成4年4月1日以降は満22歳の年度末まで引き上げられた。

そして、高校生、大学生の子を扶養している場合、教育費の家計負担が多いという実情を考慮して、扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(「特定期間」という。)にある子に係る加算額を平成5年4月1日から支給した。

その後、平成9年4月1日からは、女性の

社会進出による共働きが増えている現状から、扶養親族でない配偶者を有する場合でも配慮が必要だとして、「扶養親族である子、父母等」の区分を、「配偶者が扶養親族である場合」と「配偶者が扶養親族でない場合」に細分化し、「配偶者が扶養親族でない場合」に手当額を上乗せして支給している。

平成 29 年 4 月 1 日からは、配偶者に係る手当額を引き下げ、子に係る支給額を引き上げるとともに、統括監級以上の職員に係る子以外の扶養親族の支給額を引き下げる等について、所要の経過措置を講じた上で、改定を行っ

た。

(資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8 (2))

オ 調整手当

調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員等に支給する手当である。

その支給額は、その者が受ける給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額となっている。

支給地域、支給割合等については次の表のとおりである。

都道府県	支給地域	支給区分	支給割合
北海道	札幌市	乙地	100 分の 3
東京都	特別区	甲地	100 分の 12
愛知県	名古屋市	甲地	100 分の 10
大阪府	大阪市		
福岡県	福岡市	甲地	100 分の 6

この手当は、甲地では、当初、人事委員会規則で定める地域に対する支給率は 100 分の 8 であったが、昭和 56 年の給与勧告を受けて、同年 12 月に 100 分の 9 の支給率（昭和 57 年 4 月 1 日適用）に、昭和 60 年の給与勧告を受けて、昭和 61 年 3 月に 100 分の 10 の支給率（昭和 60 年 7 月 1 日適用）に、平成 4 年の給与勧告を受けて、甲地のうち東京都については、平成 5 年 4 月 1 日から 100 分の 12（平成 6 年

3 月 31 日までの 1 年間は 100 分の 11）支給に改めた。

さらに、平成 8 年度に給与条例が改正され、職員が支給割合の低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合、異動の日から 3 年以内の期間、異動前に在勤していた地域に係る支給割合に下表に定める支給割合を乗じて得た額を支給する調整手当の異動保障の制度を設け、平成 9 年度から適用された。

調整手当の異動保障

期間の区分	調整割合	備考
(1) 異動の日又は第 5 条の職員となった日から 1 年間	100 分の 70	在勤期間の単位は 6 月を超える場合は 1 年とする。
(2) (1) の期間が終了する日の翌日から 1 年間	100 分の 40	
(3) (2) の期間が終了する日の翌日から 1 年間	100 分の 30	

なお、乙地については、手当の制定時から同支給割合である。

調整手当については、平成 18 年の給与構造改革の一環として創設された地域手当により廃止された。

カ 地域手当

地域手当は、地域の民間水準を職員給与に適切に反映させるため、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当である。

この手当は、平成 18 年の給与構造改革の

一環として、従前の調整手当に替えて創設されたものであり、その支給額は当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する職員等に対し、給料の月額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、地域手当の級地区分に応じて定める割合を乗じて得た額となっている。

また、平成 27 年 4 月 1 日に給与制度の総合の見直しが行われ、民間賃金の特に高い東京特別区などについて見直しが行われた。

支給地域及び支給割合については、次の表

のとおりである。

級地	支給地域	支給割合
1 級地	東京都特別区	20/100
2 級地	大阪府大阪市	16/100
3 級地	愛知県名古屋市、千葉県千葉市	15/100
4 級地	—	12/100
5 級地	福岡県福岡市	10/100
6 級地	—	6 /100
7 級地	—	3 /100

(令和4年4月1日現在)

キ 住居手当

住居手当は、自ら居住するための住宅又は単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、居住し、一定額(16,000円)を超える家賃を支払っている職員に支給される手当である。

なお、平成5年度までは、自宅居住者の住宅が新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は2,500円が支給され、それ以外は1,000円の支給であったものを、本県の自宅居住者の実態等を考慮し、平成6年4月から一律2,500円へ、平成9年度から一律3,000円へと改正した。その後、自宅居住者に対する支給は、平成24年の公民較差の状況、国及び他都道府県との均衡を考慮し、平成24年12月31日に廃止された。

また、平成8年1月からは、単身赴任手当受給職員で配偶者等が居住する借家・借間の家賃を支払っている者に対して、職員自らが居住する場合の借家・借間に係る住居手当の月額額の2分の1に相当する額の住居手当を支給することとなった。

(資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(3))

ク 通勤手当

通勤手当は、通勤に要する費用を負担している職員に対して、交通機関等又は交通用具の利用等の条件が一定の基準に達する者に対して支給する手当であって、職員の生計費に及ぼしている通勤費の圧迫を緩和しようとするもので、生活給的な性格を有する手当である。

令和4年度現在、手当の支給は、交通機関等利用者に対しては運賃等相当額、ただし、

運賃等相当額が55,000円を超える場合は、55,000円にその超えた額の2分の1の額を加算した額とし、また、交通用具使用者に対しては、通勤距離に応じて2,300円以上40,000円以内の定額となっている。

交通機関等利用者に係る2分の1加算額については、加算額の制限が設けられていたが、昭和53年4月1日にこの制限措置を廃止した。

また、平成8年1月1日から単身赴任の問題回避等のために、異動等に伴い、高速自動車国道等を通勤に利用することとなった職員に対し、特別料金の2分の1相当額(2万円限度)を加算して支給している。

その支給要件は、高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離が60km以上又は通勤時間が90分以上で、高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されるものであること及びその利用に係る特別料金等の負担を常例とすることが必要である。

(資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(4))

ケ 単身赴任手当

単身赴任手当は、異動又は公署の移転によって単身赴任となった職員の二重生活による経済的負担の軽減、精神的、身体的負担の緩和等を目的として、民間の措置状況、公務における単身赴任の実態等を考慮し平成2年4月に設けられたものである。

支給対象の職員は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況として距離制限を満たす職員及びこれとの均衡上人事委員会規則

で定める職員である。平成5年4月に国に準じて交通距離の区分及び加算額の改正を行ったが、本県の離島県という特殊性を考慮して、平成6年4月に独自に交通距離の区分の改正を行い、平成10年度及び平成27年度には基本額と加算額の引き上げ改正を行った。

(資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(5))

コ 特勤手当等

特勤手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務することによって職員の受ける精神的な負担や生活の不便に給与上対処し、当該公署に職員を配置しやすくするため、その勤務する期間支給されるもので交通の不便の程度、地理的文化的環境等の不便の程度に応じて6種の級地に区分し、その支給額は給料及び扶養手当の月額合計額を基に算出した特勤手当基礎額に100分の4から100分の25の範囲内で級地区分に応じて一定割合を乗じて得た額を支給している。また、特勤手当に準ずる手当は、他の公署から特勤公署又は準特勤公署に異動して勤務することとなった職員のうち、その異動に伴って住居を移転したもの又は職員の勤務公署が移転して特勤公署又は準特勤公署に該当することとなった場合において、その公署の移転に伴って住居を移転した職員に当該異動又は当該公署の移転の日から起算して原則として3年間支給される手当である。

サ ヘキ地手当等

ヘキ地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小・中学校等に勤務する職員及び共同調理場に勤務する職員に支給される手当である。また、ヘキ地手当に準ずる手当は、職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合、又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転し、当該移転に伴って、職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がヘキ地学校等に該当するときは、当該異動又は学校等の移転の日から起算して原則として3年間支給されるものである。この手当は、支給対象

となる職員の範囲において違いはあるが、手当の性格及び内容については特勤手当とほぼ同一のものである。

なお、本県のヘキ地学校等の級地は、ヘキ地教育振興法施行規則の改正で、ヘキ地級地の指定基準が見直されたことに伴い、平成2年1月、平成8年1月、平成14年1月、平成21年4月、平成28年4月、令和4年4月に改正され、現在に至っている。

シ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給される手当であり、特殊な勤務に対する給与措置として給料の調整額とともに欠かせぬ役割を担っている。

令和4年4月現在、42種類の手当がある。

(資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(6))

ス 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、①正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する手当、又は②週休日の振替等により割振り変更前の1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し支給される手当で、その支給額は勤務1時間あたりの給与額に①の場合は100分の125又は100分の135、②の場合は100分の25を乗じて得た額を支給している。

再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員

勤務の区分	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務（休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く。）	左記以外の日の勤務	週休日の振替による勤務
支給割合	125 / 100	135 / 100	25 / 100

再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

勤務の区分	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務（休日勤務手当が支給されることとなる日の勤務を除く。）		左記以外の日の勤務
	正規の勤務時間と正規の勤務時間を超過して勤務した時間の合計が7時間45分に達しない場合	正規の勤務時間と正規の勤務時間を超過して勤務した時間の合計が7時間45分を超えた場合	
支給割合	100 / 100	125 / 100	135 / 100

平成5年度までの支給額は、その勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあっては100分の150）を乗じて得た額であったが、平成6年4月1日以降支給割合が改正され正規の勤務時間が割り振られた日（休日給が支給されることとなる日は除く。）における勤務については100分の125、それ以外の日の勤務については100分の135の支給割合となった。また、平成9年4月1日からは、週休日の振替による勤務については、法定労働時間（週40時間）を超える場合に100分の25を支給することとなった。これらは、労働基準法の改正により、1週間の正規の勤務時間が法定労働時間を超過した場合の時間外の割増賃金の支給の必要性や割増率が引き上げられたことによるものである。

また、平成22年4月1日からは、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えた全時間について、1時間につき100分の150（午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を支給することとなった。

セ 休日勤務手当

休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対してその勤務した全時間について支給する

もので、支給額は、その勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額であったものが、平成6年4月からは100分の135を乗じて得た額の支給割合となった。

ソ 夜間勤務手当

夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、その間の勤務した全時間について支給するもので、支給額は勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額となっている。

タ 時間外勤務手当等の特例

時間外勤務手当等の特例は、職員が、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当、農林漁業改良普及手当及び特殊勤務手当の支給を受けている場合で、その者が時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）の支給を受ける勤務をした場合に、これらの手当の額に一定の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当等に加算して支給するもので、その加算額の計算方法は次のとおりである。

加算額＝次に定める額に時間外勤務手当等の支給対象となる勤務時間数を乗じて得た額

(7) 初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び農林漁業普及指導手当については、これらの手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた

ものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額に別表に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

- (f) 日額で定める特殊勤務手当については、その額を7時間45分で除して得た額に別表に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

- (g) 1時間当たりの額で定める特殊勤務手当についてはその額、1回当たりの額で定める特殊勤務手当についてはその給料の計算期間における特殊勤務手当の総額を当該給料の計算期間において当該特殊勤務の作業に従事した時間数で除して得た額にそれぞれ別表に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

別表

勤務の区分	割合
正規の勤務時間が割り振られた日における勤務	100分の125（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務については100分の150）
上記以外の勤務	100分の135（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務については100分の160）
休日勤務手当の支給対象となる勤務	100分の135
夜間勤務手当の支給対象となる勤務	100分の25

チ 宿日直手当

宿日直手当は、職員が正規の勤務時間以外の時間又は休日等に本来の勤務に従事しないで、断続的勤務に従事した場合に支給する手当で、庁舎、設備保全等のための一般的な宿日直勤務と家畜等の飼育管理、事件の捜査、処理等のための管理又は監督等の特殊な業務を行う宿日直勤務の区分に応じてそれぞれ手当額が定められている。

この手当の制定時における特殊な業務を行う宿日直勤務としては、警察本部又は警察署における当直責任者の行う宿日直勤務と警備又は事件の捜査、処理等のための宿日直勤務のみであったが、昭和49年4月に試験、研究機関等における家畜等の飼育管理のための宿日直勤務と福祉、厚生施設、特殊学校等における児童、生徒及び入所者の生活介助のための宿日直勤務と、さらに、昭和57年4月に教

育、研究機関等における宿日直勤務を特殊な業務を行う宿日直勤務として大幅に追加する等、数回の改正を行い現在に至っている。

（資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(7)）

ツ 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当は、平成4年1月に新設されたもので、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合、又は管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給されるものである。

支給額は、管理職手当に関する規則の別表に掲げる区分に応じ、次のとおりである。

区分		緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合	災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合
管理職手当適用職員	1種	12,000	6,000
	2種	10,000	5,000
	3種	8,000	4,000
	4種	6,000	3,000
	5種	4,000	2,000

※ 勤務に従事した時間が6時間（実働時間）を超える場合は、それぞれの額に150/100を乗じて得た額とする。

テ 期末手当・勤勉手当

期末手当及び勤勉手当は、6月1日及び12月1日の基準日にそれぞれ在職する職員（当該基準日前1箇月に退職又は死亡した職員も含む。）に対して、それぞれ基準日から起算し

て30日を超えない範囲で人事委員会規則で定める日に支給することになっている。

各基準日における令和4年4月現在の支給日は、次のとおりである。

基準日	期末手当	勤勉手当
6月1日	6月30日	6月30日
12月1日	12月10日	12月10日

期末手当、勤勉手当とも民間における賞与等の特別給に相当する給与と理解され、その支給割合についても常に民間における支給割合との権衡を考慮し定められている。

これら手当の支給額は、期末手当が、（給料の月額＋扶養手当の月額＋地域手当の月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額）×（期別支給割合）×（在職期間別支給割合）

勤勉手当については、（給料の月額＋地域手当の月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額）×（期間率）×（成績率）となっている。

管理職加算額は、管理職手当に関する規則の別表に規定する区分が1種、2種又は3種（参事又は参事官の職にあるものに限る。）の職を占める職員でその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額である。

制度の改正面では、平成9年10月30日に給与条例が改正され、期末・勤勉手当について、懲戒免職や失職等職員に対する不支給制度及び逮捕された職員等への一時差止制度を新設し、平成12年1月1日からは、基準日に育児休業中の職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある者については、在職期間等に応じて、期末・勤勉手当を支給することができるよう改正が行われた。

また、平成14年度3月期（平成15年3月）までは、3月15日に期末手当の支給があったが、平成15年度以降は廃止され、6月期及び12月期のみでの支給となった。

（資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(8)）

ト 寒冷地手当

昭和59年4月に商工労働部の出先機関として北海道事務所を新設したが、北海道に勤務

する職員は冬期間における生計費が暖房用燃料費等の負担により高くなることから、その増嵩分を補てんするため、この地域に在勤する職員に支給される手当である。

この手当は、昭和59年4月1日から適用され、昭和63年、平成8年に額等が改正されたが、平成14年4月の北海道事務所の閉鎖に伴い、平成16年12月28日に当該手当を廃止した。

（資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(9)）

ナ 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当は、いわゆる人材確保法の規定に基づく教員給与の第2次改善措置によるもので、国においては昭和50年1月に設けられた手当であるが、本県においては昭和51年12月27日（昭和52年1月1日適用）に制定された。

この手当は、小・中学校等の義務教育諸学校に勤務する教育職員及びこれらの職員との権衡上必要と認められる高等学校等に勤務する教育職員に支給されるもので、支給額は、給料表の給料月額の4%相当を職務の等級及び号給の別に応じて10,100円を超えない範囲内において定額で定められた。後に第3次改善により給料月額の6%相当とすることに改められたことに伴い、昭和56年4月1日から支給限度額を20,200円の範囲で増額改定された。その後、平成21年4月1日に15,900円、平成22年1月1日に11,700円、平成23年1月1日に8,000円に改定され、現在に至っている。

ニ 定時制通信教育手当

定時制通信教育手当は、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」に基づくもので、

定時制教育又は通信教育に従事する職員の職務の複雑困難性に着目して支給される手当である。

この手当の支給対象は、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に本務として勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び実習助手等となっている。

その支給額は、制定当時は給料月額額の100分の10（管理職手当の支給を受けるものにあつては、100分の8）を乗じて得た額であった。

支給割合については、平成20年4月1日から、教員等の区分に応じ、100分の6、100分の4、100分の3、100分の2となっている。

ヌ 産業教育手当

産業教育手当は、高等学校における農業、水産、工業、電波又は商船に係る産業教育の特殊性に鑑み、高等学校において農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担当する教諭等に支給される手当である。

その支給額は、制定当時は給料月額額の100分の10（定時制通信教育手当を受ける者にあつては、100分の6）であった。

支給割合については、平成20年4月1日から100分の6（定時制通信教育手当を受ける者にあつては、100分の4）となっている。

ネ 農林漁業普及指導手当

農林漁業普及指導手当は、農業、林業又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給される手当で、その支給額は、給料月額額の100分の8（管理職にあつては100分の4）である。

制定当時は、名称が農林漁業改良普及手当となっており、農業、林業、水産業、蚕業又は開拓の改良普及事業に従事する職員に支給される手当で、その支給額は、いわゆる専門技術員にあつては給料月額額の100分の8、普及員にあつては給料月額額の100分の12であった。

その後、平成17年4月に、蚕業を削除し、試験研究機関等と連携し普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行う職員にあつては100分の8、農林水産業を行う者等に直接接して普及指導を行う職員にあつては100

分の12とし、名称を農林漁業普及指導手当に改めた。

また、平成19年4月からは、支給割合を100分の8（管理職にあつては100分の4）に改定し、現在に至っている。

ノ 教職調整額（加算額）

教職調整額は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地勤務手当（準ずる手当を含む。）、期末、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、退職者の給与、派遣条例に基づく派遣職員の給与及び退職手当の算出の際には給料とみなされ、これらの手当の算出の基礎となる。

教育職給料表(2)又は教育職給料表(3)の適用を受ける者で給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額が支給される。

ところで、従来は教育職(2)、教育職(3)の2級から教職調整額が支給されない3級に昇格した際に給料の逆転が生じないよう、「義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置条例」により3級の職員に給料月額に一定額を加算してきたところであるが、平成4年度から、昇格後に受ける給料月額を従来より一号上位にする旨の新昇格制度の改善を段階的に導入してきており、平成7年4月からこの制度が、全国的に導入され、平成7年4月以降は、2級から3級への昇格の際に給料月額の逆転は原則として生じないこととなることから、同条例による加算額は支給されないことになる。

しかし、3級の相対的給与水準を維持するとともに、これまで加算額を受けていた職員との均衡上、平成7年4月以降は、これに相当する額を一律の額として、給料表の備考において措置することに改めた。

(資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(10))

ハ 育児休業給

育児休業給は、当分の間の措置として「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」(昭和50年法律第62号。以下「旧法」という。)に基づき育児休業の許可を受け

た職員に対して支給されるもので、その支給額は職員の負担する共済組合の掛金相当額とし、昭和51年4月から制度化された。

平成4年4月に「地方公務員の育児休業に関する法律」(平成3年法律第110号。以下「新法」という。)が施行されたことに伴い、旧法は廃止された。これにより旧法の適用職員を含めた全職員が育児休業を取得できるようになった。

新法においては、原則として育児休業期間中は給与は支給されないが、ただし、旧法の適用を受けていた職種には、特別措置として育児休業給を引き続き支給することにした。

これは、女子の教育職員、看護婦等の職員の人材の確保のため措置されたものである。

平成7年4月に「地方公務員等共済組合法」の一部改正により、育児休業期間中「育児休業手当金」が支給されることとなったため、育児休業給は平成7年4月1日を以て廃止となった。

ヒ 沖縄の復帰に伴う特別の手当

(7) 差額基本手当

この手当は、医師及び歯科医師を除く復帰職員(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第32条の規定により沖縄県の職員となったもの(以下同じ))のうちで、復帰の日(昭和47年5月15日)の給料の月額(一般職の職員の給与に関する立法(琉球政府当時の法律)の適用を受けていた職員にあっては、1972年立法第4号による改正前の給料の月額)に相当する額に達しない職員に支給された。

この手当は、5年以内保障することにし、当初においてはその差額に相当する額であったが、昭和48年4月以降は原則として5分の1あての額(差額相当額が1万円以下の者の場合は2,000円)を毎年4月に順次でい減することになった。

この手当は、給料扱いの手当とされ、時給、時間外勤務手当、期末手当、管理職手当等の算定基礎に算入された。

なお、この手当は支給対象者がいなくなったため、昭和61年3月に廃止した。

(i) 差額加算手当

この手当は、復帰職員のうち一般職の職員の給与に関する立法の適用を受けていた職員の給料月額が、1972年2月7日の人事委員会の勧告(14ドル50セント、8.6%アップ)に基づき、1972年立法第4号により復帰前に改定され、その分を保障するための手当である。

したがって、この手当を支給される職員は、復帰の日の給料の月額と差額基本手当の支給される職員にあっては、給料の月額と差額基本手当の月額の合計額が当該改定後の復帰前の給料の月額に相当する額に達しない職員である。

この手当は、3年以内保障することにし、当初においてはその額であるが、昭和48年4月以降はその3分の1あての額(前1年間に普通昇給した額のほうが大きいときは、当該普通昇給した額)を、毎年4月に順次でい減することになった。

なお、この手当は支給対象者がいなくなったため、昭和61年3月に廃止した。

(j) 医師差額手当

復帰職員のうち医師及び歯科医師で、復帰の日の給料及び後述の医師暫定手当の月額の合計額が、復帰前の給料及び医師特別手当の月額の合計額に達しない職員に支給される手当である。

また、この手当は差額基本手当及び差額加算手当とは異なって、復帰の日以降において昇給、異動等により給料及び医師暫定手当の月額の合計額が増加した場合には、それに見合ってその増加した額に相当する額を順次でい減していくことになった。

なお、復帰職員のうち医師及び歯科医師には差額基本手当は支給されないが、勤務1時間当たりの給与額の計算及び諸手当の支給に当たっては、差額基本手当の額に相当する給与額は給料とみなして、同手当が支給されていると同様の効果が与えられるよう配慮された。

なお、この手当は支給対象者がいなくなったため、昭和61年3月に廃止した。

(k) 医師暫定手当

この手当は、医師及び歯科医師に対して

特別に支給される手当であり、医師及び歯科医師の給与水準を特別に調整し、標準的な水準を確保するためのものである。

この手当の改正経過は、復帰時点から適用され、昭和47年12月23日(人委第43号)の一部改正により、国に準じて「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の規定による特別の手当に関する規則」別表第2が改正されたが医師及び歯科医師確保の困難性等の理由により、再び昭和48年8月2日(人委第20号)の一部改正で同規則別表第2の額が当初の額に改正された。その後、国の取扱い(5年の経過措置を経て平成10年1月に廃止)等を踏まえ、平成10年の人事委

員会の報告を受け、平成12年1月からの経過措置を経て、平成14年3月31日で支給を終了した。

支給額は別表1に定める額から別表2(資料編 復帰後の給与、勤務時間関係資料 8(11) 参照)に定める額を減じて支給していたが、平成12年1月からの経過措置期間中は、その額に別表第3の支給を割合を乗じて支給されていた。

なお、この手当は復帰職員である医師及び歯科医師ばかりでなく、復帰後に新たに採用された職員にも支給される手当であった。

別表第3

期間	支給割合
平成12年1月1日から平成12年3月31日まで	100分の75
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	100分の50
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	100分の25

フ 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条及び大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住居又は居所を離れて本県に滞在するものに支給される手当である。

制定当時は、災害対策基本法に基づくもの

のみであったが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条に関しては平成19年4月1日から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に関しては平成25年4月13日から、大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に関しては平成26年3月31日から適用された。

また、支給額は次のように改正された。

①昭和47年5月～平成7年6月8日

利用施設の区分 本県に滞在した期間	公共の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設(1日につき)
15日以内の期間	500円	800円
15日を超え30日以内の期間	500円	700円
30日を超え60日以内の期間	500円	600円
60日を超える期間	500円	500円

②平成7年6月9日～

利用施設の区分 本県に滞在した期間	公共の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設(1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

へ 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例

(7) 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例

東日本大震災の災害現場に派遣されて業務に従事する職員に対し、特殊勤務の特例を定めるため「東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」を平成24年3月30日に公布し、平成23年5月8日から適用した。特例の内容は、東日本大震災関連作業手当を設けるとともに、東日本大震災に対処するための交通取締等手当及び警ら作業手当の額の加算額を設けた。

(4) 大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例

平成29年12月に、著しく異常かつ激甚な非常災害等が発生した場合においても、東日本大震災に対処する業務に係る手当と同様の手当を支給できるとし、題名を「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員

の特殊勤務手当の特例に関する条例」に改めた。

(9) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例

世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年7月に、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対する特殊勤務手当を設け、令和2年2月1日から適用した。

ホ 特例一時金

公民給与の較差が小さく、世代間配分の適正化に留意しながらメリハリをつけた給料表の改定も困難で、諸手当も民間と支給状況が均衡していて改定が不要なために、次年度以降に生じる公民較差と合わせて給料表や手当の改定等の措置をとることを前提に、その公民較差の年額相当額を特例一時金として3月に支給（年額2,256円（月額188円））した。この手当は平成13年度限りで廃止された。

公民給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A) - (B)
399,229 円	399,150 円	79 円
4 月遡及改定分		109 円
合 計		188 円

※給与の官民較差（月例給）は、313 円。

※平成13年人事委員会勧告の「暫定一時金」と、平成13年12月26日改正の給与条例中の「特例一時金」は同じ手当である。

(6) 給与の勧告及び報告

ア 勧告の意義

地方公務員法においては「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」（地方公務員法第24条第2項）とされており、また、人事委員会の権限として、「人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。」（地方公務員法第8条第1項第2号）、さらに「人

事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。」（地方公務員法第26条）とされており、これまで、この趣旨に沿って、勧告と報告が行われてきた。

これは、公務員が一般の労働者と異なり、労働基本権が制約され、勤務条件は労使交渉によって決定されるのではなく条例により定められることになっているため、労働基本

権制約の代償措置として人事委員会の勧告により「情勢適応の原則」や「均衡の原則」にたつて職員の利益保護が図られている。

この勧告の推移は次のとおりである。

イ 勧告の変遷

(1) 昭和47年及び昭和48年

○ 昭和47年5月15日の本土復帰に伴い昭和47年11月15日の給与勧告は、民間給与実態調査及び公務員給与実態調査が国、各都道府県と同じ4月時点の調査が不可能で職員給与と民間給与の較差算定ができなかったが、国家公務員については人事院勧告に沿って給与改善が行われ、また、他の都道府県においても国家公務員に準じた給与改定が予想されていたため、本県においても勧告を行なった。その内容は、人事院勧告に準じたものとなり、勧告の内容に沿って昭和47年5月15日から実施された。

○ 昭和48年9月14日の給与勧告は、物価上昇の影響等を受け、民間における大幅な春季賃金改定により勧告改定率15.33%の勧告となった。行政職給料表の職務の等級については、復帰後7等級制となっていたが、職務の実態及び各県の状況からして特1等級を設ける必要があるとの趣旨から特1等級制を設けた8等級制が勧告された。勧告の趣旨に沿って、昭和48年4月1日から特1等級が新設され、従来1等級に格付されていた部長が特1等級格付となった。1、2等級の次長が1等級へ、課長、課長補佐及び係長についても順次1等級ずつ格付が引き上げられた。

○ 昭和48年12月8日「昭和48年度における期末手当の支給の特例措置についての意見の申し出」がなされた。これは、昭和48年度に限り、昭和49年3月に支給する期末手当のうち、0.3月分を昭和48年12月に繰り上げて支給することが適当である旨の意見で、意見の申し出どおり実施された。勧告の背景は、昭和48年暮における民間の特別給の支給額が大幅に引上げられたことを受け同年12月6

日の人事院勧告に準じたものであった。

(4) 昭和49年

昭和48年暮の第1次石油ショックを起因とするインフレーションにより、昭和49年は、いわゆる「狂乱物価」の状況の下に、同年4月の対前年同月の消費者物価は那覇市で28.7%、全国で24.9%の上昇となり、これらの状況下等で次のような勧告がなされた。

○ 昭和49年3月22日、教員給与の改善について、給料表の改定勧告(9%)が行われ、勧告どおり同年1月1日から実施された。

この勧告の背景は、昭和49年2月25日「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和49年法律第2号)」いわゆる人材確保法が公布施行され、昭和49年3月18日の人事院による教員給与第1次改善勧告に準じたものであった。

○ 昭和49年4月12日看護婦の給与改善及び期末手当の支給の特例(2.7%)の勧告が行われ、看護婦の給与改善については、勧告どおり同年4月1日から実施された。これは、国において医療需要の増大に伴う看護業務の複雑困難化及び要員確保の必要性等の事情を考慮して、看護婦の給与改善が行われたことに伴い、国の勧告に準じたものであった。

期末手当の支給の特例については、昭和49年度に支給される期末手当を0.3月分増額するもので、これは人事院において、民間事業所を抽出し調査したところ、前年に比べ0.3月分以上の増加が認められるということで、人事院の昭和49年4月4日の勧告に準じたものであった。

○ 昭和49年6月3日、職員の給与の暫定措置について、昭和49年度に限り職員の給料月額をその額に100分の110を乗じた額とし、昭和49年4月1日から実施する必要がある旨の勧告がなされ、勧告どおり同年4月1日から実施された。

この勧告の背景は、人事院において同年

5月30日暫定措置の勧告がなされたが、これは急激かつ、大幅な物価上昇と民間給与の上昇によるものであった。

- 昭和49年8月20日の給与勧告は、民間給与の大幅な上昇により10%の暫定措置を含めると30.22%の未曾有のものとなり、勧告どおり同年4月1日から実施された。

また、公安職給料表、海事職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の職務の等級については、職務の実態及び他の都道府県の状況から特1等級制を設ける必要がある旨の勧告がなされ同年4月1日から特1等級が新設された。

(7) 昭和50年代

民間賃金の動きを反映して、昭和50年以降の勧告の率は急激に低下し、昭和49年の30.22%から昭和50年10.54%、昭和51年3.53%、昭和52年6.96%、昭和53年3.86%、昭和54年3.72%、昭和55年4.64%となり、昭和56年には4.90%と昭和53年以降は5%を割る勧告となった。

この時期の勧告で特筆すべきものは次のとおりである。

- 昭和50年6月21日、前年に引き続き教員給与の改善について、給料表の改定勧告(2%)と併せて、学校教育法の一部改正によって教頭の職が法律上明確化されたことに伴い、特1等級の校長についても勧告がなされ、勧告どおり同年1月1日から実施された。

特1等級及び1等級の格付については、人事委員会規則で定めるところにより当面校長のうち大規模校の校長を特1等級とし、教頭のうち相当困難な業務を処理するものを1等級に格付けされた。この勧告は教員給与の第2次改善で、同年3月17日に人事院が行った勧告に準じたものである。

なお、義務教育等教員特別手当については、教員給与と他の職員給与との均衡等が考慮され、次の勧告まで引き続き検討事項とされたが、昭和51年2月10日、これまで検討事項になっていた義務教育

等教員特別手当の新設について勧告が行われ、勧告どおり昭和52年1月1日に同手当に関する規則が施行された。

また、昭和51年2月10日の報告の中で、教員給与は既に県独自の改善措置がなされており、この勧告の実施によって、さらに改善をみるので、教員給与の運用について、適切な措置を講ずる必要があると考える旨の意見がだされ、意見の趣旨に沿って昭和53年7月1日以降是正された。

- 昭和51年11月1日の勧告は、職員給与が昭和48年以降独自の給与改善により、国家公務員及び九州各県職員の給与を上回ったことにより公民較差が3%台の低率となったため、給料表については、国家公務員適用の俸給表に同じ新給料への切替えにあたっては、直近下位の号給、いわゆる1号下位への切替えにより3.53%の勧告となった。1号下位への切替えについては、勧告どおり実施され、新給料への切替えは同年4月1日から適用された。

- 昭和55年10月31日の給与勧告で、高齢層職員の昇給制度について、国家公務員の高齢層職員の昇給制度の取扱いに準じた措置を講ずる必要がある旨の勧告がなされた。

これは、公民較差を年齢階層別にみると、高齢層職員にあつては若年層とは逆に民間給与を相当上回っており、公務部内における給与配分の適正化を図るため、高齢層職員の昇給制度については、国の措置に準じ56歳以上58歳未満の昇給期間については枠内18月、58歳を超える職員については昇給停止の措置を講ずるものであった。

勧告の趣旨等に沿って、58歳(医療職(1)適用者は60歳)を超える職員について昇給停止の措置が昭和56年4月1日からとられた。

- 昭和56年10月5日、教員給与の改善についての勧告及び報告がなされた。これは、昭和49年の第1次改善、昭和50

年及び51年の第2次改善につぐ第3次改善についての勧告及び報告であった。その内容は、勧告事項として義務教育等教員特別手当の引き上げで最高支給限度額を10,100円から20,200円に引き上げることであった。報告の中の意見として各種の教育活動について連絡調整及び指導助言に当たる主任について、特殊勤務手当として教育業務連絡指導手当を月額200円支給することが適当である旨の意見であった。校長、教頭については職務の等級について原則として校長は特1等級、教頭は1等級とすること、また、管理職手当について、特に規模の大きい学校の校長及び教頭に限って2%引き上げることが適切であるとする旨の意見内容が出された。勧告の趣旨に沿って、義務教育等教員特別手当、標準職務表及び管理職手当については昭和56年4月1日から、教育業務連絡指導手当については昭和57年1月1日から実施された。

この勧告の背景は、国においては国立学校の教員給与について、昭和49年の第1次改善及び昭和50年の第2次改善に引き続き第3次改善として昭和52年12月21日の勧告（前半分）を受け、義務教育等教員特別手当の改定、教育業務連絡指導手当の新設、教員特殊業務手当の改定並びに校長及び教頭にかかる等級別標準職務表の改定、更に、昭和53年10月21日の勧告（後半分）をうけ、俸給月額、義務教育等教員特別手当、教育業務連絡指導手当及び俸給の特別調整額の改定が実施されたこともあって、人材確保法及び教育公務員特例法の趣旨に沿って国に準じた勧告となった。

- 昭和57年11月2日の給与勧告は、給料表及び諸手当について国並み4.56%の改善率であった。政府は、同年9月20日の給与関係閣僚会議において「昭和57年度給与改定は見送り」との取扱い方針を決定し、同年9月24日閣議決定された。給与改定の見送り理由は、未曾有の危機的な財政事情の下において、国民的課題

である行財政改革を担う公務員が率先して協力する必要があるとの趣旨等からであった。それと併せ同日、地方公務員の給与改定に関する自治大臣談話及び事務次官通知「地方公務員の給与改定に関する取扱いについて」（自治給第48号）が発せられた。このような状況下において本県においても給与改定が見送られた。

- 昭和58年10月24日の勧告の改善率は6.45%、昭和59年10月19日の勧告の改善率は6.37%で国並みの内容であったが、財政事情等から国に準じて実施状況はそれぞれ2.08%、3.38%の改定内容で勧告を下回るものとなった。

(2) 昭和60年代

民間賃金の影響を反映して昭和60年以降の勧告の改善率は急激に低下し、60年5.01%、61年2.27%、62年1.44%、そして63年2.32%となっている。

60年前半の勧告で特筆すべきは、昭和60年の給与勧告である。

- 昭和60年10月28日の給与勧告は、国に準じた内容で5.01%となった。昭和60年の勧告の特色は、県職員の給与は基本的には国家公務員の給与に準じて措置されてきたという経緯にかんがみ、県職員の給与制度の根幹である給料表については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて職務の等級を再編整備して職務の級に改める等人事院勧告に準じて改定する必要があり、また、新給料表の適用にあたっては、職務と責任に応じた給与の原則をふまえて措置する必要がある旨の意見がだされ給与制度の改正がなされた。なお、制度改正に伴う給料の切替え等については第6節の7のとおり切替えられた。また、勤勉手当については、給与条例附則でもって、当分の間適用しないということで、その支給割合は、昭和47年以降期末手当に加算して支給されていたが、見直しが必要とのことから、勤勉手当については、制度の趣旨等を踏まえ適切な措置を講ずる必要があると考える旨の意見がだされ、意見の趣

旨に沿って昭和61年4月1日から改正された。

(i) 平成元年以降

平成になってからの給与勧告は、昭和63年以降の平成景気による民間の賃金の動向を反映して、平成元年2.96%、2年3.41%、3年3.49%となったが、平成4年以降はバブル経済の崩壊の影響を受けて4年は2.58%、5年1.96%、6年1.18%となった。

「失われた10年」と言う表現があるように、1990年代の日本は金融、証券会社などの上場企業の破綻を招き、経済停滞が長く続き、見るべき発展が乏しかったこと等から、「右肩上がりの成長」を期待できない経済状況にあり、平成7年以降は1%を切る低率勧告となった。

また、平成14年の勧告においては、給与勧告制度初となる給料月額の下げ勧告となった。

平成の勧告内容の特徴は次のとおりである。

○ 平成元年10月9日の給与勧告では、単身赴任の新設について、むすび報告の中で、職員の単身赴任の実態、国及び他の地方公共団体の状況等を考慮して所要の措置を講ずる必要がある旨を言及し報告の趣旨に沿って単身赴任手当に関する規則が新設され平成2年4月1日から施行された。

○ 平成2年10月19日の給与勧告では、むすび報告の中で初任給については、国家公務員の初任給に関する人事院勧告に準じて改善する必要がある旨を言及し、報告の趣旨に沿って初任給の改善が平成2年4月1日に遡って実施された。

改善の内容は給料表の若年層に対する特別の改善とあわせて大学卒（上級試験）、短大卒（中級試験）、高校卒（初級試験）の新卒者の初任給基準が1号引上げられた。初任給基準を1号引上げることに伴い新規採用者と在職者との間に給与の均衡を保持するために、在職調整が行われた。具体的には、それぞれの給料表の一般的な入口である大学卒、短大

卒、高校卒の改正前の初任給基準を起点として上位の号給に向って、9月、6月、3月の短縮効果が及ぶように措置された。次に期末手当及び勤勉手当については、勧告の中で期末手当の0.25月分の増額勧告と合わせて係長級以上の職員の期末手当及び勤勉手当について、その手当額算定の基礎額を職務段階等に応じ現行の基礎額合計額の20%以内の額を加算した額とすることについての勧告がなされ、副主査の職員も含めて平成2年4月1日から実施された。

勧告の内容は人事院勧告に準じた勧告となったが、その考え方、民間賞与の支給状況をみると年間支給総額を月例給与の平均額で除した支給月額は役職段階に応じて、かなり差異があり、上位の役職段階ほど支給月額が大きくなっているという実態から、期末・勤勉手当について支給水準を民間に準拠させるだけではなく、その配分面においても民間の傾向を反映させるための措置であった。

改正の加算割合の内容は、部長、次長級が20%、課長級15%、課長補佐級（係長級6-21以上含む。）10%、係長級5%となった。

○ 平成3年10月11日の給与勧告では、むすび報告の中で職員の昇格時の号給決定方法の改善については、人事院勧告に準じて所要の措置を講ずる必要がある旨を言及し、報告の趣旨に沿って平成4年4月1日から昇格時の号給決定の改善が行われた。改善の内容は、行政職についてみると4級以上の級に昇格する場合のとびつき号給を現行制度の昇格時の号給に比べ1号上位の号給とするものである。この改善は急激な変化を避けるため、4年間にわたって段階的に行うこととし平成4年度の昇格者については、3月の短縮、5年度は6月の短縮、6年度は9月の短縮をそれぞれ持たせ平成7年度の昇格者から1号給の有利性を持たせる措置とされ、併せて在職者について所要の調整を行うこととされた。

- 平成4年10月9日の給与勧告では、むすび報告の中において警察職員の給与に所要の措置を講ずる必要がある旨の言及を行った。また勧告の中で、調整手当の支給割合を東京都の特別区に所在する公署に勤務する職員については100分の12に引き上げるよう言及し、平成5年4月1日から施行され、子、孫、弟妹に係る扶養手当の支給期間を満22歳の年度末までと言及し、平成4年4月1日から施行された。
- 平成5年10月7日の給与勧告では、むすび報告の中において、経験年数5年までは12月1号給の割合で初任給決定できるよう経験年数による初任給決定基準の改善を行い、平成6年4月1日から実施し、住居手当については、新築・購入後、5年を経過したものについて、5年を経過しないものに準じた改定(月額1,000円→2,500円)を行い平成6年4月1日から実施するよう、また、勧告において、扶養手当の満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(「特定期間」という。)にある子に係る加算額(月額1,000円)を平成5年4月1日から適用し、公安職給料表の10級新設については、平成5年11月1日から施行するよう言及した。
- 平成6年10月6日の給与勧告の改善率は、国と同じ1.18%で、扶養手当の特定期間にある子の加算額の引き上げ(月額1,000円→2,500円)や初任給調整手当についても国に準ずる改定が行われた。
- 平成7年10月5日の給与勧告では、むすび報告の中において、勤務地を異にする異動等に伴い通勤に新幹線等を利用することが必要となった職員等の通勤手当の月額への加算制度の導入検討や給料の調整額の定率制から定額制への移行等について記し、勧告では単身赴任手当受給職員で配偶者等が居住する借家・借間の家賃を支払っている者への住居手当の支給等について言及し、平成8年1月1日から施行された。
- 平成8年10月4日の給与勧告では、むすび報告の中において、寒冷地手当については、基準額を職員の世帯等の区分に応じた定額制に改め、調整手当の異動保障の制度の新設、自宅居住者に係る住居手当の額の引き上げ(月額2,500円→3,000円)を行うよう(いずれも施行は平成9年4月1日)、勧告において、新昇格制度の本格実施に伴い、特定級以上の級への昇格の機会の少ない海事職、教育職、研究職、医療職給料表(1)の給料表の切替を行うよう言及し、平成8年4月1日から施行した。
- 平成9年10月3日の給与勧告では、扶養手当における「扶養親族である子、父母等」1人目の区分を「配偶者が扶養親族である場合」と「配偶者が扶養親族でない場合」に細分化し、「配偶者が扶養親族でない場合」の手当月額を6,500円に改定するよう勧告し、平成9年4月1日から施行した。特勤勤務手当に準ずる手当について、支給月額の限度を給料及び扶養手当の月額の合計の100分の6とすると勧告し、平成10年4月1日から施行した。
- 平成10年10月5日の給与勧告では、むすび報告の中で、国における医師暫定手当の平成10年1月からの廃止を踏まえ、見直しの必要性について述べ、平成11年12月に「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の規定による特別の手当に関する規則」を改正し、平成12年1月からの経過措置を経て14年3月で支給を終了した。また勧告において、単身赴任手当の基礎額(月額20,000円→23,000円)と加算額の上限の引き上げ(月額29,000円→45,000円)について言及し、平成10年4月1日から施行した。
また、国の人事院勧告における平成11年4月1日からの55歳昇給停止実施を受け、本県における今後の検討について述べているが、本県での実施は平成14年4月1日からとなった。

- 平成11年10月5日の給与勧告では、むすび報告の中で、基準日に育児休業中の職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間がある者については、在職期間等に応じて、期末・勤勉手当を支給することができるよう言及し、平成12年1月1日から施行された。
- 平成12年10月4日の給与勧告では、むすび報告の中において、公民給与の較差が例年になく小さいこと及び人事院が勧告を行わなかったことを考慮して、人事院勧告に準じた措置について言及し、給料表の改定を見送り、2年連続での期末・勤勉手当の引き下げ（年間支給月数4.95月→4.75月）により、家計への影響の大きい中堅層へ配慮し、公民較差相当分について扶養手当の改定を行った。
- 平成13年10月5日の給与勧告では、むすび報告の中において、給料表の改定を見送った昨年以上に公民較差が小さく、人事院が俸給表の改定を見送ったことを踏まえ2年連続で、給料表の改定を見送り、公民較差相当分として暫定的な一時金（給与条例上は「特例一時金」という。）を支給した。また、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.75月から4.70月へと0.05月引き下げた。
- 平成14年10月7日の給与勧告では、むすび報告の中において、職員給与が民間給与を上回っているため、給与勧告制度創設以来初の給料月額引き下げ改定を行い、それに伴い、医師の初任給調整手当の引き下げ改定が行われ、特例一時金は廃止された。また、公民給与の年間での実質的な均衡を図るために3月期の期末手当で調整措置を行うよう勧告し、期末・勤勉手当の年間支給月数は4.70月から4.65月へと0.05月引き下げられ、4年連続の引き下げとなった。また、平成15年度以降の期末手当について、3月期は支給しないこととした。
- 平成15年9月26日の給与勧告では、2年連続で給料月額の引下げとなり、それに伴い、医師の初任給調整手当が引下げとなった。また、公民給与の年間での実質的な均衡を図るために12月期の期末手当で調整するよう勧告し、期末・勤勉手当の年間支給月数は4.65月から4.40月へと0.25月引き下げられた。また、配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ13,500円とした。
- 平成16年10月6日の給与勧告では、交通機関等利用者に係る通勤手当について、従来の1箇月定期券等の価額を基礎とする支給から、6箇月定期券等の低廉な定期券の価額により一括支給するよう勧告した。
- 平成17年10月6日の給与勧告では、2年ぶりの給料月額引下げとなり、それに伴い、医師の初任給調整手当が引下げとなった。公民較差の解消については、12月期の期末手当で調整するよう勧告し、期末・勤勉手当の年間支給月数は4.40月から4.45月へと0.05月引き上げられた。また、配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ13,000円とした。さらに、給与構造改革として、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務・職責や勤務実績に応じた給与と確保していく必要があるとして、関係条例の改正に言及した。具体的には、給料水準の引下げ、級構成の再編及び号級構成等の見直し、給与カーブのフラット化、従来の調整手当に替えて地域手当を新設、いわゆる枠外昇給制度の廃止、55歳昇給停止措置に替わる55歳抑制措置を導入した。
- 平成18年10月5日の給与勧告では、給与構造改革に関し、管理職手当については、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から定額制への移行、また、扶養手当については、我が国全体としての少子化対策の推進配慮した人事院勧告の趣旨を踏まえ、3人目以降の子等の支給月額を1,000円引上げ、6,000円とした。

- 平成 19 年 10 月 12 日の給与勧告では、8 年ぶりの給料月額の上上げとなったが、初任給を中心に若年層に限定した給料月額の上上げとなった(中高年齢層は据置き)。扶養手当については、子等に係る支給月額を 500 円引上げ、6,500 円とした。期末・勤勉手当については、0.10 月分引下げ 4.35 月とした。
- 平成 20 年 10 月 9 日の給与勧告では、給料月額については較差が極めて小さいことから、改定を行わないこととするが、教職員については新たな職として副校長、主幹教諭及び指導教諭が設置されたことから、新たな職務の級として、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)に「特 2 級」を設置することを勧告した。また、医師の人材確保の観点から、初任給調整手当の引上げ改定の勧告を行った。
- 平成 21 年 10 月 8 日の給与勧告では、給料月額及び期末・勤勉手当ともに引下げ改定となり、期末・勤勉手当については、0.20 月分引下げ 4.15 月とした。
- 平成 22 年 10 月 7 日の給与勧告では、2 年連続の給料月額及び期末・勤勉手当ともに引下げ改定となった。期末・勤勉手当については、0.20 月分引下げ 3.95 月とした。また、行政職給料表 6 級以上等の職員には、給料月額の上上げ改定とあわせて本年の公民較差を考慮して定めた率を乗じて得た額に相当する額を減らす措置について勧告した。さらに、異動に係る地域手当に関し、廃止の必要について報告した。
- 平成 23 年 11 月 1 日の給与勧告では、給料月額について引下げ改定の勧告を行った。なお、勧告の時期については、3 月に発生した東日本大震災の影響により、人事院勧告が 9 月末となったことに伴い、本県の勧告も約 1 カ月遅れの 11 月となった。
- 平成 24 年 10 月 11 日の給与勧告では、給料表については、本年の人事院勧告において、改定が見送られてたこと等を勘案し、改定を行わないこととしたが、本年の公民較差については自宅に係る住居手当を廃止することにより解消した。
- 平成 25 年 10 月 8 日の給与勧告では、給料月額及び期末・勤勉手当ともに改定を行わないことが適切であるとした。また、55 歳超職員の昇給の見直しについて、勧告を行った。
- 平成 26 年 10 月 7 日の給与勧告では、給料月額については 7 年ぶり、期末・勤勉手当については 9 年ぶりの引上げ改定となった。給料月額の上上げ改定については若年層に重点を置きながら給料表の水準を引上げ、期末・勤勉手当は、0.15 月分引上げ、4.10 月分とした。給料表の上上げ改定に伴い、医師に対する初任給調整手当引上げ改定した。また、本年の国の人事院勧告において、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の課題に対応するため、給与制度の総合的見直しを勧告した。本県においてもその内容等を踏まえ勧告を行った。
- 平成 27 年 10 月 13 日の給与勧告では、給料月額、期末・勤勉手当ともに 2 年連続の引上げ改定となった。給料表の上上げ改定に伴い、医師に対する初任給調整手当引上げ改定した。期末・勤勉手当は、0.10 月分引上げ、4.20 月分とした。
- 平成 28 年 10 月 11 日の給与勧告では、給料月額、期末・勤勉手当ともに 3 年連続の引上げ改定となった。給料表の上上げ改定に伴い、医師に対する初任給調整手当引上げ改定した。期末・勤勉手当は、0.10 月分引上げ、4.30 月分とした。扶養手当については、配偶者に係る手当額を減額するとともに、子に係る手当額を引き上げる勧告を行った。
- 平成 29 年 10 月 10 日の給与勧告では、給料月額、期末・勤勉手当ともに 4 年連続の引上げ改定となった。給料表の上上げ改定に伴い、医師に対する初任給調整手当引上げ改定した。期末・勤勉手当は、0.10 月分引上げ、4.40 月分とした。
- 平成 30 年 10 月 11 日の給与勧告では、

給料月額、期末・勤勉手当ともに5年連続の引上げ改定となった。給料表の改定に伴い、医師に対する初任給調整手当引上げ改定した。期末・勤勉手当は、0.05月分引上げ、4.45月分とした。また、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当、勤勉手当がそれぞれ均等になるよう配分することとした。

(ii) 令和元年以降

令和2年に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の拡大が、世界経済や社会全体に大きな影響を及ぼし、また、国内、県内においても企業活動や市民生活に大きな影響を及ぼした。

令和の勧告内容の特徴は次のとおりである。

- 令和元年10月8日の給与勧告では、給料表について人事院勧告に準じ、6年連続の引上げ勧告を行った。また、期末・勤勉手当については、人事院勧告では0.05月分引上げとなったものの、本県においては据え置きとなった。
- 令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、2回に分けて勧告を行った。まず、令和2年11月2日に行った期末・勤勉手当については、人事院勧告では0.05月分の引下げとなったものの、本県においては据え置きとなった。さらに、令和2年12月1日に行った月例給についても据え置きとなった。
- 令和3年10月5日の給与勧告では、月例給については2年連続の据え置き、また、期末・勤勉手当については、0.15月

分の引下げとなり平成22年以来11年ぶりの引下げとなった。なお、期末・勤勉手当の引下げについては、通常年度内での調整を行うが、国等の状況を勘案し、令和4年6月期の期末・勤勉手当の支給において差額分の減額調整を行った。

- 令和4年10月4日の給与勧告では、月例給については3年ぶりの引上げ改定、期末・勤勉手当については、0.10月分の引上げとなり平成30年以来4年ぶりの引上げとなった。

3 給与等の条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項において、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。このことは、条例の制定、改廃は議会の権限であるが、人事行政は専門技術にわたる事項も多く、しかも職員の利害に影響するところも大きく、特に公平を期する必要があるため、専門的人事機関である人事委員会の意見を聞くものとされているのである。

本県においても昭和47年以降給与条例等が制定、改正されてきた。それらの主たる内容は、人事委員会の勧告に基づいて行われるもの、若しくは国の改正に準じた制度の改正であることから、人事委員会のこれら条例に対する意見は、諸般の事情を勘案のうえ、地方公務員法に沿うものであり、同法の根本基準に適合する限りにおいて、これを適当と認めるものとしているのである。

昭和47年以降、本委員会が行った件数は次のとおりである。

年度	昭和47年	48	49	50	51	52	53	54	55	56
給与条例案等 に対する意見 (件数)	21	8	9	5	4	6	2	1	2	4
	57	58	59	60	61	62	63	平成元年	2	3
	2	2	2	2	2	4	2	3	2	4
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	2	2	3	2	4	4	3	4	5	8
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	6	9	4	7	8	9	6	6	9	5
	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3
4	5	7	7	7	6	3	7	4	5	

※ 給与関係以外の条例案に対する意見も含む。

4 人事委員会規則の制定改廃状況

地方公務員法第24条において職員の給与に関しては、条例で定めることとされているが、その実施についての多くは人事委員会に委任されているところである。また、給与関係業務の複雑性から更に細部にわたる事項について別に定めるところによるとされる場合が多い。したがって、給与に関する規則制定、一部改正等は相当数にのぼり、これら規則を統一かつ合理的に運用する必要から発する施行細則的な性格をもつ人事委員会通知についてもまた同様である。更に条例又は人事委員会規則に基づいて人事委員会の承認を必要とされる事項があるが、これに関しては、技術的、専門的ないしは各任命権者相互間の均衡調整の立場から個別に又は包括した基準として承認を与えているものである。

5 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号「職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。」として人事委員会の給与の支払監理の権限を規定している。このことは、人事委員会の給与に関する勧告の権限ないしは準立法的権限とともに表裏一体の関係に立つものであり職員の給与は適法かつ公正でなければならないことから、給与の支払監理を通じてこの趣旨の確立を期そうとするものである。

本委員会は、給与の支払監理の趣旨に沿って給与支払管理実施要綱を定め、支払管理を実施している。

なお、昭和49年以降本委員会が実施した件数は次のとおりである。

年度別・任命権者別支払監理実施状況（公署数）

区分 年度	知事部	教育委員会	公安委員会	その他	計
昭和49年度		1			1
55	3	5			8
56	6	1			7
57	2				2
58	5		1		6
59	2	2	2		6
60		5			5
61	7	6	3		16
62	10	5			15
63	13	4	3		20
平成元年度	15	11	4		30
2	5	4	3		12
3	10	4	1	1	16
4	12	8	1		21
5	9	3			12
6	12	9	1	1	23
7	6	18		2	26
8	9	10	1		20
9	7	6	1		14
10	5	8			13
11	4	1			5
12	5	3	3		11

区分 年度	知事部	教育委員会	公安委員会	その他	計
平成13年度	1	1	1		3
14	6	5	2		13
15	6	4	1		11
16	7	5	3		15
17	4	8	3		15
18	6	6	3		15
19	4	5	2		11
20	5	5	2		12
21	5	5	2		12
22	6	5	2		13
23	3	3	2		8
24	5	4	2		11
25	5	5	2		12
26	5	5	2		12
27	5	5	2		12
28	4	5	2		11
29	8	3	1		12
30	15	2	2		19
令和元年度	8	2	2		12
2	4		1		5
3	2	1	1		4
計	261	198	64	4	527

6 給与に関する報告及び勧告

地方公務員の給与は、地方公務員法第24条において、「職務と責任に応ずるものでなければならない。」とする職務給の原則を明らかにするとともに、給与の決定基準として「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」旨の規定が掲げられている。また、地方公務員法第8条において、人事委員会の権限の一つに給与等職員に関する諸制度について絶えず

研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること、更に地方公務員法第14条に規定する給与等の情勢適応の原則を具体化するものとして、同法第26条で、給料表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回報告をすることが義務づけられており、給与を決定する諸条件の変化により給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができることとしている。このように、地方公務員法により人事委

員会に対して給与の報告勧告権が付与されていることにより、毎年1回給与に関する報告を行うとともに、必要に応じて勧告を行っているものである。

なお、昭和57年には、国が勧告の実施を見送ったこと、その他県の財政事情が厳しいことを理由に県は勧告の実施を凍結し、また、翌58年及び59年にはほぼ同様の理由で勧告を抑止して実施したがこれに対し人事委員会は、これを極めて異常な事態であると受け止め、給与勧告制度が公務員の労働基本権の代償措置として設けられたものであり勧告は尊重され、実施されるべきであること、その見送り・抑制が職員の士気、労使関係の安定に影響を及ぼすことが憂慮されること等から、知事及び議会にその完全実施を強く要請してきた。

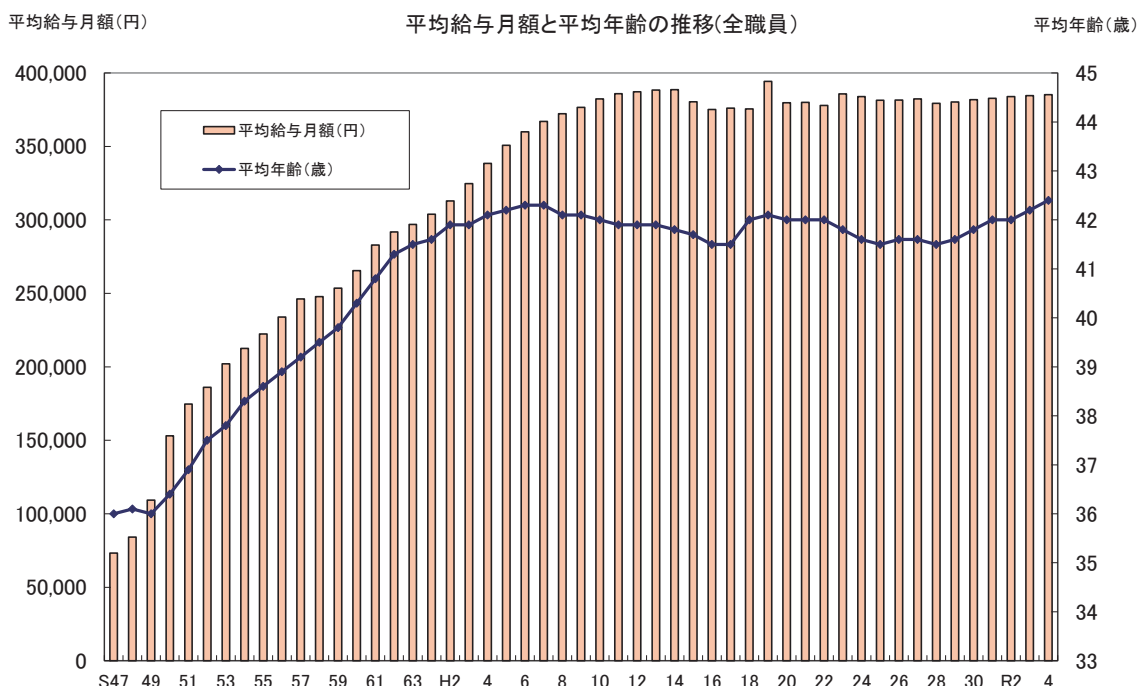
その後、昭和60年以降は、基本的に勧告どおり実施されている。

人事委員会勧告に基づかない一般職の給与の減額措置について、人事委員会としては、平成20年4月の減額特例条例の制定に対し、「誠に残念」で

あるとしながらも、「本県の危機的な財政状況に対処するため、臨時的、特例的に行われるものであることを考慮すると、やむを得ない。」とした。また、平成25年7月の減額特例条例の制定に対し、「国からの給与減額の要請、地方交付税削減等の措置に伴い、職員の給与を臨時特例的に減額するものですが、地方公務員法に定める給与決定の諸原則にそぐわないものであり、遺憾であると言わざるを得ない。」とし、また、「職員の給与は地方公務員法に定める給与決定の諸原則に沿って、人事委員会勧告に基づき適正な水準が確保されるべきであり、特例とはいえ、残念。」とした。いずれの場合においても、職員の士気や生活への影響に配慮し、早期に解消され、人事委員会勧告に基づく適正な給与が確保されることを要望した。

なお、全職員の平均給与月額と平均年齢の推移は下図のとおりである。

(資料編 給与関係 復帰後の給与、勤務時間関係 資料 1から7)



第5節 勤務時間及び休暇等

1 復帰前の状況

(1) 勤務時間

公務員の勤務時間を何時間にするかは、行政の継続性及び安定性を維持し、業務の能率的遂行を図るための公務運営上の要請に基づいて諸

般の事情を考慮して定められていた。

公務員の勤務時間は一般職の職員の給与に関する立法第20条において「職員の勤務時間は1週間について44時間とする。但し、警察職、船員その他の職員で、公務のための特殊の必要により一週間に44時間をこえて勤務することを要

する者については、その必要上避けることのできない限度において且つそれらの職員の健康及び福祉を害しない限度において任命権者が人事委員会の承認を得て一週間について44時間をこえて勤務時間を定めることができ、勤務時間は、月曜日から土曜日までの6日間において割り振り、日曜日は勤務を要しない日とする。但し、任命権者は、交替制勤務、断続的勤務その他特

殊の業務に従事する職員について必要があるときは人事委員会の承認を得て別段の定めをすることができる」と規定されていた。

勤務時間の割振りについては各任命権者とも同様であり、行政府職員の勤務時間及び勤務時間の割振りに関する規則を示すと次のとおりであった。

勤務時間の割り振り（44時間の場合）

自 毎年4月1日	自 月曜日	午前8時から午後5時までとし、正午から午後1時までを休憩時間とする。
至 同年10月31日	至 金曜日 土曜日は	午前8時から正午まで
自 毎年11月1日	自 月曜日	午前8時30分から午後5時までとし、午後零時30分から午後1時までを休憩時間とする。
至 翌年3月31日	至 金曜日 土曜日は	午前8時30分から午後零時30分まで

(2) 休憩時間

数時間継続勤務すると相当の疲労を感じ、能率が低下することが通念であるから、この疲弊を回復し、あわせて1日の労働時間を通じて平均した労働能率を発揮させるために勤務の中途において労働を休止する時間が必要とされる。そのため給与法で、毎4時間に30分以上の休憩を設けるよう規定されていた。休憩時間は前記勤務時間の割り振りに示すとおり職員の健康保持、職務の効果を一層あげるため職員が一斉に休憩するように割り振られていた。

性質のものであった。

(3) 休息時間

職員に対して与えられる短時間の勤務休止時間であり、一次的にはそれによって時間の損失、能率の低下があっても、仕事からくる心理的飽和の状態から職員を解放し、生理的にも身体の諸機能を再び業務を続けるに適した状態に回復させ1日平均して高い能率を挙げるようにする趣旨であり、給与法においても勤務時間4時間につき15分の割合で勤務時間の1部を休息時間と定め、公務に支障のない限り休息時間中は勤務を休ませることになっていた。

(4) 休日

休日という言葉は大別して二つに分けられる。その一つは、勤務を要しない日と同意義に用いられているもので労働基準法第36条に規定されている休日である。他の一つは、給与法に規定されている休日の意で住民の祝祭日に関する立法に定められている祝祭日のことである。前者は、職員の健康と福祉をはかるために正規の勤務時間が割り振られていない日をさし、後者は、正規の勤務時間が割り振られており、本来の勤務日であるが、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために祝い、感謝、記念する日として特に勤務することを命ぜられた職員以外の職員は、正規の勤務時間における勤務が免除され、勤務しなくとも給与が支給されるものであった。

なお、休息時間は短時間勤務を休止することにより疲弊を回復し或は疲労の増大を防ぐためのもので、正規の割り振りされた勤務時間内にあるのに対し、休憩時間は正規の割り振りされた勤務時間外のものであり、自由に利用できる

なお、勤務を要しない日と祝祭日が重なる場合には、その日の後において最も近い法定休日でない日をもってこれにかえるようになっていた。

休日の沿革

終戦後の休日の制度は、1947年12月8日軍政府指令第52号によって年7日の公休日定められ、これらの日には仕事を休むけれども給料をうけるようになっていた。

すなわち公休日とは

元旦	1月1日（新暦）
民政府創立記念日（民政府職員のみ）	4月24日（新暦）
慰霊の日	5月30日（新暦）
独立記念日（アメリカ合衆国の独立せる日）	7月4日（新暦）
お盆	7月15日、16日（旧暦）
クリスマス	12月25日（新暦）

1952年4月1日米国民政府布令第76号で琉球公務員法が公布され、同法第84条において、立法院は、1年に8日を越えないよう官庁職員の法定休日を定めるように義務づけられ、1952年6月16

日立法第2号で琉球政府職員 の休日に関する立法が制定され、年8日の法定休日ができた。すなわち

年の始め	1月1日、2日
春分の日	春分日
琉球政府創立記念日	4月1日
盆祭	旧7月15日、16日
秋分の日	秋分日
クリスマス	12月25日

1961年7月24日 全住民がひとしく、美しい風習を育てるよりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために住民こそって祝い、感謝し、又は記念する日として次の1年につき15日の法定休日を制定した。

元旦	1月1日	年の始めを祝う
成人の日	1月15日	おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ
琉球政府創立記念日	4月1日	琉球政府の創立を記念し、琉球の発展を期する
天皇誕生日	4月29日	天皇の誕生日を祝う
憲法記念日	5月3日	日本国憲法の施行を記念し、沖縄への適用を期する
こどもの日	5月5日	子供の人格を重んじ、こどもの幸福をはかる
母の日	5月第2日曜日	母の苦勞を慰め、その恩に感謝する
慰霊の日	6月23日	沖縄戦の戦没者の霊を慰め平和を祈る
お盆の日	旧暦7月15日	祖先の霊に供養を行ない、冥福を祈る
としよりの日	9月15日	老人の福祉について関心を高め、明るく豊かな生活が出来るよう推進する
秋分の日	秋分の日	祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ
スポーツの日	10月第2土曜日	スポーツを盛にし、健康を祝う
文化の日	11月3日	自由と平和を愛し、文化をすすめる
勤労感謝の日	11月23日	勤勞をたつとび生産を祝い住民たがいに感謝しあう

この法律の制定と同時に琉球政府職員 の休日に関する立法が全文改正された。その内容は①琉球政府職員 の法定休日は、住民の祝祭日に関する立法で定める日とする。②法定休日（母の日を除く。）が勤務を要しない日にあたる時は、その日の後において最も近い法定休日でない日をもってこれにかえる。③住民の祝日は休日とする。

(5) 休暇

休暇は、社会生活が複雑多様化の一途をたどっ

ている現在、労働力の維持培養をはかるために休養する場合は勿論、教養娯楽及びその能力の啓発をはじめ、社会生活を営むうえで必要とされるいろいろの用事の為に利用されるものであるとされた。この休暇を大別して有給休暇と無給休暇に分けられた。

ア 有給休暇

有給休暇は、法令の規定に基づいて、職員が任命権者の承認を経て、正規の勤務時間中に給料の支給を受けながら勤務しない期間をいい、有給休暇は更に、年次有給休暇、病気

休暇及び承認休暇に分かれていた。

(7) 年次有給休暇

米軍政下にあった時代においては、この制度はなく、ただ、北部南西諸島政庁（奄美大島）においては、1947年（昭和22年）5月1日制定の服務規程で「引き続き1年間執務した常置吏員に対しては1年目の終りに於て15日或は1か月毎に1日と1/4日の賜暇を与える。この場合、給料は差し引かない。賜暇は45日まで、すなわち3年間の勤務により45日まで許されるが、それ以上にわたるときはできない。」と規定されていた。

この制度が全職員に及んだのは、1952年4月琉球政府が設立され、軍布令による琉球公務員法が公布されたときからである。この琉球公務員法の内容は第82条において「職員は、1ヶ月に1日と3分の2日又は1年に20日の割で、年次休暇を与えられるものとする。但し、この休暇は、80日を越えて積立てることはできない。」と規定され、民法による琉球政府公務員法においても同様に規定されていた。

○年次休暇の買上げ制

1953年9月1日労働基準法が制定され、その第40条第4項で積立て年休は退職する場合は、退職後30日以内にその休暇に対し支払をしなければならないと規定されたが、琉球政府公務員の年休の買上げは、1957年立法の一部改正をして制度化された。この制度の具体的な規定は、一般職の職員の給与に関する立法によって定められた。すなわち、買上げ額は、その者が退職の日の属する月において受けるべきであった、給料月額を26で除し、積立年次休暇を乗じて得た額とし、支給方法は任命権者が人事委員会の承認を得て定めるようにした。

(f) 病気休暇

年次休暇と同じく米軍政下時代にはなく、奄美群島の服務規程には「常置吏員に対しては、1年間の勤務に対し15日間の病気賜暇又は1か月毎に1日と1/4日の病気賜暇を与える。但し、2日以上病気賜暇を得ようとする者は医師の診断書を添付するを要

す。病気賜暇は総計45日まで与えるが、それ以上は許されない。」と定められていた。この制度の確立されたのは年次休暇と全く同様であった。

病気休暇は、1年に10日の割合で積立てられ、積立については制限規定はなく、在職中いくらかでも積立てることができた。ただ、病気休暇は病気以外の休暇に振り替えたり、何人にも委譲できないようになっていた。

(g) 承認休暇（職専免）

承認休暇の制度は公務員法、給与法その他人事委員会規則等による用語ではなく、出勤簿整理上の用語であった。その法的根拠としては、給与法第9条（給与の減額）の「勤務しないことについて特に承認があった場合」に該当するものとして、人事委員会通知または規則によって認められているものであった。この趣旨は、非常災害、社会慣習その他特別の事由により勤務することができない場合に与えられる休暇のことであり、1953年10月2日付「給与法第9条の取り扱いについて」の各任命権者あて人事委員会通知により「その勤務しないことについて、任命権者の承認があった場合」法令の規定により特に勤務しないことが認められている場合の外次の基準に従って、所轄の長が勤務しないことについて、承認を与える場合となっていた。これを事由別に大別すれば次のとおりである。

- a 本人の責に帰し難い不可抗力の事故によって事実上勤務につくことができない場合で勤務につくこと自体を強制することが不合理と認められるもの
 - (a) 伝染病予防法による交通しゃ断又は隔離
 - (b) 風水震火災その他非常災害による交通しゃ断
 - (c) 交通機関の事故等の不可抗力の事故
- b 社会慣習上勤務からの解放が正当化され、かつ現に勤務につくこと自体を強制することが社会通念に合致しないもの
 - (a) 風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失または破壊

- (b) 父母の祭日
- (c) 忌引
- (d) 年末年始
- c 勤労者としての最低の勤務条件として、勤務につかないことについて、正当性が認められるもの
 - (a) 職員の分娩
 - (b) 女子職員の生理
 - (c) 女子職員が生後1年に達しない生児を育てる場合
 - (d) 公民権の行使の場合
- d 行政運営の必要に照らし、職務につかないことに合理性が認められるもの
 - (a) 証人、鑑定人、参考人等として、立法院、裁判所、その地方団体の議会その他官公署への出頭
 - (b) 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）
 - (c) 琉球政府公務員法第50条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施
- e その他、負傷、疾病（予防注射又は予防接種による著しく発熱等の場合を含む。）でこの通知は、1953年12月26日に人事委員会規則第11号で規則化され、1965年12月12日人事委員会規則第1号で一部改正がなされ、従来承認休暇として取り扱われていた期間は「職専免」の用語に切りかえられ、承認休暇という用語は使用しないようになった。

イ 無給休暇

有給休暇として年次休暇、病気休暇の制度が設定されると同時に、無給休暇の制度も琉球公務員法によって規定された。すなわち、教員の目的その他正当の理由がある場合においては、1年を越えない範囲内で無給休暇を許可することができるようになっていた。

2 復帰後の状況

勤務時間及び休暇等については、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び勤務時間、休日及び休暇等に関する規則並びに沖縄県

職員の育児休業等に関する条例に内容が定められているが、その概要は次のとおりである。

(1) 勤務時間

職員の勤務時間は、当初、条例で1週間について40時間を下らず48時間（昭和63年4月から46時間、平成3年5月から44時間）を超えない範囲内で規則で定めることとされ、規則において、原則として1週間につき44時間とされてきたが、公務への週休2日制の導入に伴って、4週5休制が施行された昭和56年9月からは、1週間当たり43時間に、4週6休制が実施された昭和63年7月からは、1週間当たり42時間に短縮されてきた。そして、平成4年9月からは、完全週休2日制の導入により、1週間につき40時間（特別の勤務に従事する職員については4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間）の勤務時間となった。平成21年4月からは、1週間につき38時間45分（特別の勤務に従事する職員については4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分）に短縮するとともに、1日の勤務時間について、これまでの8時間から7時間45分に短縮された。

また、再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定めることとされていたが、平成21年4月からは、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定めることとされた。

(2) 休憩時間及び休息时间

任命権者は、1日の正規の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならず、また、業務に支障のない限り、正規の勤務時間のうちに、その勤務時間4時間について15分の休息時間を置かなければならないこととなっていた。このことにより、原則として、休憩時間は午後零時15分から午後1時まで、休息時間は午後零時から午後零時15分及び午後5時から午後5時15分までとなっていた。

平成19年4月からは、休息時間が廃止され、また、休憩時間は原則1時間とし、1日の勤務

時間が6時間を超え8時間以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、45分以上1時間未満とすることができることとした。このことにより、原則として、休憩時間は正午から午後1時までとなっている。なお、このことにより就業時刻は午後5時15分から午後5時30分に延長されが、平成21年4月1日から1日の勤務時間が8時間から7時間45分に15分短縮されたことにより、午後5時15分に短縮された。

(3) 休日

休日は、正規の勤務時間が割り振られた日であるが、特に勤務することを命ぜられない限り、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない日で、現在次のようになっている。

(7) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前記（ア）の休日を除く。）

(ロ) 6月23日（慰霊の日）

なお、前記（ア）の休日（元旦及び同日が日曜日当たるときの1月2日を除く。）が週休日（土曜日を除く。）に当たるときは、これに替えてその日の後日において最も近い休日でない正規の勤務時間の割り振られている日を休日とすることとなっている。

任命権者は、休日において割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（代休日）を指定することができる。

(4) 休暇

職員の休暇は、有給休暇と無給休暇に区別され、有給休暇として年次休暇、公傷休暇、療養休暇、病気休暇、生理休暇、産前休暇及び産後休暇、慶弔休暇及び特別休暇があり、無給休暇として組合休暇及び介護休暇並びに介護時間がある。また、年次休暇の特例として、琉球政府から県に身分を引き継がれた職員で、その者が琉球政府時代に積み立てていた年次休暇については、昭和63年5月14日までの間は行使できるように措置されていた。

（資料編 勤務時間及び休暇等関係 1及び3）

(5) 週休2日制

国においては、昭和48年の給与勧告の際「昭和50年の実施を目途としてその具体的検討を進める」と報告し、2回の試行の後、昭和56年3月から4週5休制による週休2日制が実施された。その後、労働時間の短縮や週休2日制推進政策の進展の気運が高まりつつあることを受けて、昭和60年12月からの4分の2指定方式、昭和63年4月からの4週6休制の本格実施、昭和64年1月からの閉庁方式による4週6休制がそれぞれ実施されてきた。そして、「平成4年度のできるだけ早い時期に実施すること」という平成3年の勧告を受けて、平成4年5月から完全週休2日制が実施された。

本県においても、昭和48年の給与勧告の際に「週休2日制については、今後は国、他県並びに民間の情勢に留意しつつ、検討を進める必要がある」と報告を行い、2回の試行を経て、昭和56年9月から国に準じた4週5休制が実施されたのを始めとして、昭和63年7月から4週6休制が、平成3年6月から閉庁方式による4週6休制がそれぞれ実施された。

また、同年9月からは交替制等職員の週40時間勤務制の試行が開始され、完全週休2日制実施に向けての条件整備が図られる一方、人事委員会としても同年の給与勧告の際「完全週休2日制については、4週6休制の実施状況、週40時間勤務制の試行状況、国及び他の地方公共団体の動向等に留意しつつ早期実施に努める必要がある」と言及した。

そして、平成4年5月の国の実施や地方自治法の改正を待って、関係条例、規則等を改正し、同年9月から、本県も完全週休2日制の実施をみるに至った。

なお、小・中学校及び高等学校においては、第2・第4土曜日閉庁方式により実施されていたところ、平成14年4月から完全学校週5日制により実施されている。

(6) 育児休業

地方公務員の育児休業は、「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭

和50年法律第62号)」が昭和51年4月に施行され、これら特定職種の女性職員について、その職務の特殊性等を考慮し、1歳に満たない子を養育する場合に休業できる制度として導入された。本県においても、「育児休業に係る給与等に関する条例（昭和51年沖縄県条例第42号）」を同年4月に施行し、育児休業の許可を受けた職員の給与等の取扱いについて定めた。また、昭和52年4月から「沖縄県女子事務職員等の育児休業に関する条例（昭和52年沖縄県条例第2号）」が施行され、特定職種の女性職員以外の女性職員にも制度が拡大された。

平成4年4月には、職種、性別にかかわらず育児休業が可能となるよう適用範囲を広げ、部分休業制度を取り入れた「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」が施行され、本県においては「沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）」が施行された。内容としては、非常勤職員、臨時的に任用される職員、職員以外の親が常態として子を養育できる職員等を除く職員が、1歳に満たない子を養育する場合に、その子が1歳に達する日まで休業できることとし、1日の勤務時間の一部を勤務しないこととする部分休業を認めたものとなっている。また、育児休業をしている期間については給与を支給しないこととされた。ただし、従来の特定制種の女性職員については、引き続き共済掛金相当分の育児休業給を支給することとしていた。平成7年4月には、昭和51年から支給されていた育児休業給が廃止され、無給となる一方、地方公務員等共済組合法の改正により育児休業手当金が創設された。平成12年1月から期末手当及び勤勉手当の基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日の翌日から基準日までの間に勤務した期間があるものについては、勤務期間に応じて期末手当又は勤勉手当を支給することとされた。平成14年4月からは、育児休業、部分休業ともに子の年齢が満3歳までに引き上げられ、平成19年8月からは、部分休業については小学校就学始期に達するまでに引き上げられ、また、育児短時間勤務制度が導入された。

（資料編 勤務時間及び休暇等関係 2）

第6節 公平審査関係業務

地方公務員法は、地方公務員を全体の奉仕者として位置づけ、職員に対し政治的行為の制限、職務専念義務、営利的企業への従事制限、労働基本権の制限など特別の規制を行う反面、身分保障を明確に規定し、政治的干渉や任命権者の恣意により公務員の身分が理由もなく脅かされないように配慮している。

地方公務員法による公務員の身分保障制度は、職員の身分取扱い、給与、勤務時間その他の勤務条件については、法律又は条例で定めることとし、その適用については平等に取り扱わなければならないとする一方、法定の勤務条件が社会一般の情勢に適應するよう、随時、適当な措置が講じられなければならないものとされている（地方公務員法第13条、14条、24条第5項）。

さらに、法律、条例に基づく身分上、経済上の権利、利益につき、不満、不服等がある場合は、人事委員会に対し、権利、利益の救済を求めることができることとし、この手続を通じて、権利、利益の保障の実効性の確保が図られている。この権利は、一般的に保障請求権と呼ばれ、また、その制度を公平審査制度と呼んでいる。公平審査は、請求の目的によって、①勤務条件に関する措置の要求、②不利益処分に関する審査請求に区分される。

このほかに、公務災害補償に関する審査の請求、職員の苦情相談及び退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議の制度がある。これらの制度の概要は、以下のとおりである。

1 勤務条件に関する措置の要求

(1) 制度の趣旨

勤務条件に関する措置要求制度は、地方公務員法による職員の労働基本権の制限の代償措置として、職員の勤務条件を適正にするために設けられた制度である。この制度は、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたものであり、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件について不満等がある場合、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置がとられることを要求することができるものである（地方公務員法第46条）。

措置要求の対象としては、狭義には、給与、

労働時間、休日、休暇、退職金等があるが、広義には、安全衛生、寄宿舎、福利厚生等が含まれ、職員が地方公共団体に対して勤務を提供するにあたり、一般的に当然考慮の対象となる利害関係事項がそれに当たるとされている。しかし、地方公共団体の組織に関する事項、職員の定数及び配置に関する事項等の管理運営事項に関するものは、措置要求の対象にならないと解されている。

琉球政府当時（昭和47年5月15日以前）は、琉球政府公務員法（1953年立法第4号）第54条の規定で勤務条件に関する措置要求制度が置かれ、職員の措置要求の審査に関する事務を人事委員会が所掌していた。人事委員会は、同法第56条の規定に基づき、手続規程として1954年3月23日に「職員の勤務条件に関する措置の要求に関する審査の手続」（人事委員会規則第1号）を制定した。その後日本復帰（昭和47年5月15日）と同時に、措置要求の審査に関する手続規程は、地方公務員法第48条に基づく「勤務

条件に関する措置の要求に関する規則」（昭和47年人事委員会規則第7号）に引き継がれ、現在に至っている。

人事委員会は、職員から勤務条件に関する措置の要求がなされたときは、書面審理又は口頭審理を行い、審査の結果、要求に理由があると判断した場合は、権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行うなど、職員の権益の保護と人事行政の適正化を図るようになっている。

(2) 処理状況

措置要求は、琉球政府当時に108件あり、その全てが復帰までに処理されて県政に引き継がれたものはなかった。琉球政府当時に提起された事案の概要は表1のとおりである。なお、復帰から令和3年度末までの間に提起された事案の概要は、資料編のとおりである。

（資料編 公平審査関係 1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表）

表1 勤務条件に関する措置要求事案処理状況

	要求の内容	受理年月日	処理年月日	処理の内容
1	給与の是正	昭29. 6. 16	昭29. 8. 27	取下げ
2	賃金要求	昭31. 6. 30	昭31. 12. 5	却下
3	給与の是正	昭32. 10. 18	昭33. 1. 28	取下げ
4	〃	昭32. 12. 11	昭33. 12. 2	〃
5	定期昇給の実施	昭33. 9. 22	昭34. 7. 8	定期昇給の実施勧告
6～49	給与の是正	昭35. 4. 7	昭37. 12. 6	却下
50～107	〃	昭42. 2. 3	昭42. 12. 29	棄却
108	(1) 現職を解き元の行政管理職に戻すこと。 (2) 定期昇給の実施	昭45. 3. 7 (受付)	昭45. 4. 20	勧奨退職により不受理

2 不利益処分に関する不服申立て・審査請求

(1) 制度の趣旨

地方公務員法第27条は、すべての分限及び懲戒は公正でなければならないと定め、かつ、職員は同法又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して分限又は懲戒の処分を受けることはないと規定し、職員の身分変動の事由を法定している。

また、同法は職員の身分保障を実質的に担保するため、職員に対し不利益処分に関する審査請求の権利を与えると同時に、人事委員会に事案審査の権限を付与している。

この制度は、任命権者によって意に反した不利益処分を受けたと思う職員から適法な申立てがあったときは、人事委員会はこれを受理し、必要な調査及び審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるときはそれを承認し、違法又は不当であればこれを取消し又は修正し、さらに必要があれば給与の回復等の是正措置を指示することにより、職員の権利利益を保護し、もって人事行政の適正化を図る趣旨である。

不服申立て・審査請求の対象となるのは、懲戒その他、職員の意に反する不利益処分であり、懲戒処分及び分限処分がその主なものであるが、

その他転任処分等、法的に任命権者の裁量に属する性質のものについても、不利益処分にあたる場合がある。

琉球政府当時は、琉球政府公務員法第 57 条の規定で不利益処分に対する審査請求制度が置かれ、人事委員会は、審査請求に関する手続に関して、同法第 59 条の規定に基づき、1953 年 12 月 26 日に「職員の意に反する不利益な処分及び懲戒処分に関する審査の手続」（人事委員会規則第 9 号）を制定した。復帰までにその制度下で 74 件の不服申立てが提起された。その後、当該手続規程は、日本復帰と同時に地方公務員法第 51 条の規定に基づく「不利益処分についての不服申立てに関する規則」（昭和 47 年人事委員会規則第 6 号）に引き継がれ、その後「不利益処分についての審査請求に関する規則」（平成 27 年人事委員会規則第 2 号）に改正され、現在に至っている。

なお、日本復帰の際に琉球政府人事委員会に係属する事案（復帰の際、沖縄県の職員となった者に限る。）及び琉球政府公務員法第 57 条第 4 項の規定により同委員会に審査請求できる者が復帰後請求した事案については、沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 160 号、以下「特別措置令」という。）第 10 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定により、沖縄県人事委員会が審査することとされた。しかし、旧法下の係属事案はその制度の下に処理するとの方針に基づき、復帰の 1 日前までに係属事案の全ては処理され、この経過措置に係る事案はなかった。

(2) 処理状況

琉球政府当時の不服申立ては、その全てが復帰までに処理され、県政に引き継がれたものはなかった。

なお、琉球政府当時及び復帰から令和 3 年度末までの間に提起された不服申立て・審査請求事案の概要等は、資料編のとおりである。（資料編 公平審査関係 2 及び 3 不服申立て・審査請求事案一覧表）

3 公務災害補償に関する審査の請求

公務災害補償に関する審査請求の制度は、職員の公務上又は通勤途上の負傷、疾病、廃疾等の災害について、その災害が公務に起因するものか否かの認定、療養の方法、補償の金額の決定その他の補償の実施に関して異議ある者に対し、一定の機関への審理の申立てを認め、もって職員の権利を実質的に保障しようとするものである。

琉球政府当時は、琉球政府公務員災害補償法（1969 年立法第 130 号）に基づき、人事委員会は、補償の実施機関を指定し補償の実施を行わしめる権限を有し、実施機関が行う補償の実施に関し異議のある者は、人事委員会に対して審査の申立てができることになっていた。

日本復帰以後、琉球政府職員であった者で引き続き沖縄県職員となった者の公務災害補償については、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号。以下「特別措置法」という。）第 152 条の規定により、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）が適用され、従来琉球政府人事委員会の所管事項とされていた琉球政府職員の公務災害に関する審査請求の事務は、人事委員会の手を離れ、地方公務員災害補償基金審査会又は地方公務員災害補償基金支部審査会がその事務を所掌することとなった。

一方、日本復帰と同時に公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する法律（昭和 32 年法律 143 号）が適用されることとなり、臨時又は非常勤である県内各公立学校の学校医等の公務災害補償の実施等に関する異議の審査事務が、人事委員会の所掌となり、人事委員会は、その手続規程として、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則」（昭和 47 年人事委員会規則第 8 号）を制定した。

なお、復帰から令和 3 年度末まで、当該公務災害補償に関する審査請求はない。

4 職員の苦情相談

平成 16 年 6 月の地方公務員法の改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）により、人事委員会及び公平委員会が処理する事務に職員の苦情を処理することが追加された。

人事委員会では、「職員からの苦情相談に関する

規則」(平成17年人事委員会規則第11号)を制定して相談体制や処理方法等を整備し、平成17年4月から、給与、勤務時間その他の勤務条件のほか、服務等人事管理の全般に関する相談に対応している。

具体的には、相談者に対して制度の説明や助言を行うほか、事情聴取や照会等の調査を通じて実情を把握し、必要と認める場合には関係当事者への指導、あっせんを行っている。

なお、苦情相談件数は、制度を開始した平成17年度から令和3年度末までの間に、200件となっている。

5 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議業務

退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職処分に相当する非違行為を行った元職員や元職員の遺族等に対して、退職手当の支給制限等の処分を行う場合、沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年条例第40号)第20条第1項の規定に基づき、人事委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。

なお、令和3年度末までに、退職手当の支給制限等処分に関し、人事委員会が意見を述べたのは2件(平成22年度及び平成27年度)である。

6 職員団体関係業務

(1) 職員団体の登録

ア 職員団体

職員団体については、地方公務員法第52条から第56条に規定されている。同条でいう職員団体とは、①職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的として結成された団体である

こと、②組織形態としては単一体でも連合体でもよいこと、③地方公共団体の職員が主体となって構成された団体であること、④管理職員とそれ以外の職員とが混在してはならないこととされている。

イ 登録制度

登録は、職員団体が地方公務員法が要求している要件を具備しているかどうかを人事委員会が確認し、これを公証するものである。職員団体が登録を受けるかどうかは、団体の任意である。職員団体は、登録の有無にかかわらず交渉を行うことができるが、登録を受けた職員団体は、次の3点についての利便が認められている。①地方公共団体当局は、登録を受けた職員団体から適法な申入れがあった場合には、その申入れに応ずべき地位に立つものとされている、②登録を受けた職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる、③職員は、任命権者の許可を受けて登録を受けた職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

登録を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。①規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準じる重要な行為は、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によって決定されること、②同一の地方公共団体の職員(警察職員、消防職員、企業職員を除く。)のみをもって組織すること。

なお、職員団体の登録状況は表2のとおりである。

表2 職員団体の登録状況(県関係)

(令和3年度末現在)

	職員団体の名称	所在地	単一体 連合体の別	法人格の 有無	登録	
					番号	年月日
1	沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合	那覇市古島 1-14-6	単一体	有	2	昭47.11.8
2	沖縄県教職員組合	那覇市大道 172-6 (沖縄県教育会館3階)	〃	〃	3	昭47.11.14
3	沖縄県職員労働組合	那覇市泉崎 1-2-2	〃	〃	4	昭48.4.23
4	沖縄県教職員組合那覇支部	那覇市寄宮 1-8-48	〃	〃	6	昭51.2.12
5	沖縄学校事務労働組合	今帰仁村字玉城 221-4	〃	〃	8	平5.6.29
6	自治労沖縄県職員労働組合	那覇市泉崎 1-2-2	〃	〃	9	令3.5.18

ウ 規約の認証

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律80号）の規定により、登録を受けていない職員団体についても、人事委員会の認証を受けて登記をすれば法人格を取得できることとなっているが、令和3年度末までに規約認証の申請の実績はない。

(2) 管理職員等の範囲の指定

職員団体の自主性を確保するため、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を組織することはできない。管理職員等の範囲は、地方公務員法52条第4項の規定を受けて、「管理職員等の範囲を定める規則」（昭和48年人事委員会規則第18号）及び「沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則」（昭和48年人事委員会規則第10号）により定めている。

管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項に規定されており、①重要な行政上の決定を行う職員、②重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、③職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、④職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係について当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員、⑤その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員をいう。

これらの管理職員等は、地方公共団体における組織、職制及び権限の分配により決まっていることではあるが、これらの確認を公平中立の第三者機関である人事委員会に行わしめることにより、管理職員等の範囲に関する当局と職員団体との無用な摩擦を未然に防ぐ配慮がなされている。

(3) 復帰に伴う経過措置

職員団体に関する復帰時の特別措置は、特別措置法第45条及び特別措置令第11条に規定されている。その内容は、①琉球政府公務員法に基づく法人である職員団体で沖縄県の職員とな

る者が主体となって組織するものは、昭和47年11月14日（同日までの間に職員団体の登録を申請した場合は、人事委員会から登録をしない旨の通知を受ける日）までは、地方公務員法に基づく法人である職員団体となる、②琉球公務員法に基づく登録を受けた職員団体で沖縄県の職員となる者が主体となって組織するものは、昭和47年11月14日（登録の申請をしたものにあつては、登録をした旨、あるいはしない旨の通知を受けるまでの間）までは、地方公務員法53条の規定による職員団体とみなす、③前記①、②の職員団体は、それぞれ昭和47年11月14日までは、地方公務員法第53条第1項の規定による登録をすることができるとされた。

このような経過措置がとられ、琉球政府公務員法に基づく職員団体は、地方公務員法に基づく職員団体として組織体そのものの継続が可能となるよう図られたが、復帰後の職員団体の登録は、経過措置の規定による登録ではなく、新しい組織として新規の登録がなされた。

第7節 市町村等公平審査関係業務

1 復帰時の特別措置

復帰前の沖縄における市町村職員の労働条件等については、地方公務員法の適用がなかったため、一般の労働者と同じく労働3法、すなわち労働基準法、労働組合法、労働関係調整法の全面適用を受け、労働条件についての団結権、団体交渉権、団体行動権などが保障されていた。そのため、職員の身分保障制度としての公平審査制度はなく、また、労働基準監督業務は全面的に労働基準監督署が行っていた。

従って、復帰とともに市町村職員に地方公務員法を適用するにあたっては、これらの点について経過措置をする必要があったことから、次のような経過措置がされた。

① 市町村の公平委員会の設置については、地方公務員法第7条第3項の規定により必置となっているが、本県においては、特別措置令第10条第1項第1号により、当分の間任意設置とされ、那覇市を除き市町村の公平委員会が設置されるまでの間は、当該市町村に係る地方公務員法第8条第2項各号に掲げる事務

は、沖縄県人事委員会が処理するものとされた。

なお、復帰から40年を経過した平成24年には、激変緩和措置としての相当の期間が経過したと考えられたことから、市町村、一部事務組合及び広域連合の意向を踏まえ検討を行った結果、地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14に基づき、県と市町村等との間で公平委員会の事務の委託に関する規約及び公平委員会の委託事務の費用に関する協議書を締結し、以後は人事委員会が市町村等の公平委員会の事務を受託している。

② 復帰前の沖縄の労働組合法に基づく労働組合で市町村職員が主体となって組織するものは、琉球政府公務員法に基づく職員団体と同様の経過措置がとられた。

2 勤務条件に関する措置の要求

市町村等関係の措置要求は、復帰から令和3年度末までの間に、214件が提起され、処理状況は認容3件、棄却4件（一部却下含む）、却下6件、取下げ201件となっている。

（資料編 市町村等公平審査関係 1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表）

3 不利益処分に関する不服申立て・審査請求

市町村等職員の不服申立ては、復帰から令和3年度末までの間に、102件が提起され、処理状況は処分承認16件、処分修正5件、処分取消し12件、却下24件、取下げ45件となっている。

（資料編 市町村等公平審査関係 2 不利益処分に関する不服申立て・審査請求事案一覧表）

4 職員の苦情相談

苦情相談件数は、制度を開始した平成17年度から令和3年度末まで間に、143件となっている。

5 職員団体関係業務

(1) 職員団体の登録

ア 職員団体

前記6(1)アのとおりである。

イ 登録制度

前記6(1)イのとおりである。なお、職員団体の登録状況は、表3のとおりである。

表3 職員団体関係業務（市町村関係）（令和3年度末現在）

	職員団体の名称	所在地	単一体 連合体の別	法人格の 有無	登録	
					番号	年月日
1	北谷町職労働組合	北谷町字桑江 226	単一体	有	1	昭 49. 2. 7
2	金武町職員労働組合	金武町字金武 1	〃	無	2	昭 49. 3. 13
3	石垣市職員労働組合	石垣市美崎町 14	〃	有	3	昭 50. 6. 19
4	竹富町職員労働組合	石垣市美崎町 11-1	〃	〃	4	昭 53. 2. 25
5	沖縄市職員労働組合	沖縄市仲宗根町 26 - 1	〃	〃	5	昭 54. 8. 9
6	宜野湾市職員労働組合	宜野湾市野嵩 1-1-1	〃	〃	6	昭 56. 6. 5
7	浦添市職員労働組合	浦添市字安波茶 1-1-1	〃	〃	7	昭 59. 1. 19
8	南城市職員労働組合	南城市佐敷字新里 1870	〃	〃	8	昭 61. 5. 27
9	名護市職員労働組合	名護市港 1-1-1	〃	〃	9	昭 63. 3. 25
10	自治労石垣市職員労働組合	石垣市美崎町 14	〃	〃	10	昭 63. 6. 7
11	大宜味村職員労働組合	大宜味村字大兼久 157	〃	〃	11	平元 . 6. 6
12	宜野座村職員労働組合	宜野座村字宜野座 296	〃	〃	12	平 4. 2. 7
13	自治労うるま市職員労働組合	うるま市みどり町 1-1-1	〃	〃	13	平 4. 12. 15
14	南城市職員会	南城市大里字仲間 807	〃	〃	14	平 18. 7. 11
15	座間味村船員組合	那覇市若狭 3-4-1	〃	無	15	平 19. 12. 17
16	西原町職員労働組合	西原町字与那城 140-1	〃	無	16	平 22. 3. 16
17	粟国村海上組合	那覇市若狭 3-4-1	〃	無	17	令 3. 4. 19

ウ 規約の認証

令和3年度末までに、規約認証の申請の実績はない。

(2) 管理職員等の範囲の指定
前記6(2)のとおりである

(3) 復帰に伴う経過措置
前記6(3)のとおりである。

第8節 労働基準監督関係業務

労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）並びにこれらに基づく命令は、原則として地方公務員に対しても適用され、勤務条件を定めるに当たっては、これらの法令の基準を下回ることとはできないとされている。

また、公務員については、全体の奉仕者として公共の福祉を増進するための職務に従事するという特殊性に基づいて、別途、公務員関係の諸法令が制定されており、労働基準法等の適用を除外せざるを得ない場合がある。そのため、公務の特殊性を考慮しながら労働基準の監督を行う必要があり、公務員としての特殊性が相対的に強く、かつ労働基準法等の適用についても特例が設けられている一般職の地方公務員（労働基準法別表第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する者を除く。）については、地方公務員法第58条第5項の規定により、人事委員会又はその委任を受けた人事委員が労働基準監督機関の役割を果たすこととされている。これは、人事委員会が中立的な人事行政の専門機関であり、地方公共団体の事業所に対して、適切な監督権の行使を期待されているからである。

当委員会は、沖縄県人事委員会の権限の一部を人事委員会の委員に委任する規則（昭和48年人事委員会規則第1号）を制定し、労働基準監督機関の職権の行使を、委員長の職にあるものに委任している。

また、職権行使に際しての技術的及び専門的な知識、資料その他の便宜の供与のため、地方公務員法第8条第6項の規定に基づき、昭和47年9月1日付けで、沖縄労働基準局長との間で協定を締結し、また、昭和48年11月1日付けで、単純労働

職員を取り扱う特定機械等の認可等についての権限を労働基準監督署等が行使する内容の協定を新たに締結した。以後、事業所の新設・改廃等の都度その改定を行っている。

本県における事業所の労働基準法別表第1の号別区分は、別表のとおりであり、これらの事業所について、平成14年度に実態調査基本方針等を策定し、書面及び実態調査を行い、労働基準法及び労働安全衛生法等の法令遵守のための監督を行っている。

（資料編 労働基準監督関係 労働基準監督機関としての主な職権行使件数）

(令和4年4月1日現在)

別表 労働基準法別表第1に掲げる事業及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所一覧表

労働基準監督機関	事業	事業所	
(労働基準監督署) 沖縄労働局 (36)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第3号	農林土木事務所(2) 農林水産振興センター(家畜保健衛生所(家畜保健衛生課)を除く。)(3) 土木事務所(5) (10)
		第6号	南部林業事務所 (1)
		第7号	家畜改良センター 病害虫防除技術センター(予察防除班を除く。)(2)
		第13号	若夏学院 児童相談所保護班(2) 保健所(5) 総合精神保健福祉センター食肉衛生検査所(2) 動物愛護管理センター 特別支援学校寄宿舎(9) (21)
		第14号	沖縄県立離島児童生徒支援センター (1)
		第15号	下水道事務所 (1)
沖縄県人事委員会 (161)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第12号 消防学校 自治研修所 海洋深層水研究所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 家畜衛生試験場 畜産研究センター 農業大学校 農業研究センター(支所(3)) 森林資源研究センター 水産海洋技術センター(支所(1)) 栽培漁業センター 職業能力開発校(2) 工業技術センター 工芸振興センター 高等学校(52) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(17) 特別支援学校分校(1) 併設型中学校・高等学校(3) 併設型高等学校・特別支援学校(4) 総合教育センター 図書館 博物館・美術館 埋蔵文化財センター 警察学校 (102)	
	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局本庁 宮古事務所 八重山事務所 東京事務所 県税事務所(3) 自動車税事務所 福祉事務所(5) 身体障害者更生相談所 女性相談所 児童相談所(保護班を除く。)(2) 家畜保健衛生所(4) 病害虫防除技術センター予察防除班 農業改良普及センター(2) 中央卸売市場 大阪事務所 計量検定所 下地島空港管理事務所 議会事務局 教育庁本庁 教育事務所(6) 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部 運転免許センター 警察署(14) 機動隊 交通機動隊 国境離島警備隊 (59)	

(注)

- ()内の数字は、事業所の数である。
- 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
- 沖縄県人事委員会が所掌する事業所であっても、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)附則第5項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項の規定により地方公務員法(以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外される単純労務職員(現業職員)及び地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌となる。
- なお、企業局及び病院事業局は、地公企法第39条第1項及び地公労法第17条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外されているため、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌である。

資料編

資料編目次

(総務関係)

1 人事委員会規則制定・改廃状況	85
2 歴代人事委員と在任期間	86
3 委員会の開催状況	87
4 歴代事務局長と在職期間	87

(任用関係)

1 採用試験の状況	88
(1) 上級試験	
(2) 中級試験	
(3) 初級試験	
(4) 警察官・交通巡視員採用試験	
(5) 障害者を対象とした採用選考試験	
(6) 上級（民間企業等職務経験者）試験	
2 採用選考状況	102
3 警察官昇任試験実施状況	108
4 昇任選考状況	112
5 臨時的任用承認状況	118

(分限関係)

人事委員会が同意した公共的団体	119
-----------------	-----

(服務関係)

1 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号（旧13号）に基づき公共的行事として承認したもの	121
2 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第15号（旧14号）の規定に基づき承認したもの	124

(給与関係)

復帰前の給与関係資料

1 職階制の変遷	127
2 給与勧告の経過と実施状況	131

復帰後の給与、勤務時間関係資料

1 給料表別職員数及び構成比の推移	138
2 職員数、平均年齢、平均経験年数、男女別構成比、学歴別構成比の推移	140
3 平均給与月額等の推移	141
4 給与勧告の経過と実施状況	142
5 国及び県の一般職員の給与改定状況	161
6 初任給の推移	163
7 民間における職種別給与の推移	166
8 諸手当の推移	167
(1) 初任給調整手当	

- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 宿日直手当
- (8) 期末勤勉手当の支給割合の推移
- (9) 寒冷地手当
- (10) 教職調整額
- (11) 医師暫定手当

(勤務時間及び休暇関係)

- 1 休暇制度の変遷……………196
- 2 育児休業者数の状況……………201
- 3 介護休暇取得者数の状況……………202

(公平審査関係)

- 1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表（県関係）……………203
- 2 不利益処分に関する不服申立て事案一覧表（琉球政府関係）……………205
- 3 不利益処分に関する不服申立て・審査請求事案一覧表（県関係）……………208

(市町村等公平審査関係)

- 1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表（市町村等関係）……………215
- 2 不利益処分に関する不服申立て・審査請求事案一覧表（市町村等関係）……………217

(労働基準監督関係)

- 労働基準監督機関としての主な職権行使件数……………222

(総務関係)

1 人事委員会規則制定・改廃状況

年度 区分	昭和 28	昭和 29	昭和 30	昭和 31	昭和 32	昭和 33	昭和 34	昭和 35	昭和 36	昭和 37	昭和 38	昭和 39	昭和 40	昭和 41	昭和 42	昭和 43	昭和 44	昭和 45	昭和 46	昭和 47	昭和 48	昭和 49	昭和 50
制定	15	7	2	1	1	1	1	1	4	5	7	5	8	2	4	1	5	4	2	27	1	6	2
一部改正		1	1	4	2	3	6	8	12	8	8	12	23	15	22	24	27	25	25	23	33	35	28
廃止													1										
年度 区分	昭和 51	昭和 52	昭和 53	昭和 54	昭和 55	昭和 56	昭和 57	昭和 58	昭和 59	昭和 60	昭和 61	昭和 62	昭和 63	平成 元	平成 2	平成 3	平成 4	平成 5	平成 6	平成 7	平成 8	平成 9	平成 10
制定	2	1	2	1	1	1		1	2	1	2	2	4	1	1	3	3	2	3	1	2	1	2
一部改正	29	22	26	38	18	24	21	23	26	11	32	19	35	23	14	37	26	30	29	24	21	18	20
廃止						1							1			1	2			1	1		
年度 区分	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3
制定	2		4	4	2	3	7	2	3	4	3	1	3	1	1	5	5	2	1	1	3	3	2
一部改正	20	28	25	23	26	21	36	27	22	28	25	30	26	20	20	21	25	22	17	23	19	12	15
廃止				1																			

2 歴代人事委員と在任期間（琉球政府人事委員会の期間を含む。）

氏名	委員在任期間	左のうち委員長在任期間	勤務形態
金城増太郎	昭和27. 5. 15 ～ 昭和31. 7. 4	昭和27. 5. 15～ 昭和31. 7. 4 （初代）	常勤
金城寛	昭和27. 5. 15 ～ 昭和31. 7. 4		常勤
三原明夫	昭和27. 5. 15 ～ 昭和29. 3. 31		常勤
大浜政俊	昭和29. 7. 5 ～ 昭和35. 7. 4	昭和31. 7. 12～ 昭和35. 7. 4 （第2代）	常勤
仲嶺康輝	昭和31. 7. 12 ～ 昭和34. 7. 11		常勤
上原仁慶	昭和31. 7. 12 ～ 昭和36. 2. 28	昭和35. 7. 9～ 昭和36. 2. 28 （第3代）	常勤
山城興起	昭和34. 7. 12 ～ 昭和37. 7. 11	昭和36. 3. 8～ 昭和37. 7. 11 （第4代）	常勤
宮城寛雄	昭和35. 7. 9 ～ 昭和41. 7. 11	昭和37. 7. 13～ 昭和41. 7. 11 （第5代）	常勤
宮城久安	昭和36. 3. 7 ～ 昭和40. 1. 31		常勤
津嘉山朝信	昭和37. 7. 12 ～ 昭和40. 7. 11		常勤
棚原勇吉	昭和40. 2. 18 ～ 昭和59. 7. 31	昭和41. 9. 5～ 昭和59. 7. 31 （第6代）	常勤
宮良朝栄	昭和40. 8. 1 ～ 昭和47. 7. 9		常勤
安里松徳	昭和41. 9. 5 ～ 昭和44. 9. 4		常勤
板良敷朝基	昭和45. 5. 1 ～ 昭和47. 7. 9		常勤
宮良寛才	昭和47. 7. 10 ～ 昭和54. 7. 9		非常勤
新垣孝善	昭和47. 7. 10 ～ 昭和57. 7. 9		非常勤
垣花恒行	昭和54. 7. 10 ～ 昭和58. 7. 9		非常勤
玉城榮徳	昭和57. 7. 16 ～ 平成6. 7. 15		非常勤
真喜屋恵義	昭和58. 7. 14 ～ 昭和62. 7. 13		非常勤
上里安儀	昭和59. 8. 1 ～ 平成4. 7. 31	昭和59. 8. 1～ 平成4. 7. 31 （第7代）	常勤
松田幸一	昭和62. 7. 16 ～ 平成3. 7. 15		非常勤
大田朝章	平成3. 7. 16 ～ 平成11. 7. 15		非常勤
久貝誠善	平成4. 8. 1 ～ 平成8. 7. 31	平成4. 8. 1～ 平成8. 7. 31 （第8代）	常勤
浦崎修子	平成6. 7. 16 ～ 平成14. 7. 15		非常勤
大城吉勝	平成8. 8. 1 ～ 平成10. 12. 31	平成8. 8. 1～ 平成10. 12. 31 （第9代）	常勤
武原元省	平成11. 7. 16 ～ 平成14. 5. 31		非常勤
新崎盛善	平成11. 3. 30 ～ 平成16. 7. 31	平成11. 3. 30～ 平成16. 7. 31 （第10代）	非常勤
竹下勇夫	平成14. 7. 4 ～ 平成23. 7. 15		非常勤
島袋京子	平成14. 7. 16 ～ 平成22. 7. 15		非常勤
嘉手納成達	平成16. 8. 1 ～ 平成20. 7. 31	平成16. 8. 1～ 平成20. 7. 31 （第11代）	非常勤
仲吉朝信	平成20. 8. 1 ～ 平成24. 7. 31	平成20. 8. 1～ 平成24. 7. 31 （第12代）	非常勤
長嶺恭子	平成22. 9. 28 ～ 平成30. 9. 28		非常勤
渡久地政實	平成23. 7. 19 ～ 平成27. 7. 18		非常勤
玉城健	平成24. 8. 1 ～ 平成28. 7. 31	平成24. 8. 1～ 平成28. 7. 31 （第13代）	非常勤
宮國英男	平成27. 7. 19 ～ 平成29. 7. 31	平成28. 8. 1～ 平成29. 7. 31 （第14代）	非常勤
比嘉悦子	平成28. 8. 1 ～ 現在		非常勤
島袋秀勝	平成29. 8. 1 ～ 現在	平成29. 8. 1～ 現在 （第15代）	非常勤
金城稔	平成30. 9. 29 ～ 現在		非常勤

3 委員会の開催状況

年度 区分	昭和 28	昭和 29	昭和 30	昭和 31	昭和 32	昭和 33	昭和 34	昭和 35	昭和 36	昭和 37	昭和 38	昭和 39	昭和 40	昭和 41	昭和 42	昭和 43	昭和 44	昭和 45	昭和 46	昭和 47	昭和 48	昭和 49	昭和 50
開催回数	17	12	4	8	3	7	7	12	19	14	16	17	35	18	26	25	32	30	27	60	50	52	37
年度 区分	昭和 51	昭和 52	昭和 53	昭和 54	昭和 55	昭和 56	昭和 57	昭和 58	昭和 59	昭和 60	昭和 61	昭和 62	昭和 63	平成 元	平成 2	平成 3	平成 4	平成 5	平成 6	平成 7	平成 8	平成 9	平成 10
開催回数	45	38	43	39	40	11	26	28	29	40	45	43	45	53	57	52	43	33	34	22	28	27	30
年度 区分	平成 11	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3
開催回数	36	32	21	29	28	36	32	33	33	20	36	30	34	37	29	39	36	34	30	30	35	30	36

4 歴代事務局長と在職期間

氏 名	在 職 期 間
池宮城 秀 俊	昭和 27. 7. 1 ~ 昭和 35. 9. 12
大 城 擴	昭和 35. 9. 16 ~ 昭和 48. 6. 14
知 花 繁 行	昭和 48. 6. 15 ~ 昭和 52. 4. 30
仲宗根 哲 男	昭和 52. 5. 1 ~ 昭和 55. 3. 31
大 城 實	昭和 55. 4. 1 ~ 昭和 57. 3. 31
押 川 壽	昭和 57. 4. 1 ~ 昭和 60. 3. 31
宮 城 栄 雄	昭和 60. 4. 1 ~ 昭和 62. 3. 31
石 川 廣	昭和 62. 4. 1 ~ 昭和 63. 3. 31
渡名喜 良 康	昭和 63. 4. 1 ~ 平成元. 3. 31
平 良 吉 敏	平成元. 4. 1 ~ 平成3. 3. 31
又 吉 永 哲	平成3. 4. 1 ~ 平成8. 3. 31
川 平 幸 雄	平成8. 4. 1 ~ 平成10. 3. 31
安慶名 一 郎	平成10. 4. 1 ~ 平成12. 3. 31
新 垣 良 光	平成12. 4. 1 ~ 平成14. 3. 31
野 島 拓	平成14. 4. 1 ~ 平成16. 3. 31
宮 城 嗣 三	平成16. 4. 1 ~ 平成17. 3. 31
瀬 良 垣 馨	平成17. 4. 1 ~ 平成20. 3. 31
伊 礼 幸 進	平成20. 4. 1 ~ 平成22. 3. 31
岩 井 健 一	平成22. 4. 1 ~ 平成25. 3. 31
平 良 宗 秀	平成25. 4. 1 ~ 平成27. 3. 31
親 川 達 男	平成27. 4. 1 ~ 平成29. 3. 31
池 田 克 紀	平成29. 4. 1 ~ 令和2. 3. 31
大 城 直 人	令和2. 4. 1 ~ 令和4. 3. 31
茂 太 強	令和4. 4. 1 ~ 現在

(任用関係)

1 採用試験の状況

(1) 上級試験

年度等 試験区分	昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度			昭和55年度												
	受験者	合格者	採用者	競争率	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率										
行政	275	90	74	3.1	594	147	4.0	718	64	51	11.2	783	40	34	19.6	762	31	22	24.6	816	35	31	23.3	948	51	39	18.6	1,014	69	55	14.7	862	23	20	37.5		
電気																132	6	5	22.0	134	5	4	26.8	120	9	9	13.3	110	11	9	10.0	108	4	4	27.0		
機械																91	5	4	18.2	86	6	6	14.3	101	5	1	20.2	76	3	3	25.3	61	1	1	61.0		
土木	37	28	28	1.3	53	43	28	1.2	49	32	24	1.5	97	14	8	6.9	105	15	11	7.0	94	33	30	2.8	123	22	18	5.6	129	19	17	6.8	95	5	5	19.0	
建築	10	5	5	2.0	15	5	3.0	24	9	7	2.7	42	6	3	7.0	43	5	5	8.6	55	4	4	13.8	59	4	3	14.8	51	5	4	10.2	44	1	1	44.0		
化学	45	12	11	3.8	41	5	8.2					69	3	3	23.0	62	4	3	15.5	69	3	2	23.0	70	4	3	17.5	66	4	2	16.5	55	2	2	27.5		
農業	33	25	24	1.3	44	39	33	1.1	38	15	11	2.5	38	2	1	19.0	28	7	6	4.0	26	9	9	2.9	35	14	14	2.5	40	10	4	4.0	31	4	2	7.8	
農業土木												60	4	2	15.0	50	3	1	16.7	46	3	3	15.3	51	4	3	12.8	50	7	4	7.1	46	2	2	23.0		
農芸化学																																					
畜産																																					
林業																																					
水産																																					
医療保健衛生																																					
農業改良普及員																																					
生活改良普及員																																					
計	400	160	142	2.5	899	294	244	3.1	929	132	104	7.0	1,307	90	69	14.5	514	93	70	16.3	547	118	107	13.1	1,750	144	115	12.2	1,770	186	118	11.3	1,486	53	45	28.0	

年度等 試験区分	昭和56年度			昭和57年度			昭和58年度			昭和59年度			昭和60年度			昭和61年度			昭和62年度			昭和63年度			平成元年度												
	受験者	合格者	採用者	競争率	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率										
行政	706	32	28	22.1	677	34	29	19.9	618	59	54	10.5	680	55	47	12.4	725	29	23	25.0	734	18	17	40.8	588	14	12	42.0	480	33	27	14.5	548	28	24	19.6	
電気	62	4	4	15.5	39	3	13.0	29	3	3	9.7	24	4	3	6.0	18	0	-																			
機械	35	1	1	35.0	41	2	20.5	39	3	2	13.0	34	2	1	17.0	44	1	1	44.0	31	2	0	15.5	22	1	1	22.0	20	2	2	10.0						
土木	109	7	6	15.6	98	9	10.9	216	30	28	7.2	110	16	14	6.9	136	1	1	136.0	104	2	2	52.0	94	2	2	47.0	75	9	8	8.3	87	11	11	7.9		
建築	56	3	3	18.7	45	2	22.5	43	11	11	3.9	58	5	5	11.6	62	1	1	62.0	57	2	2	28.5					24	2	2	12.0	37	2	2	18.5		
化学	42	2	2	21.0	28	2	14.0	35	2	2	17.5	39	1	1	39.0																						
農業	26	3	3	8.7	23	6	3.8	27	9	9	3.0	35	10	9	3.5	35	5	4	7.0	33	5	5	6.6	27	2	2	13.5	32	5	5	6.4	30	6	6	5.0		
農業土木	25	5	4	5.0	22	2	11.0	23	5	6	4.6	27	3	3	9.0	20	1	0	20.0	25	3	3	8.3	17	4	4	4.3	24	1	0	24.0	16	2	1	8.0		
農芸化学	32	4	4	8.0	36	1	36.0	29	2	2	14.5	18	4	4	4.5	31	1	1	31.0	22	1	1	22.0	12	2	2	6.0					21	0	-			
畜産	19	1	0	19.0	28	2	14.0	32	4	4	8.0	19	3	3	6.3	23	1	1	23.0																		
林業	15	2	2	7.5	18	3	6.0	19	4	4	4.8	26	3	3	8.7	13	1	1	13.0																		
水産	21	2	2	10.5	23	0	-																														
医療保健衛生	46	2	2	23.0	36	2	18.0	46	3	2	15.3	37	2	2	18.5	38	1	1	38.0	25	1	1	25.0	27	1	1	27.0	21	1	1	21.0	12	1	0	12.0		
農業改良普及員	19	2	1	9.5																																	
生活改良普及員	8	1	1	8.0																																	
計	1,221	71	63	17.2	1,114	68	60	16.4	1,177	137	129	8.6	1,125	112	98	10.0	1,162	43	35	27.0	1,090	38	32	28.7	857	31	29	27.6	712	55	47	12.9	799	56	48	14.3	

年度等 試験区分	平成2年度				平成3年度				平成4年度				平成5年度				平成6年度				平成7年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
行政	590	34	30	17.4	681	29	22	23.5	621	52	50	11.9	1,234	93	86	13.3	1,447	44	43	32.9	1,379	89	85	15.5
心理									23	3	2	7.7	28	3	3	9.3	59	1	1	59.0	41	1	1	41.0
社会福祉	66	5	5	13.2	60	2	1	30.0	46	7	6	6.6	77	5	4	15.4	75	3	3	25.0	89	8	8	11.1
電気					30	2	1	15.0	47	9	7	5.2	70	4	2	17.5	112	3	3	37.3	109	3	3	36.3
機械					24	2	1	12.0	22	5	4	4.4	60	3	3	20.0	84	3	3	28.0	74	3	3	24.7
土木	74	8	7	9.3	64	7	7	9.1	63	9	9	7.0	53	25	21	2.1	80	3	2	26.7	62	18	18	3.4
建築									21	2	2	10.5	29	3	3	9.7	30	1	1	30.0	39	3	3	13.0
化学					16	4	4	4.0	13	4	4	3.3	29	4	4	7.3	43	2	2	21.5	54	2	2	27.0
農業	21	6	5	3.5	23	2	1	11.5	16	4	2	4.0	30	18	14	1.7	52	10	8	5.2	49	17	16	2.9
農業土木	7	1	1	7.0	8	0	-	-	2	0	-	-	12	9	8	1.3	24	2	2	12.0	20	5	4	4.0
農芸化学	24	2	1	12.0	5	2	2	2.5	21	1	1	21.0	23	3	3	7.7	17	1	1	17.0	24	3	2	8.0
畜産	5	2	1	2.5	7	1	1	7.0	13	4	4	3.3	12	7	5	1.7	20	1	1	20.0	16	10	10	1.6
林業	3	0	-	-	4	1	1	4.0	5	1	1	5.0	5	2	2	2.5	9	1	1	9.0	15	3	3	5.0
水産	8	1	1	8.0	6	2	2	3.0	12	2	2	6.0	8	3	2	2.7	16	3	3	5.3	18	3	2	6.0
医療保健衛生	15	0	-	-	18	3	3	6.0	22	3	2	7.3	35	2	2	17.5	22	1	1	22.0	28	1	1	28.0
計	813	59	51	13.8	946	57	46	16.6	947	106	96	8.9	1,705	184	162	9.3	2,090	79	75	26.5	2,017	169	161	11.9

年度等 試験区分	平成8年度				平成9年度				平成10年度				平成11年度				平成12年度				平成13年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
行政	1,354	107	96	12.7	1,480	62	56	23.9	1,444	42	41	34.4	1,548	125	114	12.4	1,718	78	72	22.0	1,906	52	49	36.7
行政	6	1	1	6.0	4	1	1	4.0	7	1	1	7.0	17	1	1	17.0	7	1	1	7.0	8	1	1	8.0
心理	44	1	1	44.0	43	1	1	43.0	57	1	1	57.0	48	1	1	48.0								
社会福祉	68	7	6	9.7	110	3	3	36.7	81	1	1	81.0	66	2	2	33.0	64	2	2	32.0	83	4	4	20.8
電気	91	4	2	22.8	91	3	2	30.3	86	3	3	28.7	79	1	1	79.0	62	7	6	8.9	68	3	2	22.7
機械	80	2	2	40.0	60	1	1	60.0	76	2	1	38.0	57	4	4	14.3	62	6	6	10.3	63	3	1	21.0
土木	61	16	16	3.8	81	5	4	16.2	69	12	12	5.8	102	8	8	12.8	100	19	19	5.3	128	11	11	11.6
建築	50	8	7	6.3	40	1	1	40.0	42	2	2	21.0	54	1	1	54.0	49	2	2	24.5	79	5	5	15.8
化学	52	4	4	13.0	55	5	5	11.0	67	2	2	33.5	71	3	3	23.7	75	5	5	15.0	79	6	6	13.2
農業	65	18	17	3.6	72	15	13	4.8	94	16	16	5.9	105	3	3	35.0	83	17	17	4.9	93	10	8	9.3
農業土木	17	2	2	8.5	22	10	10	2.2	31	1	1	31.0	19	2	2	9.5	20	8	8	2.5	29	2	2	14.5
農芸化学	33	2	2	16.5	36	2	2	18.0	32	1	1	32.0	27	3	3	9.0	49	2	2	24.5	46	3	3	15.3
畜産	29	4	4	7.3	20	2	2	10.0	12	3	3	4.0	28	1	1	28.0	23	2	2	11.5	28	2	2	14.0
林業	10	1	1	10.0	9	3	3	3.0	16	1	1	16.0	18	2	2	9.0	17	4	4	4.3	13	1	1	13.0
水産	20	1	1	20.0	16	6	6	2.7	21	1	1	21.0	23	4	4	5.8	30	3	2	10.0	27	6	6	4.5
医療保健衛生	36	1	1	36.0	34	1	1	34.0	30	1	1	30.0	23	1	1	23.0	21	1	1	21.0	27	6	6	4.5
計	2,016	179	163	11.3	2,173	121	111	18.0	2,165	90	88	24.1	2,285	162	151	14.1	2,380	157	149	15.2	2,650	109	101	24.3

年度等 試験区分	平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度				平成18年度				平成19年度									
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率		
行政	1,940	127	111	15.3	1,979	107	99	18.5	1,752	66	56	26.5	1,969	29	26	67.9	1,645	39	38	42.2	1,397	40	36	34.9						
心理									84	1	1	84.0	42	1	1	42.0														
社会福祉	113	6	6	18.8	126	6	6	21.0	97	5	5	19.4	128	6	6	21.3	119	6	6	19.8	107	7	6	15.3						
電気	70	2	4	35.0	64	3	3	16.0	74	3	2	24.7	68	1	1	68.0	52	2	2	26.0										
機械	57	4	4	14.3	53	2	2	26.5	46	3	3	15.3	36	1	1	36.0														
土木	155	17	15	9.1	122	4	4	30.5	110	2	1	55.0	124	6	6	20.7	119	6	5	19.8	78	13	12	6.0						
建築	65	5	5	13.0	60	3	2	20.0	71	1	0	71.0																		
化学	67	6	4	11.2	66	3	3	22.0	67	5	5	13.4	48	1	1	48.0														
農業	105	13	11	8.1	87	15	13	5.8	84	1	1	84.0	62	1	1	62.0	77	9	9	8.6	56	16	15	3.5						
農林水産	25	3	3	8.3	27	6	6	4.5	31	1	1	31.0																		
畜産	36	8	8	4.5	47	5	5	9.4	56	6	6	9.3	63	1	1	63.0														
林業	27	2	1	13.5	19	3	3	6.3	19	1	1	19.0	16	2	2	8.0														
水産	17	1	1	17.0	18	2	2	9.0	6	1	1	6.0	16	2	2	8.0														
計	2,707	195	170	13.9	2,688	160	148	16.7	2,523	97	84	26.0	2,572	51	48	50.4	2,012	62	60	32.5	1,796	99	91	18.1						

年度等 試験区分	平成20年度				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度				
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	
行政	1,318	58	51	22.7	1,470	74	56	19.9	1,498	58	40	25.8	1,395	69	57	20.2	1,455	85	74	17.1	1,496	65	53	23.0	1,351	75	65	18.0	
心理																													
社会福祉	113	6	6	18.8	89	3	3	29.7	93	11	11	8.5	88	8	8	11.0	81	10	9	8.1	69	8	8	8.6	57	9	9	6.3	
電気	34	4	4	8.5	48	2	2	24.0	47	2	2	23.5	53	7	7	7.6	47	8	6	5.9	29	5	5	5.8	28	4	4	7.0	
機械	12	3	3	4.0	40	1	1	40.0																					
土木	63	14	12	4.5	61	19	17	3.2	69	11	9	6.3	41	10	9	4.1	47	11	11	4.3	43	11	9	3.9	63	17	12	3.7	
建築	28	4	4	7.0	36	10	10	3.6	38	6	6	6.3	38	3	3	12.7	29	8	8	3.6	29	7	5	4.1	29	7	7	4.1	
化学	47	4	4	11.8	40	2	2	20.0	38	3	3	12.7	50	6	6	8.3	32	3	2	10.7	42	3	3	14.0	23	2	2	11.5	
農業	78	9	9	8.7	60	4	4	15.0	58	8	8	7.3	61	7	7	8.7	62	4	4	15.5	51	10	10	5.1	34	8	8	4.3	
農林水産	16	5	5	3.2	25	8	8	3.1	23	7	7	3.3	23	5	5	4.6	28	7	7	4.0	33	7	5	4.7	36	12	12	3.0	
畜産	38	5	5	7.6	47	5	5	9.4	47	8	8	5.9	45	5	5	9.0	50	5	5	10.0	55	4	4	13.8	53	4	3	13.3	
林業																													
水産	16	3	2	5.3	11	3	2	3.7	24	2	2	12.0																	
水産																													
病院事務																													
病院心理																													
病院精神保健福祉																													
警察事務																													
警察電気																													
計	1,817	117	107	15.5	2,089	150	128	13.9	2,207	137	116	16.1	2,267	137	123	16.5	2,202	160	144	13.8	2,141	146	123	14.7	2,034	164	143	12.4	

年度等 試験区分	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	
行政	1,256	82	64	15.3	1,194	51	43	23.4	1,011	45	31	22.5	931	58	35	16.1	795	79	56	10.1	845	64	45	13.2	787	90	66	8.7	
心理	15	1	1	15.0				21	1	1	1	21.0	17	1	1	17.0	17	1	1	17.0	14	2	2	7.0	12	3	2	4.0	
社会福祉	68	11	10	6.2	61	10	10	6.1	47	9	9	5.2	51	14	13	3.6	44	6	4	7.3	49	10	10	4.9	51	9	8	5.7	
電気	25	6	6	4.2	30	5	4	6.0	29	7	4	4.1	22	8	6	2.8	15	3	3	5.0	14	6	6	2.3	22	4	1	5.5	
機械	19	5	5	3.8	24	5	3	4.8	21	5	2	4.2	24	10	5	2.4	15	8	5	1.9	22	5	5	4.4	18	2	2	9.0	
土木	61	23	21	2.7	54	17	15	3.2	41	17	14	2.4	55	11	9	5.0	34	20	18	1.7	23	14	11	1.6	35	14	12	2.5	
建築	23	11	7	2.1	16	10	8	1.6	25	9	6	2.8	13	7	5	1.9	12	2	1	6.0	20	16	11	1.3	17	5	4	3.4	
化学	20	4	3	5.0	23	6	6	3.8	22	3	1	7.3	12	5	5	2.4	14	7	6	2.0	13	5	5	2.6	25	5	5	5.0	
農業	43	6	5	7.2	37	5	4	7.4	39	4	4	9.8	34	7	6	4.9	36	3	2	12.0	31	15	12	2.1	27	7	7	3.9	
農業土木	35	15	15	2.3	38	18	15	2.1	18	7	2	2.6	23	8	6	2.9	15	1	1	15.0	22	12	11	1.8	19	9	4	2.1	
農芸化学	42	8	8	5.3	40	3	3	13.3	32	2	2	16.0	24	6	5	4.0	23	1	1	23.0	16	1	1	16.0	14	2	2	7.0	
畜産	8	2	2	4.0	5	2	2	2.5	7	1	1	7.0	11	3	3	3.7	14	5	5	2.8	7	3	3	2.3	9	2	2	4.5	
林業	18	9	9	2.0	13	2	2	6.0	13	5	4	2.6	14	6	4	2.3	4	1	1	4.0	7	2	2	3.5	4	2	1	2.0	
水産	12	1	1	12.0	10	3	3	3.3	13	4	4	3.3	11	2	2	5.5	8	1	1	8.0	14	8	8	1.8	12	1	1	12.0	
病院事務	59	5	3	11.8	82	5	4	16.4	72	8	6	9.0	92	17	10	5.4	137	25	11	5.5	100	30	19	3.3	139	15	6	9.3	
警察事務	224	4	2	56.0	144	10	7	14.4	185	3	1	61.7	95	3	1	31.7	77	7	7	11.0	86	13	10	6.6	135	14	11	9.6	
警察建築																													
計	1,928	193	162	10.0	1,770	152	129	11.6	1,596	130	92	12.3	1,429	166	116	8.6	1,260	170	123	7.4	1,283	206	161	6.2	1,327	184	134	7.2	

(2) 中級試験

年度等 試験区分	昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度			昭和55年度						
	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率				
学校事務				358	63	34	5.7	565	38	24	14.9	665	49	22	13.6	942	23	18	41.0	1,045	24	16	43.5	804	17	14	47.3	573	21	16	27.3
警察事務																															
保母								83	12	10	6.9	112	13	12	8.6	108	2	0	54.0	90	1	0	90.0	86	2	0	43.0			8	31.2
計				358	63	34	5.7	648	50	34	13.0	777	62	34	12.5	1,050	25	18	42.0	1,135	25	16	45.4	890	19	14	46.8	854	30	24	28.5

年度等 試験区分	昭和56年度			昭和57年度			昭和58年度			昭和59年度			昭和60年度			昭和61年度			昭和62年度			昭和63年度			平成元年度											
	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率									
学校事務	807	14	8	57.6	616	16	11	38.5	629	22	13	28.6	669	17	12	39.4	724	17	11	42.6	850	24	19	35.4	1,001	31	21	32.3	816	20	13	40.8	573	36	31	15.9
警察事務	201	5	5	40.2	254	5	4	50.8	167	7	5	23.9	252	4	3	63.0	147	1	1	147.0	116	1	1	116.0	83	1	1	83.0	82	6	5	13.7	285	3	1	95.0
計	1,008	19	13	53.1	870	21	15	41.4	796	29	18	27.4	921	21	15	43.9	871	18	12	48.4	966	25	20	38.6	1,084	32	22	33.9	898	26	18	34.5	858	39	32	22.0

年度等 試験区分	平成2年度			平成3年度			平成4年度			平成5年度			平成6年度			平成7年度			平成8年度			平成9年度			平成10年度											
	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率									
学校事務	742	28	23	26.5	638	31	28	20.6	869	40	29	21.7	946	30	26	31.5	1,113	30	23	37.1	1,201	29	22	41.4	1,102	30	27	36.7	922	18	17	51.2	1,067	57	50	18.7
警察事務	106	2	2	53.0	96	2	2	48.0	80	3	3	26.7	107	3	1	35.7	138	4	4	34.5	200	3	2	66.7	175	3	2	58.3	184	4	3	46.0	260	5	4	52.0
計	848	30	25	28.3	734	33	30	22.2	949	43	32	22.1	1,053	33	27	31.9	1,251	34	27	36.8	1,401	32	24	43.8	1,277	33	29	38.7	1,106	22	20	50.3	1,327	62	54	21.4

年度等 試験区分	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度											
	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率									
学校事務	1,208	32	25	37.8	801	17	15	47.1	938	28	23	33.5	796	28	23	28.4	889	26	20	34.2	1,135	28	26	40.5	1,161	21	12	55.3	777	25	11.0	31.1	810	40	23	20.3
警察事務	276	8	5	34.5	298	1	0	298.0	202	11	8	18.4	377	9	9	41.9	279	10	4	27.9																
計	1,484	40	30	37.1	1,099	18	15	61.1	1,140	39	31	29.2	1,173	37	32	31.7	1,168	36	24	32.4	1,135	28	26	40.5	1,161	21	12	55.3	1,029	32	13	32.2	943	50	31	18.9

年度等 試験区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度													
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率										
学校事務	818	54	30	15.1	998	72	29	13.9	1,040	47	32	22.1																										
県立学校事務Ⅰ													1,072	78	41	13.7	331	18	11	18.4	336	18	9	18.7	398	15	12	26.5	403	6	4	67.2	305	10	2	30.5		
県立学校事務Ⅱ													78	3	1	26.0	55	4	2	13.8	67	2	1	33.5	66	4	4	16.5	69	3	2	23.0	54	3	2	18.0		
市町村立学校事務																	711	63	40	11.3	665	41	30	16.2	419	14	7	29.9	237	15	6	15.8	317	24	22	13.2		
警察事務	156	4	2	39.0	88	5	4	17.6	156	5	4	31.2	149	3	0	49.7	111	1	0	111.0																		
計	974	58	32	16.8	1,086	77	33	14.1	1,196	52	36	23.0	1,299	84	42	15.5	1,208	86	53	14.0	1,068	61	40	17.5	883	33	23	26.8	709	24	12	29.5	676	37	26	18.3		

年度等 試験区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度							
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率				
県立学校事務Ⅰ	273	9	5	30.3	194	16	11	12.1	216	10	3	21.6	276	10	4	27.6	234	12	5	19.5
県立学校事務Ⅱ	43	3	3	14.3	48	13	10	3.7	44	7	6	6.3	63	4	3	15.8	60	4	4	15.0
市町村立学校事務	267	15	10	17.8	216	17	10	12.7	124	8	7	15.5	168	9	7	18.7	164	9	7	18.2
計	583	27	18	21.6	458	46	31	10.0	384	25	16	15.4	507	23	14	22.0	458	25	16	18.3

(注) 中級試験は、昭和49年度から実施した。

(3) 初級試験

年度等 試験区分	昭和47年度			昭和48年度			昭和49年度			昭和50年度			昭和51年度			昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度			昭和55年度														
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率											
一般事務A	140	55	43	2.5	81	65	54	1.2	130	38	17	3.4	208	9	5	23.1	181	6	2	30.2	194	12	10	16.2	291	13	3	22.4	342	12	2	28.5	232	4	4	58.0			
一般事務B	340	21	18	16.2	387	31	26	12.5	538	23	5	23.4	582	10	3	58.2	465	7	2	66.4	429	9	6	47.7	529	10	3	52.9	461	7	2	65.9	352	3	2	117.3			
学校事務	160	35	21	4.6																																			
医療事務																																							
警察事務																																							
土木	16	11	10	1.5	20	12	10	1.7	34	10	8	3.4	44	3	2	14.7	30	2	1	15.0	37	3	3	12.3	40	7	4	5.7	45	4	1	11.3	35	1	1	35.0			
電気																																							
機械																																							
農業土木	20	16	15	1.3	20	15	10	1.3	29	5	4	5.8	33	1	1	33.0	16	2	2	8.0	23	3	3	7.7	47	6	6	7.8	33	0	-	-	23	0	-	-	-		
建築	1	0	-	-																																			
化学																																							
計	677	138	107	4.9	508	123	100	4.1	731	76	34	9.6	867	23	11	37.7	692	17	7	40.7	683	27	22	25.3	1,012	44	18	23.0	1,014	44	19	23.0	805	21	18	38.3			

年度等 試験区分	昭和56年度			昭和57年度			昭和58年度			昭和59年度			昭和60年度			昭和61年度			昭和62年度			昭和63年度			平成元年度														
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率											
一般事務																																							
一般事務A	185	6	6	30.8																																			
一般事務B	285	5	5	57.0																																			
医療事務																																							
警察事務	74	2	0	37.0	25	5	3	5.0	94	3	3	31.3	48	4	3	12.0	69	4	2	17.3	163	3	3	54.3	127	1	0	127.0	39	6	4	6.5	163	10	8	16.3			
土木	35	3	3	11.7	53	0	-	-	22	5	4	4.4	50	2	2	25.0	30	0	-	-																			
電気	27	3	2	9.0	18	3	2	6.0	14	3	2	4.7	15	2	1	7.5	21	3	3	7.0																			
機械	33	1	1	33.0	20	0	-	-	21	2	2	10.5	16	2	1	8.0	25	0	-	-																			
農業土木																																							
化学																																							
計	639	20	17	32.0	771	21	17	36.7	761	25	18	30.4	788	24	14	32.8	792	17	13	46.6	815	7	5	116.4	573	10	9	57.3	773	23	18	33.6	776	28	21	27.7			

年度等 試験区分	平成2年度			平成3年度			平成4年度			平成5年度			平成6年度			平成7年度			平成8年度			平成9年度			平成10年度											
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率								
一般事務	508	14	11	36.3	569	12	10	47.4	609	44	40	13.8	1,289	30	29	43.0	1,055	13	10	81.2	811	28	23	29.0	779	30	27	26.0	499	10	9	49.9	488	11	6	44.4
医療事務	97	2	1	48.5	39	4	4	9.8	203	2	2	101.5	16	2	2	8.0	193	1	1	193.0	50	1	1	50.0	31	1	1	31.0								
警察事務	132	7	6	18.9	125	6	2	20.8	95	2	2	47.5	27	3	3	9.0	83	5	4	16.6	116	2	2	58.0	48	3	2	16.0	136	6	5	22.7	205	2	1	102.5
土木																																				
電気	7	2	2	3.5	40	8	6	5.0	39	5	5	7.8	68	7	6	9.7	90	11	10	8.2	67	7	6	9.6	29	1	1	29.0	24	2	2	12.0	31	1	1	31.0
機械	12	3	3	4.0	34	8	7	4.3	69	10	8	6.9	32	4	4	8.0	47	6	5	7.8	33	7	7	4.7	14	1	1	14.0	24	2	1	12.0	20	2	2	10.0
計	756	28	23	27.0	807	38	29	21.2	1,015	63	57	16.1	1,432	46	44	31.1	1,468	36	30	40.8	1,077	45	39	23.9	901	36	32	25.0	683	20	17	34.2	744	16	10	46.5

年度等 試験区分	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度											
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率								
一般事務	508	12	9	42.3	413	17	15	24.3	532	8	6	66.5	386	8	6	48.3	433	12	11	36.1	643	7	5	91.9	473	2	2	236.5	190	2	2	95.0	207	2	1	103.5
警察事務	120	9	7	13.3	164	1	0	164.0	39	3	3	13.0	149	5	3	29.8	208	4	2	52.0																
土木																																				
電気	34	1	0	34.0	15	2	0	7.5	15	2	1	7.5	38	1	1	38.0																				
機械	18	1	1	18.0	16	1	1	16.0	7	2	2	3.5	20	1	0	20.0																				
計	680	23	17	29.6	608	21	16	29.0	593	15	12	39.5	593	15	10	39.5	641	16	13	40.1	643	7	5	91.9	473	2	2	236.5	307	8	7	38.4	338	5	2	67.6

年度等 試験区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度												
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率									
一般事務	167	2	0	83.5	240	3	2	80.0	288	5	2	57.6	266	9	6	29.6	388	17	10	22.8	383	18	10	21.3	325	19	11	17.1	300	22	12	13.6	298	18	9	16.6	
警察事務	93	3	1	31.0	86	5	3	17.2	129	5	4	25.8	149	3	1	49.7	107	2	1	53.5	60	5	4	12.0	97	8	6	12.1	147	5	3	29.4	107	8	5	13.4	
土木																									6	2	1	3.0	7	2	2	3.5	3	1	1	3.0	
農業土木																										5	1	1	5.0	7	2	2	3.5	4	1	1	4.0
計	260	5	1	52.0	326	8	5	40.8	417	10	6	41.7	415	12	7	34.6	510	21	13	24.3	453	24	15	18.9	433	30	19	14.4	461	31	19	14.9	412	28	16	14.7	

年度等 試験区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度							
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率				
一般事務	299	20	18	15.0	364	19	16	19.2	610	1	0	610.0	252	7	2	36.0	236	6	3	39.3
警察事務	95	3	2	31.7	82	2	0	41.0	132	5	3	26.4	130	5	2	26.0	100	3	3	33.3
土木	9	4	4	2.3	11	1	0	11.0	7	2	1	3.5	10	3	2	3.3	11	3	2	3.7
農業土木	2	1	0	2.0	5	2	0	2.5	3	1	1	3.0	6	2	2	3.0	2	2	1	1.0
計	405	28	24	14.5	462	24	16	19.3	752	9	5	83.6	398	17	8	23.4	349	14	9	24.9

(4) 警察官・交通巡視員採用試験

年度等 試験区分		昭和 47 年度				昭和 48 年度				昭和 49 年度				昭和 50 年度				昭和 51 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	305	116	110	2.6	33	20	17	1.7	98	33	26	3.0	94	15	10	6.3	111	20	16	5.6
	警察官 B					223	122	104	1.8	266	112	104	2.4	174	29	27	6.0	209	23	22	9.1
	女子警察官					156	77	65	2.0												
計		305	116	110	2.6	412	219	186	1.9	364	145	130	2.5	268	44	37	6.1	320	43	38	7.4
交通巡視員		38	24	22	1.6																

年度等 試験区分		昭和 52 年度				昭和 53 年度				昭和 54 年度				昭和 55 年度				昭和 56 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	164	44	41	3.7	243	46	39	5.3	255	39	32	6.5	239	51	47	4.7	226	34	31	6.6
	警察官 B	334	50	44	6.7	391	40	36	9.8	328	38	38	8.6	335	50	50	6.7	281	33	29	8.5
	女子警察官																				
計		498	94	85	5.3	634	86	75	7.4	583	77	70	7.6	574	101	97	5.7	507	67	60	7.6
交通巡視員										11	3	2	3.7	24	5	4	4.8	25	1	1	25.0

年度等 試験区分		昭和 57 年度				昭和 58 年度				昭和 59 年度				昭和 60 年度				昭和 61 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	197	30	29	6.6	286	28	21	10.2	461	42	38	11.0	235	25	20	9.4	296	23	14	12.9
	警察官 B	365	45	44	8.1	428	33	30	13.0	401	23	18	17.4	376	22	18	17.1	362	26	20	13.9
	女子警察官																				
計		562	75	73	7.5	714	61	51	11.7	862	65	56	13.3	611	47	38	13.0	658	49	34	13.4
交通巡視員		14	3	2	4.7					14	0	(3)	-	13	1	1	13.0	97	2	2	48.5

年度等 試験区分		昭和 62 年度				昭和 63 年度				平成元年度				平成 2 年度				平成 3 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	310	28	22	11.1	399	52	46	7.7	202	29	22	7.0	187	22	16	8.5	174	32	24	5.4
	警察官 B	308	23	21	13.4	344	22	20	15.6	260	24	20	10.8	262	36	31	7.3	284	53	47	5.4
	女子警察官																	286	6	4	47.7
計		618	51	43	12.1	743	74	66	10.0	462	53	42	8.7	449	58	47	7.7	744	91	75	8.2
交通巡視員		71	3	3	23.7									83	5	4	16.6				

年度等 試験区分		平成 4 年度				平成 5 年度				平成 6 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	165	27	19	6.1	198	46	33	4.3	372	46	31	8.1
	警察官 B	314	29	22	10.8	463	24	20	19.3	694	17	15	40.8
	女子警察官	183	6	5	30.5					455	12	10	37.9
計		662	62	46	10.7	661	70	53	9.4	1521	75	56	20.3
交通巡視員		22	2	2	11.0	71	3	1	23.7				

年度等 試験区分		平成 7 年度				平成 8 年度				平成 9 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A	418	47	36	8.9	615	106	84	5.8	569	55	37	10.3
	警察官 B	657	21	19	31.3	723	28	24	25.8	769	28	25	27.5
	女子警察官												
	女子警察官 A	101	3	2	33.7	121	4	2	30.3	144	4	2	36.0
	女子警察官 B	267	2	2	133.5	269	3	1	89.7	258	4	3	64.5
計		1,443	73	59	19.8	1,728	141	111	12.3	1,740	91	67	19.1
交通巡視員													

試験区分		平成 10 年度				平成 11 年度				平成 12 年度				平成 13 年度				平成 14 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A (男性)	586	29	26	20.2	1,140	88	72	13.0	579	27	21	21.4	641	44	33	14.6	1,406	98	82	14.3
	警察官 A (女性)	139	1	1	139.0	183	1	1	183.0	140	1	1	140.0	158	6	4	26.3	362	21	19	17.2
	警察官 A (武道指導)	5	1	1	5.0	9	2	1	4.5	12	2	2	6.0	9	2	2	4.5	7	1	1	7.0
	警察官 B (男性)	741	35	30	21.2	804	28	18	28.7	559	18	13	31.1	731	28	24	26.1	774	36	30	21.5
	警察官 B (女性)	240	4	2	60.0	246	4	2	61.5	160	4	3	40.0	173	6	3	28.8	212	4	4	53.0
	警察官 B (武道指導)	6	3	3	2.0	7	2	2	3.5	8	2	2	4.0	6	1	1	6.0	8	1	1	8.0
計		1,717	73	63	23.5	2,389	125	96	19.1	1,458	54	42	27.0	1,718	87	67	19.7	2,769	161	137	17.2

試験区分		平成 15 年度				平成 16 年度				平成 17 年度				平成 18 年度				平成 19 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A (男性)	1,763	180	151	9.8	1,439	111	81	13.0	1,263	83	68	15.2	1,223	76	60	16.1	715	93	64	7.7
	警察官 A (女性)	427	19	17	22.5	340	13	11	26.2	224	1	0	224.0	159	4	4	39.8	175	4	2	43.8
	警察官 A (武道指導)	13	1	1	13.0	7	2	2	3.5	9	0	-	-	16	1	1	16.0	10	2	2	5.0
	警察官 B (男性)	2,037	69	52	29.5	988	43	37	23.0	845	58	47	14.6	716	49	40	14.6	731	33	23	22.2
	警察官 B (女性)	613	5	3	122.6	262	6	6	2.0	204	3	2	68.0	175	4	4	43.8	164	3	2	54.7
	警察官 B (武道指導)	10	1	1	10.0	8	2	2	4.0	7	2	2	3.5	9	1	1	9.0	3	0	-	-
計		4,863	275	225	17.7	3,044	177	139	17.2	2,552	147	119	17.4	2,298	135	110	17.0	1,798	135	93	13.3

試験区分		平成 20 年度				平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度				平成 24 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A (男性)	679	74	67	9.2	1,076	79	66	13.6	580	64	59	9.1	527	58	47	9.1	528	73	60	7.2
	警察官 A (女性)	152	6	5	25.3	220	6	6	36.7	72	6	5	12.0	52	7	7	7.4	58	7	5	8.3
	警察官 A (武道指導)	6	2	2	3.0	4	1	1	4.0	4	2	2	2.0	4	2	1	2.0				
	警察官 B (男性)	638	35	27	18.2	730	34	25	21.5	689	37	27	18.6	692	53	43	13.1	350	30	28	11.7
	警察官 B (女性)	140	2	1	70.0	159	2	2	2.0	133	4	3	33.3	127	5	5	25.4	56	9	9	6.2
	警察官 B (武道指導)	1	0	-	-	5	1	1	5.0	5	2	2	2.5	2	1	1	2.0				
計		1,616	119	102	13.6	2,194	123	101	17.8	1,483	115	98	12.9	1,404	126	104	11.1	992	119	102	8.3

試験区分		平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A (男性)	510	60	50	8.5	449	55	46	8.2	432	80	62	5.4	401	54	43	7.4	365	51	40	7.2
	警察官 A (女性)	79	7	5	11.3	64	11	10	5.8	69	8	7	8.6	62	8	5	7.8	63	10	8	6.3
	警察官 A (武道指導)					6	1	1	6.0	11	2	2	5.5	4	1	1	4.0	1	0	-	-
	警察官 B (男性)	728	22	17	33.1	622	45	34	13.8	703	75	60	9.4	713	54	45	13.2	647	49	37	13.2
	警察官 B (女性)	149	4	3	37.3	116	9	6	2.0	128	8	7	16.0	160	12	9	13.3	158	10	7	15.8
	警察官 B (武道指導)					5	2	2	2.5	3	1	1	3.0	1	1	1	1.0	4	1	1	4.0
計		1,466	93	75	15.8	1,262	123	99	10.3	1,346	174	139	7.7	1,341	130	104	10.3	1,238	121	93	10.2

試験区分		平成 30 年度				令和元年度				令和 2 年度				令和 3 年度			
		受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
警察官	警察官 A (男性)	337	46	37	7.3	280	35	27	8.0	227	42	39	5.4	219	41	28	5.3
	警察官 A (女性)	62	12	10	5.2	58	13	11	4.5	51	16	12	3.2	45	12	9	3.8
	警察官 A (武道指導)	6	2	2	3.0	3	1	1	3.0								
	警察官 B (男性)	535	39	32	13.7	430	35	31	12.3	407	51	41	8.0	403	63	51	6.4
	警察官 B (女性)	144	14	14	10.3	120	12	10	2.0	124	16	12	7.8	136	26	16	5.2
	警察官 B (武道指導)	4	1	1	4.0	5	1	1	5.0								
計		1,088	114	96	9.5	896	97	81	9.2	809	125	104	6.5	803	142	104	5.7

(注)

1. 昭和 47 年度は、警察官 A、B の区別がなかった。
2. 警察官 A については、昭和 48 年度、49 年度、59 年度、63 年度、平成 11 年度、14 年度、15 年度、17 年度、18 年度、21 年度は採用試験を 2 度実施した。
3. 警察官 B については、昭和 48 年度、49 年度、平成 15 年度には採用試験を 2 度実施した。
4. 昭和 59 年度の交通巡視員の採用 (3) は、警察官 B の採用候補者名簿からの採用である。

(5) 障害者を対象とした採用選考試験

試験区分	昭和 57 年度				昭和 58 年度				平成 8 年度				平成 9 年度				平成 10 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	70	7	7	10.0	92	6	6	15.3	64	14	14	4.6	86	10	10	8.6	73	3	3	24.3
あん摩マッサージ指圧師									10	1	1									
計	70	7	7	10.0	92	6	6	15.3	74	15	15	4.9	86	10	10	8.6	73	3	3	24.3

試験区分	平成 11 年度				平成 12 年度				平成 13 年度				平成 14 年度				平成 15 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	38	3	3	12.7	45	3	3	15.0	45	3	3	15.0	43	5	5	8.6	51	2	2	25.5
計	38	3	3	12.7	45	3	3	15.0	45	3	3	15.0	43	5	5	8.6	51	2	2	25.5

試験区分	平成 16 年度				平成 17 年度				平成 18 年度				平成 19 年度				平成 20 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	44	2	2	22.0	36	1	1	36.0	27	1	1	27.0	15	1	1	15.0	15	1	1	15.0
学校事務													10	1	0	10.0	6	1	1	6.0
計	44	2	2	22.0	36	1	1	36.0	27	1	1	27.0	25	2	1	12.5	21	2	2	10.5

試験区分	平成 21 年度				平成 22 年度				平成 23 年度				平成 24 年度				平成 25 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	14	1	1	14.0	27	1	1	27.0	25	2	1	12.5	16	1	1	16.0	25	2	2	12.5
学校事務	5	2	2	2.5																
計	19	3	3	6.3	27	1	1	27.0	25	2	1	12.5	16	1	1	16.0	25	2	2	12.5

試験区分	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	16	3	3	5.3	21	2	2	10.5	21	1	1	21.0	24	2	1	12.0	14	5	5	2.8
計	16	3	3	5.3	21	2	2	10.5	21	1	1	21.0	24	2	1	12.0	14	5	5	2.8

試験区分	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
一般事務	32	8	8	4.0	35	7	7	5.0	39	6	6	6.5
計	32	8	8	4.0	35	7	7	5.0	39	6	6	6.5

(6) 上級（民間企業等職務経験者）試験

試験区分	平成 10 年度				平成 11 年度				平成 12 年度				平成 13 年度				平成 14 年度			
	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率	受験者	合格者	採用者	競争率
行政	515	5	5	103	296	10	10	29.6	342	5	5	68.4	342	3	3	114	286	3	2	95.3

2 採用選考状況

年度	職種	部	次	課	課	係	主	主	主	主	技	保	研	主	技	研	社	心	児	児	児	母	生	教	保	部		
		長	長	長	長	補	長	任	任	任	任	師	健	究	事	師	助	社	理	童	童	童	子	活	護	母	長	
					補		技	研	任	事	師	主	員	補	補	手	主	員	社	司	員	員	員	員	員	母	(
昭和	47	5		3	4	24		1		43	7		4	60	43	6	19			2				1	6			
	48	2		4	2	11	7			31	39		2	44	29	6	9		1	2						4		
	49		1	4	5	9	3			34	13		2	41	15	2	13				4	10	2			12		
	50	1		3	1	5	1			9	3		1	1	27	3		1					1					
	51	1	2	8	5	7		1		6	1		4	3	6	1												
	52		1	3	4	3		1		2	2			1	3													
	53	2	2	7	4	7		1		12	1		1	2	6	1												
	54	1		6	1	11					9		2	1														
	55	2		3	1	20	1			1	11		3	5	3													
	56		1	3	1	4	3			7	8		1	2	2													
	57	1	1	4	6	7	1			1	7		1	8	1													
	58	1	1	6		10		1		1	5			8	1									2				
	59			5	3	17				3	11		1	2	9									3	1			
60	1	3	4	1	10				1	7													1	1				
61		1	4	2	7				1																2			
62	1		4	2	7					1																		
63			2	3	6				1	2																		
平成	元	1	2	5	2	6	2				2																	
	2	1	1	7	3	9				1	1		1														2	
	3	1	3	1	1	8	1			1	1																	
	4	1	2	5	1	7				1			1														1	
	5	1	1	7	1	9		1																			1	
	6		3	5	2	6			1	1																	1	
	7	1	1	4		7	1		2				2															
	8	1	2	6	1	10		1		3	13	1	5															
	9		3	4		13	2		3	10		4																
	10	2		3	1	4	1	1			21		3															
11	1	4	10	3	7	2		2		9	1	2																
12	1	4	7	2	4			3	3			1																
13	1	1	6	1	3			1																				

(注) 採用についての選考を委任した職は除く。

医 長	看 護 教 諭	主 任 医 師	医 師	歯 科 医 師	介 輔 師	獣 医 師	看 護 婦	看 護 士	保 健 婦	管 理 栄 養 士	栄 養 士	准 看 護 婦	准 看 護 士	薬 劑 師	診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	理 学 療 法 士	視 能 訓 練 士	衛 生 検 査 技 師	作 業 療 法 士	衛 生 監 視 員	薬 事 監 視 員	臨 床 工 学 士	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士	農 業 改 良 普 及 員
			16				100	16		2	11		8	2						8	3				2	7	
	3		17		1		67	17		1	26		4	2						1	2						15
	1		36				48	10		7	22		4		2	7				1							3
	2		23			6	63	2		6	13		11		4	11				1					2		
			18			6	44			3	2	1	5		3	5											4
2	1		21			5	35	3		2	3		10		6	8											1
	1		14			8	24	1		1	5		4		3	5											
	1		29		1	8	50	1	2	3	3	9	8		4	3										1	
			37			1	95	1	4	1		2	3		5	7											
			31	2	1	2	53		5	6		1	2		1	5											
			33	1		3	174		6	1		1	7		2	13											
2			26	1			111	4	6	1			4		3	3	2										
3			38	1			117	2	11	1		4			1	1	1	1									
1			54	1			159	4	2	1		1	2		2	7	1					1				1	
2			47	1		2	101	6	4	3			3		3	7	1										
1			49			4	99	10	2	3	1		5		2	2	4	1								1	
3			37	2		4	117	7		9			3		2	6	3	1						1			
1			47			7	77	8	6				2		2	2											
			53			3	76	5	2				2			3	2	1									
1			64			4	113	8	8				2		3												
2			55			6	107	12	2	4			2		2		1	1									
5	1		48			7	101	12	4	5			3		1	2					1						5
2			49			5	72	17	6	5			4		3	3	1				1				1		
3	1	1	52			6	63	4		3			3		2	5	1									2	
2	1		44	1			35	12	1																		
5			38				41	8	1																		
3			51				44	5	1																		
1			41				38	8						1		1	2				1						
3			48			1	57	5						3			1	1			2						
10			46			2	30	6		1				2		1	3				1						

職種	年度	生活改良普及員	職業訓練指導員	企業診断員	職能判定員	主任指導主事	指導主事	社会教育主事	主任研究主事	研究主事	主任専門職員	主任専門職員	司書	専門職員	専門職員	事務主事	社会教育主事補	学芸員補	司書補	事務主事補	学校栄養職員	警視	警部	警部補	巡查部長
		昭和	47	3	3											2				1	1				
	48	10	2										20	4					4						
	49			1	1								4						1						
	50		3																		7				
	51	4	4											2							15				
	52	4	1								2	1		1							2				
	53										3	1	5		10				4	7	1				
	54										8	1		1							7	1			
	55												1								8				
	56										4	5	1	1								1			
	57										4											1			
	58										4			3					4			1			
	59										3			1								2			
	60									1	5						1					1			
	61		2							2	3											2			
	62		1							2	3		1									2			
	63		2							1	2		1									1			
平成	元					1	1	2		3		6									7	3			
	2						1	11		3		3	1								6	1			
	3						1					5		2								4			
	4									3		4		1								1		2	1
	5	2	1							2		4										2	2	1	1
	6	2	1						1	2		5										2		2	1
	7	1	1				6	9		2		5										1	1		1
	8						2	5		2		4											2	2	5
	9							5	10		3		5									1			
	10							7	4		2		2		2							2			
	11								2			3													
	12		2					3	2		5			4	4										
	13							4						3	3										

(注) 採用についての選考を委任した職は除く。

巡査長	巡査士	航空操縦士	涉外事件調査員	交通巡視員	船長	機関長	一等航海士	二等航海士	二等機関士	機関士	機関員	通信士	船員	司厨長	司厨員	甲板員	速記士	タイピスト	キーパンチャー	技手	看護人	公文書専門員	修復士	農業技術補佐員	交通管制官
			1				1		1								1		64	4					
			2	5			2					1				3		1	1						
			3			2	1	1		1			9					1	2	1					
			1				1	2		2		1	2								1				
							1		1				1								2				
								1					2												
													4												
													1				1								
									1			2	1	1											
		1							1						1										
												2													
										3		4													
					1					1		1													
										1		3													
												3													
													2				1								
												2													
			1									2													
	3		1		6																				
	3										1														
	3		2		1																				
	3		1																			2	1		
1	6																							2	
			1		2																				1
						1																			
			2																						
			2																						

職種	年度	部長	統括監	課長	班長	主査	主事・主任	主任保健師	保健師	精神保健福祉士	職業訓練指導員	主任専門員	専門員	主任専門職員	学芸員	児童自立支援専門員	司書	主任研究主事	研究主事	獣医師	診療科部長	診療科副部長	医長	主任医師	医師	歯科医師
		級	級	級	級	級	級	師	師	士	員	員	員	員	員	員	書	事	事	師	長	長	長	師	師	師
平成	14	1	2	6	4	9	4	2					6							8	2	2	2		43	
	15		3	9	7	12	18	2					3					1	2	8	2		6		55	
	16	3	3	11	3	8	16		5			1	1	5	2				4	6	1		2		51	
	17		3	8	7	16	6													6			1		47	
	18	1	1	9	1	5	2							1					1	8	3	1	14	1	44	
	19		2	8	2	4	6						2	8					3	7	3	2	7		41	
	20			10	5	6	3		1					4					2	5	1	1	5		32	
	21		3	11	5	11	5		5											4			3		30	1
	22		4	6	5	13	9		3											4	1	1	7		36	
	23	1	4	11	4	13	8		7											3			6		36	1
	24		4	6	8	11	6		3											8	2		7		56	1
	25	1	1	7	6	14	2		3				3							7	3	1	4		61	
	26		1	5	6	11	3		6		2									8	2	1	6		50	
	27	1	1	4	7	10	13		15		3									6	5	2	2		43	
28		1	5	5	12	6		7		2		4				1			5			4		51		
29	1		7	4	10	3		7		3			2						8	2	3	5		46		
30			9	4	16	10		8	1			1	5	1					6					48	2	
令和	1		3	14	9	20	20	5	6							1				3			1		57	2
	2	5		8	11	13		7	1				1							3		3	3		44	
	3		2	18	6	12	11		7	2	2		3							5	1	3	4	1	36	2

(注) 採用についての選考を委任した職は除く。

看 護 師	薬 劑 師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	作業療法士	理学療法士	言語聴覚士	視能訓練士	管理栄養士	栄養士	学校栄養職員	病院心理師	船長	機関長	一等航海士	航海士	機関士	機関員	通信士	船員	司厨員	甲板員	警察官	涉外事件調査員	航空操縦士	航空整備士	研究員
54	4	3							2	8														1			
64	8	5	4																	3				1			1
68	2	3	6						2															1			
58	3	4	3								10																
71	9	3	1			1					3													3			1
135	1	2							1		4													2			3
106	4	1							2		7									1							3
142	4	2	3	8					1		6											2					
161	6	1	4	3							8											3					
191	4	4	4	1							16																
146	3	3	7		4	2	1		1		13									1						1	
117	6	2	6	1	6	8	2		5											3		4	1	2			2
120	4	3	8	2	6	6	3	1	3		4				4							3					
107	8		1	1	5	14		1			5	1				1	1				1	5					2
130	5	1	17	11		5	1		2		3				1	2						6	2				
159	7	7	4	14	3	4	3				5					3		1			2	6	2				
129	7	7	8	3		3	1		1		3			1	2	2				1	1	15	1		1	2	
140	4	8	10	1	1	2	1	1	1		4					1				1							
113	7	9	10	4	2		2		6		6				3	2	2				2	5					
140	14	7	6	2	1	5	2		7		4	2	1			1					1		1				

3 警察官昇任試験実施状況

年度	実施月日	警 部			警 部 補			巡 査 部 長			
		受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	
昭 和	47	1次 2次									
	48	1次 2次									
	49	1次 2次									
	50	1次 2次									
	51	1次 2次									
	52	1次 9月17・18日 2次 11月1～5日	59	16	3.7	121	28	4.3	414	68	6.1
	53	1次 10月7・8日 2次 12月18～21日	65	26	2.5	211	36	5.9	444	71	6.3
	54	1次 2次									
	55	1次 10月18・19日 2次 11月27～29日	59	10	5.9	245	25	9.8	518	46	11.3
	56	1次 5月30・31日 2次 6月29日～7月1日	57	13	4.4	243	28	8.7	676	55	12.3
	57	1次 5月22・23日 2次 6月28～30日	58	12	4.8	253	30	8.4	845	61	13.9
	58	1次 4月16・17日 2次 5月23・24日	61	5	12.2	263	13	20.2	440	37	11.9
	59	1次 7月6・7日 2次 7月24日 1次 4月14・15日 2次 5月17・18日	62	11	5.6	220	21	10.5	450	36	12.5
	60	1次 7月17・18日 2次 8月6日 1次 4月17・18日 2次 5月22・23日	79	12	6.6	223	23	9.7	477	35	13.6
	61	1次 7月18・19日 2次 8月8日 1次 4月26・27日 2次 5月20・21日	75	6	12.5	218	14	15.6	448	25	17.9
	62	1次 12月5日 2次 12月18日 1次 11月18・19日 2次 12月9・10日	66	10	6.6	212	10	21.2	478	19	25.2
63	1次 7月7日 2次 7月28日 1次 4月27・28日 2次 5月23・24日	95	9	10.6	146	27	5.4	249	50	5.0	
平 成	元	1次 9月21日 2次 10月17日 1次 4月25日 2次 5月22日	88	9	9.8	180	21	8.6	291	32	9.1
	2	1次 9月11日 2次 10月19日 1次 4月27日 2次 5月18日	70	7	10.0	162	18	9.0	264	37	7.1
	3	1次 9月12日 2次 10月3・7日 1次 6月28日 2次 7月17・18日	113	27	4.2	184	29	6.3	265	49	5.4
	4	1次 11月16日 2次 12月3・7日 1次 4月16日 2次 4月30日・5月1日	104	16	6.5	81	23	3.5	123	33	3.7
	5	1次 11月25日 2次 12月14・15日 1次 7月22日 2次 8月6・9日	104	24	4.3	100	37	2.7	118	28	4.2

年度	実施月日	警 部			警 部 補			巡 査 部 長				
		受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率		
平成	6	1次 9月22日 2次 10月17・18日 1次 4月28日 2次 5月30日・6月1日	100	22	4.5	122	37	3.3	131	35	3.7	
	7	1次 9月22日 2次 10月12・13日 1次 4月27日 2次 5月16・17日	103	23	4.5	119	34	3.5	126	31	4.1	
	8	1次 9月20日 2次 10月17・18日 1次 4月25日 2次 5月20・21日	101	19	5.3	88	30	2.9	113	38	3.0	
	9	1次 9月17日 2次 10月14・15日 1次 4月30日 2次 5月20・21日	75	15	5.0	74	30	2.5	107	50	2.1	
	10	1次 9月24日 2次 10月15・16日 1次 4月30日 2次 5月18・19日	69	17	4.1	118	50	2.4	146	67	2.2	
	11	1次 10月25日 2次 11月15・16日 1次 6月8日 2次 6月29・30日	57	16	3.6	82	52	1.6	121	64	1.9	
	12	1次 12月7日 2次 12月21・22日 1次 10月27日 2次 11月14・15日	45	14	3.2	55	30	1.8	102	61	1.7	
	13	1次 10月30日 2次 11月14・15日 1次 6月25日 2次 8月6・7日	67	24	2.8	62	39	1.6	78	55	1.4	
	14	1次 10月16日 2次 11月14・15日 1次 7月10日 2次 7月25・26日	63	35	1.8	87	46	1.9	159	103	1.5	
	15	1次 9月22日 2次 10月9・10日 1次 6月17日 2次 7月8・9日	80	23	3.5	93	57	1.6	100	75	1.3	
	16	1次 9月10日 2次 10月12・15日 1次 5月21日 2次 6月17・18日	51	11	4.6	102	66	1.5	132	91	1.5	
	17	1次 9月7日 2次 10月6・7日 1次 6月13日 2次 7月20・21日	67	19	3.5	81	30	2.7	126	58	2.2	
	18	警部	1次 4月8日 2次 4月19日 3次 6月13・14日	281	20	14.1	382	46	8.3	421	68	6.2
		警部補	1次 4月29日 2次 5月17日 3次 6月27・28日									
巡查部長		1次 6月10日 2次 6月26日 3次 7月27・28日										
19	警部	1次 4月28日 2次 5月11日 3次 6月11・12日	276	19	14.5	866	50	17.3	1047	98	10.7	
	警部補	1次 5月19日 / 9月30日 2次 6月14日 / 10月16日 3次 7月10・11日 / 11月5・6日										
	巡查部長	1次 6月9日 / 10月13日 2次 7月5日 / 10月23日 3次 7月18・19日 / 11月13・14日										

年度	実施月日			警 部			警 部 補			巡 査 部 長		
				受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率
平成	20	警部	1次 4月12日 2次 4月21日 3次 5月19・20日	304	15	20.3	831	58	14.3	1071	68	15.8
		警部補	1次 4月19日 / 9月27日 2次 4月30日 / 10月8日 3次 5月26・27日 / 10月30・31日									
		巡查部長	1次 4月26日 / 10月4日 2次 5月8日 / 10月21日 3次 5月29・30日 / 11月10・11日									
	21	警部	1次 4月25日 2次 5月18日 3次 6月4・5日	326	15	21.7	367	29	12.7	525	56	9.4
		警部補	1次 5月2日 2次 5月19日 3次 6月11・12日									
		巡查部長	1次 5月9日 2次 5月26日 3次 6月15・16日									
	22	警部	1次 4月29日 2次 5月11日 3次 6月3・4日	281	16	17.6	398	45	8.8	428	52	8.2
		警部補	1次 5月1日 2次 5月18日 3次 6月10・11日									
		巡查部長	1次 5月8日 2次 5月26日 3次 6月14・15日									
	23	警部	1次 4月23日 2次 5月9日 3次 6月6・7日	281	17	16.5	392	57	6.9	468	60	7.8
		警部補	1次 5月7日 2次 6月13日 3次 7月13・14日									
		巡查部長	1次 4月30日 2次 6月2日 3次 6月20・21日									
	24	警部	1次 4月28日 2次 6月1日 3次 7月18・19日	297	13	22.8	391	65	6.0	487	99	4.9
		警部補	1次 4月30日 2次 5月21日 3次 6月14・15日									
		巡查部長	1次 4月21日 2次 5月17日 3次 6月12・13日									
	25	警部	1次 4月20日 2次 5月8日 3次 6月7・10日	301	18	16.7	353	36	9.8	468	70	6.7
		警部補	1次 4月27日 2次 5月20日 3次 7月4・5日									
		巡查部長	1次 5月3日 2次 5月27日 3次 6月20・21日									
	26	警部	1次 5月3日 2次 5月20日 3次 7月15・16日	306	22	13.9	356	30	11.9	459	60	7.7
		警部補	1次 5月10日 2次 5月29日 3次 7月22・23日									
		巡查部長	1次 5月24日 2次 7月2日 3次 7月29・30日									

年度	実施月日			警 部			警 部 補			巡 査 部 長		
				受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率	受験者	合格者	競争率
平成	27	警部	1次 5月23日 2次 6月9日 3次 7月21・22日	318	26	12.2	388	44	8.8	460	83	5.5
		警部補	1次 5月9日 2次 5月26日 3次 7月13・14日									
		巡查部長	1次 5月2日 2次 5月19日 3次 6月15・16日									
	28	警部	1次 6月11日 2次 6月27日 3次 7月25・26日	336	23	14.6	402	49	8.2	465	57	8.2
		警部補	1次 5月7日 2次 6月1日 3次 6月29・30日									
		巡查部長	1次 4月30日 2次 6月6日 3次 7月1・4日									
	29	警部	1次 6月3日 2次 7月4日 3次 8月8・9日	487	75	6.5	413	45	9.2	345	15	23.0
		警部補	1次 5月20日 2次 5月30日 3次 6月26・27日									
		巡查部長	1次 4月29日 2次 5月18日 3次 6月15・16日									
	30	警部	1次 7月14日 2次 7月26日 3次 9月3・4日	352	16	22.0	444	40	11.1	499	61	8.2
		警部補	1次 6月12日 2次 7月10日 3次 8月27・28日									
		巡查部長	1次 5月18日 2次 6月11日 3次 7月12・13日									
令和	元	警部	1次 7月27日 2次 8月8日 3次 9月5・6日	360	21	17.1	456	32	14.3	503	63	8.0
		警部補	1次 6月4日 2次 7月9日 3次 8月22・23日									
		巡查部長	1次 5月16日 2次 6月11日 3次 7月11・12日									
	2	警部	1次 7月18日 2次 8月4日 3次 9月3・4日	387	26	14.9	504	46	11.0	528	67	7.9
		警部補	1次 6月13日 2次 6月28日 3次 8月6・7日									
		巡查部長	1次 6月13日 2次 6月27日 3次 8月5・6日									
	3	警部	1次 4月24日 2次 5月24日 3次 7月8・9日	401	23	17.4	511	40	12.8	546	60	9.1
		警部補	1次 4月17日 2次 5月18日 3次 6月17・18日									
		巡查部長	1次 4月10日 2次 5月10日 3次 6月16・17日									

実施月日上段の1次・2次は警部試験、下段の1次・2次は警部補・巡查部長試験の実施月日である。

4 昇任選考状況

年度	職種	部	次	課	課	係	主	主	研	主	専	研	医	保	保	保	主	病	副	病	病	薬	主	主	科	主	
		長	長	長	長	長	任	任	究	任	門	究	療	健	健	健	任	院	院	院	院	局	幹	任	任	医	任
		級	級	級	級	級	主	技	主	技	術	室	技	所	所	主	保	院	院	部	部	部	科	科	科	医	医
昭和	47		3	19	18	63						1						1									
	48	4	11	34	85	153		6																		2	
	49			10	15	170		25	27										1							2	
	50	1	4	23	45	78		52	6									1					1			5	
	51	4	9	15	23	23		10	18					1				1								1	
	52	1	12	43	104	178			2					1							2					7	
	53	4	12	22	11	27	1	3	5						1			1	2							8	
	54	1	11	41	96	70	7	63	1									3								3	
	55		8	32	64	58	1	25	8										1	1						11	
	56	4	10	28	50	66			4																	2	
	57	3	12	26	67	89			3						2				1	2			3			18	
	58	8	21	39	81	110								2				2								1	
	59	8	21	54	84	159																				11	
60	6	20	40	84	99	39		5										1				1			12		
61	4	22	24	90	73		54	9				1					1	1				3			9		
62	6	23	40	59	118		44	4									1	2	2						6		
63	10	21	43	133	110		65	7									2								35		
平成	元	8	37	41	85	112		58	7																	3	
	2	15	25	60	97	121		66	14								1									9	
	3	22	39	68	113	195		99	7	1														3	7		
	4	12	38	64	136	293		97	5											18					2	15	
	5	14	45	86	117	123		94	16											4						14	
	6	24	42	74	190	182		119	10											4						9	
	7	18	55	88	162	174		100	4	30						2	8			6					3	1	
	8	26	79	120	178	245		144	9	13										6						12	1
	9	13	42	78	221	206		112	6	7										3						12	
	10	12	37	73	160	180		56	1	7							2			4						14	
11	9	53	110	176	130		39	7								1		1		4					17		
12	13	43	102	140	111		31	4										1	2		25				7		
13	24	47	115	140	106		30	2	1							7		3	4		7		1				

(注) 採用についての選考を委任した職は除く。

總 看 護 婦 長	副 總 看 護 婦 長	看 護 部 長	副 看 護 部 長	看 護 婦 長	看 護 教 務 課 長	看 護 主 幹	看 護 教 諭	主 任 看 護 師	主 任 看 護 婦	主 任 看 護 士	看 護 婦	看 護 士	准 看 護 婦	准 看 護 士	主 任 保 健 婦	主 任 專 門 技 術 員	專 門 技 術 員	機 關 長	船 長	艇 長	甲 板 長	主 任 船 員	一 等 航 海 士	一 等 機 關 士	航 海 士
				1															1						
1				1		3												1							
				5		4				32		4													
	2			6		2				73	1	9						1		1					
				2						70															
2				2		6				78															
				2						64		17							1						
3				4		1				74	1		6					1							1
				4		3				24	1		1												1
1	2			3							1							1	1		1				1
				11		5												2	2						1
				8		5				1									1						
				2		1					1														
		7	9	4							1														
		3	4	5							1							1	2						
				3																					
				4							1							1							
																		1							
				8		11												1	3				1	1	
		1		1	1	1					2				4										
		1		7		1									3		1		1						
		1		5		5									7				1						
			1			2			15								3					1			
		1				8	2		14								9								
		1				1	4										12								
		1				1	4										12	1							
		3				5	2										5	1							
		2				3	1		3								3	2							
		4						1	1								9	2							

職種	年度	操	操	司	三	主	主	主	主	主	主	技	副	科	主	調	主	技	司	研	研	主	司	技
		舵	機	厨	等	任	任	任	任	任	任	師	技	師	技	師	查	事	師	書	究	究	事	書
		手	長	長	機	指	社	社	專	專	學	師	師	師	任	員	事	師	書	員	助	補	補	補
昭和	47				1												4	4						6
	48																726	20			2	25		1
	49			1													134	15	4	7		2	3	
	50																31	19		8				
	51	2	2														18	9		9		1		
	52																53	24		4				
	53								7	6	1	3				1	50	53		4				
	54												6				22	12						
	55																27	4						
	56																6							
	57												2				1	38						
	58				1												34	1		1		2		
	59																13	14		1				
	60								1			1					26	21	2					
	61																52	29	18					
	62																38	8	3					
63				1												45	32	1						
平成	元					1	1	2													1			
	2					2	1	1							1			1						
	3					1	2																	
	4											1	1											
	5						1	3			3													
	6						1																	
	7																							
	8																							
	9																							
	10																							
11																								
12																								
13														4										

(2-2)

参 事 官	調 査 官	警 視	次 席	次 長	警 部	警 部 補 長	巡 査 部 長	機 動 隊 副 隊 長	免 許 試 験 長	少 年 補 導 官	刑 事 官	上 席 渉 外 事 件 調 査 員	タ イ プ 主 事	学 校 栄 養 主 査	合 計
			5	2					1	2					132
			3	2			1				1		1		1083
		13													474
		6													375
		8													226
		4													523
		9													315
		3													430
9		6													289
															181
2		8													298
5	1	5													329
3		5													373
4		8													374
3		8													422
		7											1		378
4		9													521
		5													367
4		8													427
5		15													602
					10	10									712
		12			24	37	28								635
		16			22	37	35								784
		14			29	95	85								896
		12			25	92	82								1078
		17			15	30	50								830
		13													578
															563
															493
													18		526

職種	年度	部長	統括監	課長	班長	主査	主任技師	主任研究員	主任専門技術員	教授	助教	看護教諭	主任医師	主任歯科医師	保健主幹	主任保健師	院長(部長級)	院長(次長級)	母子センター長	副院長(次長級)	副院長(課長級)	総合診療部長	診療科部長		
		級	級	級	級	級	任	師	幹	員	授	授	諭	師	師	幹	師	()	()	長	()	()	長	長	
平成	13	12	40	100	127	48		34	1	3		2				8					1			4	
	14	13	41	77	118	60		46	2	6	1	1			1	8	1	1		1	1	2			
	15	12	34	82	104	86		57		4		1		1	2	18	1			1	1		3		
	16	11	28	64	95	142		90	1	9		1	1		5	5				2	1			2	
	17	6	23	70	123	96		42	6	15		1				6		2			1		2	3	
	18	12	27	61	117	148		65		15		1	2	4	1	1				1			2	7	
	19	9	32	83	152	127		76		10		3	1	2		6	1			1			1	4	
	20	14	36	85	150	109		56	6	17			6			1	1	1	1				1	1	
	21	14	40	128	171	83		68	2	13		1		1		2				1				1	
	22	11	40	112	164	166		40	7	5		3		1										8	
	23	6	24	88	155	161		73	7	8		1						1	1	1		1	1	3	
	24	16	43	74	138	110		60		9								1	1		2	1		3	
	25	11	33	86	156	195		74	8	13												1		1	
	26	16	32	78	144	239		66	3	7		2		1		3	4			8			2	5	
	27	9	34	91	152	108		49	3	4		1		1		1	2		1	3	1		4	1	
	28	5	29	76	100				2									2	1		5			1	
	29	8	27	88	105				1									2			7			1	
	30	10	30	94	105							1						1			3			2	
	令和	1	16	44	92	137			1									2			3			2	1
		2	15	39	95	92			2			1									3			3	1
3		11	35	81	130		1	1									1	1		4	1		2	1	

(注) 昇任についての選考を委任した分は除く。

(注2) (2-1) 及び(2-2) は昇任の発令日を基準に、(2-3) は昇任の審議を行った日を基準に集計し、平成13年度は集計方法を変えて再掲した。

診療科 副部長	医 長	看 護 部 長	副 看 護 部 長	看 護 主 幹	看 護 師 長 (班 長 級)	副 看 護 師 長	主 任 看 護 師	藥 局 長	副 藥 局 長	技 術 師 長	副 技 術 師 長	室 長 (班 長 級)	室 長 (主 查 級)	船 長 (班 長 級)	船 長 (主 查 級)	機 関 長	一 等 航 海 士	通 信 長	主 任 機 関 士	主 任 航 海 士	航 海 士	主 任 指 導 主 事	主 任 研 究 主 事	主 任 社 会 教 育 主 事	主 任 專 門 員	主 任 專 門 職 員	主 任 学 芸 員	学 校 栄 養 主 査	
2	13	2		4		8	1	1		2													1	1					1
5	14			5		8		1		1		2							1				1						3
19	11	4		10		16		1	1	2		1																	3
8	9	1		5		17	1	1	2	3		1	1	1												1			
8	20			4		10				1			1	2		1										1			2
10	11			6		17				1													2						3
6	13	6		6		14	1			1						1										2			
4	7			7		10				1		1		2															
9	8	4		6		26		1		1								1								2			
4				2		1	1			2																			
11	16	1		4		19	1	2	1	2		1	1	1					2							3			
7	11			5	26			5	2	11				1												2		1	
9	18			8	19			1		5		1		2									1						
10	7	2		11	13	1		1				1											2						
7	3	6		9	31	3		1		1			1							1						2		1	10
9		3		6						4	1											1	1						
9		4		13				1		8	1		1									1	4						
6		2		8						7	2					1							3						
7		1		5						5																			
3		4		11				1		3			1																
9		3		11	63					7													2	5					

5 臨時的任用承認状況

任命権者年度	知事部	教育委員会	警察本部	企業局	病院事業局	県議会事務局	人事委員会事務局	その他	合計
昭和	47	234	138	6	9			1	388
	48	272	46	27	6				351
	49	169	53	7	6		1	1	237
	50	5	39	3	5				52
	51	14	29	0	9				52
	52	21	17	0	40				78
	53	68	22	1	48				139
	54	71	27	4	47				149
	55	53	26	2	22				103
	56	83	18	3	14				118
	57	80	30	7	7				124
	58	102	64	1	3				170
	59	185	63	2	8		1		259
	60	31	61	2	12		1		107
	61	65	63	1	17		1		147
	62	77	67	2	23		1		170
63	82	57	3	24				166	
平成	元	104	61	3	23		1		192
	2	126	59	13	21				219
	3	117	76	7	22				222
	4	188	75	8	16		1		288
	5	188	54	7	9		1		259
	6	159	59	9	5		1		233
	7	270	66	10	17				363
	8	279	70	14	12				375
	9	202	55	9	14				280
	10	270	66	10	17				363
	11	255	83	29	22		2		391
	12	243	78	26	25				372
	13	198	78	10	18				304
	14	240	66	13	13				332
	15	242	82	12	9		1		346
	16	175	88	8	10				281
	17	165	84	13	11				273
	18	43	98	16	8	169			334
	19	54	105	25	14	220			418
	20	54	134	12	14	258		1	473
	21	78	119	11	22	227			457
	22	104	149	12	10	219			494
	23	126	142	18	11	132			429
	24	9	6	8		49			72
	25	2	3	9		65			79
	26	5	3	16		18			42
	27	5	4	8		10			27
	28	15	4	10		15			44
	29	2	1	10		5			18
	30	16	1	11		2	1		31
令和	元	3	1	11					15
	2	52	2	10					64
	3	31	2	10		5	2		50

(分限関係)

人事委員会が同意した公共的団体

	団体名	人事委員会が同意した日
1	市町村職員共済組合	昭和47. 6. 1
2	(財) 沖縄国際海洋博覧会協会	昭和47. 12. 14
3	(財) 沖縄県開発公社 (後の沖縄県土地開発公社)	昭和47. 12. 14
4	社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団	昭和48. 3. 29
5	那覇地区医師会立夜間急病センター	昭和48. 5. 8
6	伊江村営診療所	昭和48. 7. 2
7	(財) 沖縄県農業開発公社	昭和48. 7. 30
8	沖縄県漁業信用基金協会	昭和48. 9. 13
9	(財) 沖縄県リゾート開発公社	昭和49. 1. 11
10	(財) 沖縄県観光開発公社	昭和49. 1. 11
11	(財) 沖縄県保健医療福祉事業団	昭和49. 3. 30
12	(財) 沖縄県労働福祉公社	昭和50. 3. 15
13	(財) 沖縄県戦没者慰霊奉賛会	昭和50. 4. 26
14	沖縄県国民健康保険団体連合会	昭和50. 5. 31
15	(財) 沖縄県畜産公社	昭和51. 3. 25
16	沖縄県農業会議	昭和51. 4. 1
17	(財) アクアポリス管理財団	昭和51. 4. 26
18	沖縄県土地改良事業団体連合会	昭和51. 4. 26
19	沖縄県住宅供給公社	昭和51. 5. 29
20	(財) 海洋博覧会記念公園管理財団	昭和51. 7. 29
21	公立学校共済組合沖縄支部	昭和52. 3. 19
22	(財) 沖縄県医療福祉センター	昭和52. 4. 25
23	(社) 沖縄県肉用牛生産供給公社	昭和52. 12. 22
24	(財) 沖縄県漁業振興基金	昭和53. 12. 14
25	沖縄県信用保証協会	昭和54. 6. 11
26	(財) 沖縄県社会福祉振興基金	昭和55. 9. 25
27	(財) 沖縄県水産公社	昭和56. 1. 14
28	(社) 沖縄県対米請求権事業協会	昭和56. 6. 29
29	(財) 沖縄県国際交流財団	昭和57. 3. 24
30	(財) 沖縄県育英会	昭和57. 3. 24
31	(財) 沖縄県人材育成財団	昭和57. 4. 28
32	沖縄天然ガス開発 (株)	昭和58. 3. 2
33	(財) 沖縄県建設技術センター	昭和58. 3. 29
34	(財) 沖縄県工芸振興センター	昭和58. 3. 29
35	(財) 郵便貯金住宅等事業協会	昭和58. 3. 29
36	(財) ダム技術センター	昭和58. 3. 29
37	(財) 総合研究開発機構	昭和58. 3. 29
38	沖縄県森林組合連合会	昭和58. 7. 29
39	沖縄海外漁業 (株)	昭和58. 9. 13
40	(財) 沖縄県中小企業振興公社	昭和58. 10. 14
41	沖縄県職業能力開発協会	昭和58. 11. 14
42	社会福祉法人沖縄社会福祉協議会	昭和60. 3. 23
43	(財) 地域産業技術振興協会	昭和60. 8. 13
44	(財) 沖縄コンベンションセンター	昭和61. 4. 1
45	日本赤十字社沖縄県支部沖縄県赤十字血液センター	昭和61. 4. 30

	団体名	人事委員会が同意した日
46	(財) 沖縄県農林漁業技術開発協会	昭和 61. 9. 9
47	日本赤十字社沖縄県支部	昭和 62. 3. 27
48	(社) 沖縄県物産振興会	昭和 63. 3. 25
49	オキナワコンベンションビューロー	昭和 63. 3. 25
50	(社) 沖縄県観光連盟	昭和 63. 3. 25
51	(財) 沖縄県公園・スポーツ振興協会	昭和 63. 3. 25
52	(財) 沖縄県長寿社会振興財団	平成元. 3. 22
53	(特殊法人) 地域振興整備公団	平成元. 4. 25
54	沖縄県卸商業団地協同組合	平成 2. 3. 27
55	(財) 沖縄県水源基金	平成 2. 3. 29
56	(株) トロピカルテクノセンター	平成 3. 1. 14
57	(特殊法人) 日本下水道事業団	平成 4. 2. 18
58	(財) 暴力団追放沖縄県民会議	平成 4. 3. 17
59	(財) 沖縄県環境科学センター	平成 4. 3. 19
60	(社) 沖縄県漁業無線協会	平成 4. 3. 19
61	那覇空港ビルディング (株)	平成 4. 11. 20
62	(株) 沖縄県物産公社	平成 5. 2. 2
63	(財) 沖縄県文化振興会	平成 5. 3. 16
64	(社) 沖縄県青少年育成県民会議	平成 6. 4. 1
65	(財) 沖縄県ビジターズビューロー	平成 6. 4. 26
66	(社) 沖縄県緑化推進委員会	平成 6. 4. 26
67	沖縄県中小企業団体中央会	平成 6. 5. 31
68	(社) 沖縄県糖業振興協会	平成 6. 12. 6
69	(財) 沖縄県労働者信用基金協会	平成 7. 3. 30
70	国際協力事業団	平成 7. 3. 30
71	(社) 沖縄県工業連合会	平成 7. 6. 22
72	(社) 沖縄産業開発青年協会	平成 8. 3. 28
73	沖縄都市モノレール (株)	平成 8. 3. 29
74	(財) おきなわ女性財団	平成 8. 3. 29
75	(財) 沖縄観光コンベンションビューロー	平成 8. 3. 29
76	(財) 沖縄県いきいきふれあい財団	平成 8. 3. 29
77	沖縄県町村会	平成 8. 3. 29
78	(財) 沖縄駐留軍離職者対策センター	平成 8. 3. 29
79	(社) 沖縄県税務協会	平成 8. 3. 29
80	(財) 亜熱帯総合研究所	平成 8. 9. 30
81	(株) アクアパーク	平成 8. 12. 16
82	久米島空港ターミナル (株)	平成 9. 2. 5
83	ブセナリゾート (株)	平成 9. 3. 26
84	(財) 国際マングローブ生態系協会	平成 9. 3. 28
85	日本トランスオーシャン航空 (株)	平成 9. 6. 2
86	琉球エアークommューター (株)	平成 9. 6. 2
87	(社) 沖縄県畜産物価格安定基金協会	平成 9. 3. 31
88	(財) 雇用開発推進機構	平成 9. 10. 23
89	(財) 沖縄県畜産振興基金公社	平成 10. 3. 31
90	(財) 沖縄県交通安全協会連合会	平成 11. 6. 18
91	(社) 沖縄県漁港協会	平成 12. 3. 30
92	(社) 沖縄県農業共済組合連合会	平成 12. 3. 30
93	(財) 沖縄県私学振興会	平成 12. 3. 30

(服務關係)

1 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号(旧13号)の規定に基づき公共的行事として承認したもの

第11回精神薄弱者の教育と福祉振興九州大会(沖縄県代表)
ミュンヘンオリンピックアマチュアボクシング調査団(団員)
日本産業人全国男女優勝大会(バレーボール県代表選手)
第20回九州各県対抗陸上競技大会(選手)
第25回沖縄県体育大会(県民体育大会)(競技役員・選手)
第21回全日本精神薄弱者育成全国大会
第10回高等学校ボクシング選手権大会(競技審判)
大沖縄展民族芸能紹介(民俗芸能団団員)
国民体育大会九州ブロック予選大会(選手)
第54回天皇杯全日本サッカー選手権九州大会(選手)
第21回全日本教職員フットボール選手権九州地区予選会(選手)
第24回西日本各県対抗九州一周駅伝競走大会(監督)
第30回九州卓球選手権大会(選手)
第22回全日本一般男子ソフトボール大会九州地区予選(選手)
高松宮賜杯第20回全日本軟式野球大会九州大会(選手)
第25回全国青年大会(県代表選手)
第13回世界ろう者競技大会(役員・選手)
ブラジル移民70周年記念沖縄角力大会(役員・選手)
昭和55年度沖縄県高等学校総合体育大会(競技役員)
全日本都道府県対抗剣道優勝大会(選手)
第8回沖縄県中学校総合体育大会(審判員)
全日本中高年齢者陸上競技選手権大会(選手)
第28回高等学校剣道大会(審判員)
第1回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会(監督)
第34回九州総合バスケットボール選手権大会(審判員)
第19回献血運動推進全国大会(沖縄県開催、招待)
昭和58年度金鷲旗高等学校柔道大会(審判員)
第18回全日本居合道大会(選手)
昭和58年度高等学校新人体育大会(審判員)
第11回アジアアマチュアボクシング選手権大会(運営委員)
第7回沖縄一周市郡対抗駅伝競走大会(選手)
日韓親善沖縄角力対韓国シルム(相撲)大会(監督・審判員・選手)
第42回国民体育大会剣道競技リハーサル大会(審判員)、
昭和60年度全九州高等学校体育大会、第32回全九州高等学校剣道競技大会
第42回国民体育大会、同リハーサル大会、同地区予選及び全国大会(監督、コーチ、選手)
第23回全国身体障害者スポーツ大会、同リハーサル大会、同地区予選及び全国大会(監督、コーチ、選手)
沖縄県競技力向上対策本部実施の事業及び強化事業等(選手)
第23回全国身体障害者スポーツ大会沖縄実行委員会実施の選手強化事業等(選手)
在アルゼンチン沖縄県人会結成35周年記念南米4カ国対抗沖縄角力大会(審判員)
昭和62年度全九州高等学校体育大会第22回全九州高等学校バドミントン競技大会(審判員)
第17回九州中学校剣道競技大会(審判員)
第8回九州ブロックスポーツ少年団剣道交流大会(審判員)
第9回世界空手道選手権大会(日本代表選手)
第31回九州柔道選手権大会(選手)
第25回全国身体障害者スポーツ大会車椅子バスケットボール競技九州地区予選会(役員)
第6回アジアアマチュアレスリング選手権大会(選手)
第15回全九州空手道選手権大会(第45回国体リハーサル大会)(選手)
第6回全国家庭婦人剣道大会(選手)

1989年世界アマチュアレスリング選手権大会（選手）
 第23回全日本社会人卓球選手権大会（競技役員）
 1989年アマチュアレスリングワールドカップ、アマチュアレスリングハパラダ国際大会（日本代表選手）
 第15回九州ママさんバレーボール優勝大会（選手）
 平成2年全日本柔道選手権大会（選手）
 第24回全日本選抜柔道体重別選手権大会（選手）
 第12回全日本クラブ男子ソフトボール選手権大会（選手）
 沖縄・台北市親善陸上競技大会（選手）
 第12回中倉旗（内閣総理大臣杯）争奪剣道選手権大会（選手）
 法務省福岡矯正管区管内矯正職員武道選手権大会（審判員）
 第20回全日本空手道選手権大会（選手）
 第39回全日本東西対抗剣道大会（選手）
 第6回全国スポーツ・レクリエーション祭（選手）
 第41回全日本剣道選手権大会（選手）
 第42回全日本剣道選手権大会（審判員）
 第26回全国家庭婦人バレーボール大会（選手）
 太平洋戦争・沖縄戦終結50周年事業「沖縄空手・古武道世界大会プレ大会（役員・選手）
 第13回九州高等学校選抜剣道大会（審判員）
 第9回世界男子ソフトボール選手権大会（選手）
 平成8年度玉竜旗高校剣道大会（審判員）
 平成8年度国民体育大会第16回九州ブロック大会（役員・審判員）
 平成8年度第16回九州ブロックスポーツ少年団剣道交流大会（指導員）
 高松杯第45回西日本各県対抗九州一周駅伝競走大会（選手）
 バスケットボール平成9年度全日本男子ナショナルチーム候補選手として各大会への参加（選手）
 沖縄空手・古武道世界大会
 （教育委員会：監督・コーチ・選手・国際交流演武大会出演者、県警本部長：選手）
 日韓スポーツ交流事業における成人スポーツ交歓交流事業（選手）
 第18回オリンピック冬季競技大会聖火リレー（聖火ランナー）
 日本人ブラジル移民90周年記念及び在伯沖縄県人会創立60周年記念国際親善柔道大会（競技役員）
 第32回二輪車安全運転全国大会（県代表）
 第8回世界相撲選手権大会（審判及び技術指導講師）
 第35回交通安全子供自転車全国大会（監督）
 第31回男子・第12回女子九州中学校柔道競技大会（審判員）
 第54回全日本ハンドボール総合選手権大会（審判員）
 平成15年度全国高等学校総合体育大会第52回全国高等学校柔道大会（審判員）
 第39回交通安全子供自転車全国大会（指導員）
 第17回世界空手道選手権大会（コーチ）
 平成16年度高松宮杯男子第47回・女子第40回全日本学生ハンドボール選手権大会（沖縄インカレ）
 （副審判長）
 平成17年度第14回JOCジュニアオリンピックカップハンドボール大会九州地区予選会（審判長）
 第60回国民体育大会（審判員）
 平成18年度全九州高等学校体育大会（競技審判）
 平成18年度国民体育大会第26回九州ブロック大会（選手）
 2008年世界ジュニア選手権大会（全日本選手団代表監督）
 2008年世界ジュニア選手権大会（コーチ）
 平成20年度第37回九州中学校ハンドボール競技大会（審判長）
 平成21年度全国高等学校総合体育大会（審判員）
 平成21年度全国中学校体育大会第40回全国中学校柔道大会（審判員）
 平成21年度第13回九州高等学校新人柔道大会（審判員）
 平成21年度全国高等学校ハンドボール選抜大会（副審判員）
 2012釜山世界シルム選手権大会（選手）
 第42回男子・第23回女子九州中学校柔道競技大会（役員）

＜2012年日印国交樹立60周年記念事業＞平成24年度インド共和国派遣日本武道代表团（団員）
天皇賜杯第67回全日本軟式野球大会（役員・審判員）
天皇杯第18回都道府県対抗男子駅伝競走大会（コーチ）
第137回九州地区高等学校野球大会（審判委員）
第31回リオデジャネイロオリンピック競技大会女子ウェイトリフティング種目（日本代表コーチ）
日本・マレーシア外交関係樹立60周年記念事業平成29年度マレーシア派遣日本武道代表团（団員）
空手1シリーズA 2017 沖縄大会（選手）
天皇盃第23回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会（監督）
ロシア武道代表团交流演武沖縄大会（演武者）
第15回全九州高等学校相撲新人選手権大会（役員）
2019年度全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会
兼燃ゆる感動かごしま国体ライフル射撃競技リハーサル大会（競技役員）
ITFBachTennisWorldCup2021大会（日本代表選手）

2 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第15号(旧14号)の規定に基づき承認したもの

昭和47年度青年の船及び同事前研修に参加
妊娠中の女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査の受診
日本青年海外協力隊海外派遣前訓練に参加
昭和48年度第2次派遣日本青年海外協力隊への参加
昭和48年度兵庫県青年洋上大学への参加
昭和48年度九州青年の船への参加
石垣市及び竹富町教育委員会管下の学校における学校医又は学校歯科医としての従事
昭和49年度日中友好「九州青年の船」への参加
心臓疾患児の看護
昭和49年度成人病基礎調査追跡調査の受診
県教育委員会主催「昭和50年度青年国内研修」への参加
世界民主婦人連盟主催「国際婦人年世界婦人大会」への参加
第2級無線通信士の受験資格取得のための無線従事者講習会への参加
沖縄芸能海外公演における芸能解説
沖縄戦戦没者遺骨収集への参加
国際婦人年行動計画5カ国訪問婦人国際研修旅行への参加
沖縄県農林漁業友好訪中団への参加
総理府主催「昭和54年度青年海外派遣団」への参加
「第1回沖縄県青年教師の翼」への参加
健康づくり振興財団主催「健康づくり指導者の海外研修」への参加
全日本建設技術協会「第2回友好訪中団」への参加
沖縄県都市計画協会主催「都市計画海外研修」への参加
第17回国際看護婦協会4年毎大会への参加
第2回近畿青年洋上大学への参加
第15回「青年の船」の事前研修への参加
日本応用動物昆虫学会派遣の大量増殖虫の品質管理に関する国際会議への参加
「道路の環境と緑化」第5回海外調査団への参加
全日本建設技術協会第1回ヨーロッパ公共施設視察団に参加
第11回沖縄県・兵庫県親善野外活動冬季スキー大会への参加
日本カヌージュニアレーシング選手権大会視察研修(海邦国体審判員として)
第2回全九州高校選抜剣道大会へ審判員として参加(海邦国体審判員養成のため)
沖縄県婦人海外研修「婦人の翼」への参加
沖縄県婦人国内研修「婦人のつどい」への参加
海外産業経済教育文化事情視察研修(視察研修を含む。)への参加
県の派遣研修実施病院(米国在)における内科医師の研修への参加
JICA依頼のインドネシア職業訓練指導員等養成センター調査団に団長として参加
フランスニースに派遣される日本武道代表団への参加
欧州土地区画整理都市開発事情視察への参加(業務関連)
琉球大学医学部実施の特殊疾病構造に及ぼす環境・生態因子の研究に関する栄養調査への参加
学校5日制の調査協力校として指定された美里高校が4週につき1つの土曜日を休業日とすること
第16回欧米食品衛生事情調査団への参加
第16回欧米食品衛生事情調査団への参加
「21世紀のための友情計画」青年招聘事業の青年フォーラム及び事前研修への参加
第1回沖縄県高等学校PTA連合会「教育の翼」への参加
平成3年度技術協力専門家養成研修への参加
台湾における種苗生産と養殖技術に関する視察への参加
アジア両性・爬虫類に関する国際会議への参加
献血を行う場合

復帰 20 周年記念「中国大陸 3000 キロ踏査行」到着式、合歓芸能交流会への参加
永年勤続職員のリフレッシュ休暇の取得（知事部、教育委員会、警察本部）
平成 5 年度日本青年海外派遣団員事前研修
「名護親方程順則」ビデオ制作中国取材、撮影への参加
ミバエ類に関する国際会議への出席及びイモゾウムシ類根絶実験事業に関連する資料収集への参加
ミバエ類に関する国際会議への出席及びミバエ増殖、ワタミゾウムシ類根絶実験事業に関連する資料収集への参加
第 1 回日中溶射学術技術討論会への参加及び資料収集をする場合
国際協力事業団が実施する海外専門家派遣に伴う派遣前集合研修及びそれに引き続く専門研修を受講する場合
F F T C ・中華昆虫学会共催の難防除害虫の管理方策に関する日台合同研究会及び現地検討会への参加
兵庫県南部地震の被災地に赴いての被災者の救援活動への参加
自発的意思に基づく兵庫県南部地震の被災地に赴いての団体等の指揮下における被災者に対する救援活動への協力（教委）
国連主催の第 4 回世界女性会議に並行する N G O ・民間の自発的交流である「女性 N G O フォーラム ' 95 北京」への参加
世界獣医学大会への参加
石垣市・台湾蘇澳鎮（すおうちん）国際交流事業に係る視察、研修等への参加
沖縄県高等学校野球連盟創立 40 周年記念式典へ参加（各高等学校の校長、野球部長、監督等を務める職員）
永年勤続職員のリフレッシュ休暇取得に関する取扱いについて
女子中学生拉致事件の捜索活動への協力
第 20 回国際昆虫会議への参加
第 13 回タイムス海外ホームステイの高校生引率
経済的に重要なミバエに関する国際シンポジウムへの参加、研究発表
1998 年太平洋島嶼国ゲームフィッシュトーナメントシンポジウムへの参加、研究発表
平成 10 年度 O C D I 海外港湾セミナーへの参加（講師）
妊娠中の女性職員が、母体又は胎児の健康保持のため勤務時間中に休息又は補食する場合
平成 11 年度青年海外協力隊現地視察の旅へ団長として参加
平成 13 年度日本赤十字社第 6 ブロック支部国際交流事業としてのミャンマー赤十字社視察研修への派遣
裁判員制度の試行のため那覇地方裁判所が実施する模擬裁判及び模擬裁判員選任手続・説明会に職員が参加する場合
検察審査会に職員が検察審査員及び補充員として参加する場合
任命権者により兼職許可があり、裁判所から専門員として任命され訴訟手続きに参加する場合
消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律第 10 条第 1 項の規定により非常勤の消防団員との兼職を認められた職員が消防団員としての活動を行う場合
沖縄県職員の分限に関する条例第 4 条第 1 項の規定により医師の診断を受ける場合
新型コロナワクチン接種業務のためにワクチン接種施設に派遣される場合
職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合又は当該ワクチン接種に関連性が高いと認められる症状により療養する必要があり、職員が勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合

2 給与勧告の経過と実施状況

年	人事委員会給与勧告					実施状況		
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
1952	1	1952 10. 31	B円 3,670 (\$30.58)	1. 基本給の改訂 (626円70銭アップ 20.6%増) 2. 勤務地手当の改正 1級地 5% 奄美群島一円 2級地 10% 平良市、石垣市、 沖縄群島一円 3級地 15% 糸満、越來、石川 市、名護、名瀬市 4級地 30% 那覇市、真和志村 首里市 3. 超過勤務手当の設定 4. 休日給の設定 5. 特殊勤務手当の設定 6. 年末手当の設定 50/100	可及的 速かに	B円 3,470 (\$28.92)	1. 基本給の全面 引き上げ (425円70銭アップ) 2. 勤務地手当改正 1級地 10% 2級地 20%	1953 5. 1
1954	2	1954 4. 8	B円 4,700 (\$39.17)	1. 基本給の改訂 (1,240円アップ 35.5%増) 2. 一本建を6本建給料 表に改定のこと 3. 勤務地手当改正 1級 10% 2級 15% 4. 年末手当50/100を下 らない範囲で支給の こと 5. 退職者の給与設定 6. 隔遠地手当設定	可及的 速かに	B円 4,426 (\$36.88)	1. 基本給の全面引き上 げ (956円アップ) 2. 勤務地手当は、廃止 される 3. 給与法全文改正	1954 7. 1
1955	3	1955 4. 20	B円 4,694 (\$39.12)	1. 基本給の改定 (271円アップ 6.2%増) 2. 隔遠地手当の設定 3. 退職者の給与設定	可及的 速かに			
1956	4	1956 4. 10	B円 4,823 (\$40.19)	1. 基本給の改定 (373円アップ10.8% 増) 2. 隔遠地手当設定 3. 退職者の給与設定	可及的 速かに		1. へき地手当制度新設 される	1956 7. 1
1956	5	1956 12. 20	B円 4,783	1. 基本給の改定 (322円50銭アップ	可及的 速かに	B円 4,977	1. 基本給の改定 (516円50銭アップ)	1957 7. 1

年	人事委員会給与勧告					実施状況		
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
			(\$39.86)	7.2%増) 2. 1本建を6本建給料表に改定のこと 3. 退職者の給与設定 4. 年次休暇買上制度の設定		(\$41.48)	2. 年次休暇買上制度新設される	
1957	6	1957 12.28		1. 勤務手当の設定 2. 期末手当50/100に増額 3. 諸手当の完全支給 4. 源泉所得税の軽減 5. 共済組合制度の早期実現 } 希望意見	可及的速かに			
1958	7	1958 12.17	\$46.10	1. 基本給の改定(3ドルのアップ7.0%増) 2. 給料表の号給の幅を延ばすこと 3. 期末手当50/100に増額のこと	可及的速かに		1. 基本給の改定 最低\$3.55～ 最高\$4.58の 一律アップ 2. 期末手当の増額決定化 (8月10日50/100) (12月10日100/100) 3. 給料表の幅は7号給を15号給までのびる。	1959 7.1
1960	8	1960 1.27	\$48.72	1. 基本給の一部改定(1.2%増)(8級6号給以上の職員に対し平均59セントアップ)	可及的速かに			
1961	9	1960 12.28	\$53.69	1. 基本給の全面改定(平均3ドル64セント7.3%アップ) 2. 1本建を7本建に改定のこと 3. 期末手当夏期の分70/100 20%増 4. 扶養手当の設定 配偶者 1ドル30セント その他1人につき90セント 5. 調整号給制を廃止し給料表にそれぞれ移行のこと	可及的速かに	\$53.69	1. 基本給勧告通り改定(平均7.3%アップ) 2. 7本建給料表に改定 3. 調整号給制の廃止給料表に移行 4. へき地手当の増額	1961 7.1

年	人事委員会給与勧告					実施状況		
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
				6. へき地手当の増額				
1961	10	1961 12. 28	\$61. 92	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給の全面改定 (平均5ドル79セント 10. 3%アップ) 2. 行(-)、医療、技能 労務職関係給料表1 号給加算して改定の こと 3. 扶養手当の設定 4. 給料の調整額制度の 設定 5. 特殊勤務手当制定権 人事委員会へ委任改 正 6. 休職者給与の一部改 正 7. 給料の是正決定設定 	可及的 速かに	\$66. 37	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給の全面改定 (一律15%アップ) 2. 行(-)、医療、技能 労務職関係給料表1 号給加算改正 3. 給料の調整額制度新 設 4. 特殊勤務手当制定権 人事委員会へ委任改 正 5. 休職者給与の一部改 正 6. 給料の更正決定設定 	1962 7. 1 1963 7. 1 1963 7. 1
1962	11	1962 12. 28	\$71. 12	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給の全面改定 (一律4. 6%アップ) 2. 扶養手当の設定 3. 期末手当夏期10%増 額 4. 非常勤職員の給与準 則制定権人事委員会 へ委任改正 5. 給与法の実施、解釈 規則制定権の明確化 	可及的 速かに	\$71. 79	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給の全面改定 (一律4. 6%アップ) 2. へき地手当\$6を\$12に 改定 3. 期末手当10%増額 4. 公安職(二)の関係給 料表1号給加算 5等級段階に改正 5. 非常勤職員の給与準 則制定権人事委員会 へ委任改正 	1963 7. 1
1963	12	1965 10. 25	\$76. 27	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給全面改定 (平均3ドル24セント 4. 6%アップ) 2. 期末手当年間300% に増額改定 3. 支給日前30日以内に 退職又は死亡した職 員にも期末手当が支 給されるように給与 法の一部改正 	1963 7. 1 にそ及	\$76. 75	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給全面改定 (5. 1%アップ) 2. 期末手当 8月期100分の120、 12月期は100分の180 以上100分の210以下 で支給の割合は公務 員法第65条の交渉に よって定めるよう改 正 3. 支給日前30日以内に 退職又は死亡した職 員にも期末手当が支 給できるように改正 4. 特別昇給の「若しく はその勤務成績が特 に優秀」を削る 5. へき地勤務手当の額 	1964 2. 1

年	人事委員会給与勧告					実施状況		
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
							を\$15に改正	
1964	13	1964 11. 4	\$83. 24	1. 基本給全面改定 (平均7ドル20セント9.5%アップ) 2. 期末手当年間3.16月増額改定 3. 復職時等における給料月額調整、休日給等給与法の一部改正	1964 7. 1	\$83. 42	1. 基本給全面改定 (9.7%アップ) 2. 期末手当 8月期100分の120 12月期100分の196以上215以下に改正 3. へき地勤務手当額20ドルに改正 4. 給与法の一部改正休日給、復職時等の給料月額調整等新設 5. 特号給新設	1965 4. 1
1965	14	1965 12. 15	\$89. 73	1. 基本給全面改定 (平均5ドル75セント6.8%アップ) 2. 期末手当報告のみ 3. 等級を細分化する	1965 7. 1	\$89. 73 \$92. 66	1. 基本給全面改定、平均6.8%アップ (66. 1. 1適用) 3.5%アップ (66. 7. 1適用) 2. 期末手当 12月期100分の219に改正 (65. 12. 10適用) 3. 期末手当 8月期100分の135 12月期100分の204 (66. 7. 1適用) 4. 基本給の改正は66年1月1日と66年7月1日の2回に分けられて改正	1966 1. 1 1966 7. 1
		1966 5. 26		期末手当に関する報告と勧告 年間339%	速やかな適切な措置			
1967	15	1967 3. 15	\$100. 19	1. 基本給全面改定 (平均5ドル70セント6.03%アップ) 2. 職員の保健及び安全管理の実施に要する経費の確保に関する要望書提出 3. 期末手当報告のみ	1966 12. 1	\$102. 85 \$104. 38	1. 基本給全面改定8.8%アップ (66. 12. 1適用) 1.4%アップ (67. 7. 1適用) 2. 期末手当 12月期100分の247に改正 (66. 12. 1適用) 3. 期末手当 8月期100分の155 12月期100分の227に改正 (67. 7. 1適用) 4. へき地勤務手当30ドルに改正	1966 12. 1 1967 7. 1

年	人事委員会給与勧告				実施状況			
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
							(67.7.1適用) 5. 給料の特別調整額制度新設	
1968	16	1968 3.15	\$114.87	1. 基本給全面改定 (平均8ドル、7.5%アップ) 2. 全給料表の全等級にわたって号給数を6号(教(二)1等級は3号)増加 3. 離島等に所在する官署に勤務する職員の号給又は給料月額の設定の特例の新設 4. 特殊勤務手当の一部増額改定(報告)	1967 12.1	\$118.36 \$118.90	1. 基本給全面改定 (10.7%アップ) (11.26%アップ) 2. 勧告どおり 3. 期末手当 イ 12月期100分の280に改定 ロ 8月期100分の170 12月期100分の265に改定 4. 特殊勤務手当の一部増額改定 (人事委員会規則)	1967 12.1 1968 7.1 1967 12.1 1968 7.1 1967 12.1
1969	17	1969 3.15	\$128.63	1. 基本給全面改定 (平均7ドル67セント1.34%アップ) 2. 離島等に所在する官署に勤務する職員の号給又は給料月額の設定の特例の新設 (再勧告) 3. 宿日直手当の増額改定の必要(報告)	1968 12.1	\$128.76 \$131.06	1. 基本給全面改定 (6.45%アップ) (1.90%アップ) 2. 期末手当 12月期100分の265から100分の290に改定 3. 宿日直手当増額 \$1.00から\$1.50 \$1.50から\$2.00 4. 通勤手当の新設 イ バス通勤者支給限度額5ドル。ただし運賃相当額が5ドルをこえる部分については、その2分の1加算(2ドル50セントを限度) ロ 自転車 1ドル50セント(定額) ハ 原動機付自転車 1ドル60セント(定額)	1968 12.1 1969 7.1 1968 12.1 1970 4.1
1970	18	1970 3.14	\$148.52	基本給全面改定 (平均13ドル68セント10.1%アップ)	1969 12.1	\$148.52 \$148.81	1. 基本給全面改定 (10.1%アップ) (0.2%アップ) 2. 期末手当 2月期100分の290から100分の305に増額	1970 1.1 1970 7.1 1969 12.10

年	人事委員会給与勧告				実施状況			
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
							改定 3. 離島等勤務職員の号給又は給料月額の設定の特例新設職員の内職期間を通じ、2号給の範囲内 〔在職期間は1967.10.1から通算〕 4. 扶養手当の新設 イ 配偶者\$1.50 ロ 第一子\$1.00 ハ その他\$0.50 5. 通勤手当の増額 イ バス通勤者支給限度額 5ドルを6ドル20セントに改定 2分の1加算 限度額2ドル2ドル50セントを3ドル10セントに改定 ロ 自転車 1ドル30セントを1ドル60セントに改定 ハ 原動機付自転車 1ドル60セントを2ドルに改定	1971 4. 1 1970 7. 1
1971	19	1971 3. 15	\$164.78	基本給全面改定 (平均13ドル29セント 8.8%アップ)	1970 12. 1	\$164.78	1. 基本給全面改定 (8.8%アップ) 2. 通勤手当の増額 イ 自転車 1ドル60セントから2ドル50セントに改定 ロ 原動機付自転車 2ドルから2ドル50セントに改定 3. 扶養手当増額 イ 配偶者 1ドル50セント4ドル70セントに改定 ロ 第一子 1ドルから1ドル60セントに改定	1971 1. 1 1971 7. 1 1971 7. 1

年	人事委員会給与勧告				実施状況			
	回	勧告年月日	ベース改定	主たる勧告の内容	勧告実施期日	ベース	主たる実施の内容	実施期日
							ハ その他 50セントから1ドル10セントに改定 4. 期末手当 算定の基礎となる給与に扶養手当が加えられた。 5. 退職者に支給する給与に扶養手当が加えられた。	
1972	20	1972 2. 7	\$184.78	基本給全面改定 (平均14ドル50セント 8.6%アップ)	1971 12. 1	\$185.03	1. 基本給全面改定 (8.7%アップ) 2. 期末手当 12月期100分の305から100分の310に増額改定	1971 12. 1

復帰後の給与、勤務時間関係資料
1 給料表別職員数及び構成比の推移

区分	給料表		行政職		公安職		海事職		教育職(1)		教育職(2)		教育職(3)		研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)		任期付研究員の職		特定任期付の職		一定期間の業務に従事する職		全給料表						
	職員数	構成比	人	%	職員数	構成比	人	%	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	人	%	人	%	人	%	職員数	構成比	職員数	構成比	人	%					
昭和47年	4,098	22.3	1,803	9.8	112	0.6	3,300	17.9	8,020	43.6	234	1.3	92	0.5	211	1.1	532	2.9	18,402	100.0															
48年	4,274	22.7	1,898	10.1	112	0.6	3,368	17.9	8,064	42.8	238	1.3	93	0.5	234	1.2	561	3.0	18,842	100.0															
49年	4,609	23.9	1,873	9.7	106	0.5	3,389	17.6	8,121	42.1	242	1.3	98	0.5	262	1.4	595	3.1	19,295	100.0															
50年	4,670	23.8	1,930	9.8	105	0.5	3,479	17.8	8,082	41.2	253	1.3	120	0.6	329	1.7	628	3.2	19,596	100.0															
51年	4,802	24.0	1,980	9.9	112	0.6	3,576	17.8	8,086	40.3	250	1.2	127	0.6	375	1.9	739	3.7	20,047	100.0															
52年	4,858	23.9	1,973	9.7	113	0.6	3,684	18.2	8,049	39.7	264	1.3	136	0.7	390	1.9	828	4.1	20,295	100.0															
53年	4,994	24.2	1,965	9.5	110	0.5	3,833	18.6	8,005	38.8	268	1.3	138	0.7	412	2.0	893	4.3	20,618	100.0															
54年	4,987	23.8	2,066	9.9	107	0.5	3,978	19.0	8,010	38.3	265	1.3	141	0.7	425	2.0	945	4.5	20,924	100.0															
55年	5,123	23.9	2,101	9.8	108	0.5	4,066	19.0	8,080	37.8	266	1.2	151	0.7	448	2.1	1,048	4.9	21,391	100.0															
56年	5,189	23.9	2,140	9.9	105	0.5	4,092	18.9	8,160	37.6	272	1.3	163	0.8	471	2.2	1,114	5.1	21,706	100.0															
57年	5,210	23.8	2,130	9.7	100	0.5	4,103	18.7	8,277	37.8	265	1.2	174	0.8	480	2.2	1,181	5.4	21,920	100.0															
58年	5,232	23.7	2,164	9.8	99	0.4	4,128	18.7	8,269	37.5	258	1.2	185	0.8	496	2.2	1,242	5.6	22,073	100.0															
59年	5,347	24.1	2,166	9.7	96	0.4	4,163	18.7	8,203	36.9	259	1.2	200	0.9	503	2.3	1,291	5.8	22,228	100.0															
60年	5,395	24.1	2,195	9.8	100	0.4	4,195	18.7	8,143	36.4	265	1.2	215	1.0	504	2.3	1,363	6.1	22,375	100.0															
61年	5,380	24.0	2,185	9.7	97	0.4	4,223	18.8	8,127	36.2	263	1.2	224	1.0	520	2.3	1,389	6.2	22,428	100.0															
62年	5,384	23.8	2,190	9.7	98	0.4	4,289	19.0	8,169	36.1	265	1.2	231	1.0	530	2.3	1,438	6.4	22,628	100.0															
63年	5,328	23.4	2,191	9.6	99	0.4	4,375	19.2	8,165	35.9	266	1.2	243	1.1	548	2.4	1,504	6.6	22,761	100.0															
平成元年	5,285	23.1	2,208	9.6	94	0.4	4,466	19.5	8,245	36.0	267	1.2	252	1.1	557	2.4	1,512	6.6	22,928	100.0															
2年	5,290	22.9	2,210	9.6	95	0.4	4,617	20.0	8,240	35.6	261	1.1	255	1.1	565	2.4	1,530	6.6	23,124	100.0															
3年	5,268	22.7	2,201	9.5	91	0.4	4,701	20.3	8,263	35.6	263	1.1	275	1.2	561	2.4	1,499	6.5	23,190	100.0															
4年	5,242	22.5	2,216	9.5	90	0.4	4,683	20.1	8,347	35.9	260	1.1	287	1.2	568	2.4	1,477	6.4	23,248	100.0															
5年	5,288	22.7	2,214	9.5	93	0.4	4,684	20.1	8,334	35.8	261	1.1	288	1.2	570	2.4	1,475	6.3	23,285	100.0															
6年	5,349	22.9	2,218	9.5	92	0.4	4,668	20.0	8,342	35.7	271	1.2	295	1.3	578	2.5	1,505	6.4	23,396	100.0															
7年	5,288	22.7	2,211	9.5	92	0.4	4,649	19.9	8,325	35.7	262	1.1	289	1.2	582	2.5	1,555	6.7	23,332	100.0															
8年	5,281	22.7	2,222	9.5	92	0.4	4,632	19.9	8,277	35.6	263	1.1	298	1.3	586	2.5	1,542	6.6	23,272	100.0															
9年	5,283	22.8	2,270	9.8	91	0.4	4,649	20.1	8,138	35.2	274	1.2	288	1.2	569	2.5	1,507	6.5	23,149	100.0															
10年	5,253	22.7	2,288	9.9	89	0.4	4,705	20.4	8,051	34.9	278	1.2	294	1.3	567	2.5	1,490	6.5	23,094	100.0															
11年	5,177	22.7	2,282	10.0	87	0.4	4,680	20.5	7,875	34.5	282	1.2	289	1.3	555	2.4	1,494	6.5	22,826	100.0															
12年	5,171	22.8	2,328	10.2	85	0.4	4,668	20.5	7,729	34.0	289	1.3	291	1.3	548	2.4	1,484	6.5	22,718	100.0															
13年	5,142	22.8	2,284	10.1	82	0.4	4,647	20.6	7,623	33.9	283	1.3	295	1.3	546	2.4	1,475	6.6	22,507	100.0															
14年	5,060	22.7	2,274	10.2	78	0.3	4,593	20.6	7,539	33.8	284	1.3	310	1.4	549	2.5	1,507	6.8	22,325	100.0															

区分	給料表		行政職		公安職		海事職		教育職(1)		教育職(2)		教育職(3)		研究職		医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)		任期付研究員の職		特定任期付の職		一定期間の業務に従事する職		全給料表	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
平成15年	5,050	22.9	2,301	10.4	76	0.3	124	0.6	4,559	20.6	7,396	33.5	280	1.3	309	1.4	526	2.4	1,479	6.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22,100	100.0
16年	5,042	22.8	2,425	11.0	74	0.3	120	0.5	4,509	20.4	7,372	33.3	274	1.2	317	1.4	529	2.4	1,467	6.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22,129	100.0
17年	5,015	22.7	2,473	11.2	71	0.3	123	0.6	4,466	20.2	7,343	33.2	277	1.3	320	1.4	528	2.4	1,469	6.7	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22,086	100.0
18年	4,812	24.2	2,504	12.6	64	0.3	122	0.6	4,421	22.3	7,269	36.6	273	1.4	32	0.2	249	1.3	119	0.6	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,866	100.0
19年	4,727	24.1	2,521	12.9	62	0.3	113	0.6	4,375	22.3	7,159	36.5	262	1.3	32	0.2	230	1.2	116	0.6	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,599	100.0
20年	4,623	23.9	2,519	13.0	57	0.3	113	0.6	4,293	22.2	7,098	36.7	263	1.4	28	0.1	215	1.1	108	0.6	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,319	100.0
21年	4,517	23.6	2,525	13.2	56	0.3	119	0.6	4,286	22.4	7,007	36.7	258	1.4	26	0.1	212	1.1	96	0.5	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,104	100.0
22年	4,409	23.3	2,541	13.5	53	0.3	117	0.6	4,254	22.5	6,954	36.8	250	1.3	25	0.1	190	1.0	96	0.5	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18,891	100.0
23年	4,354	22.9	2,550	13.4	50	0.3	117	0.6	4,274	22.5	7,085	37.3	236	1.2	26	0.1	194	1.0	92	0.5	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18,980	100.0
24年	4,406	23.1	2,552	13.4	45	0.2	119	0.6	4,245	22.2	7,204	37.7	231	1.2	26	0.1	183	1.0	92	0.5	3	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,106	100.0
25年	4,418	23.1	2,570	13.4	42	0.2	119	0.6	4,228	22.1	7,247	37.8	224	1.2	23	0.1	197	1.0	82	0.4	4	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,154	100.0
26年	4,445	23.1	2,577	13.4	44	0.2	119	0.6	4,263	22.1	7,322	38.0	216	1.1	19	0.1	191	1.0	81	0.4	5	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,282	100.0
27年	4,437	22.8	2,595	13.3	47	0.2	122	0.6	4,352	22.4	7,386	38.0	215	1.1	22	0.1	193	1.0	83	0.4	4	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19,456	100.0
28年	4,492	22.9	2,630	13.4	47	0.2	121	0.6	4,378	22.3	7,456	38.0	213	1.1	21	0.1	187	1.0	86	0.4	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	19,633	100.0
29年	4,556	22.8	2,733	13.7	49	0.2	125	0.6	4,405	22.1	7,556	37.9	214	1.1	20	0.1	195	1.0	85	0.4	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	19,939	100.0
30年	4,585	22.9	2,740	13.7	49	0.2	121	0.6	4,406	22.0	7,646	38.1	212	1.1	20	0.1	190	0.9	88	0.4	0	0.0	1	0.0	2	0.0	0	0.0	20,060	100.0
31年	4,625	22.9	2,755	13.6	52	0.3	116	0.6	4,406	21.8	7,759	38.4	203	1.0	21	0.1	182	0.9	84	0.4	0	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	20,205	100.0
令和2年	4,600	22.7	2,892	14.3	43	0.2	120	0.6	4,400	21.7	7,742	38.2	203	1.0	21	0.1	180	0.9	84	0.4	0	0.0	3	0.0	3	0.0	0	0.0	20,288	100.0
3年	4,632	22.8	2,869	14.1	41	0.2	44	0.2	4,394	21.6	7,846	38.6	207	1.0	20	0.1	176	0.9	113	0.6	0	0.0	3	0.0	3	0.0	0	0.0	20,345	100.0
4年	4,621	22.8	2,862	14.1	39	0.2	4,362	21.5	7,827	38.6	200	1.0	21	0.1	180	0.9	140	0.7	0	0.0	2	0.0	2	0.0	0	0.0	20,254	100.0		

- 注1 任期付研究員の職とは、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年4月1日施行）第3条の規定により採用された職員職である。
- 注2 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年4月1日施行）第2条第1項の規定により採用された職員職である。
- 注3 一定期間期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員職である。
- 注4 平成15年以降は、行政職、医療職(3)等に任期付の職員を含む。任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員職である。
- 注5 平成18年4月に県立病院が地方公営企業法の全部適用となったことに伴い、医療職の職員が減少している。
- 注6 一定期間の業務に従事する職については、令和2年から行政職給料表を適用していることから、行政職に含めて集計している。
- 注7 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ以降したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

2 職員数、平均年齢、平均経験年数、男女別構成比、学歴別構成比の推移

区分 年	職員数 全職員	平均 年齢	平均経験 年数	性別人員構成比		学歴別構成比			
				男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
昭和47年	18,402	36.0		60.4	39.6	41.0	27.9	26.8	4.3
48年	18,842	36.1		60.4	39.6	42.0	26.8	27.8	3.4
49年	19,295	36.0	13.6	59.8	40.2	43.9	30.0	22.5	3.6
50年	19,596	36.4	14.1	59.0	41.0	44.7	30.1	22.0	3.2
51年	20,047	36.9	14.7	58.8	41.2	45.4	29.1	22.5	3.0
52年	20,295	37.5	15.3	58.5	41.5	46.1	28.2	22.8	2.9
53年	20,618	37.8	15.7	58.2	41.8	47.2	27.4	22.8	2.6
54年	20,924	38.3	16.2	57.8	42.2	48.2	26.8	22.7	2.3
55年	21,391	38.6	16.6	57.8	42.2	49.4	26.1	22.4	2.1
56年	21,706	38.9	16.9	57.7	42.3	50.6	25.1	22.4	1.9
57年	21,920	39.2	17.1	57.6	42.4	52.3	24.3	21.8	1.6
58年	22,073	39.5	17.4	57.6	42.4	53.3	23.7	21.5	1.5
59年	22,228	39.8	17.5	57.9	42.1	54.7	22.9	21.1	1.3
60年	22,375	40.3	18.0	57.9	42.1	55.3	22.8	20.7	1.2
61年	22,428	40.8	18.6	57.7	42.3	56.3	23.0	19.7	1.0
62年	22,628	41.3	18.9	57.6	42.4	57.4	22.5	19.2	0.9
63年	22,761	41.5	19.2	57.4	42.6	58.7	21.9	18.6	0.8
平成元年	22,928	41.6	19.3	54.1	45.9	60.0	21.4	18.0	0.6
2年	23,124	41.9	19.4	56.8	43.2	61.2	20.9	17.4	0.5
3年	23,190	41.9	19.5	56.5	43.5	62.1	20.6	16.8	0.5
4年	23,248	42.1	19.6	56.2	43.8	62.9	20.2	16.5	0.4
5年	23,285	42.2	19.7	55.8	44.2	63.4	20.1	16.1	0.4
6年	23,396	42.3	19.7	55.3	44.7	64.0	20.2	15.5	0.3
7年	23,332	42.3	19.8	54.8	45.2	64.5	20.3	14.9	0.3
8年	23,272	42.1	19.1	54.5	45.5	65.0	20.3	14.5	0.2
9年	23,149	42.1	19.1	54.7	45.3	59.5	14.0	26.3	0.2
10年	23,094	42.0	19.7	54.3	45.7	63.6	19.0	17.0	0.4
11年	22,826	41.9	19.7	54.2	45.8	64.7	18.6	16.4	0.3
12年	22,718	41.9	19.6	54.1	45.9	65.1	18.6	16.0	0.3
13年	22,507	41.9	19.6	53.9	46.1	65.8	18.4	15.5	0.3
14年	22,325	41.8	19.5	53.6	46.4	66.4	18.5	14.9	0.2
15年	22,100	41.7	19.2	53.6	46.4	67.0	18.3	14.5	0.2
16年	22,129	41.5	19.0	53.9	46.1	67.7	18.1	14.0	0.2
17年	22,086	41.5	19.0	53.9	46.1	68.0	18.0	13.8	0.2
18年	19,866	42.0	19.4	56.5	43.5	72.2	13.3	14.3	0.2
19年	19,599	42.1	19.5	56.7	43.3	72.6	13.3	13.9	0.2
20年	19,319	42.0	19.5	56.8	43.2	73.7	13.5	12.8	0.0
21年	19,104	42.0	19.4	57.0	43.0	74.7	13.5	11.8	0.1
22年	18,891	42.0	19.4	56.9	43.1	75.3	13.2	11.4	0.1
23年	18,980	41.8	19.2	56.5	43.5	76.2	12.8	10.9	0.1
24年	19,106	41.6	19.0	56.1	43.9	76.9	12.5	10.5	-
25年	19,154	41.5	18.9	56.1	43.9	77.5	12.1	10.4	0.0
26年	19,282	41.6	18.9	55.9	44.1	78.3	11.7	9.9	0.0
27年	19,456	41.6	18.9	55.6	44.4	79.1	11.4	9.5	0.0
28年	19,633	41.5	18.8	55.5	44.5	79.6	11.2	9.2	0.0
29年	19,939	41.6	19.0	55.5	44.5	79.9	10.9	9.1	0.1
30年	20,060	41.8	19.1	55.1	44.9	80.0	10.8	9.1	0.1
31年	20,205	42.0	19.3	54.9	45.1	80.3	10.6	9.0	-
令和2年	20,288	42.0	19.4	55.0	45.0	80.5	10.3	9.1	0.1
3年	20,345	42.2	19.6	54.7	45.3	80.8	10.2	8.9	0.1
4年	20,254	42.4	19.7	54.7	45.3	81.3	9.7	8.9	0.1

3 平均給与月額等の推移

項目 年	平均給与月額 (円)					平均年齢 (歳)	平均経験 年数 (年)	平均扶養親 族数 (人)
	計	給料月額	差額基本手当	扶養手当	その他			
昭和47年	73,201	71,335	669	1,149	48	36.0		1.5
48年	84,145	82,410	406	1,262	67	36.1		1.3
49年	109,281	107,494	52	1,652	83	36.0	13.6	1.3
50年	153,096	150,288	27	2,648	133	36.4	14.1	1.5
51年	174,721	171,205	9	3,360	147	36.9	14.7	1.5
52年	186,133	181,993	-	3,979	161	37.5	15.3	1.5
53年	202,091	197,616	-	4,305	170	37.8	15.7	1.5
54年	212,601	207,483	-	4,936	182	38.3	16.2	1.5
55年	222,419	216,793	-	5,430	196	38.6	16.6	1.5
56年	233,945	227,658	-	6,072	215	38.9	16.9	1.5
57年	246,161	239,627	-	6,272	262	39.2	17.1	1.4
58年	247,762	241,345	-	6,144	273	39.5	17.4	1.4
59年	253,586	246,768	-	6,520	298	39.8	17.5	1.4
60年	265,500	258,080	-	7,094	326	40.3	18.0	1.4
61年	282,841	274,923	-	7,522	396	40.8	18.6	1.4
62年	291,835	283,689	-	7,735	411	41.3	18.9	1.3
63年	296,917	288,799	-	7,679	439	41.5	19.2	1.3
平成元年	303,816	295,590	-	7,763	463	41.6	19.3	1.3
2年	312,848	304,753	-	7,614	481	41.9	19.4	1.2
3年	324,643	316,662	-	7,454	527	41.9	19.5	1.2
4年	338,427	329,736	-	8,111	580	42.1	19.6	1.1
5年	350,784	341,437	-	8,731	616	42.2	19.7	1.3
6年	359,959	350,059	-	9,250	650	42.3	19.7	1.3
7年	367,066	356,910	-	9,505	651	42.3	19.8	1.3
8年	372,292	362,137	-	9,458	697	42.1	19.1	1.2
9年	376,537	366,429	-	9,402	706	42.1	19.1	1.2
10年	382,395	371,790	-	9,833	772	42.0	19.7	1.2
11年	385,925	375,015	-	10,109	801	41.9	19.7	1.2
12年	387,237	376,357	-	10,043	837	41.9	19.6	1.2
13年	388,309	377,026	-	10,417	866	41.9	19.6	1.2
14年	388,616	377,361	-	10,363	892	41.8	19.5	1.2
15年	380,387	369,239	-	10,267	881	41.7	19.2	1.2
16年	375,087	364,141	-	10,069	877	41.5	19.0	1.1
17年	376,058	365,143	-	10,008	907	41.5	19.0	1.1
18年	375,532	365,257	-	10,004	271	42.0	19.4	1.1
19年	394,283	361,096	-	10,244	22,943	42.1	19.5	1.2
20年	379,665	346,808	-	10,583	22,274	42.0	19.5	1.2
21年	380,030	346,922	-	10,694	22,414	42.0	19.4	1.2
22年	377,890	344,504	-	10,693	22,693	42.0	19.4	1.2
23年	385,799	352,599	-	10,585	22,614	41.8	19.2	1.2
24年	383,847	350,183	-	10,467	23,198	41.6	19.0	1.2
25年	381,461	348,880	-	10,415	22,166	41.5	18.9	1.2
26年	381,500	349,002	-	10,376	22,122	41.6	18.9	1.2
27年	382,350	349,972	-	10,240	22,138	41.6	18.9	1.2
28年	379,326	347,021	-	10,138	22,167	41.5	18.8	1.0
29年	380,193	347,079	-	10,820	22,294	41.6	19.0	1.2
30年	381,831	347,924	-	11,899	22,008	41.8	19.1	1.1
31年	382,685	348,780	-	11,833	22,072	42.0	19.3	1.1
令和2年	383,888	349,875	-	11,857	22,156	42.0	19.4	1.1
3年	384,577	350,513	-	11,876	22,188	42.2	19.6	1.1
4年	385,169	351,061	-	11,864	22,244	42.4	19.7	1.0

※ その他は、平成17年までは調整手当、平成18年は地域手当を指しており、平成19年以降は地域手当に加え管理職手当、住居手当等が含まれている。

4 給与勧告の経過と実施状況

回数	勧告年月日	公民較差	勸告	県の決定
			改定の内容	実施状況
1	昭和47. 11.15	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第32条の規定により国に引き継がれた国家公務員に準じて実施	改善額、率、計 8,832円 (12.48%) 給料月額 7,827円 (11.07%) 扶養手当 192円 (0.27%) 通勤手当 95円 (0.13%) 初任給調整手当 142円 (0.20%) その他 576円 (0.81%) 1 初任給調整手当 支給限度額100,000円、支給期間35年 2 扶養手当 配偶者2,400円、子のうち2人各1人800円 (配偶者のない職員の子1人1,600円) 3 通勤手当 (1) 交通機関等利用者 全額支給限度額4,000円、 2分の1加算限度額2,000円 (2) 自転車等使用者 1,000円以上1,800円未満 4 実施時期 47. 5. 15	勧告どおり 自転車等使用者 1,000円～2,000円
2	48. 9. 14	14,952円 (19.51%)	改善額、率、計 14,068円 (15.33%) 給料月額 12,311円 (13.42%) 扶養手当 395円 (0.43%) 通勤手当 87円 (0.09%) 住居手当 227円 (0.25%) 初任給調整手当 54円 (0.06%) その他 994円 (1.08%) 行政職給料表に特1等級を新設すること 1 初任給調整手当 支給限度額110,000円 2 扶養手当 配偶者3,500円、子のうち2人まで各1人 1,000円 (配偶者のない職員の子の1人2,500円) 3 住居手当 基礎控除額4,000円、全額支給限度額3,000円、 2分の1加算限度額2,000円、最高支給限度額 5,000円 4 通勤手当 (1) 交通機関等利用者 全額支給限度額5,000円、 2分の1加算限度額2,000円 (2) 自転車等使用者 1,100円以上2,500円未満 5 宿日直手当 (1) 通常の宿日直1,000円 (2) 特殊な宿日直2,000円 6 実施時期 48. 4. 1	勧告どおり ただし、1、3、 4、5については、 48.10. 1
特別	48.12. 8		昭和48年度における期末手当の支給の特別措置についての意見の申出 昭和48年度に限り、昭和49年3月に支給する期末手当のうち0.3月分を昭和48年12月に繰り上げて支給すること 実施時期 48.12.24	意見の申出のとおり
特別	49. 3. 22		教員給与の改善 給料月額改定8,480円 (8.0%) 実施時期 49. 1. 1	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
特別	49. 4. 12		看護婦給与及び期末手当の改善 給料月額2,294円 (2.7%) 期末手当49年度に支給される期末手当を0.3月分増額する 実施時期 49. 4. 1	勧告どおり
特別	49. 6. 3		職員給与の暫定措置 給料月額10,388円 (10%) 49年度に限り、民間給与実態調査を基礎とした勧告に基づく給料月額の改定がなされるまでの間100分の110乗じて得た額とすること 実施時期 49. 4. 1	勧告どおり
3	49. 8. 20	24,773円 (26.62%)	改善額、率、計 28,446円 (30.22%) 給 料 月 額 25,302円 (26.88%) 扶 養 手 当 793円 (0.84%) 通 勤 手 当 260円 (0.28%) 住 居 手 当 939円 (1.00%) そ の 他 1,152円 (1.22%) 行政職給料表、海事職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)に特1等級を新設すること 1 初任給調整手当 支給限度額130,000円 2 扶養手当 配偶者5,000円、扶養親族のうち2人まで各1人1,500円(配偶者のない職員の扶養親族1人3,500円) 3 住居手当 (1) 借家、借間居住者の全額支給限度額6,000円、2分の1加算限度額2,000円、最高支給限度額8,000円 (2) 自宅居住者 自宅居住者で世帯主の場合1,000円(住宅取得後5年に限り1,500円を加算) 4 通勤手当 国家公務員に準じて改定すること 5 宿日直手当 通常の宿日直1,300円 特殊な宿日直2,600円 6 期末手当 6月期1.4月分、12月期2.1月分 7 実施時期 49. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額8,000円、2分の1加算限度額4,000円、自転車等使用者 1,300円～5,000円
特別	50. 6. 21		教員給与の改善 給料月額3,054円 (2.0%) 教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)に特1等級を新設 実施時期 50. 1. 1	勧告どおり
4	50. 9. 30	12,056円 (8.80%)	改善額、率、計 14,508円 (10.54%) 給 料 月 額 13,133円 (9.54%) 扶 養 手 当 678円 (0.49%) 住 居 手 当 88円 (0.07%) 通 勤 手 当 69円 (0.05%) そ の 他 540円 (0.39%) 1 初任給調整手当 支給限度額140,000円	50. 7. 1 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額10,000円、2分の1加算限度額5,000円、自転車等使用者 1,600円～7,700円

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			2 扶養手当 配偶者6,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 2,000円（配偶者のない職員の扶養親族1人4,000 円） 3 住居手当 基礎控除額5,000円、全額支給限度額6,000円、 2分の1加算限度額3,000円、最高支給限度額 9,000円 所要の経過措置を講ずること 4 通勤手当 国家公務員の改定に準じて改定すること 5 実施時期 明示せず	
特別	51. 2. 10		義務教育等教員特別手当を新設 改善額 教育職(1) 6,358円 (4%) 教育職(2) 7,291円 (4%) 教員給与の運用について適切な措置を講ずる必要が ある旨報告 実施時期 明示せず	52. 1. 1
5	51. 11. 1	5,210円 (3.34%)	改善額、率、計 5,520円 (3.53%) 給 料 月 額 4,528円 (2.90%) 扶 養 手 当 528円 (0.34%) 住 居 手 当 187円 (0.12%) 通 勤 手 当 53円 (0.03%) そ の 他 224円 (0.14%) 1 初任給調整手当 支給限度額150,000円 2 扶養手当 配偶者7,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 2,200円（配偶者のない職員の扶養親族1人4,500 円）その他1,000円 3 住居手当 全額支給限度額7,000円、2分の1 加算限度額3,500円、最高支給限度額10,500円 4 通勤手当 国家公務員の改定を基準とし、本県の実態等を 考慮して改定すること 5 宿日直手当 通常の宿日直1,600円 特殊な宿日直3,200円 6 期末手当及び勤勉手当 本年の人事院勧告に準じて改定すること 7 実施時期 51. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者 の全額支給限度額 12,500円 自転車等使用者 1,700円～8,100円 期末手当 12月期 100分の110を、100 分の200に 勤勉手当 6月期 100分の60を、100 分の50に
6	52. 11. 1	9,739円 (5.81%)	改善額、率、計 11,674円 (6.96%) 給 料 月 額 10,539円 (6.29%) 扶 養 手 当 352円 (0.21%) 住 居 手 当 188円 (0.11%) 通 勤 手 当 68円 (0.04%) そ の 他 527円 (0.31%) 1 初任給調整手当 支給限度額160,000円 2 扶養手当 配偶者8,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 2,300円（配偶者のない職員の扶養親族1人5,000 円） 3 住居手当 基礎控除額6,000円、全額支給限度額7,500円、 2分の1加算限度額5,000円、最高支給限度額 12,500円 所要の経過措置を講ずること	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者 の全額支給限度額 14,000円、2分の1加 算限度額5,500円 自転車等使用者 2,000円～9,300円

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			4 通勤手当 国家公務員の改定を基準とし、本県の実態等を考慮して改定すること 5 実施時期 52. 4. 1	
7	53. 10. 23	6,878円 (3.78%)	改善額、率、計 7,038円 (3.86%) 給 料 月 額 6,019円 (3.30%) 扶 養 手 当 650円 (0.35%) 通 勤 手 当 68円 (0.04%) そ の 他 301円 (0.17%) 1 初任給調整手当 支給限度額170,000円 2 扶養手当 配偶者9,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 2,700円 (配偶者のない職員の扶養親族1人5,500円) 3 通勤手当 国家公務員の同手当の改定を基準として、本県の実態等を考慮して改定すること 4 期末手当 国家公務員の同手当の支給の割合に準じて改定すること 5 実施時期 53. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者の 全額支給限度額 15,000円、2分の1 加算限度額、上限なし。 自転車等使用者 2,000円～13,500円 期末手当 12月期：100分の200 を、100分の190に
8	54. 11. 1	7,207円 (3.65%)	改善額、率、計 7,342円 (3.72%) 給 料 月 額 6,302円 (3.19%) 扶 養 手 当 632円 (0.32%) 住 居 手 当 81円 (0.04%) そ の 他 327円 (0.17%) 1 初任給調整手当 支給限度額185,000円 2 扶養手当 配偶者10,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 3,000円 (配偶者のない職員の扶養親族1人 6,500円) 3 住居手当 基礎控除額7,000円、全額支給限度額7,500円、 最高支給限度額13,000円、所要の経過措置を講ずること 4 実施時期 54. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 自転車等使用者 2,000円～14,700円
9	55. 10. 31	9,486円 (4.60%)	改善額、率、計 9,571円 (4.64%) 給 料 月 額 8,327円 (4.04%) 扶 養 手 当 778円 (0.38%) 通 勤 手 当 28円 (0.01%) そ の 他 438円 (0.21%) 1 初任給調整手当 支給限度額195,000円 2 扶養手当 配偶者11,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 3,500円 (配偶者のない職員の扶養親族1人 7,500円) 3 通勤手当 国家公務員の改定を基準とし、本県の実態等を考慮して改定すること 4 実施時期 55. 4. 1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者の 全額支給限度額 16,000円 自転車等使用者 2,000円～16,000円

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
特別	56.10.5		教員給与の改善 義務教育等教員特別手当の支給月額を20,200円とする。	54.4.1
10	56.11.2	9,876円 (4.60%)	改善額、率、計 10,534円 (4.90%) 給料月額 10,035円 (4.67%) 扶養手当 190円 (0.09%) 通勤手当 34円 (0.01%) 調整手当 21円 (0.01%) その他 254円 (0.12%) 1 初任給調整手当 支給限度額205,000円 2 扶養手当 配偶者11,600円 (配偶者のない職員の扶養親族のうち1人8,000円) 3 調整手当 甲地100分の9、医療職給料表(1)の適用を受ける職員も同様とする 4 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給限度額17,000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とする 5 実施時期 56.4.1	勧告どおり 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額 17,000円 自転車等使用者 2,000円～17,000円
11	57.11.2	10,360円 (4.50%)	改善額、率、計 10,768円 (4.56%) 給料月額 9,539円 (4.04%) 扶養手当 774円 (0.33%) 住居手当 190円 (0.08%) 通勤手当 25円 (0.01%) その他 240円 (0.10%) 1 初任給調整手当 支給限度額215,000円 2 扶養手当 配偶者13,000円、扶養親族のうち2人まで各1人4,000円 (配偶者のない職員の扶養親族1人8,500円) 3 住居手当 基礎控除額9,000円、全額支給限度額7,500円、2分の1加算限度額7,500円、最高支給限度額15,000円 所要の経過措置を講ずること 4 期末・勤勉手当の支給日 支給日を基準日から起算して1か月を超えない範囲内で規則で定める日とすること 5 実施時期 57.4.1	改定見送り
12	58.10.24	13,543円 (5.80%)	改善額、率、計 15,440円 (6.45%) 給料月額 13,636円 (5.70%) 扶養手当 1,209円 (0.50%) 住居手当 213円 (0.09%) 通勤手当 41円 (0.02%) その他 341円 (0.14%) 1 初任給調整手当 支給限度額220,000円 2 扶養手当 配偶者13,000円、扶養親族のうち2人まで各1人4,500円 (配偶者のない職員の扶養親族1人9,000円)	一部実施 改善額、率、計 4,976円 (2.08%) 給料月額 4,272円 (1.78%) 扶養手当 428円 (0.18%) 住居手当 161円 (0.07%) 通勤手当 8円 (0.00%) その他 107円 (0.05%)

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	
			改 定 の 内 容	県 の 決 定 実 施 状 況
			3 住居手当 基礎控除額9,000円、全額支給限度額7,500円、 2分の1加算限度額7,500円、最高支給限度額 15,000円 所要の経過措置を講ずること 4 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額19,000円 自転車等を併用する場合も同様とする 5 期末・勤勉手当の支給日 支給日を基準日から起算して1か月を超えない 範囲内で規則で定める日とすること 6 実施時期 58. 4. 1	1 初任給調整手当 支給の限度額 209,500円 2 扶養手当 配偶者12,300 円、扶養親族のう ち2人まで各1人 3,800円(配偶者の いない職員1人 8,300円) 3 住居手当 基礎控除額9,000 円、全額支給限度 額7,500円、2分の 1加算限度額6,800 円、最高支給限度 額14,300円 4 通勤手当 交通機関等利用 者の全額支給限度 額17,600円、自転 車等使用者2000円 ~20,400円
13	59.10.17	14,890円 (6.14%)	改善額、率、計 15,461円 (6.37%) 給 料 月 額 13,844円 (5.71%) 扶 養 手 当 1,022円 (0.42%) 住 居 手 当 64円 (0.03%) 通 勤 手 当 34円 (0.01%) そ の 他 497円 (0.20%) 1 初任給調整手当 支給限度額225,000円 2 扶養手当 配偶者14,000円、扶養親族のうち2人まで各1 人4,500円(配偶者のない職員の扶養親族1人 9,500円) 3 住居手当 2分の1加算限度額7,500円 4 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額19,000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様と する 5 実施時期 59. 4. 1	一部実施 改善額、率、計 8,916円 (3.38%) 給料月額 7,204円 (2.97%) 扶養手当 565円 (0.23%) 住居手当 37円 (0.01%) 通勤手当 87円 (0.04%) そ の 他 303円 (0.13%) 1 初任給調整手当 支給の限度額 217,600円 2 扶養手当 配偶者13,200 円、扶養親族のう ち1人まで各1人 4,200円(配偶者の ない職員の扶養親 族1人8,900円) 3 住居手当 2分の1加算限 度額7,200円、最高 支給限度額14,700 円 4 通勤手当 交通機関等利用 者に対する運賃相 当額の全額支給限 度額18,300円、 自転車等使用者 2000円~21,700円

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
14	60.10.28	13,839円 (5.43%)	改善額、率、計 12,791円 (5.01%) 給 料 月 額 11,831円 (4.64%) 扶 養 手 当 458円 (0.18%) 住 居 手 当 31円 (0.01%) 通 勤 手 当 35円 (0.01%) 調 整 手 当 18円 (0.01%) そ の 他 418円 (0.16%) 1 初任給調整手当 支給限度額230,000円 2 扶養手当 配偶者14,000円、扶養親族のうち2人まで各1人 4,500円 (配偶者のない職員の扶養親族1人9,500円) 3 調整手当 甲地に属する地域のうち人事委員会規則で定める 地域に係る手当の支給割合100分の10、医療職給 料表(1)の適用を受ける職員も同様とする 4 住居手当 2分の1加算限度額7,500円 5 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額20,000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様と する 6 実施時期 60.4.1	60.7.1
15	61.10.15	6,182円 (2.26%)	改善額、率、計 6,214円 (2.27%) 給 料 月 額 5,708円 (2.09%) 扶 養 手 当 303円 (0.11%) そ の 他 203円 (0.07%) 1 初任給調整手当 支給限度額235,000円 2 扶養手当 配偶者15,000円 (配偶者のない職員の扶養親族 1人10,000円) 3 宿日直手当 支給額の限度を勤務1回につき通常の宿日直勤 務は、2,300円、人事委員会規則で定める管理又は 監督の業務その他の特殊な業務を主とする宿日直 勤務は、4,200円 (土曜日又はこれに相当する日に 退庁時から引き続く場合にあつては、それぞれ 3,450円、6,300円) とすること 4 実施時期 61.4.1	勧告どおり
16	62.10.19	4,101円 (1.43%)	改善額、率、計 4,125円 (1.44%) 給 料 月 額 3,720円 (1.30%) 扶 養 手 当 306円 (0.11%) そ の 他 99円 (0.03%) 1 初任給調整手当 支給限度額239,000円 2 住居手当 2分の1加算限度額8,500円 3 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額21,000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様と する 4 実施時期 62.4.1	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告		県 の 決 定
			改 定 の 内 容		実 施 状 況
17	63. 10. 18	6,577円 (2.23%)	改善額、率、計 給 料 月 額 扶 養 手 当 住 居 手 当 そ の 他	6,820円 (2.32%) 6,098円 (2.07%) 309円 (0.10%) 197円 (0.07%) 216円 (0.08%)	勧告どおり
			1 初任給調整手当 支給限度額246,000円 2 扶養手当 子、孫及び弟妹について満18歳に達した日以降の最初の3月31日までは扶養親族とすること 配偶者16,000円、配偶者がない職員の扶養親族1人10,500円 3 住居手当 2分の1加算限度額11,500円 4 寒冷地手当 北海道に在勤する職員の基準額に加算される額 (1) 世帯主である職員 (扶養親族のある職員) 51,600円 (2) 世帯主である職員 (扶養親族のない職員) 34,400円 (3) その他の職員 17,200円 5 実施時期 63. 4. 1		
18	平成元. 10. 9	9,199円 (3.01%)	改善額、率、計 給 料 月 額 通 勤 手 当 そ の 他	9,031円 (2.96%) 8,459円 (2.77%) 280円 (0.09%) 292円 (0.10%)	勧告どおり
			1 初任給調整手当 支給限度額255,000円 2 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給限度額30,000円 交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とする。 3 期末手当及び勤勉手当 6月に支給される期末手当及び勤勉手当の額をそれぞれ0.1月分増額する。 4 実施時期 元. 4. 1		
19	2. 10. 19	11,001円 (3.45%)	改善額、率、計 給 料 月 額 住 居 手 当 そ の 他	10,862円 (3.41%) 10,380円 (3.26%) 126円 (0.04%) 356円 (0.11%)	期末・勤勉手当に係る新たな加算措置の対象範囲を除き勧告どおり
			1 初任給調整手当 支給限度額265,000円 2 住居手当 全額支給限度額10,000円、2分の1加算限度額13,000円 3 期末・勤勉手当 年間支給割合5.35月分 (1) 期末手当 6月期：1.6 月分 12月期：2.0 月分 3月分：0.55月分 (2) 新たな加算措置の導入 係長級以上の職員に職務段階等に応じ、手当額算定の基礎額に給料及びこれに対する調整手当の合計額の20%以内の額を加算 4 その他 通勤による災害を受けた者に対する給与上の取扱いを公務上の災害を受けた場合と同様とする 5 実施時期 2. 4. 1	※副主査以上の職員で実施 ※3. 5. 1から主任以上の職員で実施	

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勧 告		県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況	
20	3. 10. 11	11,901円 (3.571%)	改善額、率、計 11,625円 (3.49%) 給 料 月 額 10,678円 (3.21%) 扶 養 手 当 541円 (0.16%) 通 勤 手 当 91円 (0.03%) そ の 他 315円 (0.09%)	1 初任給調整手当 支給限度額276,000円 2 扶養手当 子等配偶者以外の扶養親族2人まで1人につき 5,500円(配偶者のない職員の扶養親族1人11,000 円)、児童手当との調整措置を廃止 3 通勤手当 交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額 支給の限度額40,000円、交通機関等と交通用具を 併用する場合も同様とする 4 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務2,900円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務5,100円 5 期末手当及び勤勉手当 12月期に支給される期末手当の額を0.1月分増額 する 6 実施時期 3. 4. 1	勧告どおり
21	4. 10. 9	9,922円 (2.81%)	改善額、率、計 9,122円 (2.58%) 給 料 月 額 8,257円 (2.34%) 扶 養 手 当 515円 (0.14%) 住 居 手 当 106円 (0.03%) そ の 他 244円 (0.07%)	1 初任給調整手当 支給限度額285,000円 2 扶養手当 子、孫及び弟妹について、満22歳に達する日以 後の最初の3月31日までは扶養親族とすること 3 調整手当 東京都(特別区)の支給割合100分の12 (ただし、平成6.3.31までは100分の11) 4 住居手当 基礎控除12,000円、全額支給限度額11,000円、 2分の1加算限度額15,000円、最高支給限度額 26,000円 5 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務3,200円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務5,600円 6 実施時期 4. 4. 1ただし5については平成5. 1. 1、3 については、平成5. 4. 1から実施	勧告どおり
22	5. 10. 7	7,032円 (1.91%)	改善額、率、計 7,215円 (1.96%) 給 料 月 額 6,248円 (1.70%) 扶 養 手 当 746円 (0.20%) 住 居 手 当 30円 (0.01%) そ の 他 191円 (0.05%)	1 初任給調整手当 支給限度額294,000円 2 扶養手当 子等配偶者以外の扶養親族のうち3人目以下1 人につき月額2,000円とすること 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき1,000円を加算すること 3 住居手当 2分の1加算限度額16,000円、最高支給限度額 27,000円	勧告どおり ただし、公安職給料表 の10級の改定につい ては、6.11. 1

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			4 単身赴任手当（加算額） 交通距離の区分：8区分、最高1,500km以上支給額：4,000円～29,000円 5 時間外勤務手当及び休日勤務手当 国家公務員の超過勤務手当及び休日給の改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。 6 期末手当 3月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.5月分及び2.0月分とすること 7 実施時期 5.4.1ただし、公安職給料表の改定のうち10級に係る部分については、平成5.11.1、5については、平成6.4.1から実施	
23	6.10.6	4,356円 (1.15%)	改善額、率、計 4,470円 (1.18%) 1 初任給調整手当 医師等の最高支給限度額299,000円 2 扶養手当 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき2,000円加算 3 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務3,300円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務6,000円 4 期末手当（年間支給割合1.9月） 5 実施時期 6.4.1	勧告どおり
24	7.10.5	3,435円 (0.89%)	改善額、率、計 3,154円 (0.80%) 給 料 月 額 2,812円 (0.72%) 扶 養 手 当 201円 (0.06%) そ の 他 141円 (0.02%) 計 3,154円 (0.80%) 1 初任給調整手当 支給限度額302,000円 2 扶養手当 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子各1人2,500円を加算すること 3 住居手当 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する借家・借間に対し、現行手当額の2分の1を支給 4 宿日直手当 通常の宿日直勤務3,400円 特殊な業務を主とする宿日直勤務6,400円 5 実施時期 平成7年4月1日。ただし3及び4については平成8年1月1日から実施すること。	勧告どおり
25	8.10.4	3,632円 (0.93%)	改善額、率、計 3,320円 (0.85%) 給 料 月 額 3,005円 (0.77%) 諸 手 当 225円 (0.06%) そ の 他 90円 (0.02%) 計 3,320円 (0.85%) 1 初任給調整手当 支給限度額 307,500円 2 扶養手当 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき3,000円を加算すること。	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			3 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額 45,000円 4 宿日直手当 通常の宿日直勤務 3,600円 特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,600円 5 実施時期 平成8年4月1日。ただし、4については平成 9年1月1日から実施すること。	
26	9.10.3	3,881円 (0.99%)	改善額、率、計 3,665円 (0.93%) 給 料 月 額 3,145円 (0.80%) 扶 養 手 当 402円 (0.10%) そ の 他 118円 (0.03%) 計 3,665円 (0.93%) 1 初任給調整手当 支給限度額 312,200円 2 扶養手当 (1) 扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 の扶養親族に係る手当の月額を6,500円とす ること。 (2) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末ま での子1人につき4,000円を加算すること 3 特地勤務手当に準ずる手当 支給月額の限度を給料及び扶養手当の合計額 の100分の6とすること 4 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務 3,800円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,800 円 5 期末手当 3月期の支給割合を0.55月分とする。 6 実施時期 平成9年4月1日。ただし、4については平成 10年1月1日、3については平成10年4月1日 から実施すること。	勧告どおり
27	10.10.5	2,946円 (0.73%)	改善額、率、計 2,781円 (0.71%) 給 料 月 額 2,254円 (0.58%) 諸 手 当 471円 (0.12%) そ の 他 56円 (0.01%) 計 2,781円 (0.71%) 1 初任給調整手当 支給限度額 316,400円 2 扶養手当 満16歳の年度初めから満22歳の年度末ま での子 1人5,000円を加算すること 3 単身赴任手当 単身赴任手当の基礎額を月額23,000円とし、 距離区分に応じて加算される額の限度を月 額45,000円とすること。 4 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務 4,000円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務7,000 円 5 実施時期 平成10年4月1日。ただし、4については平成 11年1月1日から実施すること。	勧告どおり
28	11.10.5	1,062円 (0.26%)	改善額、率、計 888円 (0.23%) 給 料 月 額 875円 (0.22%) そ の 他 13円 (0.01%) 計 888円 (0.23%) 1 宿日直手当 (1) 通常の宿日直勤務4,200円 (2) 特殊な業務を主とする宿日直勤務7,200 円	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			2 期末手当 (1) 平成11年度の支給割合 年間の支給割合が3.75月となるよう所要の措置を講ずること (2) 平成12年度以降の支給割合 3月、6月、及び12月の支給割合をそれぞれ0.55月分、1.45月分及び1.75月分とすること 3 実施時期 平成11年4月1日。ただし、1については平成12年4月1日から実施すること。	
29	12.10.4	432円 (0.11%)	改善額、率、計 488円 (0.12%) その他 488円 (0.12%) 計 488円 (0.12%) 1 扶養手当 (1) 配偶者以外の子等の扶養親族のうち2人までの手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合又は職員に配偶者がいない場合に係る1人目の手当の月額を除く。）を各1人につき6,000円とすること (2) 子等の扶養親族のうち3人目からの手当の月額を1人につき3,000円とすること 2 期末・勤勉手当 年間支給割合 4.75月分 3 実施時期 平成12年4月1日	勧告どおり
30	13.10.5	188円 (0.05%)	改善額、率、計 188円 (0.05%) その他（暫定一時金） 188円 (0.05%) 計 188円 (0.05%) 1 暫定一時金について 職員給与と民間給与との較差については、人事院勧告を考慮して、暫定的な給与上の措置を講ずること。 2 期末・勤勉手当 人事院勧告の内容に準じて、所要の措置を講ずること。年間支給割合 4.7月分 3 実施時期 平成13年4月1日	勧告どおり ※人事委員会勧告における「暫定一時金」と給与条例での「特例一時金」は同じ手当。
31	14.10.7	△8,319円 (△2.11%)	改定額、率、計 △7,460円 (△1.90%) 給料月額 △6,962円 (△1.77%) 諸手当 △350円 (△0.09%) その他 △148円 (△0.04%) 計 △7,460円 (△1.90%) 1 初任給調整手当 支給限度額 311,400円 2 扶養手当 配偶者14,000円 子等のうち3人目以降 各1人5,000円 3 期末・勤勉手当 (1) 人事院勧告の内容に準じて、所要の措置を講ずること。年間支給割合 4.65月分 (2) 3月期の廃止（平成15年度から） 4 特例一時金の廃止 5 給料の調整額の経過措置 6 実施時期 この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施。ただし、平成15年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る措置については平成15年4月1日から実施すること。	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
32	15. 9. 26	△4,448円 (△1.16%)	<p>改 定 額、率、計 3,930円 (△1.03%) 給 料 月 額 3,691円 (△0.96%) 諸 手 当 △ 137円 (△0.04%) そ の 他 △ 102円 (△0.03%)</p> <p>1 初任給調整手当 支給限度額 307,900円</p> <p>2 扶養手当 配偶者13,500円</p> <p>3 通勤手当 交通機関等利用者の全額支給限度額 55,000円</p> <p>4 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.40月分となるよう、期末手当 の支給割合を0.25月分引き下げること。</p> <p>5 実施時期 この勧告を実施するための条例の公布の日の属 する月の翌月の初日（公布の日が月の初日である ときは、その日）から実施。ただし、3の通勤手 当及び4の平成16年度以降の期末手当の改定につ いては平成16年4月1日から実施すること。</p>	勧告どおり
33	16. 10. 6	△187円 (△0.05%)	<p>1 通勤手当 交通機関等利用者について、6箇月定期券等の 低廉な定期券の価額により一括支給とすること。</p> <p>2 任期付研究員（招へい型）及び特定任期付職員 の給料月額の上限を国家公務員における指定職俸 給表11号俸相当額とすること。</p> <p>3 実施時期 1については平成17年4月1日。2については この勧告を実施するための条例公布の日から実施 すること。</p>	勧告どおり
34	17. 10. 6	△1,497円 (△0.40%)	<p>改 定 額、率、計 1,281円 (△0.34%) 給 料 月 額 1,101円 (△0.29%) 扶 養 手 当 △ 137円 (△0.04%) そ の 他 △ 43円 (△0.01%)</p> <p>I 公民の給与較差に基づく給与改定</p> <p>1 初任給調整手当 支給限度額 306,900円</p> <p>2 扶養手当 配偶者13,000円</p> <p>3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.45月分となるよう、勤勉手当 の支給割合を0.05月分引き上げること。</p> <p>4 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日の属す る月の翌月の初日（公布日が月の初日であるとき は、その日） ただし、平成18年度以降の勤勉手当の改定につ いては、平成18年4月1日から実施すること。</p> <p>5 特例措置 4月からの公民較差を解消させる観点から、4 月から改定の実施前までの期間に係る較差相当分 を本年12月期の期末手当で制度的に調整</p> <p>II 給与構造の改革</p> <p>1 給料表 給与水準の是正（全体として平均4.8%引下 げ、給与カーブのフラット化）、級構成の再編 及び号給構成等の見直しを行うため、新たな給 料表の適用</p> <p>2 昇給制度 (1) 昇給は人事委員会規則で定める日に、同日 前1年間におけるその者の勤務成績に応じて 行うこと。</p>	<p>勧告どおり</p> <p>ただし、5の(2)を除く。</p>

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			<p>(2) 昇給の号給数は、(1)に定める期間の全部を良好な成績で勤務した場合、4号給を標準とすること。 55歳昇給停止措置を55歳昇給抑制措置に替え、55歳を超える職員を昇給させる場合の号給数は、2号給を標準とすること。</p> <p>(3) 現行のいわゆる枠外昇給制度の廃止。</p> <p>3 地域手当の新設 現行の調整手当に替えて、地域手当を支給(6級地区分、3%~18%)</p> <p>4 実施時期 平成18年4月1日</p> <p>5 経過措置 (1) 差額の支給 新給料月額が旧給料月額に達するまでの間、新給料月額の差額を支給。 (2) 昇給に関する特例措置 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間、昇給幅を1号給抑制。 (3) 地域手当の支給割合の特例措置 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に段階的に導入</p>	
35	18.10.5	146円 (0.04%)	<p>1 管理職手当 定率制から定額制へ移行</p> <p>2 扶養手当 3人目以降の子等の支給月額6,000円</p> <p>3 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)適用者に係る地域手当の導入</p> <p>4 実施時期 1及び2については平成19年4月1日。3についてはこの勧告を実施するための条例公布の日から実施すること。</p> <p>5 経過措置 1については、定額化後の管理職手当が平成19年3月31日に受けていた手当額に達しない職員に対して、必要な経過措置を講ずること。</p>	勧告どおり
36	19.10.12	3,752円 (1.01%)	<p>改 定 額、率、計 721円 (0.20%) 給 料 月 額 394円 (0.11%) 諸 手 当 327円 (0.09%)</p> <p>1 給料表 初任給を中心に若年層に限定し改定</p> <p>2 扶養手当 配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額6,500円</p> <p>3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.35月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き下げること。</p> <p>4 実施時期 平成19年4月1日。ただし、3についてはこの勧告を実施するための条例公布の日。</p>	勧告どおり
37	20.10.9	80円 (0.02%)	<p>1 給料表 教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)について、特2級を設置</p> <p>2 初任給調整手当 支給限度額410,900円</p> <p>3 実施時期 平成21年4月1日</p>	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
38	21. 10. 8	△511円 (△0.14%)	改 定 額、率、計 △623円 (△0.17%) 給 料 月 額 △612円 (△0.17%) は ね 返 り △ 11円 (△0.00%) 1 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.15月分となるよう、期末手当の支給割合を0.15月分、勤勉手当の支給割合を0.05月分それぞれ引き下げること。 2 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）ただし、平成22年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については平成22年4月1日から実施すること。	勧告どおり
39	22. 10. 7	△519円 (△0.15%)	改 定 額、率、計 △502円 (△0.14%) 給 料 月 額 △343円 (△0.11%) 地 域 手 当 △159円 (△0.04%) 1 給料表 中高年齢層（40歳台以上）が受ける給料月額に限定して引下げ。 2 行政職給料表6級以上の職員の給料月額等給料の支給額を0.2%減額。 ※ 給与構造改革の給与水準引下げに伴う経過措置額についても、1の改定及び2の措置を踏まえて引下げ。 3 期末・勤勉手当 年間支給割合が3.95月分となるよう、期末手当の支給割合を0.15月分、勤勉手当の支給割合を0.05月分それぞれ引き下げること。 4 地域手当 異動に係る地域手当を廃止 5 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日） ただし、平成23年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については、平成23年4月1日から実施すること。	勧告どおり ただし、4については平成23年4月1日実施
40	23. 11. 1	△668円 (△0.19%)	改 定 額、率、計 △738円 (△0.21%) 給 料 月 額 △728円 (△0.21%) は ね 返 り △ 10円 (△0.00%) 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）	勧告どおり
41	24. 10. 11	△532円 (△0.15%)	改 定 額、率、計 △711円 (△0.20%) 住 居 手 当 △711円 (△0.20%) 1 住居手当 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。 2 給与構造改革における経過措置額 平成18年度から実施された給与構造改革に伴う経過措置額については、平成25年4月1日に2分の1を減額して支給し、平成26年4月1日に廃止すること。 3 実施時期 1についてはこの勧告を実施するための条例公布の日の属する月の翌月の初日（公布日）が月の初日であるときは、その日） 2については平成25年4月1日から実施すること。	1については勧告どおり。 2については、平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、平成25年4月1日から差額相当額の2分の1に相当する額（上限5,000円）、平成26年4月1日から差額相当額が10,000円を超える場合に限りその超える額を、平成27年4月1日から差額相当額が15,000円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
42	25.10.8	△146円 (△0.04%)	<p>1 55歳超職員の昇給の見直し 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号給昇給）、特に良好以上の成績である場合に限り昇給させることとする。</p> <p>2 実施時期 平成26年4月1日</p>	勧告どおり ただし、一般職員の昇給の号給数は、平成28年4月1日までの間、従前どおりとする。
43	26.10.7	830円 (0.24%)	<p>改 定 額、率、計 1,165円 (0.34%) 給 料 月 額 1,138円 (0.33%) は ね 返 り 27円 (0.01%)</p> <p>I 平成26年4月の公民の給与較差に基づく給与改定</p> <p>1 給料表 若年層に重点を置いた引上げ改定</p> <p>2 初任給調整手当 支給限度額412,200円</p> <p>3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.10月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.15月分引き上げること。</p> <p>4 単身赴任手当 再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。</p> <p>5 実施時期等 平成26年4月1日 ただし、平成26年12月期の期末・勤勉手当の改定については平成26年12月1日から、平成27年6月期以降の期末・勤勉手当の改定及び4については平成27年4月1日から実施すること。</p> <p>II 給与制度の総合的見直しのための給与改定</p> <p>1 給料表 水準を平均2%引き下げ。ただし、1級及び2級の初任給に係る号給は据え置く。</p> <p>2 行政職給料表6級以上の職員の給料月額等 行政職給料表6級以上及びこれに相当する職員の給料月額の減額措置については、平成30年3月31日までの間とすること。</p> <p>3 地域手当 支給割合 最大20%</p> <p>4 単身赴任手当 基礎額30,000円、加算額8,000円～70,000円</p> <p>5 管理職員特別勤務手当 災害への対処等臨時・緊急の必要により平日深夜午前0時～5時の間に勤務した場合、1回6,000円を上限として支給。</p> <p>6 実施時期 平成27年4月1日</p> <p>7 経過措置 平成30年3月31日までの間、激変緩和を図るため、人事院勧告に準じて経過措置（現給保障）を講じること。3及び4については段階的に実施することとし、実施の方法については人事院勧告の経過措置に準ずること。</p>	<p>勧告どおり</p> <p>勧告どおり</p>
44	27.10.13	707円 (0.21%)	<p>改 定 額、率、計 628円 (0.18%) 給 料 月 額 614円 (0.18%) は ね 返 り 14円 (0.00%)</p> <p>1 給料表 若年層に重点を置いて引上げ改定</p> <p>2 初任給調整手当 支給限度額413,300円</p>	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.20月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げること。 4 実施時期 平成27年4月1日 ただし、平成27年12月期の期末・勤勉手当の改定については平成27年12月1日から、平成28年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については平成28年4月1日からそれぞれ実施すること。	
45	28.10.11	934円 (0.27%)	改 定 額、率、計 637円 (0.18%) 給 料 月 額 626円 (0.18%) は ね 返 り 11円 (0.00%) 1 給料表 若年層に重点を置いて引上げ改定 2 初任給調整手当 支給限度額413,800円 3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.30月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げること。 4 扶養手当 配偶者及び父母等6,500円、子10,000円 部長級の職員には、子以外の扶養親族に係る扶養手当は支給しない。統括監級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当額を3,500円支給。 5 実施時期 平成28年4月1日 ただし、平成28年12月期の期末・勤勉手当の改定についてはこの勧告を実施するための条例公布の日から、平成29年6月期以降の期末・勤勉手当の改定及び4については平成29年4月1日から実施すること。 6 扶養手当の月額等の特例措置 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、激変緩和を図るため、特例措置を講じること。	勧告どおり
46	29.10.10	650円 (0.19%)	改 定 額、率、計 562円 (0.16%) 給 料 月 額 555円 (0.16%) は ね 返 り 7円 (0.00%) 1 給料表 若年層に重点を置いて引上げ改定 2 初任給調整手当 支給限度額414,300円 3 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.40月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げること。 4 実施時期 平成29年4月1日 ただし、平成29年12月期の期末・勤勉手当の改定についてはこの勧告を実施するための条例公布の日から、平成30年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については平成30年4月1日から実施すること。	勧告どおり
47	30.10.11	666円 (0.19%)	改 定 額、率、計 625円 (0.18%) 給 料 月 額 616円 (0.18%) は ね 返 り 9円 (0.00%) 1 給料表 初任給と若年層を中心として水準引上げ	勧告どおり

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
			2 初任給調整手当 支給限度額414,800円 3 宿日直手当 勤務1回に係る支給限度額を、通常の宿日直勤務は4,400円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円（勤務時間が通常勤務の日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,600円、11,100円）とすること。 4 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.45月分となるよう、勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げること。 5 実施時期 平成30年4月1日 ただし、平成30年12月期の期末・勤勉手当の改定についてはこの勧告を実施するための条例公布の日から、平成31年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については平成31年4月1日から実施すること。	
48	令和元. 10. 8	495円 (0.14%)	改 定 額、率、計 453円 (0.13%) 給 料 月 額 442円 (0.13%) は ね 返 り 11円 (0.00%) 1 給料表 初任給と若年層の水準を引上げ 2 住居手当 手当の支給対象となる家賃額の下限を月額16,000円とし、手当額の上限を月額28,000円とすること。 3 実施時期 平成31年4月1日 ただし、2については令和2年4月1日から実施すること。 4 住居手当の支給に関する経過措置 令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、2の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が1,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和5年3月31日までの間、段階的に住居手当の支給に關し所要の措置を講ずること。	勧告どおり
49	2.11.2	—	勧告（期末・勤勉手当の改定）なし	
	2.12.1	△76円 (△0.02%)	勧告（給料表の改定）なし	
50	3.10.5	△27円 (△0.01%)	1 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.30月分となるよう、期末手当の支給割合を0.15月分引き下げること。 2 実施時期 この勧告を実施するための条例公布の日から実施すること。ただし、令和4年6月期以降の期末・勤勉手当の改定については、令和4年4月1日から実施すること。	勧告どおり ただし、令和3年12月期の期末手当については、令和4年6月期の期末手当において調整額を減ずる特例措置を実施

回数	勧告年月日	公 民 較 差	勸 告	県 の 決 定
			改 定 の 内 容	実 施 状 況
51	4.10.4	860円 (0.25%)	改 定 額、率、計 833円 (0.24%) 給 料 月 額 811円 (0.23%) は ね 返 り 22円 (0.01%) 1 給料表 初任給と若年層の水準を引上げ 2 期末・勤勉手当 年間支給割合が4.40月分となるよう、勤勉手当 の支給割合を0.10月分引き上げること。 3 実施時期 令和4年4月1日 ただし、令和4年12月期の期末・勤勉手当の改 定についてはこの勧告を実施するための条例公布 の日から、令和5年6月期以降の期末・勤勉手当 の改定については令和5年4月1日から実施する こと。	

5 国及び県の一般職員の給与改定状況

年次	人 事 院					県 人 事 委 員 会								
	回	勧告 月日	改定額	改定率	実施 時期	回	勧告 月日	給 料		諸手当等		計		実施 時期
								改善額	配分率	改善額	配分率	改善額	配分率	
			円	%				円	%	円	%	円	%	
昭和47年	24	8.15	8,907	10.68	4.1	1	11.15	7,872	11.07	1,005	1.41	8,832	12.48	5.15
48年	25	8.9	14,493	15.39	4.1	2	9.14	12,311	13.42	1,757	1.91	14,068	15.38	4.1
49年	26	7.26	31,114	29.64	4.1	3	8.20	25,302	26.88	3,144	3.34	28,446	30.22	4.1
50年	27	8.13	15,177	10.85	4.1	4	9.30	13,113	9.54	1,375	1.00	14,508	10.54	7.1
51年	28	8.1	11,014	6.94	4.1	5	11.1	4,528	2.90	992	0.63	5,520	3.53	4.1
52年	29	8.9	12,005	6.92	4.1	6	11.1	10,539	6.29	1,135	0.67	11,674	6.96	4.1
53年	30	8.11	7,269	3.84	4.1	7	10.23	6,019	3.30	1,019	0.56	7,038	3.86	4.1
54年	31	8.1	7,737	3.70	4.1	8	11.1	6,302	3.19	1,040	0.53	7,342	3.72	4.1
55年	32	8.8	9,621	4.61	4.1	9	10.31	8,327	4.04	1,244	0.60	9,571	4.64	4.1
56年	33	8.7	11,528	5.23	4.1	10	11.2	10,035	4.67	499	0.23	10,534	4.90	4.1
57年	34	8.6	10,715	4.58	4.1	11	11.2	9,539	4.04	1,229	0.52	10,768	4.56	
		*1	0	0	見送り			0	0.00	0	0.00	0	0.00	見送り
58年	35	8.5	15,230	6.47	4.1	12	10.24	13,636	5.70	1,804	0.75	15,440	6.45	4.1
		*1	不明	2.03	一部			4,272	1.78	704	0.30	4,976	2.08	一部
59年	36	8.1	15,541	6.44	4.1	13	10.17	13,844	5.71	1,617	0.66	15,461	6.37	4.1
		*1	不明	3.37	一部			7,204	2.97	992	0.41	8,196	3.31	一部
60年	37	8.7	14,312	5.74	4.1	14	10.28	11,831	4.64	960	0.37	12,791	5.01	4.1
		*1												7.1
61年	38	8.12	6,096	2.31	4.1	15	10.15	5,708	2.09	506	0.18	6,214	2.27	4.1
62年	39	8.6	3,985	1.47	4.1	16	10.19	3,720	1.30	405	0.14	4,125	1.44	4.1
63年	40	8.4	6,470	2.35	4.1	17	10.18	6,098	2.07	722	0.25	6,820	2.32	4.1
平成元年	41	8.4	8,777	3.11	4.1	18	10.9	8,459	2.77	572	0.19	9,031	2.96	4.1
2年	42	8.7	10,728	3.67	4.1	19	10.19	10,380	3.26	482	0.15	10,862	3.41	4.1
3年	43	8.7	11,244	3.71	4.1	20	10.11	10,678	3.21	947	0.28	11,625	3.49	4.1
4年	44	8.7	9,072	2.87	4.1	21	10.9	8,257	2.34	865	0.24	9,122	2.58	4.1
5年	45	8.3	6,286	1.92	4.1	22	10.7	6,248	1.70	967	0.26	7,215	1.96	4.1
6年	46	8.2	3,975	1.18	4.1	23	10.6	3,953	1.04	517	0.14	4,470	1.18	4.1
7年	47	8.1	3,097	0.90	4.1	24	10.5	2,812	0.72	342	0.08	3,154	0.80	4.1
8年	48	8.1	3,367	0.95	4.1	25	10.4	3,005	0.77	315	0.08	3,320	0.85	4.1
9年	49	8.4	3,632	1.02	4.1	26	10.3	3,145	0.80	520	0.13	3,665	0.93	4.1
10年	50	8.12	2,785	0.76	4.1	27	10.5	2,254	0.58	527	0.13	2,781	0.71	4.1
11年	51	8.11	1,054	0.28	4.1	28	10.5	875	0.22	13	0.00	888	0.23	4.1
12年	52	8.15	434	0.12	4.1	29	10.4	0	0.00	488	0.12	488	0.12	4.1
13年	53	8.8	313	0.08	4.1	30	10.5	0	0.00	188	0.05	188	0.05	4.1
14年	54	8.8	△7,770	△ 2.03	12.1 *2	31	10.7	△6,962	△1.77	△498	△0.13	△7,460	△1.90	15.1 *2

年次	人 事 院					県 人 事 委 員 会								
	回	勧告 月日	改定額	改定率	実施 時期	回	勧告 月日	給 料		諸手当等		計		実施 時期
								改善額	配分率	改善額	配分率	改善額	配分率	
			円	%				円	%	円	%	円	%	
15年	55	8.8	△ 4,054	△ 1.07	11.1 _{*2}	32	9.26	△3,691	△0.96	△239	△0.07	△3,930	△1.03	12.1 _{*2}
16年	56	8.9	—	—	12.1	33	10.6	—	—	—	—	—	—	*3
17年	57	8.15	△ 1,389	△ 0.36	12.1 _{*2,*4}	34	10.6	△ 1,101	△ 0.29	△ 180	△ 0.05	△ 1281	△ 0.34	12.1 _{*2,*4}
18年	58	8.8	—	—	*5	35	10.5	—	—	—	—	—	—	*6
19年	59	8.8	1,352	0.35	4.1	36	10.12	394	0.11	327	0.09	721	0.20	4.1
20年	60	8.11	—	—	—	37	10.9	—	—	—	—	—	—	—
21年	61	8.11	△ 863	△ 0.22	12.1 _{*2}	38	10.8	△ 612	△ 0.17	△ 11	0.00	△ 623	△ 0.17	12.1 _{*2}
22年	62	8.10	△ 757	△ 0.19	12.1 _{*2}	39	10.7	△ 343	△ 0.11	△ 159	△ 0.04	△ 502	△ 0.14	12.1 _{*2}
23年	63	9.30	△ 899	△ 0.23	12.1 _{*2}	40	11.1	△ 728	△ 0.21	△ 10	0.00	△ 738	△ 0.21	12.1 _{*2}
24年	64	8.8	—	—	*7	41	10.11	0	0.00	△ 711	△ 0.20	△ 711	△ 0.20	*8
25年	65	8.8	—	—	*7	42	10.8	—	—	—	—	—	—	—
26年	66	8.7	1,090	0.27	4.1	43	10.7	1138	0.33	27	0.01	1165	0.34	4.1 _{*9}
27年	67	8.6	1,469	0.36	4.1	44	10.13	614	0.18	14	0.00	628	0.18	4.1
28年	68	8.8	708	0.17	4.1	45	10.11	626	0.18	11	0.00	637	0.18	4.1
29年	69	8.8	631	0.15	4.1	46	10.10	555	0.16	7	0.00	562	0.16	4.1
30年	70	8.10	655	0.16	4.1	47	10.11	616	0.18	9	0.00	625	0.18	4.1
令和元年	71	8.7	387	0.09	4.1	48	10.8	442	0.13	11	0.00	453	0.13	4.1
2年	72	10.7	—	—	—	49	11.2	—	—	—	—	—	—	—
3年	73	8.1	—	—	—	50	10.5	—	—	—	—	—	—	—
4年	74	8.8	921	0.23	4.1	51	10.4	811	0.23	22	0.01	833	0.24	4.1

- *1 上下段に分かれている年は、上段が勧告内容、下段が実施状況
- *2 マイナス勧告については、勧告を実施した年の4.1に年間調整を実施
- *3 通勤手当の改定はH17.4.1、任期付研究員等の給料月額に係る上限の改定はH16.12.28
- *4 給与構造改革に係る改定等はH18.4.1
- *5 俸給の特別調整額及び扶養手当の改定はH19.4.1
- *6 管理職手当の定額化等の改定はH19.4.1、特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)適用者に係る地域手当(医師等の特例措置)の導入についてはH19.3.30
- *7 昇給・昇格制度改正についてはH25.1.1、昇給回復についてはH25.4.1
- *8 持家に係る住居手当の支給廃止はH25.1.1、経過措置額の廃止等についてはH25.4.1
- *9 給与制度の総合的見直しをH27.4.1から実施。経過措置はH30.3.31まで(ただし、平成29年度に知事において終期を1年延長しH31.3.31限りとした。)

6 初任給の推移

年月	県内民間企業初任給			県行政職職員初任給					
	大学卒 (円)	短大卒 (円)	高校卒 (円)	上級		中級		初級	
				等級	(円)	等級	(円)	等級	(円)
昭和47年 8月	45,038	37,800	36,840	(6-1)	45,300	(7-5)	39,900	(7-3)	37,500
48年	54,089	47,199	43,137	(6-1)	53,500	(7-5)	47,500	(7-3)	44,800
49年	69,661	59,750	55,931	(6-1)	70,000	(7-5)	62,500	(7-3)	59,200
50年	76,483	64,000	60,352	(6-1)	77,300	(7-5)	69,700	(7-3)	66,000
51年	80,004	注2	68,408	(6-1)	82,500	(7-5)	74,300	(7-3)	70,300
52年	89,591	注2	78,693	(6-1)	88,000	(7-5)	79,300	(7-3)	74,900
53年	93,330	88,833	78,271	(6-1)	90,500	(7-5)	81,400	(7-3)	76,600
54年	101,426	89,574	80,459	(6-1)	93,200	(7-5)	83,900	(7-3)	78,900
55年	103,407	101,106	80,573	(6-1)	97,000	(7-5)	87,200	(7-3)	82,000
56年	100,856	84,560	84,162	(6-1)	101,900	(7-5)	91,500	(7-3)	85,900
57年	107,962	95,061	91,569	(6-1)	101,900	(7-5)	91,500	(7-3)	85,900
58年	112,519	99,280	99,185	(6-1)	104,000	(7-5)	93,400	(7-3)	87,700
59年	115,916	101,379	96,525	(6-1)	107,500	(7-5)	96,600	(7-3)	90,700
				級号給		級号給		級号給	
60年	122,261	103,798	99,087	(2-1)	113,200	(1-4)	101,700	(1-2)	95,500
61年	127,943	109,056	99,551	(2-1)	115,900	(1-4)	104,100	(1-2)	97,800
62年	133,191	110,374	107,080	(2-1)	117,900	(1-4)	105,900	(1-2)	99,500
63年	137,645	116,237	101,772	(2-1)	121,100	(1-4)	108,800	(1-2)	102,200
平成元年	146,241	120,653	113,704	(2-1)	126,300	(1-4)	113,500	(1-2)	106,600
2年	141,534	117,591	105,340	(2-2)	143,100	(1-5)	125,600	(1-3)	117,300
3年	153,032	123,166	112,588	(2-2)	153,700	(1-5)	133,800	(1-3)	124,900
4年	167,093	132,991	128,199	(2-2)	161,400	(1-5)	141,000	(1-3)	131,900
5年	168,274	133,286	134,045	(2-2)	164,900	(1-5)	144,200	(1-3)	134,900
6年	170,380	136,947	138,850	(2-2)	167,200	(1-5)	145,900	(1-3)	136,500
7年	169,475	138,758	143,735	(2-2)	169,000	(1-5)	147,400	(1-3)	137,900
8年	168,820	137,681	137,222	(2-2)	171,000	(1-5)	148,900	(1-3)	139,300
9年	172,391	140,528	147,013	(2-2)	173,000	(1-5)	150,500	(1-3)	140,700
10年	170,090	139,038	142,826	(2-2)	174,200	(1-5)	151,600	(1-3)	141,700
11年	172,053	148,110	147,179	(2-2)	174,400	(1-5)	151,800	(1-3)	141,900
12年	176,131	142,439	154,348	(2-2)	174,400	(1-5)	151,800	(1-3)	141,900
13年	168,251	146,177	149,833	(2-2)	174,400	(1-5)	151,800	(1-3)	141,900
14年	179,425	138,820	140,945	(2-2)	171,500	(1-5)	149,200	(1-3)	139,500
15年	179,358	142,971	141,581	(2-2)	170,700	(1-5)	148,500	(1-3)	138,800
16年	185,769	155,712	153,536	(2-2)	170,700	(1-5)	148,500	(1-3)	138,800
17年	174,735	136,741	154,638	(2-2)	170,200	(1-5)	148,000	(1-3)	138,400
18年	175,979	139,129	143,581	(1-25)	170,200	(1-15)	151,000	(1-5)	138,400
19年	178,333	153,102	139,724	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
20年	170,755	142,271	147,968	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
21年	175,389	146,230	144,618	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
22年	170,634	140,153	142,523	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
23年	173,780	141,385	144,287	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
24年	167,493	140,810	146,464	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
25年	166,040	141,616	141,771	(1-25)	172,200	(1-15)	152,800	(1-5)	140,100
26年	169,372	142,770	139,002	(1-25)	174,200	(1-15)	154,800	(1-5)	142,100
27年	169,307	139,040	139,576	(1-25)	176,700	(1-15)	157,300	(1-5)	144,600
28年	177,493	145,150	145,001	(1-25)	178,200	(1-15)	158,800	(1-5)	146,100
29年	176,999	154,709	149,121	(1-25)	179,200	(1-15)	159,800	(1-5)	147,100
30年	175,149	146,510	142,127	(1-25)	180,700	(1-15)	161,300	(1-5)	148,600
31年	170,711	145,277	144,527	(1-25)	182,200	(1-15)	163,100	(1-5)	150,600
令和2年	185,213	159,064	157,736	(1-25)	182,200	(1-15)	163,100	(1-5)	150,600
3年	182,091	155,584	156,580	(1-25)	182,200	(1-15)	163,100	(1-5)	150,600
4年	179,170	166,634	146,568	(1-25)	185,200	(1-15)	167,100	(1-5)	154,600

注1 : 「県内民間企業初任給」は民間給与実態調査結果（平成17年までは企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上、平成18年からは企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県下の民間事業所を対象に調査）における新卒事務員・技術者の平均初任給である。

注2 : 昭和51年及び52年の県内民間企業初任給のうち、短大卒については調査対象がいなかった。

注3 : 昭和60年7月に等級制から級制に見直しが行われた。

注4 : 平成18年に級構成の再編及び号給構成の見直しが行われた。

初任給基準の変遷（昭和47年以降）

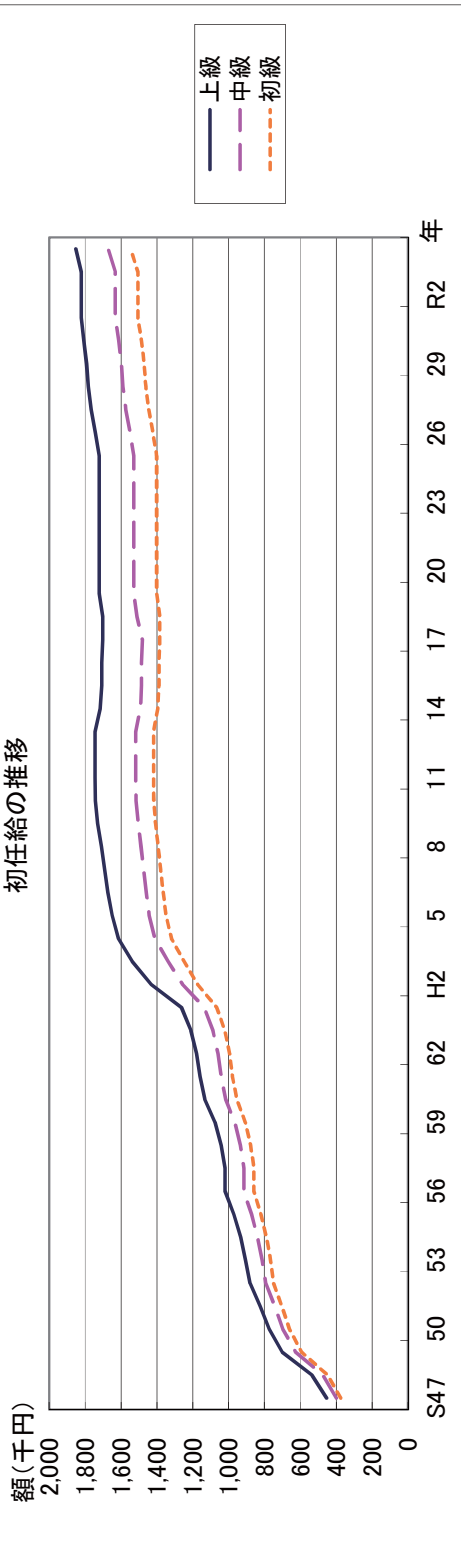
期	職 種 等	行 政 職			公安職	海事職 船 員 (高校卒)	教育職 (1) 助 手 (大学卒)	教育職 (2) 教 諭 (大学卒)	教育職 (3) 教 諭 (大学卒)	研究職		医療職 (1)		医療職(2)		医療職(3)					
		上 級	中 級	初 級						上 級	初 級	上 級	初 級	上 級	初 級	上 級	初 級	上 級	初 級	上 級	初 級
昭和47. 5. 15～昭和48. 3. 31		6-1 円 45,300	7-5 円 39,900	7-3 円 37,500	6-2 円 41,900	4-2 円 43,000		2-2 円 49,600	2-4 円 49,600	3-1 円 46,400	4-2 円 63,700	3-1 円 46,300	4-1 円 40,000	3-3 円 48,100	3-2 円 46,109						
48. 4. 1～	49. 3. 31	53,500	47,500	44,800	50,200	51,400		58,100	58,100	54,700	73,900	54,600	47,700	56,700	54,500						
49. 4. 1～	50. 6. 30	70,000	62,500	59,200	66,100	67,900		78,100	78,100	71,700	97,100	71,600	62,900	76,000	72,900						
50. 7. 1～	51. 3. 31	77,300	69,700	66,000	73,700	75,700		86,700	86,700	79,300	107,800	79,500	70,100	84,500	81,100						
51. 4. 1～	52. 3. 31	82,500	74,300	70,300	78,600	80,600		91,900	91,900	84,600	115,200	84,900	74,800	90,400	86,800						
52. 4. 1～	53. 3. 31	88,000	79,300	74,900	83,900	85,900		97,800	97,800	90,700	123,300	90,600	79,800	96,600	92,600						
53. 4. 1～	54. 3. 31	90,500	81,400	76,600	85,900	87,900		100,600	100,600	93,400	128,000	93,100	81,900	100,000	95,700						
54. 4. 1～	55. 3. 31	93,200	83,900	78,900	88,500	90,500		103,600	103,600	96,700	132,800	95,900	84,400	103,500	99,000						
55. 4. 1～	56. 3. 31	97,000	87,200	82,000	92,000	94,000		107,800	107,800	101,100	139,000	100,000	87,700	107,900	103,200						
56. 4. 1～	58. 3. 31	101,900	91,500	85,900	96,400	98,500		113,300	113,300	106,400	146,500	105,100	92,000	113,300	108,400						
58. 4. 1～	59. 3. 31	108,600	97,500	91,600	102,800	105,000		120,800	120,800	113,500	156,300	112,100	98,100	120,800	115,600						
59. 4. 1～	60. 6. 30	110,800	99,500	93,400	104,800	107,000		123,200	123,200	115,800	159,500	114,600	100,000	123,200	117,900						
60. 7. 1～	61. 3. 31	113,200	101,700	95,500	107,100	109,400		125,900	125,900	118,300	162,900	117,100	102,200	125,900	120,600						
61. 4. 1～	62. 3. 31	115,900	104,100	97,800	109,700	112,000	2-1 137,200	128,900	128,900	121,100	166,600	119,900	104,700	128,900	123,500						
62. 4. 1～	63. 3. 31	117,900	105,900	99,500	111,600	113,900	139,500	131,100	131,100	123,100	169,100	121,900	106,500	131,100	125,600						
63. 4. 1～平成元. 3. 31		121,100	108,800	102,200	114,600	117,000	143,200	134,600	134,600	126,400	173,200	125,200	109,400	134,600	129,000						
平成元 4. 1～	2. 3. 31	126,300	113,500	106,600	119,500	122,000	149,400	140,400	140,400	131,800	179,900	130,600	114,100	140,400	134,500						
2. 4. 1～	3. 3. 31	143,100	125,600	117,300	132,400	136,400	170,200	160,400	160,400	151,700	200,800	147,500	127,500	158,700	151,600						
3. 4. 1～	4. 3. 31	153,700	133,800	124,900	141,000	145,200	182,800	172,200	172,200	163,800	213,900	158,400	136,400	177,200	169,300						
4. 4. 1～	5. 3. 31	161,400	141,000	131,900	148,900	153,400	191,900	180,800	180,800	173,100	222,800	166,300	143,700	186,000	177,900						
5. 4. 1～	6. 3. 31	164,900	144,200	134,900	152,300	156,900	196,100	184,700	184,700	177,100	227,600	170,000	147,000	190,000	181,800						
6. 4. 1～	7. 3. 31	167,200	145,900	136,500	154,100	158,800	198,800	187,300	187,300	179,500	230,700	172,400	148,700	192,600	184,000						
7. 4. 1～	8. 3. 31	169,000	147,400	137,900	155,700	160,400	200,900	189,300	189,300	181,700	233,200	174,500	150,200	194,700	185,900						
8. 4. 1～	9. 3. 31	171,000	148,900	139,300	157,300	162,000	203,300	191,500	191,500	184,100	236,200	176,800	151,700	197,900	187,900						
9. 4. 1～	10. 3. 31	173,000	150,500	140,700	158,900	163,600	205,700	193,800	193,800	186,300	239,000	178,900	153,300	199,300	190,000						
10. 4. 1～	11. 3. 31	174,200	151,600	141,700	160,000	164,800	207,100	195,100	195,100	187,600	241,000	180,200	154,400	200,700	191,300						
11. 4. 1～	14. 3. 31	174,400	151,800	141,900	160,200	165,000	207,300	195,300	195,300	187,800	241,900	180,400	154,600	200,900	191,500						
14. 4. 1～	15. 3. 31	171,500	149,200	139,500	157,500	162,200	203,800	192,000	192,000	184,500	237,600	177,400	152,000	197,500	188,200						

初任給基準の変遷（昭和47年以降）

期	職 種 等	行 政 職			公安職	海事職 船 員 (高校卒)	教育職 (1) 助 手 (大学卒)	教育職 (2) 教 諭 (大学卒)	教育職 (3) 教 諭 (大学卒)	研究職	医療職(1)		医療職(2)		医療職(3)	
		上 級	中 級	初 級							初 級	初 級	上 級	医大卒	薬剤師 (大学卒)	栄養士 (短大卒)
15. 4. 1～	17. 3. 31	170,700	148,500	138,800	156,700	161,400	202,800	191,100	183,500	上 級	医大卒	235,900	176,600	151,300	187,300	
17. 4. 1～	18. 3. 31	170,200	148,000	138,400	156,200	160,900	202,200	190,500	183,000	2-1	1-1	235,200	176,100	150,800	186,700	
18. 4. 1～	19. 3. 31	170,200	151,000	138,400	156,200	160,900	202,200	190,500	183,000	2-13	2-1	235,200	176,100	154,200	186,700	
19. 4. 1～	24. 3. 31	172,200	152,800	140,100	158,100	162,900	204,600	192,800	185,100	2-15	2-15	237,700	178,200	156,000	188,900	
24. 4. 1～	25. 3. 31	172,200	152,800	140,100	158,100	162,900	204,600	192,800	185,100	1-3	1-3	237,700	200,800	156,000	188,900	
25. 4. 1～	26. 3. 31	172,200	152,800	140,100	161,500	162,900	204,600	192,800	185,100	1-5	1-5	237,700	200,800	156,000	188,900	
26. 4. 1～	27. 3. 31	174,200	154,800	142,100	163,800	165,200	207,000	195,100	187,200	1-15	1-15	240,100	202,700	158,100	191,300	
27. 4. 1～	28. 3. 31	176,700	157,300	144,600	166,700	168,200	210,000	197,900	189,800	1-25	1-25	243,300	205,300	160,700	194,200	
28. 4. 1～	29. 3. 31	178,200	158,800	146,100	168,400	169,900	211,700	199,500	191,400	1-25	1-25	245,200	206,800	162,200	195,900	
29. 4. 1～	30. 3. 31	179,200	159,800	147,100	169,500	171,100	212,900	200,600	192,500	1-25	1-25	246,400	207,800	163,200	197,100	
30. 4. 1～	31. 3. 31	180,700	161,300	148,600	171,200	172,900	214,600	202,300	194,000	1-25	1-25	247,900	209,000	164,700	198,800	
平成31. 4. 1～	令和 3. 3. 31	182,200	163,100	150,600	173,400	175,200	216,400	204,000	195,600	1-25	1-25	249,800	210,500	166,400	200,700	
令和 4. 4. 1～		185,200	167,100	154,600	178,000	179,900		207,400	198,800	1-25	1-25	253,600	213,600	170,500	204,900	

注 1 医療職(1)の「医大卒」は平成2年4月から「新大6卒」となる。
 2 医療職(2)の薬剤師「大学卒」については、薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により平成24年4月から「大学6卒」となる。
 3 金額の上記のものは、(等)級号給を示す。
 4 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年3月及び令和4年3月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

初任給の推移



7 民間における職種別給与の推移

(円)

年	職種別	部長		課長		係長		係員	
		事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術
昭和47年		146,381	147,526	106,989	104,646	92,544	91,525	56,058	78,683
48年		166,404	185,529	122,302	123,094	99,298	98,855	63,168	86,989
49年		198,238	197,725	139,951	154,761	115,714	120,316	77,812	103,823
50年		232,564	229,173	184,239	194,546	156,056	180,526	98,174	132,917
51年		276,667	274,447	212,996	223,216	170,678	188,569	112,224	149,760
52年		291,533	296,677	239,936	249,368	193,268	206,311	125,440	165,190
53年		312,914	287,793	254,948	252,963	213,337	233,128	136,224	186,410
54年		314,064	312,090	279,228	280,032	234,007	252,467	143,491	189,449
55年		327,149	355,402	289,982	289,467	240,357	272,094	148,457	200,404
56年		367,311	366,437	317,930	312,349	248,918	296,030	158,980	211,829
57年		399,899	406,039	339,649	348,253	269,751	303,568	166,452	213,028
58年		419,551	431,327	355,340	365,521	273,079	311,799	174,654	220,340
59年		424,512	447,496	357,963	376,381	271,868	348,620	176,782	225,836
60年		515,946	459,653	365,084	395,472	282,046	365,815	178,173	241,639
61年		473,011	437,691	387,377	405,106	337,850	315,426	180,850	224,783
62年		553,730	485,946	406,134	447,572	316,137	352,997	187,392	236,090
63年		480,020	465,229	406,184	442,980	309,711	351,798	196,629	254,391
平成元年		498,176	476,745	411,902	478,650	340,637	367,464	210,308	276,482
2年		523,324	529,172	458,057	502,654	340,709	380,694	223,293	278,075
3年		587,840	503,752	471,221	525,213	404,920	424,847	219,176	264,171
4年		519,479	548,865	436,478	500,773	384,684	481,060	219,249	279,989
5年		576,473	579,870	500,413	526,614	404,875	486,660	230,089	286,136
6年		531,378	606,347	512,536	603,183	418,225	505,514	231,450	281,556
7年		643,670	654,327	526,222	604,934	442,022	492,953	244,796	312,303
8年		561,879	560,706	482,952	593,758	421,419	525,698	231,842	298,356
9年		759,152	575,048	545,533	623,382	447,172	537,368	245,000	308,279
10年		610,650	554,057	513,619	614,437	436,882	574,088	249,537	298,105
11年		670,876	581,427	528,412	609,724	356,436	556,473	242,160	299,397
12年		590,797	543,359	517,315	595,304	413,505	540,751	246,554	316,487
13年		659,656	563,966	565,651	607,557	390,279	530,667	235,071	300,527
14年		633,768	568,549	457,117	627,480	378,554	509,946	233,307	276,673
15年		566,793	541,125	563,714	620,583	380,911	508,375	217,387	277,014
16年		559,502	538,627	509,323	559,779	364,800	421,496	237,562	263,380
17年		609,774	626,346	439,768	586,204	342,039	450,093	235,868	277,417
18年		579,881	508,020	443,880	414,306	334,850	393,264	218,844	239,978
19年		540,884	527,992	461,090	502,191	344,106	455,794	226,559	283,499
20年		588,846	535,723	460,006	477,386	335,962	407,997	220,627	247,133
21年		536,121	489,592	421,660	446,392	338,853	427,666	244,062	282,007
22年		560,406	527,465	444,381	461,129	350,647	427,811	234,420	267,295
23年		547,708	552,919	439,722	445,547	338,339	430,671	227,363	259,973
24年		581,531	573,543	441,397	476,748	319,694	427,480	231,244	272,369
25年		551,037	515,424	444,459	444,878	320,691	399,692	225,735	260,842
26年		544,183	497,559	444,537	472,826	320,245	400,322	228,170	249,453
27年		507,396	492,192	443,691	453,999	336,835	404,376	226,585	246,034
28年		558,570	509,004	460,150	482,161	347,072	405,739	230,680	270,015
29年		567,150	479,706	490,924	463,883	343,032	387,329	231,058	264,064
30年		573,247	506,253	466,357	510,217	330,306	340,803	231,838	259,829
31年		537,507	501,392	469,896	477,853	328,438	319,934	229,707	256,239
令和2年		546,888	539,695	495,423	542,012	316,758	356,459	229,676	263,556
3年		540,557	508,296	474,609	540,291	316,413	409,327	222,619	254,349
4年		579,085	534,520	511,815	480,164	327,188	336,917	229,205	259,552

8 諸手当の推移

(1) 初任給調整手当

(円)

区分 適用年月日	医 師 等	獣 医 師 (と畜検査又は狂 犬病予防従事者)	理工系職員	法文系職員
昭和47. 5. 15	100,000	5,000(48. 6. 1適用)	5,000	制定時1,000円だったが、s47. 12. 22廃止
48. 10. 1	110,000	8,000	8,000	
49. 4. 1	130,000	8,000	8,000	
50. 7. 1	140,000	8,000	8,000	
51. 4. 1	150,000	8,000	8,000	
52. 4. 1	160,000	8,000	8,000	
53. 4. 1	170,000	8,000	1,500(53. 12. 14適用)	
54. 4. 1	185,000	8,000	1,500	
55. 4. 1	195,000	8,000	1,500	
56. 4. 1	205,000	8,000	1,500	
58. 4. 1	209,500	8,000	1,500	
59. 4. 1	217,600	8,000	1,500	
60. 7. 1	230,000	8,000	1,500	
61. 4. 1	235,000	8,000	1,500	
62. 4. 1	239,000	8,000	1,500	
63. 4. 1	246,000	8,000	1,500	
平成元. 4. 1	255,000	8,000	1,500	
2. 4. 1	265,000	8,000	1,500	
3. 4. 1	276,000	8,000	1,500	
4. 4. 1	285,000	8,000	1,500	
5. 4. 1	294,000	8,000	1,500	
6. 4. 1	299,000	8,000	1,500	
7. 4. 1	302,900	8,000	1,500	
8. 4. 1	307,500	8,000	1,500	
9. 4. 1	312,200	8,000	1,500	
10. 4. 1	316,400	8,000	1,500	
15. 1. 1	311,400	8,000	1,500	
15. 12. 1	307,900	8,000	1,500	
17. 4. 1	307,900	8,000	廃止	
17. 12. 1	306,900	8,000		
21. 4. 1	410,900	8,000		
24. 4. 1	410,900	30,000		
26. 4. 1	412,200	30,000		
27. 4. 1	413,300	30,000		
28. 4. 1	413,800	30,000		
29. 4. 1	414,300	30,000		
30. 4. 1	414,800	30,000		

(2) 扶養手当 (平成 28 年度まで)

(円)

適用年月日	扶養親族で ある配偶者	扶養親族である子、父母等					特定期間に ある子に係 る加算額	備考	
		1 人目			2 人目	3 人目 以下			
		配偶者が養 親族である	配偶者が養 親族でない	配偶者が ない					
昭和 47. 5. 15	2,400	800		1,600	800	400	—	児童手当との調整	
48. 4. 1	3,500	1,000		2,500	1,000	400	—	扶養順位制導入	
49. 4. 1	5,000	1,500		3,500	1,500	400	—		
50. 4. 1	6,000	2,000		4,000	2,000	400	—		
51. 4. 1	7,000	2,200		4,500	2,200	1,000	—		
52. 4. 1	8,000	2,300		5,000	2,300	1,000	—		
53. 4. 1	9,000	2,700		5,500	2,700	1,000	—		
54. 4. 1	10,000	3,000		6,500	3,000	1,000	—		
55. 4. 1	11,000	3,500		7,500	3,500	1,000	—		
56. 4. 1	11,600	3,500		8,000	3,500	1,000	—		
57. 4. 1	11,600	3,500		8,000	3,500	1,000	—		
58. 4. 1	12,300	3,800		8,300	3,800	1,000	—		
59. 4. 1	13,200	4,200		8,900	4,200	1,000	—		
60. 7. 1	14,000	4,500		9,500	4,500	1,000	—		
61. 4. 1	15,000	4,500		10,000	4,500	1,000	—		
62. 4. 1	15,000	4,500		10,000	4,500	1,000	—		
63. 4. 1	16,000	4,500		10,500	4,500	1,000	—		
平成元. 4. 1	16,000	4,500		10,500	4,500	1,000	—		(注) 2
2. 4. 1	16,000	4,500		10,500	4,500	1,000	—		児童手当との 調整を廃止 (注) 3
3. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	—		
4. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	—		
5. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	1,000		
6. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	2,000		
7. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	2,500		
8. 4. 1	16,000	5,500		11,000	5,500	1,000	3,000		
9. 4. 1	16,000	5,500	6,500	11,000	5,500	1,000	4,000		
10. 4. 1	16,000	5,500	6,500	11,000	5,500	1,000	5,000		
12. 4. 1	16,000	6,000	6,500	11,000	6,000	3,000	5,000		
15. 4. 1	14,000	6,000	6,500	11,000	6,000	5,000	5,000		
15. 12. 1	13,500	6,000	6,500	11,000	6,000	5,000	5,000		
17. 12. 1	13,000	6,000	6,500	11,000	6,000	5,000	5,000		
19. 4. 1	13,000		6,500	11,000		6,500	5,000		

(注) 1. 昭和 49 年 4 月 1 日前の「扶養親族である子、父母等」欄の手当額は子についてのものであり、父母等については「3 人目以下」の手当額と同額であった。

2. 子、孫、弟妹に係る扶養手当の支給年齢の上限は、当初満 18 歳未満であり、その後、支給期間を平成元年 4 月 1 日以降は満 18 歳の年度末、平成 4 年 4 月 1 日以降は満 22 歳の年度末に改定した。

3. 「特定期間にある子」とは、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの間にある子をいう。

(2) 扶養手当（平成 29 年度以降）

(円)

適用年月日	扶養親族である配偶者			扶養親族である子	扶養親族である父母等			配偶者がいない場合の一人目		特定期間にある子に係る加算額	備考
	行政職 7 級相当まで	行政職 8 級相当	行政職 9 級相当		行政職 7 級相当まで	行政職 8 級相当	行政職 9 級相当	扶養親族である子	扶養親族である父母等		
～29. 3. 31	13,000	13,000	13,000	6,500	6,500	6,500	6,500	11,000	11,000	5,000	
29. 4. 1	10,000	10,000	10,000	8,000	6,500	6,500	6,500	10,000	9,000	5,000	
30. 4. 1	6,500	6,500	6,500	10,000	6,500	6,500	6,500	-	-	5,000	
31. 4. 1	6,500	3,500	3,500	10,000	6,500	3,500	3,500	-	-	5,000	
令和2. 4. 1	6,500	3,500	-	10,000	6,500	3,500	-	-	-	5,000	

※「特定期間にある子」とは、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの間にある子をいう。

(3) 住居手当

(円)

区分 適用年月日	借家・借間居住者				自宅居住者	
	基礎控除額	全額支給 限度額	2分の1加算 の限度額	最高支給 限度額	新築・購入 5年未満	新築・購入 5年以上
昭和 47. 5. 15	3,000	—	3,000	3,000	—	—
48. 10. 1	4,000	3,000	2,000	5,000	—	—
49. 4. 1	4,000	6,000	2,000	8,000	2,500	1,000
50. 7. 1	5,000	6,000	3,000	9,000	2,500	1,000
51. 4. 1	5,000	7,000	3,500	10,500	2,500	1,000
52. 4. 1	6,000	7,500	5,000	12,500	2,500	1,000
53. 4. 1	6,000	7,500	5,000	12,500	2,500	1,000
54. 4. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000
55. 4. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000
56. 4. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000
57. 4. 1	7,000	7,500	5,500	13,000	2,500	1,000
58. 4. 1	9,000	7,500	6,800	14,300	2,500	1,000
59. 4. 1	9,000	7,500	7,200	14,700	2,500	1,000
60. 4. 1	9,000	7,500	7,500	15,000	2,500	1,000
61. 4. 1	9,000	7,500	7,500	15,000	2,500	1,000
62. 4. 1	11,000	9,500	8,500	18,000	2,500	1,000
63. 4. 1	11,000	9,500	11,500	21,000	2,500	1,000
平成元 . 4. 1	11,000	9,500	11,500	21,000	2,500	1,000
2. 4. 1	11,000	10,000	11,500	23,000	2,500	1,000
3. 4. 1	11,000	10,000	13,000	23,000	2,500	1,000
4. 4. 1	12,000	11,000	15,000	26,000	2,500	1,000
5. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	2,500	1,000
6. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	2,500	
9. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	3,000	
19. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	2,500	
25. 4. 1	12,000	11,000	16,000	27,000	廃止	
令和 2. 4. 1	16,000	11,000	17,000	28,000	—	

(注) 平成8年1月1日より、単身赴任手当受給職員で、配偶者などが居住する借家・借間の家賃を支払っている者に対して、住居手当の月額2分の1相当額を支給している。

(4) 通勤手当

適用 年月日	区分	交通機関等利用者																備考		
		全額支給 限度額	1 / 2 加算 限度額	最高支給 限度額	2 km以上 6 km未満	6 km以上 12km未満	12km以上	12km以上 18km未満	18km以上 25km未満	25km以上	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上						
昭和 47. 5. 15		4,000	2,000	6,000	1,000	1,500	2,400													
48. 10. 1		5,000	2,000	7,000	1,100	1,500	2,500													
49. 4. 1		8,000	4,000	12,000	1,300	2,300		3,600	4,300	5,000										
50. 7. 1		10,000	5,000	15,000	1,600	2,800		4,200	4,900		5,600	6,300	7,000	7,700						
51. 4. 1		12,500	5,000	17,500	1,700	3,000		4,600	5,300		6,000	6,700	7,400	8,100						
52. 4. 1		14,000	5,500	19,500	2,000	3,400		5,300	6,100		6,900	7,700	8,500	9,300						

適用 年月日	区分	交通機関等利用者																		備考		
		全額支給 限度額	1 / 2 加算 限度額	最高支給 限度額	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km 以上 55km 未満	55km 以上 60km 未満	60km 以上 65km 未満	65km 以上 70km 未満	70km 以上			
53. 4. 1		15,000	1 / 2 制限 無し	最高 支給 限度 無し	2,000	3,600	5,600	6,900	8,700	9,700	10,500	11,500								1 / 2 加算限度廃止		
54. 4. 1		15,000			2,000	3,600	5,600	7,700	9,600	10,400	11,500	12,500										
55. 4. 1		16,000			2,000	3,600	6,100	8,400	10,400	11,300	12,500	13,300										
56. 4. 1		17,000			2,000	3,600	6,100	8,900	10,900	11,800	13,000	14,300										
58. 4. 1		17,600			2,000	3,900	6,400	9,300	11,400	13,400	15,800	18,200										
59. 4. 1		18,300			2,000	4,100	6,600	9,600	11,800	13,900	16,300	18,800										
60. 7. 1		20,000			2,000	4,100	6,600	9,600	11,800	13,900	16,300	18,800										
62. 4. 1		21,000			2,000	4,200	6,800	9,600	12,000	14,500	17,100	19,700										
平成元年 . 4. 1		30,000			2,000	4,200	6,800	9,600	12,000	14,500	17,100	19,700	22,700	24,500	27,100	30,000						
3. 4. 1		40,000			2,000	4,200	6,800	9,600	12,000	14,500	17,100	19,700	22,700	24,500	27,100	30,000						
7. 4. 1		40,000			2,300	5,500	8,600	11,800	15,000	17,900	20,900	23,700	26,200	28,200	30,500	32,500	34,500	36,500	40,000			
8. 4. 1		45,000			2,300	5,500	8,600	11,800	15,000	17,900	20,900	23,700	26,200	28,200	30,500	32,500	34,500	36,500	40,000		(注) 1	
16. 4. 1		55,000			2,300	5,500	8,600	11,800	15,000	17,900	20,900	23,700	26,200	28,200	30,500	32,500	34,500	36,500	40,000			
17. 4. 1		55,000			2,300	5,500	8,600	11,800	15,000	17,900	20,900	23,700	26,200	28,200	30,500	32,500	34,500	36,500	40,000		(注) 2	

(注) 1. 平成 8 年 1 月 1 日より、異動に伴い通勤困難になった職員で、高速自動車国道等を利用することにより通勤事情が相当程度改善するものについてはその通勤に要する特別料金等の 1 / 2 相当の額（上限 2 万円）を支給している。

2. 平成 17 年 4 月 1 日より、普通交通機関等利用者に係る通勤手当について、6 箇月定期券等の低廉な価額により一括支給するため、定期券の最長通用期間に相当する期間を支給単位期間として設定し、その支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額（運賃等相当額）を通勤手当として一括支給している。この場合、1 箇月当たりの運賃等相当額が 55,000 円を超える場合には、1 箇月当たりの運賃等相当額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額を 1 箇月当たりの運賃等相当額とする。なお、自動車等に係る通勤手当については、支給単位期間は 1 箇月である。

(5) 単身赴任手当

①平成2年4月1日～平成5年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 1000km未満	1,000km 以上
4,000円	8,000円	12,000円	15,000円	18,000円
(基礎額) 20,000円				

②平成5年4月1日～平成6年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 1000km未満	900～ 1,100km未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500km 以上
4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円	23,000円	26,000円	29,000円
(基礎額) 20,000円							

③平成6年4月1日～平成10年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 200km未満	200～ 300km未満	300～ 400km未満	400～ 500km未満	900～1,100km 未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500km 以上
4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円	23,000円	26,000円	29,000円
(基礎額) 20,000円							

④平成10年4月1日～平成19年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 200km未満	200～ 300km未満	300～ 400km未満	400～ 500km未満	900～1,100km 未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500km 以上
6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円
(基礎額) (11.1.1) 20,000円							

⑤平成19年4月1日～平成27年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 900km未満	900～ 1,100km未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500km 以上
6,000円	12,000円	18,000円	24,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円
(基礎額) 23,000円							

⑥平成27年4月1日～平成28年3月31日

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 900km未満	900～ 1,100km未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500～ 2,000km未満	2,000～ 2,500km未満	2,500km 以上
6,000円	13,000円	20,000円	26,000円	33,000円	38,000円	43,000円	48,000円	53,000円	58,000円
(基礎額) 30,000円									

⑦平成28年3月31日～

(加算額)

職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算した額

100～ 300km未満	300～ 500km未満	500～ 700km未満	700～ 900km未満	900～ 1,100km未満	1,100～ 1,300km未満	1,300～ 1,500km未満	1,500～ 2,000km未満	2,000～ 2,500km未満	2,500km 以上
8,000円	16,000円	24,000円	32,000円	40,000円	46,000円	52,000円	58,000円	64,000円	70,000円
(基礎額) 30,000円									

(6) 特殊勤務手当（平成18年度まで）

	昭47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度				
伝染病予防手当	1日につき 100円		(49.10.1) 130円		(52.4.1) 130円 170円	(53.4.1) 210円	(53.4.1) 210円														(4.4.1) 290円																		
夜間看護等手当	1回につき 300円・350円 240円・280円	(48.4.1) 1,500円 1,200円			(52.4.1) 1,700円 1,360円	(53.4.1) 1,900円 1,520円	(55.4.1) 2,000円 1,600円		(元4.1) 2,300円	(5.4.1) 4時間以上2,600円 3～4時間2,300円 2時間未満1,600円											(5.4.1) 3,200円 2,800円 2,000円		(9.4.1) 3,300円 2,900円									(17.4.1) 看護 4時間以上3,300円 師等 2～4時間2,900円 2時間未満2,000円 医師 1,620円	(18.2.3) 深夜全部6,800円 4時間以上3,300円 2～4時間2,900円 2時間未満2,000円	(18.4.1) 削除					
種雄牛等取扱手当	1日につき 100円					(53.4.1) 210円	(55.4.1) 230円																												(7.4.1) 種雄牛馬取扱手当 →種雄牛取扱手当 (8.4.1) 種雄牛取扱手当 →種雄牛等取扱手当				
用地等交渉手当	1日につき 130円		(49.10.1) 200円			(53.4.1) 300円	(57.4.1) 400円		(63.4.1) 500円 (6時以降300円加算)														(7.4.1) 600円 (6時以降400円加算) 第2号新設 14,200円																
刑事 作業 手当	(1) 私服	1日につき 150円			(51.1.1) 260円	(53.4.1) 330円															(4.4.1) 410円														(13.4.1) 560円				
	(2) 看守	1日につき 80円			(51.1.1) 140円	(55.4.1) 180円																																	
	(3) 護送	1日につき 80円			(51.1.1) 150円	(55.4.1) 190円																																	
	(4) 鑑識	1日につき 100円			(51.1.1) 180円	(53.1.1) (現)300円 (内)220円																(4.4.1) (現)380円 (内)280円																	
	(5) 交整	1日につき 30円			(51.1.1) 200円	(53.1.1) 250円																			(8.4.1) 高速道路の場合を追加 460円										(17.4.1) 510円 840円				
	(6) 白バイ	1日につき 150円			(51.1.1) 260円	(53.1.1) 330円																	(4.4.1) 410円																
	(7) バト	1日につき 130円			(51.1.1) 200円	(53.1.1) 250円																	(4.4.1) 310円																
	(8) 警ら(外)	1日につき 120円			(51.1.1) 200円																		(4.4.1) 250円																
	(9) 術科	1日につき 95円			(51.1.1) 160円	(55.4.1) 200円																																	
	(10) 警ら (機動隊)	1日につき 120円			(51.1.1) 200円																															(17.4.1) 削除			
	(11) 爆発取	1日につき 100円			(51.1.1) 180円	(55.4.1) 220円																																	
	(12) 死体	1日につき 150円			(51.1.1) 300円	(53.1.1) 500円			(61.4.1) 500円 1,000円														(4.4.1) 620円 1,240円	(8.4.1) 1,100円 2,200円	(10.4.1) 1,100円但し場合に 応じ ア2,200円 イ2,200円 ウ2,500円														
	(13) 指令室	1日につき 80円			(51.1.1) 140円	(53.1.1) 170円																																	
	(14) 路上		(48.4.1新設) 1日につき 80円		(51.1.1) 140円	(55.4.1) 170円																																	
	(15) 端末機				(51.1.1新設) 1日につき 100円	(55.4.1) 120円																														(17.4.1) 削除			
	(16) 渉外機動警ら				(51.1.1新設) 1日につき 260円	(55.4.1) 320円																	(4.4.1) 400円													(17.4.1) 削除			
	(17) 爆発処理				(51.1.1新設) 1回につき 2,000円	(53.1.1) 3,000円			(59.4.1) 3,300円														(4.4.1) 4,600円		(8.4.1) 実験作業の場合を追加 460円														
	(18) 通訳				(51.1.1) 1日につき 200円	(55.4.1) 1日につき 250円																																	

(6) 特殊勤務手当（平成 18 年度まで）

	昭 47 年度	48 年度	49 年度	50 年度	51 年度	52 年度	53 年度	54 年度	55 年度	56 年度	57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	平成 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
刑事 作業 手当	(19) 呼出									(55. 4. 1) 新設 1 回につき 500 円 3 時間以上 1,000 円										(4. 4. 1) 620 円 1,240 円															
	(20) 潜水作業											(59. 4. 1) 新設 1 時間あたり 240 円 600 円 1,200 円										(6. 4. 1) 310 円 780 円 1,500 円													
	(21) 救難救助及び そのための訓 練の作業									(56. 1. 5 新設) 1 回につき 500 円 訓練時 350 円										(4. 4. 1) 840 円 580 円				(9. 4. 1) 「特別の場合」追加 1,680 円		(13. 4. 1) 「訓練時」削除									
	(22) 銃器犯罪 捜査従事作業																			(9. 4. 1) 1 日につき 現場逮捕 1,200 円 逮捕 800 円 固定配置 600 円 張付警戒 600 円															
	(23) 身辺警護作業																			(9. 4. 1) 1 日につき 640 円 1,150 円															
(24) ハブ等の 捕獲作業																			(9. 4. 1) 1 回につき 800 円																
高電圧作業	1 日につき 80 円							(53. 4. 1) 160 円										(4. 4. 1) 230 円																	
海上業務手当	1 日につき 140 円							(54. 4. 1) 200 円			(57. 4. 1) 230 円																								
ハブ取扱手当	1 日につき 100 円							(53. 4. 1) 210 円			(57. 4. 1) 230 円										(13. 4. 1) 削除														
夜間特殊業務手当	(48. 10. 1) 深夜全部 300 円 一部 200 円 2 時間未満 160 円							450 円 300 円 250 円			(53. 4. 1) 660 円 440 円 350 円			(55. 4. 1) 780 円 520 円 410 円			(元. 4. 1) 980 円 660 円 410 円																		
らい接触業務手当	1 日につき 100 円			(49. 10. 1) 100 円 2,500 円			(52. 4. 1) 100 円 2,500 円										(9. 4. 1) 削除																		
電子計算作業手当	1 日につき 60 円							(53. 4. 1) 100 円			(57. 4. 1) 120 円										(13. 4. 1) 削除														
巡回診療手当	1 日につき 医師等 3,000 円 その他 500 円			(49. 10. 1) 5,000 円 1,500 円																															
多学年学級 担当手当								(53. 4. 1) 210 円										(2. 4. 1) 290 円																	
通信教育 添削指導手当	1 通につき 30 円							(53. 4. 1) 50 円										(13. 4. 1) 削除																	
通信教育 面接指導手当	1 時間につき 500 円							(54. 4. 1) 1,500 円																											
兼務授業手当	授業 1 時間につき 500 円							(51. 4. 1) 500 円																											
暴風時手当	1 時間につき 250 円					(51. 4. 1) 500 円																													
舎監業務手当	1 回につき 1,000 円 1,500 円			(49. 4. 1) 2,000 円 2,500 円			(50. 4. 1) 追加 4 時間以内 1,200 円			(57. 4. 1) 削除																									
家畜保健衛生手当	1 月につき 4,500 円					(62. 4. 1) 7,000 円		(53. 4. 1) 9,150 円			(55. 4. 1) 10,970 円			(2. 4. 1) 13,200 円				(4. 4. 1) 15,000 円		(7. 4. 1) 16,000 円		(9. 4. 1) 16,800 円		(10. 4. 1) 17,500 円											
速記手当	1 月につき 4,000 円 (議会閉会中)2,000 円																		(9. 4. 1) 5,000 円 2,500 円				(13. 4. 1) 削除												

(6) 特殊勤務手当（平成18年度まで）

	昭47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度		
社会福祉手当	1月につき 4,000円		(49. 7. 1) 5,000円		(52.4.1) 7,000円	(53. 4. 1) 7,200円		(55. 4. 1) 7,600円											(4. 4. 1) 8,000円		(6. 4. 1) 8,800円		(8. 4. 1) 9,700円		(13. 4. 1) 勤務箇所及び職務に応じ、6,400円、12,800円												
職業訓練手当	1月につき 給料月額10/100																											(13. 4. 1) 上限を設定 40,000円									
定時制 夜間勤務手当	1月につき 1,000円 2,000円								(55. 4. 1) 事務長2,000円 その他4,000円																												
県外事務所 勤務手当	1月につき 給料月額30/100										(57. 4. 1) 15/100 経過措置：61年度まで毎年3/100ずつ漸減										(13. 4. 1) 削除 経過措置：平成17年度まで毎年3/100ずつ漸減																
税務手当	S 47		S 49.10. 1～H 2. 9. 30															H 2.10. 1～H 3. 9. 30					H 3.10.1～H 4. 9. 30					H 4.10. 1～H 13. 3. 31					H 13. 4. 1以降				
	5/100 10/100	10/100 15/100																総務部 1級 9,000円 2級 10,000円 3級 12,500円 4級 17,000円 5級 19,500円 6級 22,500円 7級 24,000円 8級 25,750円 9級 26,750円 10級 28,500円					税務署 1級 9,000円 2級 10,000円 3級 12,500円 4級 17,000円 5級 19,500円 6級 22,500円 7級 24,000円 8級 25,750円 9級 26,750円 10級 28,500円					税務課 1級 9,000円 2級 9,500円 3級 11,500円 4級 13,500円 5級 14,500円 6級 ～ 17,000円 10級					税務課 1級 9,000円 2級 9,500円 3級 11,500円 4級 13,500円 5級 14,500円 6級 ～ 16,000円 10級				
																		自動車税事務所 1級 18,000円 2級 20,000円 3級 25,000円 4級 34,000円 5級 39,000円 6級 45,000円 7級 48,000円 8級 51,500円 9級 53,500円 10級 57,000円					支庁自動車税事務所及び 1級 18,000円 2級 20,000円 3級 25,000円 4級 34,000円 5級 39,000円 6級 45,000円 7級 48,000円 8級 51,500円 9級 53,500円 10級 57,000円					自動車税事務所 1級 18,000円 2級 19,000円 3級 23,000円 4級 27,000円 5級 29,000円 6級 ～ 34,000円 10級					支庁自動車税事務所及び支庁県税課 1級 18,000円 2級 19,000円 3級 23,000円 4級 27,000円 5級 29,000円 6級 ～ 32,000円 10級				
医師 手当	(1)	1月につき 160,000円					(53. 4. 1) 200,000円															(18. 4. 1) 宮古福祉保健所 八重山福祉保健所 160,000円 宮古保健所 八重山保健所															
	(2)	1月につき 140,000円					(53. 4. 1) 180,000円															本庁 北部福祉保健所 95,000円 北部保健所															
	(3)	1月につき 120,000円					(53. 4. 1) 160,000円															中部福祉保健所 南部福祉保健所 中央保健所 45,000円 衛生環境研究所 総合精神保健福祉センター															
	(4)	1月につき 100,000円					(53. 4. 1) 150,000円																														
	(5)	1月につき 70,000円					(53. 4. 1) 95,000円																														
	(6)	1月につき 50,000円					(53. 4. 1) 75,000円																														
	(7)	1月につき 30,000円		(49. 4. 1) 40,000円		(53. 4. 1) 45,000円																															
	(8)	1月につき 10,000円					(53. 4. 1) 25,000円																														
介輔手当			(49. 4. 1 新設) 1月につき 50,000円 40,000円															(4. 4. 1) 削除																			
浄化処理作業手当	1日につき 100円 1月につき1,000円		(50. 4. 1) 200円 2,000円															(13. 4. 1) 日額を削除 1月につき 8,400円																			
臨時特別手当	国・都道府県との人事交流により採用された職員で、採用の前日に国・都道府県で支給されていた調整手当の額（3年間支給）																																				
教員特殊業務手当	1日につき 1,500円 1,000円 1,200円 600円					(53. 4. 1) 1,700円 1,200円 1,400円 720円					(57. 3.15) 第4号新設 500円					(元. 4. 1) 2,100円 1,500円 1,700円 620円 900円					(5. 1. 1) 第4号増額 750円					(9. 4. 1) 第4号増額 1,200円											

(6) 特殊勤務手当（平成 18 年度まで）

	昭 47 年度	48 年度	49 年度	50 年度	51 年度	52 年度	53 年度	54 年度	55 年度	56 年度	57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	平元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
教育業務 連絡指導手当												(57. 4. 1 新設) 1 日につき 200 円																							
爆発物取締 作業手当	1 日につき 100 円						(53. 4. 1) 180 円			(57. 4. 1) 230 円																									
と畜検査手当												(48. 4. 1 新設) 1 日につき 1,000 円 30 頭未満 800 円											(13. 4. 1) 800 円 640 円												
狂犬病予防手当				(48. 4. 1 新設) 1 日につき 1,000 円 800 円		(50. 4. 1) 1 日につき 1,000 円											(13. 4. 1) 500 円																		
渉外労務管理手当												(48. 4. 1 新設) 1 日につき 3,000 円 2,500 円 2,200 円 100 円											(14. 4. 1) 削除												
寮母手当												(49. 4. 1 新設) 1 日につき 300 円						(57.12. 6) 削除																	
有害薬物等 取扱手当												(49. 4. 1 新設) 1 日につき 100 円			(49. 4. 1 新設) 1 日につき 100 円			(55. 4. 1) 230 円						(4. 4. 1) 290 円											
放射性同位元素 取扱者												(49. 4. 1 新設) 1 月につき 5,000 円 1 日につき 120 円		(52.4.1) 10,000 円	(53. 4. 1) (120 円) 200 円		(55. 4. 1) 11,000 円 230 円		(57. 4. 1) 追加 440 円		(59. 8. 1) 1 月につき 11,000 円 1 日につき 230 円						(13. 4. 1) 1 号を日額とする 600 円								
大型農業機械 運転手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 100 円			(53. 4. 1) 210 円						(57. 4. 1) 230 円						(5. 4. 1) 大型農業機械運転作業手当 →農業機械等運転作業手当								
特殊現場作業手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 100 円			(53. 4. 1) 210 円						(57. 4. 1) 230 円														
清しき作業手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 150 円			(53. 4. 1) 300 円						(57. 4. 1) 500 円						(5. 4. 1) 620 円								
遺骨収集作業手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 100 円		(52.4.1) 150 円	(53.4.1) 250 円																				
病虫害防除 指導手当												(49.10. 1 新設) 1 月につき 給料月額の 8/100											(13. 4. 1) 上限を設定 32,000 円												
精神衛生業務手当												(49.10. 1 新設) 1 日につき 100 円			(53. 4. 1) 210 円						(53. 4. 1) 230 円														
潜水作業手当												(49. 4. 1 新設) 1 時間につき 150 円 400 円 800 円			(53. 4. 1) 200 円 500 円 1,000 円			(55. 4. 1) 240 円 600 円 1,200 円						(6. 4. 1) 310 円 780 円 1,500 円											
農業教育指導手当												(52. 4. 1) 1 月につき 10/100											(13. 4. 1) 上限を設定 40,000 円												
消防訓練指導手当												(53. 4. 1) 1 日につき 300 円			(55. 4. 1) 400 円						(4. 4. 1) 300 円														
埋没不発弾発掘 現場作業立会手当												(53. 4. 1) 1 日につき 1,500 円																							
高温炉取扱手当												(53. 4. 1) 1 日につき 200 円																							

(6) 特殊勤務手当（平成 18 年度まで）

	昭 47 年度	48 年度	49 年度	50 年度	51 年度	52 年度	53 年度	54 年度	55 年度	56 年度	57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度	63 年度	平元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度		
航空手当									(55. 4. 1 新設) 1 時間につき 4,100 円 1,800 円 (1,200 円) 1,500 円											(4. 4. 1) 5,100 円 2,200 円 (1,500 円) 1,900 円																	
航空機整備 業務手当																		(元. 4. 1 新設) 1 月につき 23,000 円																			

(6) 特殊勤務手当（平成19年度特殊勤務手当条例制定以降）

手当名	平成 19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2年度	令和 3年度
種雄牛等 取扱手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
交通取締等 手当	(19. 4. 1) (1日につき)560円 840円(高速等での作業)				(23. 4. 1) 「涉外事件通訳官」を追加										
自動車等警ら 作業手当	(19.4.1) 1日につき 310円 410円	(20. 4. 1) 1日につき 420円 560円													
爆発物取締作 業手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
海上業務手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円							(25. 4. 1新設) (1日につき)230円((特に困難な作業)90円)							
暴風雨時手当	(19. 4. 1) (1時間につき)500円														
社会福祉手当	(19. 4. 1) 1月につき		(21. 4. 1) 1日につき		(23.4.1) 児童等 の心理 学的判 定業務 に従事 する職 員を追 加	(24. 4. 1) 児童福祉司のうち人事委員会規則で定める職員の手当 額を追加850円						(3. 4. 1) 児童相談所に勤務し現 業を行う児童福祉司及 び児童等の心理学的判 定業務に従事する職員 の手当額を追加900円 児童福祉司のうち人事 委員会規則で定める職 員の手当額1,120円			
	社会福祉主事 児童福祉司 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司	12,800 円	680円												
	上記以外の職員	6,400 円	340円												
特殊現場作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
遺骨収集作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)250円														
精神保健業務 手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
爆発物等処理 作業手当	(19.4.1) 1回につき 4,600円 460円	(20. 4. 1) 1回につき 5,200円													
潜水作業手当	(19. 4. 1) (1時間につき) 310円(潜水深度20mまで) 780円(潜水深度30mまで) 1,500円(潜水深度30m以上)				(23. 4. 1) 特に困難な作業追加 (1時間につき)310円(加算)										
救難等作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)840円 1,680円														
航空手当	(19. 4. 1) (2項)(1時間につき)5,100円 2,200円(1,500円) 1,900円 (3項)上記額の100分の30(加算) (上限80/100)														
銃器犯罪捜査 手当	(19.4.1) 1日につき 1,200円 800円 600円	(20. 4. 1) 1日につき 1,640円 1,100円 820円													

(6) 特殊勤務手当（平成19年度特殊勤務手当条例制定以降）

手当名	平成 19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2年度	令和 3年度
はぶ等捕獲 作業手当	(19. 4. 1) (1回につき)800円														
死体処理作業 手当	(19.4.1) 1体につき 2,500円 (5,000円) 2,200円 1,100円	(20. 4. 1) 1体につき 3,200円 3,200円 1,600円													
家畜保健衛生 手当	(19. 4. 1) (1月につき)17,500円		(21. 4. 1) 削除												
実習船指導 手当						(24. 4. 1新設) (1日につき)820円(1,750円) 1,640円(3,500円) 410円(870円) 230円 2,750円 1,650円									
浄化処理作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)8,400円		(21. 4. 1) (1日につき) 450円		(23. 4. 1) (1日につき)450円(290円) 290円(加算)										
防疫等作業 手当	(19. 4. 1) (1日につき)290円							(25. 4. 1) (1日につき)290円 380円(760円)							
有害薬物取扱 等手当	(19. 4. 1) (1日につき)290円														
用地等交渉 手当	(19. 4. 1) (1月につき) 14,200円 (1日につき) 600円(1,000円)		(21. 4. 1) (1日につき)750円(1,000円)												
私服捜査等 手当	(19. 4. 1) (1日につき)560円														
看守手当	(19.4.1) 1日につき 180円	(20. 4. 1) 1日につき 240円													
護送手当	(19.4.1) 1日につき 190円	(20. 4. 1) 1日につき 240円													
鑑識作業手当	(19.4.1) 1日につき 380円 (280円)	(20. 4. 1) 1日につき 560円													
警ら作業手当	(19.4.1) 1日につき 250円	(20. 4. 1) 1日につき 340円													
術科指導手当	(19.4.1) 1日につき 200円	(20. 4. 1) 削除													
短波無線電話 取扱作業手当	(19.4.1) 1日につき 170円	(20. 4. 1) 削除													
通訳作業手当	(19.4.1) 1日につき 250円	(20. 4. 1) 削除													

(6) 特殊勤務手当（平成19年度特殊勤務手当条例制定以降）

手当名	平成 19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2年度	令和 3年度
夜間特殊業務 手当	(19. 4. 1) (1回につき)980円 650円((2時間未満)410円)														
巡回診療手当	(19. 4. 1) (1日につき)1,000円														
多学年学級担 当手当	(19. 4. 11) (1日につき)290円														
面接指導手当	(19. 4. 1) (1時間につき)1,500円														
兼務授業手当	(19. 4. 1) (1時間につき)1,500円														
職業訓練手当	(19. 4. 11) (1月につき) 給料月額10/100 (上限40,000円)					(21. 4. 1) 削除									
税務手当	H19. 4. 11～H21. 3. 31		H21. 4. 1以降												
			1月につき					1月につき							
	税務課	1級 9,500円 2級 11,500円 3級 14,000円 4級以上 16,000円	税務課	1級 500円 2級 610円 3級 740円 4級以上 850円											
	県税事 務所、 自動車 税事務 所、官 古事務 所及び 八重山 事務所、 県税課	1級 19,000円 2級 23,000円 3級 28,000円 4級以上 32,000円	県税事 務所、 自動車 税事務 所、官 古事務 所及び 八重山 事務所、 県税課	1級 1,010円 2級 1,220円 3級 1,490円 4級以上 1,700円	滞納処分又は 犯則取締り 1日100円加算			滞納処分又は 犯則取締り 1日100円加算							
教員特殊業務 手当	(19. 4. 1) 1日につき 2,100円 1,500円 1,700円 1,200円 900円		(21. 4. 1) 1日につき 6,400円 (12,800円) 6,000円 3,400円 2,400円 900円					(27. 4. 1) 1日につき 8,000円 (16,000円) 7,500円 4,250円 3,000円 900円			(30. 4. 1) 1日につき 8,000円 (16,000円) 7,500円 5,100円 3,600円 900円		(2. 4. 1) 1日につき 8,000円 (16,000円) 7,500円 5,100円 2,700円 900円		
路上免許試験 作業手当	(19.4.1) 1日につき 170円	(20. 4. 1) 削除													
農業機械等運 転作業手当	(19. 4. 1) (1日につき)230円														
病害虫防除指 導手当	(19. 4. 1) (1月につき)給料月 額の8/100 (上限32,000円)					(21. 4. 1) (1日につき) 1級 870円 2級 1,200円 3級 1,380円 4級 1,510円 5級 1,590円 6級 1,690円 7級以上1,700円									
農業教育指導 手当	(19. 4. 1) (1月につき)給料月 額の10/100 (上限40,000円)					(21. 4. 1) 削除									
消防訓練指導 手当	(19. 4. 1) (1日につき)700円														
夜間緊急呼出 手当	(19.4.1) 1回につき 620円 (1,240円)	(20. 4. 1) 1回につき 1,240円 (削除)													
教育業務連絡 指導手当	(19. 4. 1) (1日につき)200円														

(6) 特殊勤務手当（平成19年度特殊勤務手当条例制定以降）

手当名	平成 19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	令和 2年度	令和 3年度
航空機整備業務手当	(19. 4. 1) (1月につき)23,000円		(21. 4. 1) 削除												
身辺警護等作業手当	(19. 4. 1) (1日につき)640円 1,150円														
定時制夜間勤務手当	(19. 4. 1) (1月につき)4,000円 (2,000円)		(21. 4. 1) (1日につき)130円												
医師手当	(19.4.1) 1月につき 160,000円 95,000円 45,000円	(20. 4. 1) 削除 宮古島市及び宮古郡並びに石垣市及び八重山郡に所在する公署 H20. 4. 1～H24. 3. 31、 H24. 4. 1～H25. 3. 31、 H25. 4. 1～H26. 3. 31、 H26. 4. 1～H27. 3. 31、 H27. 4. 1～H28. 3. 31、 H28. 4. 1～H29. 3. 31、 160,000円 145,000円 130,000円 115,000円 100,000円 85,000円 H29. 4. 1～H30. 3. 31、 H30. 4. 1～H31. 3. 31、 H31. 4. 1～H32. 3. 31、 H32. 4. 1～H33. 3. 31 70,000円 55,000円 40,000円 25,000円 名護市及び国頭郡に所在する公署 H20. 4. 1～H24. 3. 31、 H24. 4. 1～H25. 3. 31、 H25. 4. 1～H26. 3. 31、 H26. 4. 1～H27. 3. 31、 H27. 4. 1～H28. 3. 31、 H28. 4. 1～H29. 3. 31、 95,000円 80,000円 65,000円 50,000円 35,000円 20,000円 H29. 4. 1～H30. 3. 31 5,000円 上記に掲げる公署以外の公署 H20. 4. 1～H24. 3. 31、 H24. 4. 1～H25. 3. 31、 H25. 4. 1～H26. 3. 31 45,000円 30,000円 15,000円													
外国手当					(23. 4. 1 新設) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定を適用したとしたならば受けることとなる 在勤基本手当の額の80/100 住居手当 扶養手当 子女教育手当										
東日本大震災関連作業手当(特例条例)					1日につき 福島第一原子力発電所の敷地内(免震棟外): 20,000円 左記敷地内で故障した設備等を現場で確認するもの: 20,000円 左記敷地内の屋外作業: 13,300円 福島第一原子力発電所の敷地内(免震棟内): 5,000円 福島第一原子力発電所の敷地内(免震棟内): 3,300円 原子力災害特別措置法に基づく本部長指示による警戒地域の屋外作業: 10,000円 原子力災害特別措置法に基づく本部長指示で帰還困難地域に指定された地域の屋外作業: 6,600円 上記のうち、福島第一原子力発電所から3キロメートル以内の屋外作業: 20,000円 上記警戒地域のうち屋内作業: 2,000円 上記帰還困難地域の屋内作業: 1,330円 原子力災害特別措置法に基づく本部長指示による居住者等が立退きを行うこととされた地域の屋外作業: 5,000円 原子力災害特別措置法に基づく本部長指示により居住制限区域に設定された地域の屋外作業: 3,300円 上記立ち退きを行うこととされた地域の屋内作業: 1,000円 上記居住制限区域のうち屋内作業: 660円 H23. 5. 8 適用 H24. 8. 14 適用										
防疫等作業手当の特例(特例条例)									1日につき 新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業: 4,000円 上記以外の作業: 3,000円 R2. 2. 1 適用			1日につき 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体に接触して行う作業の手当額を追加: 4,000円 R2. 4. 6 適用			

(7) 宿日直手当

適用年月日 区分	S47. 5. 15	48. 10. 1	49. 1. 1	49. 9. 1	51. 4. 1
一般の宿日直勤務	620 (930)	1,000 (1,500)	1,000 (1,500)	1,300 (1,950)	1,600 (2,400)
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務	1,200 (1,800)	2,000 (3,000)	$\left\{ \begin{array}{l} 2,000 \\ (3,000) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 1,500 \\ (1,500) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 2,600 \\ (3,900) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 2,000 \\ (2,000) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 3,200 \\ (4,800) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 2,400 \\ (3,200) \end{array} \right.$

適用年月日 区分	62. 1. 1	H 4. 1. 1	5. 1. 1	7. 1. 1	8. 1. 1
一般の宿日直勤務	2,300 (3,450)	2,900 (4,350)	3,200 (4,800)	3,300 (4,950)	3,400 (5,100)
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務	$\left\{ \begin{array}{l} 4,200 \\ (6,300) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 3,300 \\ (4,950) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 5,100 \\ (7,650) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 4,100 \\ (6,150) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 5,600 \\ (8,400) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 4,500 \\ (6,750) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 6,000 \\ (9,000) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 4,800 \\ (7,200) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 6,400 \\ (9,600) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,100 \\ (7,650) \end{array} \right.$

適用年月日 区分	9. 1. 1	10. 1. 1	11. 1. 1	12. 1. 1	30. 4. 1
一般の宿日直勤務	3,600 (5,400)	3,800 (5,700)	4,000 (6,000)	4,200 (6,300)	4,400 (6,600)
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務	$\left\{ \begin{array}{l} 6,600 \\ (9,900) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,300 \\ (7,950) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 6,800 \\ (10,200) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,500 \\ (8,250) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 7,000 \\ (10,500) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,700 \\ (8,550) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 7,200 \\ (10,800) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 5,900 \\ (8,850) \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} 7,400 \\ (11,100) \end{array} \right.$ $\left\{ \begin{array}{l} 6,100 \\ (9,150) \end{array} \right.$

(注) 1. 宿日直勤務が5時間未満の場合の手当額はその定められた手当額の1/2の額である。

2. () 内の額は、勤務時間が午前8時30分から午後零時30分までと割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続き行う宿日直手当の場合の手当額である。

(8) 期末勤勉手当の支給割合の推移

年	区分	期末手当				勤勉手当			合計
		6 月期	12 月期	3 月期	計	6 月期	12 月期	計	
		月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分	月分
昭和 47		1.10	2.00	0.50	3.60	0.60	0.60	1.20	4.80
48		1.10	2.00	0.50	3.60	0.60	0.60	1.20	4.80
49		1.40	2.10	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
50		1.40	2.10	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
51		1.40	2.00	0.50	3.90	0.50	0.60	1.10	5.00
52		1.40	2.00	0.50	3.90	0.50	0.60	1.10	5.00
53		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
54		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
55		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
56		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
57		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
58		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
59		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
60		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
61		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
62		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
63		1.40	1.90	0.50	3.80	0.50	0.60	1.10	4.90
平成元年		1.50	1.90	0.50	3.90	0.60	0.60	1.20	5.10
2		1.60	2.00	0.55	4.15	0.60	0.60	1.20	5.35
3		1.60	2.10	0.55	4.25	0.60	0.60	1.20	5.45
4		1.60	2.10	0.55	4.25	0.60	0.60	1.20	5.45
5		1.60	2.00	0.50	4.10	0.60	0.60	1.20	5.30
6		1.60	1.90	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
7		1.60	1.90	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
8		1.60	1.90	0.50	4.00	0.60	0.60	1.20	5.20
9		1.60	1.90	0.55	4.05	0.60	0.60	1.20	5.25
10		1.60	1.90	0.55	4.05	0.60	0.60	1.20	5.25
11		1.60	1.65	0.50	3.75	0.60	0.60	1.20	4.95
12		1.45	1.60	0.55	3.60	0.60	0.55	1.15	4.75
13		1.45	1.55	0.55	3.55	0.60	0.55	1.15	4.70
14		1.45	1.55	0.50	3.50	0.60	0.55	1.15	4.65
15		1.55	1.45	-	3.00	0.70	0.70	1.40	4.40
16		1.40	1.60	-	3.00	0.70	0.70	1.40	4.40
17		1.40	1.60	-	3.00	0.70	0.75	1.45	4.45
18		1.40	1.60	-	3.00	0.725	0.725	1.45	4.45
19		1.40	1.60	-	3.00	0.725	0.625	1.35	4.35
20		1.40	1.60	-	3.00	0.675	0.675	1.35	4.35
21		1.40	1.45	-	2.85	0.675	0.625	1.30	4.15
22		1.25	1.35	-	2.60	0.700	0.650	1.35	3.95
23		1.225	1.375	-	2.60	0.675	0.675	1.35	3.95
24		1.225	1.375	-	2.60	0.675	0.675	1.35	3.95
25		1.225	1.375	-	2.60	0.675	0.675	1.35	3.95
26		1.225	1.375	-	2.60	0.675	0.825	1.50	4.10
27		1.225	1.375	-	2.60	0.750	0.850	1.60	4.20
28		1.225	1.375	-	2.60	0.800	0.900	1.70	4.30
29		1.225	1.375	-	2.60	0.850	0.950	1.80	4.40
30		1.225	1.375	-	2.60	0.900	0.950	1.85	4.45
31		1.30	1.30	-	2.60	0.925	0.925	1.85	4.45
令和 2 年		1.30	1.30	-	2.60	0.925	0.925	1.85	4.45
3		1.30	1.15	-	2.45	0.925	0.925	1.85	4.30
4		1.225	1.225	-	2.45	0.925	1.025	1.95	4.40

(9) 寒冷地手当

①昭和59年4月1日～平成元年3月31日
8月31日（基準日）に北海道に在勤する職員支給。
支給額＝基準額＋加算額

1) 基準額＝定率部分の額＋定額部分の額

世帯等の区分		定率部分の額	定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	基準日の（給料月額＋扶養手当の月額）× 30/100	63,100円
	扶養親族のない職員		42,000円
その他の職員			21,000円

2) 加算額

世帯等の区分		定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	81,600円
	扶養親族のない職員	54,400円
その他の職員		27,200円

②平成元年4月1日～平成9年4月1日

1) 基準額＝定率部分の額＋定額部分の額

世帯等の区分		定率部分の額	定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	基準日の（給料月額＋扶養手当の月額）× 30/100	63,100円
	扶養親族のない職員		42,000円
その他の職員			21,000円

2) 加算額

世帯等の区分		定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	51,600円
	扶養親族のない職員	34,400円
その他の職員		17,200円

③平成9年4月1日～（平成16年12月28日廃止）
10月31日（基準日）に北海道に在勤する職員支給。

1) 基準額＝定額部分の額

世帯等の区分		定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族が3人以上ある職員	163,700円
	扶養親族が1人又は2人ある職員	136,500円
	扶養親族のない職員	82,900円
その他の職員		59,200円

2) 加算額

世帯等の区分		定額部分の額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	51,600円
	扶養親族のない職員	34,400円
その他の職員		17,200円

(10) 教職調整額

教育職給料表(2)又は(3)の適用を受ける者のうち、その属する職務の級が2級又は1級（平成21年4月以降は特2級も含む）である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額を支給している。

なお、教職調整額の支給を受けない職員で3級（昭和60年以降）の教育職員については、特例として給料月額に加算額が支給されており、その改正経過については下記のとおりとなっている。

適用年月日	教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	円	特定の号給に対する加算額	円	特定の号給に対する加算額
昭和47. 5. 15	3,200		3,000	
49. 4. 1	3,500		3,500	
51. 4. 1	3,700		3,700	
52. 4. 1	4,000		4,000	
53. 4. 1	4,400		4,400	
54. 4. 1	4,800		4,800	
55. 4. 1	5,000		5,000	
56. 4. 1	5,000	1-18は5,700円	5,000	1-23は7,000円
58. 4. 1	5,100	1-18は5,700円	5,100	1-23は6,900円
59. 4. 1	5,300	1-18は6,000円	5,300	1-23は6,900円
60. 7. 1	5,600	3-17は6,400円	5,600	3-22は7,200円
61. 4. 1	5,700	3-17は6,500円	5,700	3-22は7,400円
62. 4. 1	5,800	3-17は6,500円	5,800	3-22は7,500円
63. 4. 1	5,900	3-17は6,800円	5,900	3-22は7,700円
平成元. 4. 1	6,100	3-17は6,900円	6,100	3-22は8,000円
2. 4. 1	6,300	3-17は7,200円	6,300	3-22は8,100円
3. 4. 1	4,700	3-16は5,300円 3-17は7,600円	4,800	3-19は5,300円 3-21は5,900円 3-22は7,800円
4. 4. 1	5,000	3-16は6,000円	5,000	3-19は6,000円 3-21は6,600円 3-22は8,400円
5. 4. 1	6,100	3-16は6,100円	6,000	3-19は7,100円 3-21は7,500円 3-22は9,100円
6. 4. 1	7,000	3-16は7,700円	6,900	3-19は7,900円 3-21は8,200円 3-22は9,800円
7. 4. 1	8,000		7,900	
8. 4. 1	8,200		8,000	
9. 4. 1	8,200		8,000	
13. 4. 1	8,200		8,000	
18. 4. 1	7,700		7,500	

(1) 医師暫定手当

①昭和47年5月15日～昭和47年11月30日

別表第1

職務の 等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	122,600円	100,700円	——円	87,100円
2	124,500	102,900	100,200	89,200
3	126,400	105,400	100,400	91,400
4	128,300	108,900	100,500	93,500
5	130,200	112,400	100,700	95,700
6	131,900	115,900	100,900	97,800
7	133,700	119,300	100,900	100,000
8	135,500	122,600	101,900	100,200
9	137,200	124,500	102,800	100,400
10	139,000	126,400	103,800	100,500
11	140,600	128,300	104,800	100,700
12	142,300	130,200	105,600	100,800
13	143,900	131,800	106,400	100,800
14	145,600	133,600	107,300	101,700
15	147,200	135,400	108,100	102,600
16	151,700	137,100	108,900	103,500
17	156,200	138,800	109,500	104,500
18	160,700	140,400	110,300	105,200
19	160,300	142,000	111,000	106,000
20		143,600	111,600	106,800
21		145,200	112,300	107,500
22		146,800	112,800	108,300
23		151,200	113,400	108,900
24			113,900	

別表第2

職務の 等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	41,600円	55,700円	——円	62,100円
2	39,400	53,900	61,200	62,200
3	37,200	51,900	59,400	62,400
4	35,000	49,900	57,500	62,500
5	32,800	47,900	55,700	62,700
6	30,400	45,900	53,900	62,800
7	28,000	43,800	51,900	63,000
8	25,600	41,600	49,900	61,200
9	23,100	39,400	47,800	59,400
10	20,700	37,200	45,800	57,500
11	18,100	35,000	43,800	55,700
12	15,500	32,800	41,600	53,800
13	12,800	30,300	39,300	51,800
14	10,200	27,900	37,100	49,700
15	7,500	25,500	34,800	47,600
16	7,700	23,000	32,500	45,500
17	7,800	20,500	30,000	43,500
18	7,900	17,900	27,600	41,200
19	8,100	15,200	25,100	38,900
20		12,500	22,500	36,600
21		9,800	20,000	34,200
22		7,100	17,300	31,900
23		7,200	14,600	29,400
24			11,800	

②昭和47年5月15日～昭和48年6月30日

別表第1

職務の 等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	122,600円	100,700円	——円	87,100円
2	124,500	102,900	100,200	89,200
3	126,400	105,400	100,400	91,400
4	128,300	108,900	100,500	93,500
5	130,200	112,400	100,700	95,700
6	131,900	115,900	100,900	97,800
7	133,700	119,300	100,900	100,000
8	135,500	122,600	101,900	100,200
9	137,200	124,500	102,800	100,400
10	139,000	126,400	103,800	100,500
11	140,600	128,300	104,800	100,700
12	142,300	130,200	105,600	100,800
13	143,900	131,800	106,400	100,800
14	145,600	133,600	107,300	101,700
15	147,200	135,400	108,100	102,600
16	151,700	137,100	108,900	103,500
17	156,200	138,800	109,500	104,500
18	160,700	140,400	110,300	105,200
19	160,300	142,000	111,000	106,000
20		143,600	111,600	106,800
21		145,200	112,300	107,500
22		146,800	112,800	108,300
23		151,200	113,400	108,900
24			113,900	

別表第2

職務の 等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	49,800円	70,900円	——円	82,100円
2	46,800	67,900	80,000	82,200
3	43,800	64,900	77,000	82,400
4	40,800	61,900	73,900	82,500
5	37,800	58,900	70,900	82,700
6	34,800	55,900	67,900	82,800
7	31,800	52,800	64,900	83,000
8	28,800	49,800	61,900	80,000
9	25,700	46,800	58,800	77,000
10	22,700	43,800	55,800	73,900
11	19,700	40,800	52,800	70,900
12	16,700	37,800	49,800	67,800
13	13,600	34,700	46,700	64,800
14	10,600	31,700	43,700	61,700
15	7,500	28,700	40,600	58,600
16	7,700	25,600	37,500	55,500
17	7,800	22,500	34,400	52,500
18	7,900	19,500	31,400	49,400
19	8,100	16,400	28,300	46,300
20		13,300	25,100	43,200
21		10,200	22,000	40,000
22		7,100	18,900	36,900
23		7,200	15,800	33,800
24			12,600	

※国に準じて別表第2を改正し、昭和47年5月15日に遡って適用。

③昭和48年7月1日～昭和60年6月30日

別表第1

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	122,600円	100,700円	——円	87,100円
2	124,500	102,900	100,200	89,200
3	126,400	105,400	100,400	91,400
4	128,300	108,900	100,500	93,500
5	130,200	112,400	100,700	95,700
6	131,900	115,900	100,900	97,800
7	133,700	119,300	100,900	100,000
8	135,500	122,600	101,900	100,200
9	137,200	124,500	102,800	100,400
10	139,000	126,400	103,800	100,500
11	140,600	128,300	104,800	100,700
12	142,300	130,200	105,600	100,800
13	143,900	131,800	106,400	100,800
14	145,600	133,600	107,300	101,700
15	147,200	135,400	108,100	102,600
16	151,700	137,100	108,900	103,500
17	156,200	138,800	109,500	104,500
18	160,700	140,400	110,300	105,200
19	160,300	142,000	111,000	106,000
20		143,600	111,600	106,800
21		145,200	112,300	107,500
22		146,800	112,800	108,300
23		151,200	113,400	108,900
24			113,900	

別表第2

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級
1	41,600円	55,700円	——円	62,100円
2	39,400	53,900	61,200	62,200
3	37,200	51,900	59,400	62,400
4	35,000	49,900	57,500	62,500
5	32,800	47,900	55,700	62,700
6	30,400	45,900	53,900	62,800
7	28,000	43,800	51,900	63,000
8	25,600	41,600	49,900	61,200
9	23,100	39,400	47,800	59,400
10	20,700	37,200	45,800	57,500
11	18,100	35,000	43,800	55,700
12	15,500	32,800	41,600	53,800
13	12,800	30,300	38,300	51,800
14	10,200	27,900	37,100	49,700
15	7,500	25,500	34,800	47,600
16	7,700	23,000	32,500	45,500
17	7,800	20,500	30,000	43,500
18	7,900	17,900	27,600	41,200
19	8,100	15,200	25,100	38,900
20		12,500	22,500	36,600
21		9,800	20,000	34,200
22		7,100	17,300	31,900
23		7,200	14,600	29,400
24			11,800	

※医師等確保の困難性等の理由により、別表第2を当初(①の表)の額に改正。

④昭和60年7月1日～平成2年3月31日

別表第1

職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級
1	89,200円	100,200円	100,700円	122,600円
2	91,400	100,400	102,900	124,500
3	93,500	100,500	105,400	126,400
4	95,700	100,700	108,900	128,300
5	97,800	100,900	112,400	130,200
6	100,000	100,900	115,900	131,900
7	100,200	101,900	119,300	133,700
8	100,400	102,800	122,600	135,500
9	100,500	103,800	124,500	137,200
10	100,700	104,800	126,400	139,000
11	100,800	105,600	128,300	140,600
12	100,800	106,400	130,200	142,300
13	101,700	107,300	131,800	143,900
14	102,600	108,100	133,600	145,600
15	103,500	108,900	135,400	147,200
16	104,500	109,500	137,100	151,700
17	105,200	110,300	138,800	156,200
18	106,000	111,000	140,400	160,700
19	106,800	111,600	142,000	165,300
20	107,500	112,300	143,600	169,900
21	108,300	112,800	145,200	
22		113,400	146,800	
23		113,900	151,200	
24		114,400	155,600	
25		114,900	160,000	
26		115,400	164,400	

別表第2

職務の等級 号給	1級	2級	3級	4級
1	62,200円	61,200円	55,700円	41,600円
2	62,400	59,400	53,900	39,400
3	62,500	57,500	51,900	37,200
4	62,700	55,700	49,900	35,000
5	62,800	53,900	47,900	32,800
6	63,000	51,900	45,900	30,400
7	61,200	49,900	43,800	28,000
8	59,400	47,800	41,600	25,600
9	57,500	45,800	39,400	23,100
10	55,700	43,800	37,200	20,700
11	53,800	41,600	35,000	18,100
12	51,800	39,300	32,800	15,500
13	49,700	37,100	30,300	12,800
14	47,600	34,800	27,900	10,200
15	45,500	32,500	25,500	7,500
16	43,500	30,000	23,000	7,700
17	41,200	27,600	20,500	7,800
18	38,900	25,100	17,900	7,900
19	36,600	22,500	15,200	8,100
20	34,200	20,000	12,500	8,300
21	31,900	17,300	9,800	
22		14,600	7,100	
23		11,800	7,200	
24		9,000	7,300	
25		6,200	7,400	
26		3,400	7,500	

※「等級制」→「級制」への移行に伴う改正。

⑤平成2年4月1日～平成8年3月31日

別表第1

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	——円	100,200円	100,700円	122,600円
2	91,400	100,400	102,900	124,500
3	93,500	100,500	105,400	126,400
4	95,700	100,700	108,900	128,300
5	97,800	100,900	112,400	130,200
6	100,000	100,900	115,900	131,900
7	100,200	101,900	119,300	133,700
8	100,400	102,800	122,600	135,500
9	100,500	103,800	124,500	137,200
10	100,700	104,800	126,400	139,000
11	100,800	105,600	128,300	140,600
12	100,800	106,400	130,200	142,300
13	101,700	107,300	131,800	143,900
14	102,600	108,100	133,600	145,600
15	103,500	108,900	135,400	147,200
16	104,500	109,500	137,100	151,700
17	105,200	110,300	138,800	156,200
18	106,000	111,000	140,400	160,700
19	106,800	111,600	142,000	165,300
20	107,500	112,300	143,600	169,900
21	108,300	112,800	145,200	
22		113,400	146,800	
23		113,900	151,200	
24		114,400	155,600	
25		114,900	160,000	
26		115,400	164,400	

※平成2年4月1日からの初任給改善（初任給基準の1号引上げ）に伴い、1級の初号は1号給から2号給に引上げられたことによる改正。

⑥平成8年4月1日～平成14年3月31日

別表第1

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	——円	100,200円	102,900円	122,600円
2	91,400	100,400	105,400	124,500
3	93,500	100,500	108,900	126,400
4	95,700	100,900	115,900	128,300
5	97,800	100,900	119,300	130,200
6	100,200	101,900	122,600	131,900
7	100,400	103,800	124,500	133,700
8	100,500	104,800	126,400	135,500
9	100,800	105,600	128,300	137,200
10	100,800	106,400	130,200	139,000
11	101,700	107,300	131,800	140,600
12	103,500	108,100	133,600	142,300
13	104,500	108,900	135,400	143,900
14	105,200	109,500	137,100	145,600
15	106,000	110,300	138,800	147,200
16	106,800	111,000	140,400	151,700
17	107,500	111,600	142,000	156,200
18	108,300	112,300	143,600	160,700
19		112,800	145,200	165,300
20		113,400	146,800	169,900
21		113,900	151,200	
22		114,400	155,600	
23		114,900	160,000	
24		115,400	164,400	

※平成8年4月1日適用の医(1)給料表の号給削減に伴う改正。

別表第2

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	——円	61,200円	55,700円	41,600円
2	62,400	59,400	53,900	39,400
3	62,500	57,500	51,900	37,200
4	62,700	55,700	49,900	35,000
5	62,800	53,900	47,900	32,800
6	63,000	51,900	45,900	30,400
7	61,200	49,900	43,800	28,000
8	59,400	47,800	41,600	25,600
9	57,500	45,800	39,400	23,100
10	55,700	43,800	37,200	20,700
11	53,800	41,600	35,000	18,100
12	51,800	39,300	32,800	15,500
13	49,700	37,100	30,300	12,800
14	47,600	34,800	27,900	10,200
15	45,500	32,500	25,500	7,500
16	43,500	30,000	23,000	7,700
17	41,200	27,600	20,500	7,800
18	38,900	25,100	17,900	7,900
19	36,600	22,500	15,200	8,100
20	34,200	20,000	12,500	8,300
21	31,900	17,300	9,800	
22		14,600	7,100	
23		11,800	7,200	
24		9,000	7,300	
25		6,200	7,400	
26		3,400	7,500	

別表第2

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
1	——円	61,200円	53,900円	41,600円
2	62,400	59,400	51,900	39,400
3	62,500	57,500	49,900	37,200
4	62,700	53,900	45,900	35,000
5	62,800	51,900	43,800	32,800
6	61,200	49,900	41,600	30,400
7	59,400	45,800	39,400	28,000
8	57,500	43,800	37,200	25,600
9	53,800	41,600	35,000	23,100
10	51,800	39,300	32,800	20,700
11	49,700	37,100	30,300	18,100
12	45,500	34,800	27,900	15,500
13	43,500	32,500	25,500	12,800
14	41,200	30,000	23,000	10,200
15	38,900	27,600	20,500	7,500
16	36,600	25,100	17,900	7,700
17	34,200	22,500	15,200	7,800
18	31,900	20,000	12,500	7,900
19		17,300	9,800	8,100
20		14,600	7,100	8,300
21		11,800	7,200	
22		9,000	7,300	
23		6,200	7,400	
24		3,400	7,500	

(勤務時間及び休暇等関係)

1 休暇制度の変遷

休暇の種類	適用年月日	取得期間	内 容
年次休暇	S. 47. 5. 15	年20日	計算は暦年、年中途で採用の場合は月数に応じて比例付与 1時間単位で取得可 その年に受けなかった日数は、翌年に限り繰越可 琉球政府時代に積み立てていた年次休暇については、復帰の日から10年間は行使可
	S. 57. 3. 30		琉球政府時代に積み立てていた年次休暇の行使期間を10年間から15年間に延長
	S. 62. 5. 15		琉球政府時代に積み立てていた年次休暇の残日数（10日を限度とする）の行使期間を昭和63年5月14日まで延長
	H. 13. 4. 1		再任用短時間勤務職員の取扱いを規定（1週間当たりの勤務時間数等に応じ比例付与）
	H. 17. 4. 1		任期付短時間勤務職員の取扱いを規定（1週間当たりの勤務時間数等に応じ比例付与）
	H. 20. 2. 27		育児短時間勤務職員の取扱いを規定（1週間当たりの勤務時間数等に応じ比例付与）
	H. 28. 9. 1		県立学校及び市町村立の小学校、中学校等に勤務する職員（指導主事を除く。）については、暦日によらず、9月1日を初日とすることを規定
公傷休暇	S. 47. 5. 15	1年6月以内	公務上の負傷、疾病（公務災害と認定される場合に限る）による療養
療養休暇	S. 47. 5. 15	1年以内	結核性疾患による療養
病気休暇	S. 47. 5. 15	90日以内	公務外の負傷、疾病（結核性疾患を除く）による療養 1時間単位で取得可
	H. 17. 1. 1	90日以内 (妊娠に起因する疾病 120日以内)	妊娠に起因する疾病の場合について、90日以内を120日以内に拡充
	H. 28. 4. 1	90日以内 (妊娠に起因する疾病 120日以内、精神性疾患による場合180日以内)	精神性疾患による休暇の場合について、最初に請求する場合に限り90日以内を180日以内に拡充
生理休暇	S. 47. 5. 15	必要と認める期間	生理日の勤務が著しく困難な女性職員又は生理に有害な業務に従事する女性職員の請求により付与

休暇の種類	適用年月日	取得期間	内 容	
産前休暇及び産後休暇	S. 47. 5. 15	産前6週 産後8週	出産予定の女性職員及び出産した女性職員に付与	
	S. 49. 6. 13	産前8週 (多胎妊娠は10週) 産後8週	産前8週(多胎妊娠は10週)に改める	
	H. 10. 4. 1	産前8週 (多胎妊娠は14週) 産後8週	多胎妊娠を10週から14週に改める	
慶弔休暇				
親族が死亡した場合				
配偶者	S. 47. 5. 15	10日	生計を一にする姻族は、血族に準ずる いわゆる代襲相続において祭具等の承継 を受ける場合は、7日とする 遠隔地に赴く場合は、実際に要する往復 日数を加算	
血族	父母	S. 47. 5. 15		7日
	子	S. 47. 5. 15		5日
		H. 7. 2. 28		7日
	祖父母	S. 47. 5. 15		3日
	孫	S. 47. 5. 15		1日
	兄弟姉妹	S. 47. 5. 15		3日
	おじ又はおば	S. 47. 5. 15		1日
姻族	父母の配偶者又は配偶者の父母	S. 47. 5. 15		3日
	子の配偶者又は配偶者の子	S. 47. 5. 15		1日
		H. 8. 3. 31		3日
	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	S. 47. 5. 15		1日
	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	S. 47. 5. 15		1日
	おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	S. 47. 5. 15		1日
父母、配偶者及び子の祭しを行う場合	S. 47. 5. 15	1日	祭しとは、年祭、回忌等に祭事、法事等を営む場合をいう	
	H. 10. 4. 1		遠隔地に赴く場合は、実際に要する往復日数を加算	
結婚する場合	S. 47. 5. 15	3日	結婚式等の日を含む継続した3日以内	
	S. 48. 12. 1	5日	5日に改める	
	S. 50. 7. 1	7日	7日に改める	

休暇の種類	適用年月日	取得期間	内 容
特別休暇			
条例第16条列記	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通制限又は遮断	S. 47. 5. 15	理由の発生期間 職員が勤務可能であるにもかかわらず交通の制限又は遮断により勤務に従事できない場合に付与
	風水震災火災その他非常災害による交通遮断	S. 47. 5. 15	理由の発生期間 職員が勤務可能であるにもかかわらず交通の制限又は遮断により勤務に従事できない場合に付与
	風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	S. 47. 5. 15	15日（連続した日） 職員が現に居住する住居が滅失又は破壊された場合に付与
	交通機関の事故等（交通機関のストを含む）不可抗力の事故	S. 49. 5. 18	理由の発生期間 出勤不可能の状態が本人の責によらない場合に限る
	業務、事業の全部又は一部停止（台風の来襲等による事故発生防止の措置を含む）	S. 47. 5. 15	理由の発生期間 所属長が業務等の停止措置をした場合、特に勤務を命じた職員以外の職員に対し付与
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭	S. 47. 5. 15	必要な日又は時間 本人の責によらないで証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合に限る
	選挙権等公民権の行使	S. 47. 5. 15	必要な日又は時間 公民権の具体例 選挙権 最高裁判所裁判官の審査権 憲法改正の場合の国民投票権 議長、長の解職の投票権 住民投票の権利
	職員が生後1年に達しない生児を育てる場合（育児休暇）	S. 47. 5. 15	1日2回各30分又は1日1回60分 女性職員が生後1年に達しない生児を育てる場合に付与 生後1年の計算は、民法の一般原則による
		H. 9. 4. 1	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分 取得時間を改める 男性職員が取得できるよう改める 男性職員に対しては、配偶者が育児休業をしている場合等は付与できない 男性職員には、1日について90分から配偶者が付与される育児休暇（相当するものを含む）を減じた時間の範囲内で付与
	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合（妊婦通勤緩和休暇）	S. 48. 8. 1	勤務時間の始め又は終わりに1日1時間 育児休暇が付与されている場合は、重複して付与しない
職員の配偶者の産前産後の期間に、出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育（育児参加休暇）	H. 18. 1. 1	5日 男性職員の育児参加を促進するため、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産後8週間の期間に取得可能	
中学校就学の始期に達するまでの子の看護又は予防接種若しくは健康診断（子の看護休暇）	H. 14. 7. 10	5日 「小学校就学の始期に達するまで」とは、6歳に達する日の属する年度の3月31日までをいう	
	H. 22. 4. 1	5日（子が2人以上の場合10日） 小学校就学を中学校就学に拡充 子の看護（負傷、疾病にかかった子の世話）に加え、予防接種及び健康診断を追加	
夏季休暇	H. 16. 1. 1	6月から10月までの期間内の5日 夏季における心身の健康の維持・増進又は家庭生活の充実の休暇を特別休暇として規定（従来の職務専念義務免除の運用から変更）	
	R. 4. 4. 1	5月から11月までの期間内の5日 取得可能期間を5月から11月までに拡大	

休暇の種類	適用年月日	取得期間	内 容
短期介護休暇	H. 22. 4. 1	5日（要介護状態にある対象家族が2人以上は10日）	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の短期の介護、その他の世話
条例第16条第14号による協議	妊娠中及び出産後の女性職員が健康診査及び保健指導を受ける場合（通院休暇）	S. 49. 7. 1	1日の正規の勤務時間の範囲内で必要な時間
		S. 55. 1. 1	妊娠7月（1月は28日として計算）まで4週1回 妊娠8月以降2週1回 出産後1年以内1回
		H. 9. 5. 13	妊娠満23週まで4週1回 妊娠満24～35週まで2週1回 妊娠満36週～出産まで1週1回 出産後1年以内1回
		H. 11. 2. 15	離島公署に勤務する職員が交通機関等の事情により1日で受診することが困難である場合は、その都度必要と認められる時間の範囲内とする
妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合（妊娠障害休暇）	S. 50. 7. 1	妊娠期間中7日（継続・分割可）	病気休暇及び産前休暇とは別につわり等により勤務することが著しく困難な場合に付与
配偶者の出産のための看護・家事等に従事する場合（出産補助休暇）	S. 49. 5. 1	出産後10日以内において3日	出産する配偶者のため看護、家事等に従事する場合に付与
	S. 55. 1. 1	出産前10日以内又は出産後10日以内において3日	適用範囲を出産前10日以内まで拡大
子供の予防接種	S. 49. 5. 1	1日	子供の予防接種を受けさせる場合に付与
	H. 22. 4. 1		「子の看護休暇」の取得要件に含まれることとなったため、廃止する
旧盆	S. 48. 8. 7	該当日のうち1日	業務に支障のない職員に対し、旧盆該当日のうち1日を付与
風水震災火災その他天災地変により本人（現に居住する住居を除く）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	S. 52. 8. 1	本人10日 家族5日	職員が現に居住する住居以外の住居の滅失、破壊による復旧作業に従事する場合に付与
骨髄移植のための登録又は検査、入院等	H. 5. 6. 1	必要な期間	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録、提供に伴う検査、入院等の場合に付与
	H. 25. 3. 14		要件に、末梢血幹細胞の提供を加える
	H. 30. 5. 29		「子」の取扱いについて、特別養子縁組及び養子縁組里親等を含める

休暇の種類		適用年月日	取得期間	内 容
	社会に貢献する活動を行う場合	H. 9. 4. 1	5日以内	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援を除く）を行う場合に付与
		H. 14. 12. 1		休暇の対象となる活動を行う施設の追加等
		H. 22. 3. 30		休暇の対象となる活動を行う施設に係る根拠法の改正に伴う所要の改正
		H. 23. 6. 27		東日本大震災関係に対処するための特例を規定（平成23年12月31日までの間）
		H. 30. 5. 29		休暇の対象となる活動を行う施設の追加等 東日本大震災に対処するための特例の削除
	インフルエンザ	H. 21. 6. 10	必要と認められる期間	新型インフルエンザ等感染症により出勤することが困難であると認められる場合に付与
	永年勤続休暇	H. 25. 4. 1	連続する3日以内	当分の間、勤続20年及び勤続30年に達する職員に付与
組合休暇		S. 47. 5. 15	30日以内	職員団体の規約に定める機関及び職員団体の加入する上部団体の機関の業務に従事する場合に付与（無給休暇）
介護休暇		H. 11. 4. 1	一の連続する状態ごとに連続する3月以内	家族の負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合に付与（無給休暇） 1時間単位で取得可
		H. 14. 4. 1	一の連続する状態ごとに連続する6月以内	取得期間を6月以内に改める
		H. 29. 4. 1	一の連続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月以内	3回を超えない範囲内で取得可能とした
介護時間		H. 29. 3. 31	一の連続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間以内	家族の負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合に付与（無給） 30分単位で取得可 始業の時刻から連続し、又は就業の時刻まで連続した2時間の範囲内

2 育児休業者数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
知事部局	134 (0)	131 (1)	206 (0)	143 (0)	145 (2)
教育委員会	329 (0)	380 (2)	155 (2)	63 (1)	111 (1)
警察本部	3 (0)	9 (0)	13 (0)	5 (0)	8 (0)
計	466 (0)	520 (3)	374 (2)	211 (1)	264 (3)

区分 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
知事部局	149 (5)	164 (10)	187 (7)	191 (12)	185 (15)	182 (19)
教育委員会	406 (19)	469 (25)	419 (23)	414 (18)	387 (27)	469 (27)
警察本部	19 (0)	18 (0)	21 (0)	25 (1)	26 (0)	20 (1)
計	574 (24)	651 (35)	627 (30)	630 (31)	598 (42)	671 (47)
(参考) (内) 知事部局のみ	80 (8)	88 (2)	80 (9)	80 (11)	74 (8)
(参考) (内) 他任命権者	84 (2)	99 (5)	111 (3)	105 (4)	108 (11)

区分 \ 年度	29年	30年	31年	令和2年	3年
知事部局	172 (9)	187 (16)	206 (30)	225 (52)	245 (53)
教育委員会	435 (25)	476 (36)	485 (45)	473 (41)	474 (69)
警察本部	22 (3)	23 (2)	21 (4)	24 (1)	45 (16)
計	629 (37)	686 (54)	712 (79)	722 (94)	764 (138)
(参考) (内) 知事部局のみ	68 (4)	83 (13)	90 (20)	93 (39)	96 (34)
(参考) (内) 他任命権者	104 (5)	104 (3)	116 (10)	132 (13)	149 (19)

注1 数値は年度内新規休業者数であり、下段()書は男性の休業者数で内数である。

注2 「…」は未集計のため数値不詳

3 介護休暇取得者数の状況

(単位：人)

区分 \ 年度	平成11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
知事部局	10 (2)	2 (0)	4 (1)
教育委員会	2 (1)	3 (1)	6 (0)
警察本部	0 (0)	0 (0)	1 (1)
計	12 (3)	5 (1)	11 (2)

区分 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
知事部局	14 (2)	9 (5)	49 (41)	50 (25)	14 (4)	14 (4)	36 (23)	33 (17)
教育委員会	65 (12)	68 (13)	48 (9)	50 (9)	50 (9)	57 (10)	54 (14)	44 (7)
警察本部	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (1)
計	79 (14)	78 (19)	99 (52)	102 (36)	64 (13)	72 (15)	91 (37)	78 (25)
(参考) (内) 知事部局のみ	3 (1)	2 (1)	23 (20)	46 (25)	9 (2)	8 (3)	31 (22)	27 (14)
(参考) (内) 他任命権者	11 (1)	7 (4)	26 (21)	4 (0)	5 (2)	6 (1)	5 (1)	6 (3)

区分 \ 年度	31年	令和2年	3年
知事部局	53 (37)	51 (32)	33 (16)
教育委員会	78 (14)	75 (14)	57 (18)
警察本部	4 (2)	1 (1)	5 (2)
計	135 (53)	127 (47)	95 (36)
(参考) (内) 知事部局のみ	42 (34)	43 (32)	20 (11)
(参考) (内) 他任命権者	11 (3)	8 (0)	13 (5)

注1 介護休暇は、平成11年4月1日から制度を導入。

注2 数値は年度内新規取得者数であり、下段（ ）書は男性の取得者数で内数である。

注3 「・・・」は未集計のため、数値不詳

(出典：地方公共団体の勤務条件等に関する調査 (総務省調査))

(公平審査関係)

1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表 (県関係)

事案名	当局	措置要求者	主な措置要求の趣旨及び概要	処置状況等
昭和55年(指)第1号	知事	知事部職員	県からの要請により国の機関から割愛採用されたが、採用の際に提示された初任給と実際に決定された初任給とは3号給の開きがある。また、国の機関で受けていた俸給と比較しても低い。	判定：棄却 (昭和58.3.29)
昭和59年(指)第1号	知事及び出納長	知事部職員	旅費を支給する際は実費で船賃を支給し、かつ、当局は船賃の支給に関する運用解釈を是正するよう求めた。	取下げ (昭和61.5.26)
昭和60年(指)第1号	校長及び県教育委員会	教諭	欠勤として減額された給与の回復	判定：棄却 (平成3.3.20)
昭和60年(指)第2号	校長及び県教育委員会	教諭	同上	同上
昭和60年(指)第3号	校長及び県教育委員会	教諭	同上	同上
昭和60年(指)第4号	校長及び県教育委員会	教諭	同上	同上
昭和60年(指)第5号	校長及び県教育委員会	教諭	同上	同上
昭和63年(指)第1号	校長及び県教育委員会	教諭	教職員組合主催の教育研究会に参加するために職務専念義務免除の申請を行い、これが認められず、そのまま当該研究会に参加したため、欠勤扱いとされ給与の減額支給を受けた。	判定：棄却 (平成3.12.17)
平成元年(指)第1号	校長及び県教育委員会等	教諭	全国教育研究会に参加するために校長に年次休暇を申請したが、拒否され欠勤扱いされ、また、欠勤したとして町教育委員会から文書訓告を受け、さらに給与の減額を受けた。	取下げ (平成元.8.22)
平成14年(指)第1号	知事	知事部職員	着後手当の不足分の支給を求める。	判定：棄却 (平成15.2.18)
—	県教育委員会	教諭	大学院派遣の取扱いの見直しを求める。	取下げ (平成15.12.17)
—	県教育委員会	教諭	勤務先(研修先)の変更を求める。	取下げ (平成18.10.13)
平成21年(指)第1号	知事	知事部職員	分限休暇期間を公傷休暇に振り替えること及び必要な期間の公傷休暇を付与することを求める。	判定：棄却 (平成22.2.16)
—	県教育委員会	学校事務職員	人事異動内示の取消しを求める。	却下 (平成22.4.13)
平成24年市町村(指)第1, 2, 4, 6, 12, 14, 17, 24, 26, 39, 41, 42号 (計31件) ※1	県教育委員会等	教諭及び事務職員計27名	要求年月日：平成22.3.19 学校長から職務専念義務の承認を得て、地区英語教育研究会等へ参加した。 会評実地検査において「教職員の勤務時間における職務専念義務が遵守されないにもかかわらず、その時間の給与が支給されている」旨の指摘を受け、教育委員会が措置要求者らの職務専念義務を取消したことから、「職務専念の取消しに対する取消し」と「欠勤処理の取消し」を求める。 受理年月日：平成24.4.10(1, 2, 4, 6号)、平成24.5.23(12, 14号)、平成24.6.19(17, 24号, 26, 28号)、平成24.9.3(29, 39号)及び平成24.9.25(41, 42号)	判定：要求認容 (平成24.12.18)
平成24年市町村(指)第3, 5, 7号	校長及び県教育委員会等	教諭3名	同上	取下げ (平成24.11.13)
平成24年市町村(指)第8, 9号 ※2	県教育委員会等	教諭2名	受理年月日：平成24.3.21、平成24.3.27及び平成24.6.7 同上	判定：棄却及び一部要求認容 (平成25.1.15)

事 案 名	当 局	措置要求者	主 な 措 置 要 求 の 趣 旨 及 び 概 要	処 理 状 況 等
平成24年市町村(措)第10, 11号 ※ 3	県教育委員会等	教諭2名	市町村教育委員会は、措置要求者らが、夏季休業前の職員会議にて、校長から夏季休業中の休憩時間を本来の45分から60分にする提案を受け入れ、勤務時間が短縮されたことから、夏季休業期間中に計12, 13時間欠勤したと認定した。 また、県教育委員会は、措置要求者らに対して欠勤に係る過払い給与の返納を通知した。それらを受けて、措置要求者らは、欠勤の取消しと返納命令の取消しを要求した。 受理年月日：平成24. 4. 10	判定：要求認容(平成25. 1. 15)
平成24年市町村(措)第15号 ※ 4	県教育委員会等	教諭	学校長から職専免の承認を得て、地区中文連協会等へ参加した。 会計実地検査において「教職員の勤務時間における職務専念義務が遵守されていないにもかかわらず、その時間の給与が支給されている」旨の指摘を受け、教育委員会が措置要求者らの職専免を取消した上で、欠勤処理したことから、「職専免の取消しに対する取消し」と「欠勤処理の取消し」を求める。 受理年月日：平成24. 4. 10	判定：棄却及び一部要求認容(平成25. 2. 19)
平成24年市町村(措)第16, 40号 ※ 5	県教育委員会等	教諭2名	同上 受理年月日：平成24. 4. 10	判定：棄却(平成25. 2. 19)
平成24年市町村(措)第25, 43, 44号 ※ 6	校長及び県教育委員会等	教諭5名 学校事務職員1名	同上 受理年月日：平成24. 3. 28、平成24. 8. 29及び平成24. 9. 3	取下げ(平成24. 12. 18)
	知事	知事部職員	沖縄県職員人事評価実施規程を改正し、再任用職員を人事評価の対象から除くこと及び所属長から措置要求者に対して人事評価システムへの入力を行う旨の指導を撤回させることを求める。 要求年月日：平成28. 9. 28	却下(平成28. 10. 21)
	県教育委員会	学校事務職員	パワハラを行った校長を処分すること、県教育委員会は徹底した調査を行うこと及び県教委は団体交渉に誠実に応じることを求める。 要求年月日：令和2. 12. 28	却下(令和3. 3. 2)
	県教育委員会	学校事務職員	パワハラを行った校長を処分すること、県教育委員会は公益通報に基づく調査を行うこと及び公益通報に関する説明を行うことを求める。 要求年月日：令和3. 2. 22	却下(令和3. 5. 18)
	県教育委員会	学校事務職員	県立学校職員に適用される人事評価関係規程が県教育庁等職員に適用される規程と異なる理由等を説明すること及び県立学校職員にも県教育庁等職員と同様の規程を適用させること。 要求年月日：令和3. 7. 26	却下(令和3. 9. 28)
	県教育委員会	学校事務職員	県教育委員会の教職員評価システム担当者の不適切な対応の是正、同人の処分及び教職員評価システムでの苦情処理における調査を実施すること。 要求年月日：令和3. 7. 26	却下(令和3. 9. 28)
令和3年(措)第1号	県教育委員会	学校事務職員	1 扶養親族移動料を支払うこと。 2 要求者の異動に伴う住居を確保すること。 3 任命権者は、誠意ある対応を行うこと。 受理年月日：令和3. 9. 14	判定：1 棄却 2 却下 3 却下 (令和4. 4. 19)
令和4年(措)第1号	県教育委員会	学校事務職員	1 教職員住宅への入居を承認すること。 2 任命権者は、誠意ある対応を行うこと。 受理年月日：令和4. 7. 5	判定：1 棄却 2 却下 (令和4. 7. 5)

※ 1～6：平成24年市町村(措)第1～44号の措置要求者はいずれも県費負担教職員であることから、本来であれば事案名は「平成24年(措)第〇号」とするところ、「平成24年市町村(措)第〇号」と発出しているため、そのまま表記している。

2 不利益処分に関する不服申立て事案一覧表（琉球政府関係）

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
1955年第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒免職	勤務中に飲酒酩酊し、民間人と口論する等した。 受理年月日：昭和30.8.11	判定：処分承認（昭和31.7.3）
1955年第2号	1. 不服申立人：警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒減給（1/100 1月）	送迎会後に飲酒酩酊し、喧嘩口論し、刑事事件として送検された。 受理年月日：昭和30.10.1	判定：処分取消（昭和30.12.17）
1955年第2号 に対する再審	1. 不服申立人：警察局長 2. 処分者：同上 3. 処分内容：懲戒減給（1/100 1月）	判定は形式的な手続上の違背のみを指摘するが、懲戒権の本質的な面に重点がおかれるべきである。 申立年月日：昭和30.12.22	却下（昭和31.3.26）
1955年第1号 に対する再審	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒免職	処分事実の認定に重大なる事実誤認があり、再審を請求する。 申立年月日：昭和31.7.9	却下（昭和31.9.14）
1957年第1号	1. 不服申立人：刑務官 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒減給（2/100 2月）	無断退庁したこと及び監獄法施行規則により禁じられている煙草を面会人が受刑者に与えているところを現認しているながら何等措置することをしなかった。 受理年月日：昭和32.5.16	判定：処分承認（昭和34.2.13）
1957年第3号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（6月）	出張命令を履行せず旅費を受領する等の非行 受理年月日：昭和32.7.3	取下げ（昭和32.7.22）
1957年第2号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒免職	勤務中無断で外出し、あるいは無断欠勤し、勤務態度、勤務成績不良である。 受理年月日：昭和32.7.10	判定：処分修正（昭和33.2.22）
1961年第1号	1. 不服申立人：検察事務官 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒戒告	不服申立人の瑕疵により被疑者を逃走させた。 受理年月日：昭和36.5.18	判定：処分承認（昭和36.6.27）
1962年第1号等併合	1. 不服申立人：一般職員14名 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（1月） 懲戒減給（5/100 3月） 懲戒戒告	争議行為を実施し、その際上司の解散命令に違反して大会を続行し、出席し、多数の公務員に職場を放棄せしめた。 受理年月日：昭和37.5.25	判定：一部処分承認、一部処分取消（昭和41.12.13）
1963年第1号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：転任	転任処分は、正当な組合活動、活発な組合活動をしたが故の処分である。 受理年月日：昭和38.1.14	判定：処分承認（昭和39.4.17）
1963年第2号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：転任	転任処分は、活発な組合活動をしたが故の処分である。 受理年月日：昭和38.1.14	判定：処分承認（昭和39.4.17）
1963年第3号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：転任、職種の変更	不服申立人に対する転任処分は組合活動を行ったが故になされた不当配転である。 受理年月日：昭和38.12.12	判定：処分承認（昭和40.5.21）

事案名	処分の概要	主な処分理由又は不服理由	処理状況等
1964年第1号等併合	1. 不服申立人：一般職員4名 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒減給（1/10 1月） 懲戒戒告	禁制品であるサンゴの原木を携行し、外国の税関に没収された。 受理年月日：昭和39. 10. 1	判定：処分取消（昭和41. 1. 17）
1965年第1号	1. 不服申立人：教員 2. 処分者：校長 3. 処分内容：一	年休行使に対する賃金カット 受理年月日：昭和40. 1. 26	取下げ（昭和40. 3. 16）
1965年第2号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒免職	収賄 受理年月日：昭和40. 1. 25	判定：処分承認（昭和40. 5. 21）
1965年第2号に対する再審	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察局長 3. 処分内容：懲戒免職	処分者の処分が承認されたことにつき、量定不当である。 請求年月日：一	却下（昭和40. 6. 14）
1965年第3号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒戒告	公衆電話で市外電話をかけ、料金を請求されると欺言をろうし、それを免れた。 受理年月日：昭和40. 3. 1	判定：処分取消（昭和40. 12. 6）
1966年第1号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒戒告	官公労の年休闘争に際し、管理者としての配慮を請求され、よってその争議行為を助長した。 受理年月日：昭和41. 6. 3	判定：処分承認（昭和41. 12. 17）
1966年第2号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒戒告	官公労の年休闘争に際し、管理者として要求される配慮を欠き、これを承認し、よって職員の争議行為を助長した。 受理年月日：昭和41. 6. 3	判定：処分承認（昭和41. 12. 17）
1966年第3号等併合	1. 不服申立人：一般職員22名 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（1月） 懲戒減給（5/100 3月） 懲戒減給（3/100 1月） 懲戒戒告	争議行為を企て、多数の職員に実行させた。 受理年月日：昭和41. 6. 3	判定：一部処分承認、一部処分取消（昭和41. 11. 5）
1968年第1号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（6月）	配置換等に関する不満から上司を殴打した。 受理年月日：昭和43. 12. 5	判定：処分修正（昭和45. 8. 11）
1968年第2号	1. 不服申立人：一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒停職（6月）	飲酒酩酊し、宿直勤務を欠いた。また、宿直者の勤務を妨害した。以前懲戒停職6月に付されたことがあり、累犯である。 受理年月日：昭和43. 12. 30	判定：処分修正（昭和44. 12. 26）
1968年第1号	1. 不服申立人：警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒戒告	誤認逮捕。事件処理の適切を欠いた。 受理年月日：昭和44. 7. 26	判定：処分取消（昭和46. 3. 26）
1970年第1号	1. 不服申立人：元一般職員 2. 処分者：行政主席 3. 処分内容：懲戒免職	収賄容疑で起訴された。 受理年月日：昭和45. 8. 5	判定：処分承認（昭和47. 5. 13）

事案名	処分の概要	主な処分理由又は不服理由	処理状況等
1970年第2号	1. 不服申立人:警察官 2. 処分者 :警察本部長 3. 処分内容 :懲戒減給 (5/100 6月)	暴力団員との交遊関係が情報収集の域を逸脱している。 受理年月日 :昭和45. 8. 22	判定 : 処分修正 (昭和46.11.20)
1970年第3号	1. 不服申立人:一般職員 2. 処分者 :行政主席 3. 処分内容 :分限休職	刑事事件で起訴されたことによる休職処分 受理年月日 :昭和45. 10. 1	取下げ (昭和46. 1. 27)
1970年第4号等併合	1. 不服申立人:一般職員9名 2. 処分者 :行政主席 3. 処分内容 :懲戒停職 (1月~3月)	争議行為を企て、多数の職員を教唆し、自らもこれに参加した。 受理年月日 :昭和45. 10. 13	判定 : 処分承認 (昭和47. 5. 12)
1971年第1号	1. 不服申立人:一般職員 2. 処分者 :行政主席 3. 処分内容 :転任	転任に伴い減収となった。また、専門外の業務のため、精神的苦勞も多く、不利益を受けている。 受理年月日 :昭和46. 8. 18	取下げ (昭和47. 5. 13)
1971年第2号	1. 不服申立人:一般職員 2. 処分者 :行政主席 3. 処分内容 :懲戒減給 (5/100 3月)	部下職員が業務上横領罪で起訴され、医療保険金の支払事務に幾多の疑惑をもたらしたことで、不服申立人が管理責任を問われた。 受理年月日 :昭和46. 8. 25	判定 : 処分修正 (昭和47. 5. 9)

3 不利益処分に関する不服申立て・審査請求事案一覧表（県関係）

事案名	処分の概要	主な処分理由又は不服理由	処理状況等
昭和49年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転による交通事故 受理年月日：昭和49.3.13	判定：処分承認(昭和51.12.6)
昭和52年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：警察官2名 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒戒告	部下の看守が留置人の事故を未然に防止できず、監督責任を問われた。 受理年月日：昭和52.8.4	取下げ(昭和53.10.6、昭和53.10.20)
昭和52年(不)第3号等 併合	1. 不服申立人：元知事部職員3名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒免職	人事異動の指令を拒否し勤務を怠った。 受理年月日：昭和52.8.25	判定：処分承認(昭和55.10.16)
昭和53年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転による人身事故等 受理年月日：昭和53.1.12	判定：処分承認(昭和55.2.21)
昭和53年(不)第2号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員2名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	組合活動を理由とした不当配転 受理年月日：昭和53.6.22	取下げ(昭和58.1.18)
—	1. 不服申立人：知事部職員2名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：—	職員労働組合が実施する年休行使闘争に際し、管理者として適切な対応を取っていない。 申立年月日：昭和56.5.27	取下げ(昭和56.8.4)
—	1. 不服申立人：知事部職員50名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：文書訓告	争議行為を行ったとして文書訓告を受けた。 申立年月日：昭和56.5.29	却下(昭和56.7.23)
昭和56年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員44名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒減給6名 (1/10 3月他) 懲戒戒告38名	争議行為を企画し、指導し、実行し自らも参加した。 受理年月日：昭和56.7.23	取下げ(昭和58.1.18)
昭和56年(不)第45号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員4名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	本人の同意を得ずして保母職から主事へ転任させたのは不当である。 受理年月日：昭和56.9.24	取下げ(昭和58.3.4)
—	1. 不服申立人：教諭9名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：文書訓告	病氣療養中の校長に面会を強要する等、公務員に相応しくない行為をしたとして文書訓告を受けた。 申立年月日：昭和56.12.28	却下(昭和57.4.8)
—	1. 不服申立人：教諭6名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：文書訓告	校長への報告を阻止し、また職務命令に従わなかったとして文書訓告を受けた。 申立年月日：昭和57.2.1	却下(昭和57.4.27)
昭和57年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員24名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒減給9名 (1/10 3月他) 懲戒戒告15名	争議行為を企画し、指導し、実行した。 受理年月日：昭和57.5.28	取下げ(昭和62.2.23)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
—	1. 不服申立人：知事部職員19名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を行わせた。 申立年月日：昭和57.5.28	却下（昭和57.8.6）
昭和58年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	酒気帯びで運転の上、他車に衝突し現場から逃走した。 受理年月日：昭和58.2.2	判定：処分承認（平成2.8.3）
—	1. 不服申立人：知事部職員35名 教育庁職員1名 2. 処分者：知事、県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を行わせた。 申立年月日：昭和58.5.30	却下（昭和58.7.29）
昭和58年(不)第2号等 併合	1. 不服申立人：教諭10名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和58.6.8	取下げ（昭和62.2.23）
昭和58年(不)第12号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員10名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和58.6.8	取下げ（昭和63.3.31）
昭和58年(不)第22号等 併合	1. 不服申立人：教諭8名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	卒業式において、市教育委員会の告辞を阻止する行動をし、また、事情聴取に応じなかった。 受理年月日：昭和58.9.13	取下げ（昭和62.2.23 1名、平成6.8.18 7名）
昭和58年(不)第30号等 併合	1. 不服申立人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限免職	体罰を行うなど指導方法に問題がある。指導内容が適正になされていない。 受理年月日：昭和58.10.14	判定：処分承認（平成12.10.31）
昭和59年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：教諭4名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	卒業式において、教育委員会の告辞を阻止する行動をした。 受理年月日：昭和59.2.29	取下げ（平成元.5.13 1名、平成6.8.18 2名、平成6.9.2 1名）
—	1. 不服申立人：学校事務吏員 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：—	学校事務職員の県外研修に際し、派遣依頼した6名のうち不服申立人だけを他人に差し替えて参加者を選定したのは、不法・不当な処分である。 申立年月日：昭和59.4.5	取下げ（昭和59.4.23）
昭和59年(不)第5号等 併合	1. 不服申立人：教諭13名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和59.5.31	取下げ（昭和63.3.31）
昭和59年(不)第18号等 併合	1. 不服申立人：知事部職員4名 教育庁職員1名 2. 処分者：知事、県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和59.5.31	取下げ（昭和63.9.29）
昭和59年(不)第23号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	主任研修会不参加に関する事情聴取に応じなかった。 受理年月日：昭和59.7.10	取下げ（昭和59.9.28） ※処分者による処分取消し（昭和59.7.31）
昭和60年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：教諭32名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為を企画・指導し、実行した。 受理年月日：昭和60.6.11	取下げ（平成2.4.16 11名、平成3.1.14 21名）

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和60年(不)第33～40号	1. 不服申立人：知事部職員7名 ：教育庁職員1名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和60.6.11	取下げ(昭和63.9.29)
—	1. 不服申立人：知事部職員36名 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	争議行為 申立年月日：昭和61.5.28	取下(昭和61.7.1)
昭和61年(不)第1～7号及び第27号	1. 不服申立人：知事部職員7名 ：教育庁職員1名 2. 処分者：知事 ：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10、昭和61.7.8	取下げ(昭和63.9.29)
昭和61年(不)第8号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	不当労働行為にあたる。 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成元.3.24)
昭和61年(不)第9号等併合	1. 不服申立人：教諭2名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(1月) 懲戒減給(1/10・2月)	卒業式における日の丸掲揚の阻止行動及び日の丸・君が代に反対する旨を表示したりポシの着用等の服務規律違反 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第11号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第12号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第13号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第14号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第15号等併合	1. 不服申立人：教諭6名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	授業参観日に保護者に対して日の丸・君が代に反対する署名活動を行うなどの服務規律違反 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第21号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	卒業式における日の丸掲揚の阻止行動及び日の丸・君が代に反対する旨を表示したりポシの着用等の服務規律違反 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和61年(不)第22号等 併合	1. 不服申立人：教諭5名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒減給1名(1/10 2月) 懲戒戒告4名	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和61年(不)第28号等 併合	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒減給(5/100 1月) 分限免職	(懲戒)無断欠勤、職務命令拒否 (分限)上記の理由の他、職務回避等 受理年月日：昭和61.7.29、昭和62.2.24	判定：処分承認(平成8.3.26)
昭和61年(不)第29号等 併合	1. 不服申立人：教諭13名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	卒業式における日の丸掲揚の阻止行動及び日の丸・君が代に反対する旨を表示したりポンの着用等の服務規律違反 受理年月日：昭和61.10.7	取下げ(平成6.8.18)
昭和61年(不)第42号等 併合	1. 不服申立人：教諭2名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	同上 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ(平成8.7.11)
昭和63年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：教諭2名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	学校施設の無断使用等 受理年月日：昭和63.9.27	判定：処分承認(平成6.6.21) ※1名取下げ(平成2.7.3)
平成元年(不)第1号等 併合	1. 不服申立人：教諭3名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：転任	異動方針の逸脱及び組合役員への就任を予定していた者への転任処分は組合への不当介入である。 受理年月日：平成元.6.30	取下げ(平成4.6.29 1名、平成6.12.16 2名)
平成元年(不)第4号	1. 不服申立人：元知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒免職	収賄 受理年月日：平成元.10.17	取下げ(平成8.3.11)
平成2年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	酒気帯び運転の反復継続 受理年月日：平成2.1.30	取下げ(平成3.10.25)
平成2年(不)第2号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	本件転任は実質的な降格処分である。 受理年月日：平成2.6.4	取下げ(平成4.5.9)
平成2年(不)第3号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：転任	違法な転任処分である。 受理年月日：平成2.6.4	取下げ(平成4.6.22)
平成3年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	拾得物から現金を横領した。 受理年月日：平成3.1.14	取下げ(平成6.2.22)
平成5年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(2月)	校長への面談を強要した。 受理年月日：平成5.2.2	却下(平成12.10.31)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成8年(不)第1号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	収賄事件に関連した処分 受理年月日：平成8.12.24	取下げ(平成9.3.17)
平成10年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	信用失墜行為及び守秘義務違反 受理年月日：平成10.9.30	取下げ(平成11.10.8)
平成13年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限休職	就労可能であるが、休職を強要され生活権を侵害されている。 受理年月日：平成13.5.17	取下げ(平成13.2.5)
平成14年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	酒気帯びで自家用車を運転した。 受理年月日：平成14.6.25	判定：処分承認(平成16.7.20)
平成14年(不)第2号	1. 不服申立人：警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：転任	本署の係長から交番所長に異動させられた。 受理年月日：平成14.11.12	却下(平成16.7.27)
平成15年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	生徒に体罰を行った。また生徒へのセクハラ的言動により学校現場を混乱させた。 受理年月日：平成15.8.26	判定：処分承認(平成17.5.24)
平成15年(不)第2号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(1月)	生徒に対してセクハラ行為をした。 受理年月日：平成15.11.11	判定：処分承認(平成17.3.25)
平成16年(不)第1号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	事務職に配属されたことに対する不服申立て 受理年月日：平成16.7.27	取下げ(平成17.8.3)
平成16年(不)第2号	1. 不服申立人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	研修命令を拒否し、正当な理由なく欠勤した。 受理年月日：平成17.3.25	却下(平成18.8.2)
—	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：—	指導力不足等教員として認定され、さらに指導力不足等教員研修を命ぜられた。 申立年月日：平成17.5.9	却下(平成17.8.3)
—	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒停職(1月)	懲戒停職処分に対する不服申立て 申立年月日：平成18.4.4	却下(平成18.9.12)
平成19年(不)第1号	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	教育委員会の職務命令に従わず、一定期間欠勤した。 受理年月日：平成19.6.11	判定：処分修正(停職1月)(平成19.10.16)
平成19年(不)第2号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限休職	長期入院治療中の分限休職中の職員に対する分限休職の更新処分への不服申立て 受理年月日：平成19.7.31	判定：処分取消(平成19.10.16)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成19年(不)第2号に 対する再審	1. 不服申立人：知事 2. 処分者：同上 3. 処分内容：分限休職	処分当時申立人の主治医かつ公立病院医師の診断の事実に係る判断が欠けている。 請求年月日：平成20.2.19	却下(平成20.3.19)
—	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限休職	分限休職処分(更新)を公傷休職に替えたうえで、同休職期間中における給与の全額を支給し、又は、本件分限休職期間中において、賞与を含む給与の全額を支給することを求める。 申立年月日：平成20.8.21	却下(平成20.12.19)
—	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限休職	同上 申立年月日：平成20.10.21	却下(平成20.12.19)
—	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限休職	平成20.8.21付け及び同10.21付け不服申立てに係る再審請求 申立年月日：平成21.6.19	却下(平成21.10.14)
平成21年(不)第1号	1. 不服申立人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転による交通事故 受理年月日：平成21.11.24	判定：処分承認(平成22.9.14)
—	1. 不服申立人：元知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限免職	分限免職処分に対する不服申立て 申立年月日：平成21.12.21	却下(平成22.1.25)
平成21年(不)第2号	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	同僚に対するモラルハラスメント及び不適切な会計処理 受理年月日：平成21.12.16	判定：処分修正(減給1/10 1月)(平成24.7.3)
平成23年(不)第1号	1. 不服申立人：元警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒免職	泥酔保護した女性にわいせつ行為をした。 受理年月日：平成23.11.15	取下げ(平成25.10.8)
平成24年(不)第1号	1. 不服申立人：警察官 2. 処分者：警察本部長 3. 処分内容：懲戒減給(1/10 6月)	脅迫行為 受理年月日：平成24.2.21	判定：処分修正(減給1/10 3月)(平成25.5.20)
—	1. 不服申立人：教諭8名 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：—	職専免を取消し及び欠勤扱いに変更したことに伴う給与減額に対する不服申立て 申立年月日：平成24.5.9、平成24.5.10	却下(平成24.11.24)
—	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限休職	分限休職に対する不服申立て 申立年月日：平成24.12.7	取下げ(平成24.12.27)
—	1. 不服申立人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：留任	現任教における留任に対する不服申立て 申立年月日：平成26.3.28	却下(平成26.4.9)

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成26年(不)第1号	1. 不服申立人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	女子生徒にわいせつ行為をした。 受理年月日：平成26.6.18	判定：処分承認(平成28.7.19)
—	1. 不服申立人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限免職	適格性欠如及び受診命令拒否 申立年月日：平成27.2.19	却下(平成27.3.4)
平成29年(審)第1号	1. 審査請求人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒戒告	再任用職員に係る人事評価の拒否 受理年月日：平成29.2.28	裁決：処分承認(平成30.4.24)
—	1. 審査請求人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：人事評価	適格性欠如及び受診命令拒否 請求年月日：平成29.6.28	却下(平成29.7.25)
—	1. 審査請求人：教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：転任	現任教への転任は不利益処分であるとの主張 請求年月日：平成29.6.28	却下(平成29.7.25)
平成30年(審)第1号	1. 審査請求人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限免職	児童等への叱責及び受診命令拒否 受理年月日：平成30.4.10	裁決：処分承認(令和2.3.31)
—	1. 審査請求人：県立病院職員 2. 処分者：病院事業局長 3. 処分内容：異動内示	人事異動内示先への転任は降格にあたるとの主張 請求年月日：平成31.4.17	却下(令和元.5.7)
平成30年(審)第1号に 対する再審	1. 審査請求人：元教諭 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：分限免職	裁決の基礎となった証拠が虚偽、裁決に影響を及ぼすような新たな証拠の発見等 請求年月日：令和2.10.8	却下(令和3.4.9)
令和元年(審)第1号	1. 審査請求人：大学教授 2. 処分者：知事 3. 処分内容：懲戒減給	学生に対する教育的配慮を欠いた不適切な発言及び指導管理不足等 受理年月日：令和元.11.19	取下げ(令和4.7.5)
令和元年(審)第2号	1. 審査請求人：元学校事務職員 2. 処分者：県教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	窃盗及び飲酒運転 受理年月日：令和元.12.17	裁決：処分承認(令和3.9.7)
令和2年(審)第1号	1. 審査請求人：元知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限免職	適格性の欠如及び受診命令拒否 受理年月日：令和2.4.21	裁決：処分承認(令和4.9.20)
令和3年(審)第1号	1. 審査請求人：元知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：分限免職	適格性の欠如及び受診命令拒否 受理年月日：令和2.12.18	裁決：処分承認(令和4.4.19)
令和3年(審)第2号	1. 審査請求人：知事部職員 2. 処分者：知事 3. 処分内容：転任	人事異動に伴い給料や手当が減額されたことは実質的な降格人事にあたる。 受理年月日：令和3.9.21	裁決：処分承認(令和4.9.20)

(市町村等公平審査関係)

1 勤務条件に関する措置要求事案一覧表（市町村等関係）

事 案 名	当 局	措 置 要 求 者	主 な 措 置 要 求 の 趣 旨 及 び 概 要	処 理 状 況 等
昭和47年市町村(措)第1号	市町村長及び市町村教育委員会	市町村職員	本土復帰に伴う身分移行の際の職務の等級格付けの是正を求める。 受理年月日：昭和47.11.30	判定：要求容認（昭和49.3.13）
昭和48年市町村(措)第1号	市町村長及び市町村議会	市町村職員	地公法上、常勤の一般職である教育長の給与が非常勤職として格付けされていることは違法な措置であるとして、常勤の一般職としての正規の給与の支払いを求める。 受理年月日：昭和48.1.27	判定：棄却（昭和48.10.19）
昭和51年市町村(措)第1号～第99号	市町村長、市町村教育委員会、市町村議会、市町村選挙管理委員会及び市町村農業委員会	市町村職員99名	措置要求者は、当局の適正な時季変更権の行使に従わず年休を取得したとして処分を受けた。措置要求者は正当な年休権の行使に対し、給与の減額を行うことは裁量権を逸脱するとして、給与の回復を求める。 受理年月日：昭和51.3.5	取下げ：12名（昭和51.11.13） 1名（昭和52.6.1） 86名（昭和53.8.1）
昭和53年市町村(措)第1号等併合	市町村長及び市町村議会	市町村職員90名	当局と期末手当の支給割合を削減しない旨の合意が存在したにもかかわらず、議会において一方的に措置要求者らに不利となる削減を強行採決したことは違法である。 受理年月日：昭和53.10.2	取下げ（昭和55.3.31）
—	市町村長	市町村職員	派遣により国家公務員から市町村職員となった措置要求者は、給与決定にあたって、当局が要求者の20年の経験年数を何ら考慮し調整することなく新規採用者と同様に初任給を決定したのは、他の同等の職員の給与と比較して著しく均衡を失っているとして給与の適正な是正を求める。 要求年月日：昭和55.4.19	取下げ（昭和55.6.9）
平成9年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	時間外勤務の改善及び事務分掌の改善を求める。 受理年月日：平成9.8.26	取下げ（平成11.1.27）
平成13年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	経験年数及び学歴からみて他との間に給与差が開いており、不均衡となっており、是正を求める。また、昇格運用基準の早期作成と実施を求める。 受理年月日：平成13.7.10	判定：却下及び一部棄却（平成14.3.12）
—	市町村長	市町村職員8名	全職員の給与の見直し 要求年月日：平成14.11.5	取下げ（平成15.1.24）
—	市町村長	市町村職員	合併に伴う給与の格差是正 要求年月日：平成21.3.30	却下（平成21.6.18）
平成21年組合(措)第1号	組合管理者	組合職員	提案もなしに給与等の減額をしないこと。 受理年月日：平成21.12.22	却下（平成22.6.17）
平成21年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	合併協議会において合意された市町村間の一般職の給料の格差是正正について、合併後も是正されていない状況がある。 受理年月日：平成21.6.18	判定：要求容認（平成22.10.14）
平成21年市町村(措)第2号	市町村長	市町村職員	同上 受理年月日：平成21.6.18	判定：要求容認（平成22.10.14）
令和2年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	人事異動における課長補佐級の昇任を見直すことを求める。 受理年月日：令和2.9.29	却下（令和3.3.9）
令和2年市町村(措)第2号	市町村長	市町村職員	措置要求者と職員Aを同一部署に配置しないこと及びその際速やかに補充の職員を採用するよう求める。 受理年月日：令和2.9.29	取下げ（令和3.5.12）
令和2年市町村(措)第3号	市町村長	市町村職員	不当に減額された通勤手当を復活するよう求める。 受理年月日：令和2.9.29	取下げ（令和3.3.29）

事 案 名	当 局	措 置 要 求 者	主 な 措 置 要 求 の 趣 旨 及 び 概 要	処 理 状 況 等
—	市町村長	消防職員	昇任理由解明及び昇任見直し 要求年月日：令和3.2.26	却下（令和3.6.28）
令和3年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	人事評価結果に関する異議申立てを判断し、人事評価結果を開示すること、縮減された勤続手当を支給し、適法に査察指導員を任用することを求める。 受理年月日：令和3.5.18	判定：棄却（令和4.3.29）
—	市町村長	消防職員	昇任理由解明及び昇任見直し 要求年月日：令和3.9.27	却下（令和3.10.26）
—	市町村長	消防職員	同上	却下（令和4.4.26）
令和4年市町村(措)第1号	市町村長	市町村職員	要求年月日：令和4.1.12 1 支給を停止された通勤・住居手当を支給すること。 2 上記に伴う遅延損害金及び損害賠償金を支払うこと。 受理年月日：令和4.3.1	判定：1 棄却 2 却下 （令和4.7.12）

2 不利益処分に関する不服申立て・審査請求事案一覧表（市町村等関係）

事 案 名	処分の概要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和48年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	取締 受理年月日：昭和49.2.28	判定：処分修正（懲戒戒告）（昭和51.12.6）
昭和48年市町村(不) 第1号に対する再審	1. 不服申立人：市町村長 2. 処分者：同上 3. 処分内容：懲戒免職	判定に影響を及ぼすような事実についての判断が欠けている。 処分者は、収賄で起訴されたこと及びその内容について自ら調査し非行事実の認定を行って本件処分に及んだものである。 申立年月日：昭和52.3.4	却下（昭和52.4.14）
昭和49年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	従来係長が出張所長として業務を処理していた部署へ職長職である不服申立人を充てることは、実質的な降任であり、違法処分である。 受理年月日：昭和49.8.29	取下げ（昭和51.3.2）
昭和49年市町村(不) 第2号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	行政職から技術職への本件転任処分は不服申立人の知識、能力等を度外視した処分であり、首長選挙に絡む報復人事である。 受理年月日：昭和49.10.31	取下げ（昭和49.12.9）
昭和49年市町村(不) 第3号等併合	1. 不服申立人：市町村職員5名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	課長から主幹及び係長事務扱いへの転任は実質的な降任処分であり、市町村合併に伴う報復人事である。 受理年月日：昭和49.11.28	取下げ（1名 昭和50.12.8） （4名 昭和52.1.10）
昭和49年市町村(不) 第8号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	本件転任処分は首長選挙に絡む報復人事、不当な転任である。 受理年月日：昭和49.12.	取下げ（昭和52.2.24）
昭和49年市町村(不) 第9号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	本人の承諾も得ない技術職から事務職への本件転任処分は、首長選挙に絡む報復人事である。 受理年月日：昭和49.12.26	取下げ（昭和52.2.24）
昭和51年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員3名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	本件転任処分は選挙に絡む降任を伴う報復人事である。 受理年月日：昭和51.10.21	取下げ（昭和52.4.28）
昭和53年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒戒告	公務中の交通事故 受理年月日：昭和53.4.10	判定：処分取消し（昭和58.1.25）
昭和53年市町村(不) 第1号に対する再審	1. 不服申立人：市町村長 2. 処分者：同上 3. 処分内容：懲戒戒告	原裁判は物損事故を軽微と判断しているが、その基準が全く不明であり、合理的根拠がない。 申立年月日：昭和58.5.10	取下げ（昭和58.6.24）
昭和54年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	公金の着服 受理年月日：昭和54.3.14	取下げ（昭和56.3.30）
昭和54年市町村(不) 第2号等併合	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	逮捕・勾留後、公訴提起され、その後、市町村教育委員会から起訴休職処分。保釈決定後に懲戒免職処分 申立年月日：昭和54.6.27	却下（昭和54.7.5）
昭和54年市町村(不) 第2号等併合	1. 不服申立人：市町村職員2名 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：転任	人事異動の際には事前に本人と協議するという従来の労使慣行を踏みにじり、人事権の濫用にあたり、不当処分である。 受理年月日：昭和54.9.17	取下げ（昭和57.9.6）

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和54年市町村(不) 第4号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限免職	病気による勤務実績不良者に対する免職処分は過酷であり、手続的に違法である。また、分限審査委員会で弁明の機会を与えていない。 受理年月日：昭和54.10.4	判定：処分承認（昭和57.2.17）
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒停職（3月と10日）、転任	収賄容疑事件に関連して起訴された後、懲戒停職処分を受け期間満了後に転任処分を受けた。 申立年月日：昭和54.10.15	取下げ（昭和54.12.22）
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒停職（1年）、転任	同上 申立年月日：昭和54.11.16	取下げ（昭和54.12.22）
昭和55年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：転任	転任処分により組合活動の著しい制限及び業務内容の変更等で不利益を受けた。 受理年月日：昭和55.2.14	取下げ（昭和57.9.25）
昭和55年市町村(不) 第2号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職（10日）	公共工事の設計変更について、正規の手続きを経ることなく事業者に執行を指示し、職務上の義務を怠った。 受理年月日：昭和55.11.13	取下げ（昭和56.4.13） ※処分者による処分取消し（昭和56.3.28）
昭和56年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：懲戒停職（3月）	火災現場において消防活動に従事せず雑談をしたり、上司に対し脅迫じみたる暴言をした等の非違行為を行った。 受理年月日：昭和56.2.25	取下げ（昭和57.5.20）
昭和56年市町村(不) 第2号等併合	1. 不服申立人：元市町村職員5名 市町村職員2名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職5名 懲戒停職（6月）2名	争議行為を計画し、その遂行を共謀し、自ら参加した。 受理年月日：昭和56.2.25	取下げ（昭和56.10.12） ※処分者による処分修正
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	市町村長部局から水道局への転任 申立年月日：昭和58.6.24	却下（昭和58.8.2）
昭和59年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員3名 2. 処分者：市町村長及び市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職（1月）	市町村議会の開催を阻止し、威力業務妨害罪で逮捕・拘留後に罰金に処せられた。 受理年月日：昭和59.2.21	取下げ（昭和60.4.19）
昭和60年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転により死傷事故を起こしたうえ、救護義務違反をした。 受理年月日：昭和60.8.6	判定：処分承認（平成3.4.19）
昭和61年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員2名 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：転任	市町村長部局から教育委員会（学校事務）への転任 受理年月日：昭和61.6.10	取下げ（昭和62.3.2）
昭和62年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒停職（3月）、分限降任	公共施設への不法侵入 受理年月日：昭和62.1.20	取下げ（昭和62.3.4） ※処分者による処分取消し

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
昭和62年市町村(不) 第3号等併合	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒停職(3月)、分限降任	同上 受理年月日：昭和62.3.10	取下げ(平成元.2.7)
昭和63年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給(1/10 6月)	公務中の死亡事故 受理年月日：昭和63.10.18	取下げ(平成元.10.2)
平成元年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員3名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	転任処分は事前に内示もなく、実質的な降任処分である。 能力以上の職に配転させることによって、職務遂行に混乱を招き、結果として自主退職の環境を作るものである。 受理年月日：平成元.10.17	取下げ(平成元.12.25)
平成2年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：失職	公職選挙法違反等により有罪判決を受け失職 受理年月日：平成2.2.13	判定：処分承認(平成6.12.20)
平成2年市町村(不) 第2号等併合	1. 不服申立人：市町村職員2名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	課長職から主幹職への転任は、実質的な降任処分であり裁量権の濫用にあたる。市町村長選挙に絡む不正人事であり、平等取扱いの原則に反する。 受理年月日：平成2.9.5	取下げ(平成5.2.2)
平成3年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	多額の不明金を発生させたことによる失職 受理年月日：平成3.10.28	取下げ(平成5.3.5)
平成6年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員4名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	市町村長選挙に絡む報復人事、論功行責人事であり、また、人事異動基本方針及びび人事異動ローテーションに反する。 受理年月日：平成6.7.19	判定：処分承認(平成7.12.19) ※うち1名取下げ(平成6.9.2)
平成7年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員5名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	課長又は参事から主幹への異動は、職務上、上位の職から下位の職への降任処分であり、不利益処分にあたる。 受理年月日：平成7.6.13	判定：処分取消(平成10.3.31)
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：— 3. 処分内容：—	条件付き採用が取消しとなった。 申立年月日：平成7.7.14	却下(平成7.8.31)
平成7年市町村(不) 第6号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	わいせつ行為による逮捕 受理年月日：平成7.8.1	判定：処分修正(停職6月)(平成11.4.30)
平成10年組合(不)第1号	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	不適正な事務処理及び職務怠慢 受理年月日：平成10.6.10	判定：処分承認(平成12.12.26)
平成10年組合(不)第1号に対する再審	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	裁決は、原処分の具体的妥当性について何ら判断をしていない。 申立年月日：平成13.3.12	却下(平成13.4.24)
—	1. 不服申立人：消防職員(13名) 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：文書訓告	上司とのトラブルを理由に訓練に参加しなかったとして訓告処分を受けた。 申立年月日：平成10.11.27	却下(平成10.12.22)

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成10年組合(不)第2号	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：分限降任	副参事から係長への分限降格処分を受けた。 受理年月日：平成10.12.9	判定：処分承認(平成12.12.26)
平成10年組合(不)第3号	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：分限降任	次長から係長への分限降任処分を受けた。 受理年月日：平成10.12.9	判定：処分承認(平成12.12.26)
平成10年組合(不)第3号に対する再審	1. 不服申立人：消防職員 2. 処分者：消防長 3. 処分内容：分限降任	判決は、形式的、抽象的な認定、判断となっており、また解釈に誤りがある。 申立年月日：平成13.3.12	却下(平成13.4.24)
平成10年市町村(不)第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員2名 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限降任	事務局長から副参事へ、課長から参事への転任は、実質的な降任処分である。また、転任により管理職手当がカットされた。 受理年月日：平成10.12.15	判定：処分承認(平成12.6.6)
平成12年市町村(不)第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給(1/10 6月)	職員への度重なる脅迫及び乱暴な行為による逮捕 受理年月日：平成12.10.31	判定：処分承認(平成14.4.23)
平成16年組合(不)第1号	1. 不服申立人：組合一般職員 2. 処分者：組合管理者 3. 処分内容：転任	組合への派遣を解かれた。 受理年月日：平成16.7.27	取下げ(平成17.8.3)
平成20年市町村(不)第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長及び市町村教育委員会 3. 処分内容：転任	職員間の確執により年度途中で町教育委員会への出向、また、図書室勤務を命ぜられた。 受理年月日：平成20.1.23	判定：処分承認(平成21.9.29)
平成20年市町村(不)第2号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒免職	酒気帯び運転及び追突事故 受理年月日：平成20.7.14	判定：処分修正(停職6月)(平成21.3.31)
平成20年市町村(不)第3号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限降任	公文書改ざんによる懲戒処分及び不適正な会計事務処理による懲戒処分を踏まえ、適格性欠如による分限降任処分を受けた。 受理年月日：平成20.12.16	判定：処分承認(平成22.1.25)
平成20年市町村(不)第3号に対する再審	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限降任	同上 申立年月日：平成22.5.10	却下(平成22.7.15)
平成23年市町村(不)第1号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒停職(6月)	利害関係者に対する便宜供与を問われた。 受理年月日：平成23.6.5	判定：処分修正(停職1月)(平成24.12.18)
平成23年市町村(不)第2号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒戒告	部下職員の懲戒処分に伴う、管理監督責任を問われた。 受理年月日：平成23.7.26	判定：処分取消(平成23.9.13)
平成23年市町村(不)第2号に対する再審	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒戒告	不適法と判断した裁決に事実誤認がある。 申立年月日：平成23.9.13	却下(平成24.4.24)

事 案 名	処 分 の 概 要	主 な 処 分 理 由 又 は 不 服 理 由	処 理 状 況 等
平成23年市町村(不) 第3号	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村教育委員会 3. 処分内容：懲戒戒告	部下職員の懲戒処分に伴う管理監督責任を問われた。 受理年月日：平成23.7.26	判定：処分取消（平成23.9.13）
平成23年市町村(不) 第3号に対する再審	1. 不服申立人：市町村教育委員会 2. 処分者：同上 3. 処分内容：懲戒戒告	部下職員の懲戒処分に伴う管理監督責任を問われた。 申立年月日：平成23.9.13	却下（平成24.4.24）
—	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給（5/100 6月）	市町村長選挙に絡む服務規律違反 申立年月日：平成25.11.21	取下げ（平成25.11.28）
平成26年市町村(不) 第1号	1. 不服申立人：市町村議会事務局長 2. 処分者：市町村議会議長 3. 処分内容：懲戒減給（8/100 3月）	議会において暴言及び答弁拒否等をした。 受理年月日：平成26.2.20	判定：処分取消（平成27.9.15）
平成26年市町村(不) 第2号	1. 不服申立人：元市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒免職	飲酒運転のうえ、警察官の求める免許証提示及び飲酒検知を拒否した。 受理年月日：平成26.6.18	判定：処分承認（平成27.7.28）
平成27年市町村(不) 第1号等併合	1. 不服申立人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給（20/100 3月、15/100 3月）	税徴収に係る不適正な事務処理 受理年月日：平成27.10.20	判定：処分修正（減給20/100 1月） （平成29.3.29）
平成30年組合(審)第 1号	1. 審査請求人：消防職員 2. 処分者：組合管理者 3. 処分内容：懲戒減給（10/100 6月）	パワハラ、脅迫メール及び現場指揮における内部規定違反 受理年月日：平成30.4.10	裁決：処分取消（令和元.11.19）
平成30年市町村(審) 第1号	1. 審査請求人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：分限降任	勤務実績不良による主任主事から主事への分限降任 受理年月日：平成30.11.13	裁決：処分承認（令和3.3.23）
—	1. 審査請求人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：転任	嚴重注意に伴う転任処分 請求年月日：令和2.4.16	却下（令和2.6.2）
令和2年市町村(審) 第1号	1. 審査請求人：市町村職員 2. 処分者：市町村長 3. 処分内容：懲戒減給（10/100 1月）	部下の非遵行為に対する管理監督責任 受理年月日：令和2.5.19	裁決：処分取消（令和4.7.12）

(労働基準監督関係)

労働基準監督機関としての主な職権行使件数 (昭和47年度～平成8年度)

	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成1	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8
解雇予告除外認定		2	7	1		2	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三六協定届出		4																							
事業場の個別監督			32				6	9	12													4			
労基・労安実態調査実施(書面)																									
労基・労安実態調査実施(実地)																									
産業医選任報告													14						1						
衛生管理者選任報告			2	1	3													1							
事務所換気設備設置届																		1	2						
ボイラー設置届			2	1	3							2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
〃 落成検査			2	1	3							2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
〃 性能検査			4	9	5	6	7	6	4	6	7	6	7	7	7	7	8	7	7	7	7	6	6	7	5
〃 廃止届(検査証返還)			1	1	1	1	1	1	1	1	2	1						1				1	2	1	1
〃 取扱作業主任者選任報告			4		1	1																			
小型ボイラー設置報告			1	1	1		1	2			1											1			
第一種圧力容器設置届					2		2	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1				2
〃 落成検査					1		1	3	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1					2
〃 性能検査					1		2	4	7	7	5	8	8	8	8	9	9	10	10	10	9	8	8	5	7
〃 廃止届(検査証返還)																									
第二種圧力容器設置報告	4		1	1	4	2		1	1	1															
クレーン設置報告								2	1	1															
小型クレーン設置報告								1																	
クレーン落成・性能検査																									
ゴンドラ性能検査																									
エレベーター性能検査																									
放射線装置等設置届						2	1															1			1
有機溶剤一部適用除外認定																									
特殊健康診断結果報告						3	9	6																	
健康診断結果報告							3																		
事故報告							1																		
断続的な労働(宿日直勤務含む。)許可																									
労働者死傷病報告																									
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告																									

* H2.9月から届出不要

労働基準監督機関としての主な職権行使件数（平成9年度～令和3年度）

	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	
解雇予告除外認定	1	2	5	3	2	2	0	0	1	0	2	0	1	1	0	1	4	2	1	2	1	3	0	3	0	1
三六協定届出																										
事業場の個別監督																										
労基・労安実態調査実施（書面）						165	53	51	59	53	48	54	54	54	52	54	50	50	52	51	53	51	51	51	53	54
労基・労安実態調査実施（実地）						30	30	28	30	24	22	14	10	10	13	13	13	6	13	11	14	18	17	0	4	4
産業医選任報告						1	12	15	29	14	76	14	12	8	11	19	14	16	8	15	16	4	7	6	23	23
衛生管理者選任報告						1	45	72	102	84	98	91	61	55	60	54	57	56	60	48	68	75	68	75	71	71
事務所換気設備設置届																										
ボイラー設置届			1	1													1									1
〃 落成検査			1	1			1	1									1	1			1					
〃 性能検査	5	5	3	4	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	5	5	6	5	5	6	5	6	5	
〃 廃止届（検査証返還）			1	1		1	1	1	1								1				1	1				
〃 取扱作業主任者選任報告																										
小型ボイラー設置報告												1														
第一種圧力容器設置届		1	1		1											1	2									
〃 落成検査		1	1		1	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2									
〃 性能検査	8	7	7	8	8	9	8	9	10	10	10	10	11	11	11	10	11	9	11	11	10	10	10	10	10	
〃 廃止届（検査証返還）	1	1			1	2	1	1	1			1				1		2							1	
第二種圧力容器設置報告																										
クレーン設置報告	4																									
小型クレーン設置報告	4					1			4	13	1	12	4	4	4	5	2	4	1	2	1	2	1	2	1	
クレーン落成・性能検査	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	3	0	4	0	3	0	3	0	2	4	2	4	2	5	
ゴンドラ性能検査	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0														
エレベーター性能検査																										
放射線装置等設置届		2		1					1			2	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
有機溶剤一部適用除外認定													1													
特殊健康診断結果報告							2	2											88	5	2	7	10	8	15	
健康診断結果報告							71	89	78	89	83	88	85	95	94	81	87	91	88	91	85	95	94	97	90	
事故報告																										
断続的な労働（宿日直勤務含む。）許可							14					4	3	9	5	2	1			4	2	1	1	1	3	
労働者死傷病報告																										
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告												2	25	13	12	26	22	16	17	6	21	15	28	23	17	
																						81	88	91	96	91

あ と が き

1952年5月15日に「琉球政府人事委員会」として発足して以来70年という歳月を経るとともに、1972年5月15日の日本復帰にあわせて発足した「沖縄県人事委員会」として50年という大きな節目を迎える記念すべき年に、『人事委員会史～70周年（復帰50年）記念誌～』を刊行することができました。

本誌は、『人事委員会史－20年のあゆみ－』（1973年3月刊行）、『人事委員会史－復帰10年のあゆみ－』（1982年5月刊行）、『人事委員会史－40周年記念誌－』（1992年1月刊行）、『人事委員会史－50周年記念誌－』（2003年3月刊行）に続くものです。

編集に当たっては、長い年月の歩みの中で人事行政に関する貴重な変遷過程について、何を残しどのように記載していくかに重点を置き、本委員会70年間の実績が簡潔に把握できるように心がけました。

本委員会のこれまでの歩みを辿っていくと、他府県とは異なる歴史的、社会的背景の下においても、人事行政に関する専門的、中立的機関として、時代に対応した能率的で公正な人事行政の確立を目指してきたことが窺えます。

この間、幾多の課題解決を図りながら、本委員会の職務が円滑に遂行されてきたのは、歴代の人事委員や事務局職員の御努力、関係各位の御協力の賜であり、ここに改めて感謝と敬意を表します。

本誌を発刊するに当たり、70年記念誌にふさわしい内容となるよう務めたところでありますが、本来業務の間を縫っての原稿作成で時間的な制約があった他、誌面の制限等もあり、不備な点多々あるかと思いますが、御高覧の上、御指導、御叱正を賜れば幸いです。

この記念誌を通して、これまでの人事委員会が歩んできた歴史を振り返り、諸先輩方の労苦や知恵を学ぶとともに、本委員会70年の歩みと実績を貴重な財産として、新しい時代に対応した人事行政を行うため、事務局職員一同、鋭意努力していく所存でありますので、今後とも、関係各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

沖縄県人事委員会事務局長 茂太 強

人事委員会史
～ 70 周年（復帰 50 年）記念誌～

発行年月日	令和 5 年 3 月 23 日
編 集	沖縄県人事委員会事務局
発 行	沖 縄 県 人 事 委 員 会 那覇市泉崎 1-2-2 TEL (098) 886-2544
印 刷 所	オアシス印刷合同会社 那覇市古島 2-26-8 TEL (098) 886-0390
